

令和元年版
再犯防止推進白書



法務省

令和元年版
再犯防止推進白書

法務省

本書は再生紙を使用しております。

再犯防止推進白書の刊行に当たって



法務大臣

森 まさこ

令和という新たな時代が幕を開けました。時代が変わっても、国民の誰もが安全に安心して暮らすことのできる社会は、国民生活の基盤であり、政府が取り組む一億総活躍社会、女性や若者が活躍する社会、地方創生等の礎となるものです。

政府においては、これまで、2003年（平成15年）に第1回の犯罪対策閣僚会議を開催して以来、再犯防止のための様々な取組を実施してきました。そして、2016年（平成28年）12月に再犯の防止等の推進に関する法律が制定されたことを受け、2017年（平成29年）12月、我が国として初めてとなる「再犯防止推進計画」を閣議決定し、現在、政府一丸となって、地方公共団体、民間協力者等と連携して、各種施策を推進しているところです。

特に、令和2年度には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会とともに、犯罪防止・刑事司法分野における国際連合最大規模の会議である「国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRES）」が京都で開催されるなど、世界中から、我が国の安全・安心な社会に対して注目が集まります。これを契機とし、我が国の再犯防止に関する取組を世界に積極的に発信するとともに、「世界一安全な国、日本」を実現すべく再犯防止の施策を一層推進していくことが重要です。

今回の再犯防止推進白書には、「再犯防止推進計画」元年である平成30年度に政府が講じた取組を中心に掲載しています。また、より多くの国民の皆様が再犯防止の取組に関心を持っていただけるよう、コラムを通じ、再犯防止に取り組む民間協力者の方々の様子を伝えるとともに、特集として、近年社会的な問題となっている依存症について取り上げ、国、地方、民間団体等における依存症対策の取組を紹介しています。

本白書が、国民の皆様の再犯防止への御理解を深めていただく一助となるとともに、皆様お一人お一人が、それぞれのお立場において、再犯防止の推進のための具体的な行動を起こしてくださることを期待しております。

○表紙の絵画作品について



「桜 2019」豊ヶ岡学園

この作品は、少年院である豊ヶ岡学園の生徒9名が、地元協力者の指導を受けながら、協同して製作したものです。

豊ヶ岡学園は愛知県豊明市に所在する施設で、おおむね14歳から20歳までの男子が矯正教育を受けています。

このように少年院では、美術作品の創作活動等を通じて情操を豊かにするための活動も行っています。

○各ページ下部の  について

“幸福（しあわせ）の黄色い羽根” というシンボルマークです。

犯罪のない幸福で明るい社会を願うとの意味が込められています。

更生保護のシンボルマークであるひまわりの黄色と、刑期を終え出所した男性をあたたく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福（しあわせ）の黄色いハンカチ」（1977年（昭和52年）、山田洋次監督）から着想を得て、“社会を明るくする運動”への賛同を示す身近な協力のしるしとして、2008年（平成20年）に生まれました。

目次

第1章 再犯の防止等に関する施策の指標

第1節	再犯の防止等に関する施策の成果指標	2
1	刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率	2
2	新受刑者中の再入者数及び再入者率	3
3	出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率	3
4	主な罪名（覚せい剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率	6
第2節	再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標	7
1	就労・住居の確保等関係	7
(1)	刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合	7
(2)	協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数	7
(3)	保護観察終了時に無職である者の数及びその割合	8
(4)	刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合	8
(5)	更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数	8
2	保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係	9
(1)	特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数	9
(2)	薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合	9
3	学校等と連携した修学支援の実施等関係	10
(1)	少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、 出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率	10
(2)	上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者 又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合	10
(3)	矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率	11
4	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係	11
(1)	保護司数及び保護司充足率	11
(2)	“社会を明るくする運動”行事参加人数	11
5	地方公共団体との連携強化等関係	12
(1)	地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合	12

第2章 就労・住居の確保等のための取組

第1節	就労の確保等	14
1	職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得	14
(1)	職業適性等の把握	14
(2)	就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援	14
(3)	矯正施設における職業訓練等の充実	17
(4)	資格制限等の見直し	18
2	就職に向けた相談・支援等の充実	18
(1)	刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実	18
(2)	非行少年に対する就労支援	22

3	新たな協力雇用主の開拓・確保	22
(1)	企業等に対する働き掛けの強化	22
(2)	各種事業者団体に対する広報・啓発	24
(3)	多様な業種の協力雇用主の確保	24
4	協力雇用主の活動に対する支援の充実	25
(1)	協力雇用主等に対する情報提供	25
(2)	協力雇用主の不安・負担の軽減	25
(3)	住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援	27
(4)	協力雇用主に関する情報の適切な共有	27
5	犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等	27
(1)	国による雇用等	27
(2)	協力雇用主の受注の機会の増大	27
(3)	補助金の活用	28
(4)	協力雇用主に対する栄典	28
6	就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実	28
(1)	就労した者の離職の防止	28
(2)	雇用した協力雇用主に対する継続的支援	29
(3)	離職した者の再就職支援	29
7	一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保	30
(1)	受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実	30
(2)	障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用	30
(3)	ソーシャルビジネスとの連携	33

Column	1	日本財団による ^{しよくしん} 職親プロジェクト	33
--------	----------	---	----

第2節 住居の確保等

1	矯正施設在所中の生活環境の調整の充実	35
(1)	帰住先確保に向けた迅速な調整	35
(2)	受刑者等の親族等に対する支援	35
2	更生保護施設等の一時的な居場所の充実	36
(1)	更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実	36
(2)	更生保護施設における処遇の基準等の見直し	36
(3)	自立準備ホームの確保と活用	36
3	地域社会における定住先の確保	37
(1)	住居の確保を困難にしている要因の調査等	37
(2)	住居の提供者に対する継続的支援の実施	37
(3)	公営住宅への入居における特別な配慮	37
(4)	賃貸住宅の供給の促進	38
(5)	満期出所者に対する支援情報の提供等の充実	38

Column	2	更生保護施設「清心寮」による地域と連携した社会復帰支援	39
--------	----------	-----------------------------------	----

第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

第1節	高齢者又は障害のある者等への支援等	42
1	関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実	42
(1)	刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化	42
(2)	高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導	43
(3)	矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等	44
(4)	更生保護施設における支援の充実	44
(5)	刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施	45
2	保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化	45
(1)	地域福祉計画・地域医療計画における位置付け	45
(2)	社会福祉施設等の協力の促進	47
(3)	保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化	48
3	高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施	48
(1)	刑事司法関係機関の体制整備	48
(2)	刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討	48

Column



3 農福連携によるキョードー者の社会復帰・参画へ 49

第2節	薬物依存を有する者への支援等	51
1	刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等	51
(1)	再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施	51
(2)	矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備	55
(3)	更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実	55
(4)	薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討	56
2	治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実	57
(1)	薬物依存症治療の専門医療機関の拡大	57
(2)	薬物依存症に関する相談支援窓口の充実	57
(3)	自助グループを含めた民間団体の活動の促進	58
(4)	薬物依存症者の親族等の知識等の向上	58
(5)	薬物依存症対策関係機関の連携強化	58
(6)	薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討	61
3	薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成	61
(1)	薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成	61
(2)	薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成	62
(3)	薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成	62
(4)	薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成	62

第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

第1節	学校等と連携した修学支援の実施等	64
1	児童生徒の非行の未然防止等	64
(1)	学校における適切な指導等の実施	64
(2)	地域における非行の未然防止等のための支援	66

(3) 警察における非行少年に対する支援	69
2 非行等による学校教育の中断の防止等	70
(1) 学校等と保護観察所が連携した支援等	70
(2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実	70
(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実	71
3 学校や地域社会において再び学ぶための支援	71
(1) 矯正施設からの進学・復学の支援	71
(2) 高等学校中退者等に対する地域社会における支援	72

Column 4 東北少年院と宮城教育大学が連携した修学支援	73
---	----

第5章

犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

第1節 特性に応じた効果的な指導の実施等	76
1 適切なアセスメントの実施	76
(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化	76
(2) 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用	79
2 性犯罪者・性非行少年に対する指導等	79
(1) 性犯罪者等に対する専門的処遇	79
(2) 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止	82
3 ストーカー加害者に対する指導等	82
(1) 被害者への接触防止のための措置	82
(2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等	83
(3) ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究	83
4 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等	83
(1) 暴力団からの離脱に向けた指導等	83
(2) 暴力団員の社会復帰対策の推進	85
5 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等	85
(1) 刑事司法関係機関における指導体制の充実	85
(2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等	85
(3) 少年鑑別所における観護処遇の充実	86
(4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進	86
(5) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実	87
(6) 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等	89
6 女性の抱える問題に応じた指導等	89

Column 5 特性に応じた効果的な指導の実施等のための地域の専門家との連携	90
--	----

7 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等	92
8 その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実	93
(1) 各種指導プログラムの充実	93
(2) 社会貢献活動等の充実	98

(3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用	99
9 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等	100
10 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究	102

Column 6 保護観察所における社会貢献活動の取組について	103
--	-----

第6章

民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

第1節 民間協力者の活動の促進等	106
1 民間ボランティアの確保	106
(1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実	106
(2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供	106
(3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等	106
2 民間ボランティアの活動に対する支援の充実	107
(1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実	107
(2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実	107
(3) 更生保護サポートセンターの設置の推進	109
3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等	109
(1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化	109
(2) 更生保護事業の在り方の見直し	110
4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進	110
(1) 再犯防止活動への民間資金の活用を検討	110
(2) 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究	111
5 民間協力者との連携の強化	111
(1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築	111
(2) 犯罪をした者等に関する情報提供	111
(3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有	112

Column 7 再犯防止を支える民間協力者の方々	113
--	-----

Column 8 更生保護制度施行70周年 ～民間の発意によって生まれた更生保護制度の歴史について～	120
--	-----

第2節 広報・啓発活動の推進等	121
1 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進	121
(1) 啓発事業等の実施	121
(2) 法教育の充実	122
2 民間協力者に対する表彰	124

Column 9 「人は変われる。一緒なら。」 — “社会を明るくする運動” フラッグアーティスト・谷村新司さんの活動から —	124
---	-----

第7章 地方公共団体との連携強化等のための取組

第1節 地方公共団体との連携強化等 128

- 1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援 128
 - (1) 再犯防止担当部署の明確化 128
 - (2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援 128
 - (3) 地域のネットワークにおける取組の支援 130
 - (4) 資金調達手段の検討の促進 130
- 2 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 130
- 3 地方公共団体との連携の強化 131
 - (1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供 131
 - (2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有 131
 - (3) 国・地方協働による施策の推進 131
 - (4) 国の施策に対する理解・協力の促進 132

Column



10 島根あさひ社会復帰促進センターとの連携によるコウゾ栽培 132

第8章 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組

第1節 関係機関の人的・物的体制の整備等 136

- 1 関係機関における人的体制の整備 136
- 2 関係機関の職員等に対する研修の充実等 136
- 3 矯正施設の環境整備 136

特集 依存症対策

第1節 我が国における依存症の現状等 138

- (1) 依存症とは何か 138
- (2) 依存症の現状 138
- (3) 依存症と犯罪の現状 140
- (4) 依存症全般への対策 140

Column



依存症のメカニズムと回復について 141

第2節 薬物依存症者への指導と支援 143

- (1) 矯正施設における取組 143
- (2) 保護観察所や更生保護施設における取組 144
- (3) 麻薬取締部における取組 145
- (4) 保健医療関係機関における取組 145
- (5) 民間団体の取組 148
- (6) 地方公共団体における取組 148

第3節 アルコール依存症者への指導と支援 149

- (1) 矯正施設における取組 149
- (2) 保護観察所や更生保護施設における取組 150
- (3) 医療機関における取組 150
- (4) 民間団体の取組 151

第4節 ギャンブル等依存症者への指導と支援 152

- (1) 国における取組 152
- (2) 保健関係機関における取組 153
- (3) 民間団体の取組 154

第5節 終わりに 155

再犯防止等施策に関する基礎資料

- 1 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号） 158
- 2 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定） 164
- 3 再犯防止推進計画等検討会関係資料 193
 - (1) 再犯防止推進計画等検討会設置要綱（平成29年2月2日法務大臣決定） 193
 - (2) 再犯防止推進計画等検討会構成員 194
- 4 再犯防止等施策関係予算（平成30年度、令和元年度） 195
- 5 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧 202
- 6 再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定） 204
- 7 宣言：犯罪に戻らない・戻さない（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定） 216
- 8 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策（平成28年7月12日犯罪対策閣僚会議決定） 223
- 9 成人による刑事事件の流れ 228
- 10 非行少年に関する手続の流れ 230

はじめに

政府は、国民の安全・安心な暮らしを守り、「世界一安全な国、日本」を実現すべく、2003年（平成15年）に犯罪対策閣僚会議を開催して以降、再犯防止に向けた様々な取組を実施してきた。

そのような中、2016年（平成28年）12月に、2020年（令和2年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、国を挙げて再犯防止により一層取り組むため、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号。以下「推進法」という。）が制定、施行された。推進法では、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項が定められている。

推進法の施行を受け、政府は、推進法に基づき策定することとされている再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）の案の具体的内容を検討する場として、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」を開催した。同検討会において計9回にわたる議論を行うなどした上で、2017年（平成29年）12月、政府として初めて、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）末までの5年間を実施期間とする推進計画を閣議決定した。

推進計画では、推進法に掲げられた基本理念を基に5つの基本方針を設定しており、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示している。その上で、115に及ぶ再犯の防止等に関する具体的施策を7つの重点課題に整理して掲げ、法務省のみならず、警察庁、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等多くの関係省庁が連携して各種施策に取り組むこととしている。また、再犯の防止等に関する施策の指標として、出所受刑者の2年以内再入率を始めとする成果指標や施策の動向を把握するための参考指標も設定している。

本白書は、推進法に基づき国会に提出する年次報告として、推進計画に掲げた再犯の防止等に関する施策の指標の最新の数値及び115の具体的施策について2018年度（平成30年度）までの政府の実施状況等を取りまとめたものである。

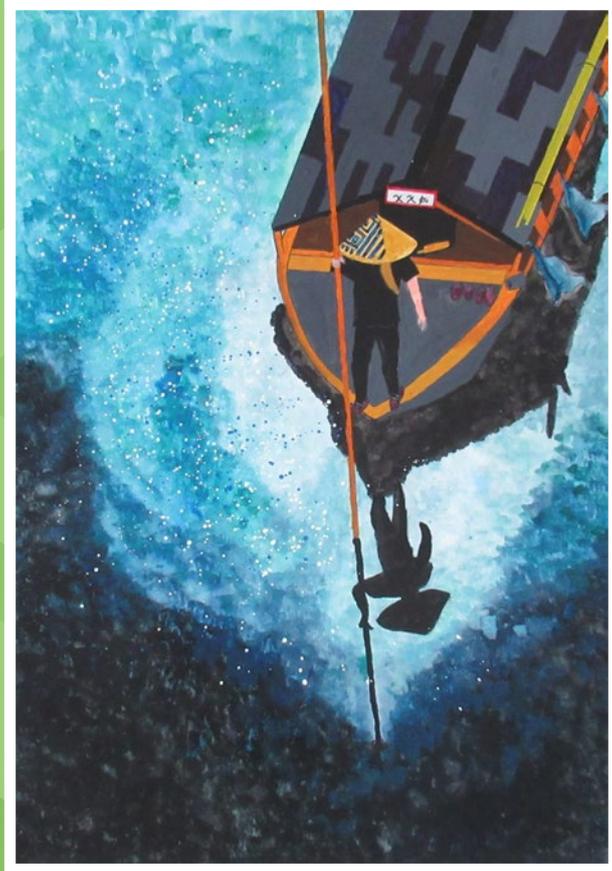
再犯の防止等に関する施策の指標のうち、成果指標の一つである出所受刑者の2年以内再入率については、再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに16%以下にするという目標を掲げて取り組んでいるところ、2017年については16.9%（【指標番号3】（P3）参照）と、前年から0.4ポイント減少しており、目標達成に向けて着実に進んでいる。参考指標について見ても、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数は年々増加し、2019年（平成31年）には前年から58社増えて945社（【指標番号6】（P7）参照）になっているほか、刑務所出所時に帰住先がない者の数は年々減少し、2018年には前年から262人減って3,628人（【指標番号8】（P8）参照）となっているなど、再犯防止に向けた取組の成果が数値としても現れている。

一方で、推進計画に掲げられた115の施策の実施状況については、2018年度は推進計画に基づく取組の1年目として、推進計画策定以前から各府省庁が実施してきた再犯の防止等に関する施策に加え、推進計画に盛り込まれた新たな施策についても、地方公共団体や民間協力者等と一層連携するなどして取組を進めている。特に、2018年度に新たに開始した地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】（P128）参照）は、国と地方公共団体が連携して地域における再犯防止の取組の推進を図るものとなっており、各地域の実情に応じた再犯防止の取組が展開されている。

なお、本白書では、コラムとして様々な立場から再犯防止に協力する民間協力者等の取組を紹介するとともに、特集として依存症対策を取り上げ、国、地方、民間の取組を紹介している。

第1章

再犯の防止等に関する 施策の指標



「青い海」

各章の扉には、少年院在院者等が制作した絵画作品を掲載しています。

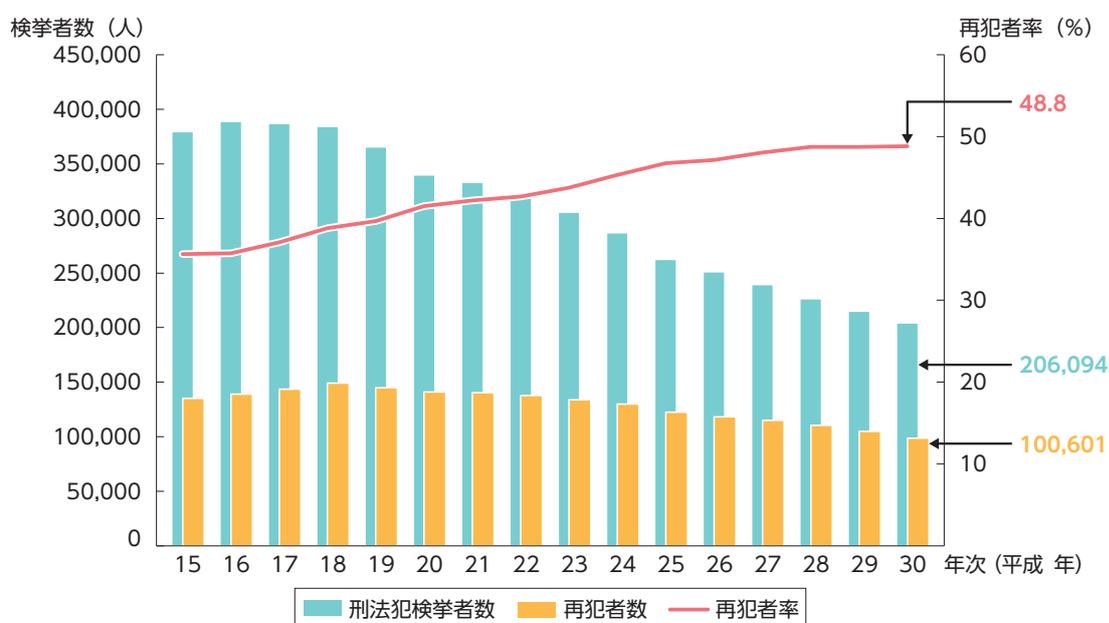
第1節

再犯の防止等に関する施策の成果指標

1 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】

(平成15年～30年)

年次	刑法犯検挙者数		再犯者率
	検挙者数	再犯者数	
平成15年	379,602	135,295	35.6
16	389,027	138,997	35.7
17	386,955	143,545	37.1
18	384,250	149,164	38.8
19	365,577	145,052	39.7
20	339,752	140,939	41.5
21	332,888	140,431	42.2
22	322,620	137,614	42.7
23	305,631	133,724	43.8
24	287,021	130,077	45.3
25	262,486	122,638	46.7
26	251,115	118,381	47.1
27	239,355	114,944	48.0
28	226,376	110,306	48.7
29	215,003	104,774	48.7
30	206,094	100,601	48.8



- 注 1 警察庁・犯罪統計による。
 2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
 3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

刑法犯検挙者中の再犯者数は、2007年（平成19年）以降、毎年減少しており、2018年（平成30年）は100,601人であった。

一方、再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、近年上昇傾向にあり、2018年は48.8%と、調査の開始（1972年（昭和47年））以降、過去最高となった。

2 新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号2】

（平成26年～30年）

年次	新受刑者数	再入者数	
		再入者数	再入者率
平成26年	21,866	12,974	59.3
27	21,539	12,804	59.4
28	20,467	12,179	59.5
29	19,336	11,476	59.4
30	18,272	10,902	59.7

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「新受刑者」は、裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所するなどした受刑者をいう。
 3 「再入者」は、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者をいう。
 4 「再入者率」は、新受刑者数に占める再入者数の割合をいう。

新受刑者中の再入者数は、刑法犯検挙者中の再犯者数と同様、近年減少傾向にあり、2018年（平成30年）は10,902人であった。

一方、再入者率は、新受刑者数自体が減少していることもあり、近年は大きな変化が見られず、2018年は59.7%であった。

3 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】

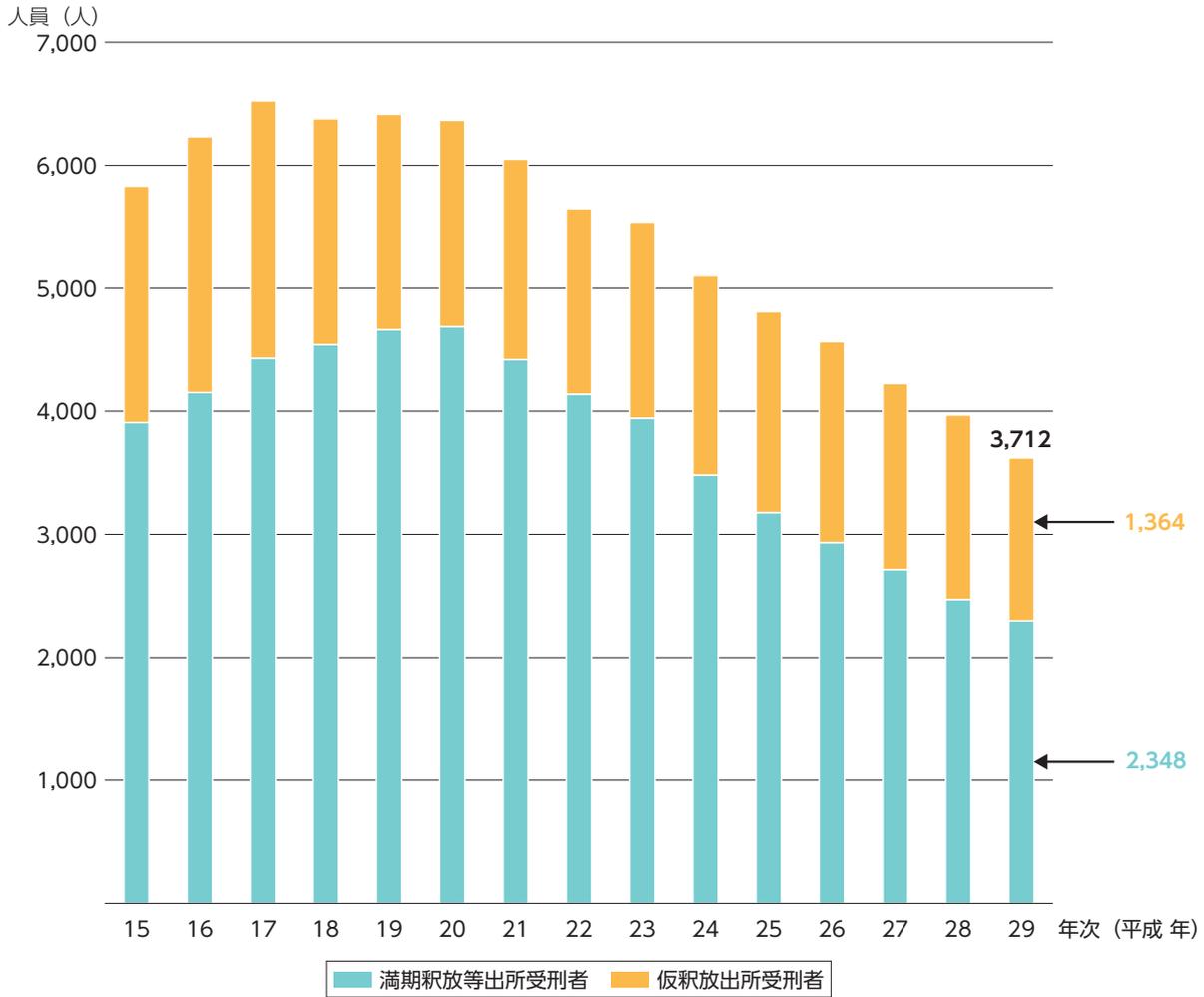
（平成15年～29年）

年次 (出所年)	出所受刑者数	出所受刑者		2年以内 再入者数	2年以内再入率	
		うち満期釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者		うち満期釈放等 出所受刑者	うち仮釈放 出所受刑者
平成15年	28,170	12,386	15,784	5,835 (20.7)	3,903 (31.5)	1,932 (12.2)
16	29,526	12,836	16,690	6,236 (21.1)	4,155 (32.4)	2,081 (12.5)
17	30,025	13,605	16,420	6,519 (21.7)	4,434 (32.6)	2,085 (12.7)
18	30,584	14,503	16,081	6,380 (20.9)	4,536 (31.3)	1,844 (11.5)
19	31,297	15,465	15,832	6,409 (20.5)	4,661 (30.1)	1,748 (11.0)
20	31,632	15,792	15,840	6,372 (20.1)	4,687 (29.7)	1,685 (10.6)
21	30,178	15,324	14,854	6,044 (20.0)	4,424 (28.9)	1,620 (10.9)
22	29,446	14,975	14,471	5,649 (19.2)	4,140 (27.6)	1,509 (10.4)
23	28,558	13,938	14,620	5,533 (19.4)	3,944 (28.3)	1,589 (10.9)
24	27,463	12,763	14,700	5,100 (18.6)	3,487 (27.3)	1,613 (11.0)
25	26,510	11,887	14,623	4,804 (18.1)	3,173 (26.7)	1,631 (11.2)
26	24,651	10,726	13,925	4,569 (18.5)	2,928 (27.3)	1,641 (11.8)
27	23,523	9,953	13,570	4,225 (18.0)	2,709 (27.2)	1,516 (11.2)
28	22,909	9,649	13,260	3,971 (17.3)	2,470 (25.6)	1,501 (11.3)
29	21,998	9,238	12,760	3,712 (16.9)	2,348 (25.4)	1,364 (10.7)

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 4 ()内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。

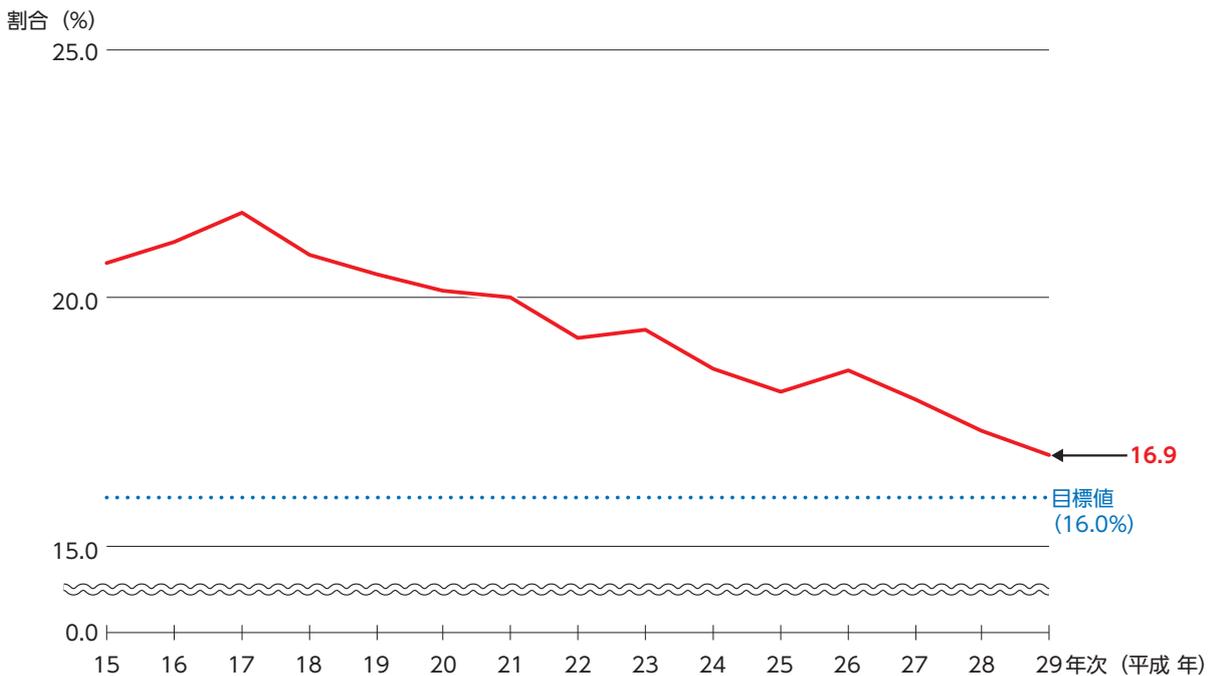
指標番号 3-1

出所受刑者の2年以内再入者数の推移



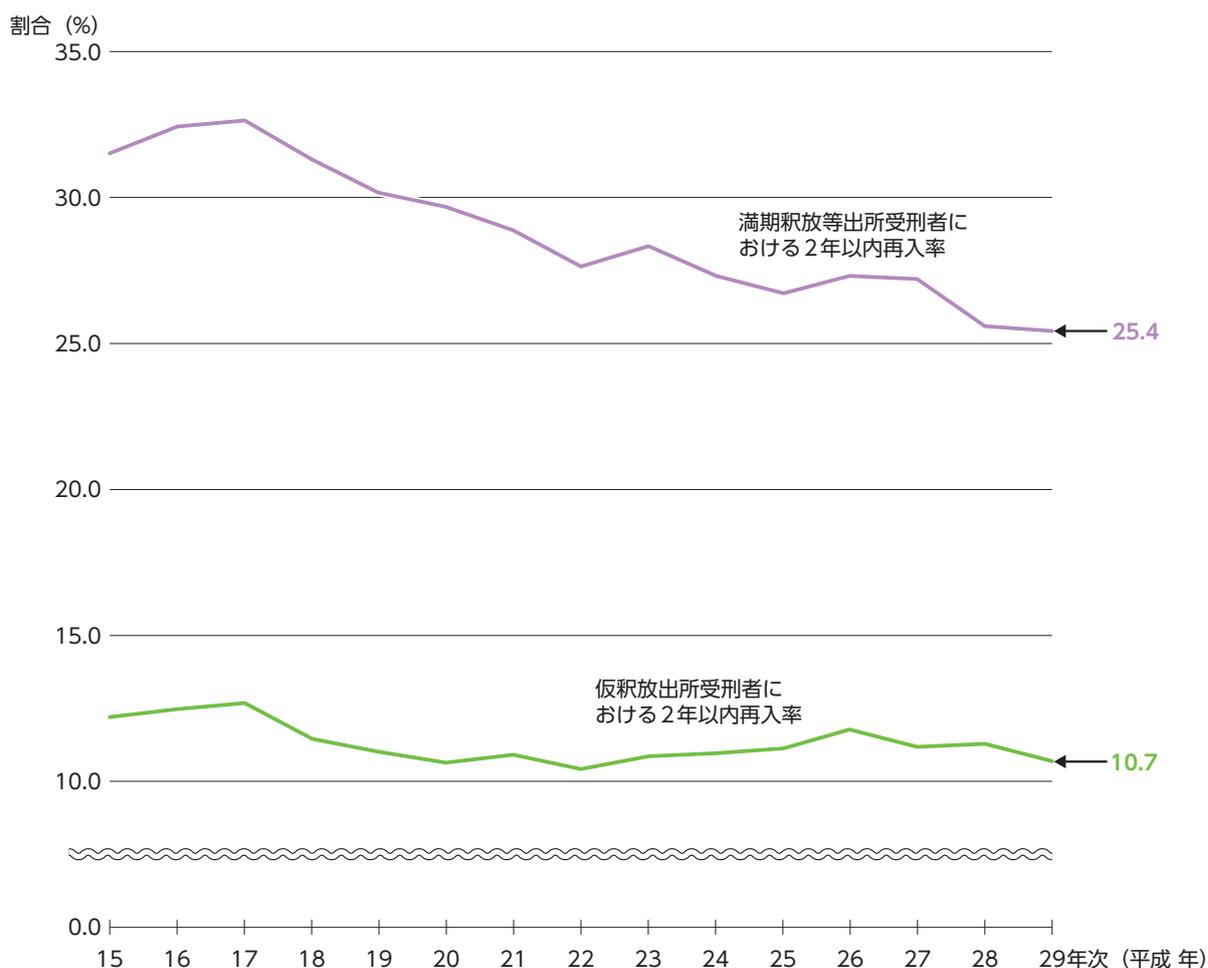
指標番号 3-2-1

出所受刑者の2年以内再入率の推移



指標番号3-2-2

出所受刑者の2年以内再入率の推移（釈放事由別）



出所受刑者の2年以内再入者数は、2008年（平成20年）以降、毎年減少しており、2017年（平成29年）は3,712人と、2003年（平成15年）と比べて2,000人以上減少している。特に、満期釈放等出所受刑者の2年以内再入者数が大幅に減少しており、2017年は2,348人であった。

また、2年以内再入率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに16%以下にするとの数値目標が設定されているところ、近年着実に低下しており、2017年は16.9%と、調査の開始（1959年（昭和34年））以降、過去最低であった。なお、いずれの出所年においても、満期釈放等出所受刑者の2年以内再入率は、仮釈放出所受刑者よりも高く、2017年は25.4%であった。

4 主な罪名（覚せい剤取締法違反、性犯罪（強制性交等・強姦・強制わいせつ）、傷害・暴行、窃盗）・特性（高齢（65歳以上）、女性、少年）別2年以内再入率【指標番号4】

罪名別（覚せい剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗）

（平成25年～29年）

年次 (出所年)	覚せい剤取締法		性犯罪		傷害・暴行		窃盗	
	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数
平成25年	6,788	1,324 (19.5)	714	66 (9.2)	1,459	243 (16.7)	8,903	2,071 (23.3)
26	6,456	1,338 (20.7)	687	55 (8.0)	1,367	223 (16.3)	8,342	1,942 (23.3)
27	6,184	1,187 (19.2)	640	40 (6.3)	1,310	212 (16.2)	7,860	1,824 (23.2)
28	6,144	1,149 (18.7)	674	54 (8.0)	1,238	199 (16.1)	7,608	1,695 (22.3)
29	6,134	1,061 (17.3)	643	53 (8.2)	1,065	164 (15.4)	7,265	1,663 (22.9)

特性別（高齢、女性）

（平成25年～29年）

年次 (出所年)	高齢（65歳以上）		女性	
	出所 受刑者数	2年以内 再入者数	出所 受刑者数	2年以内 再入者数
平成25年	2,820	701 (24.9)	2,345	331 (14.1)
26	2,814	575 (20.4)	2,219	300 (13.5)
27	2,881	669 (23.2)	2,261	284 (12.6)
28	2,990	617 (20.6)	2,196	312 (14.2)
29	2,910	650 (22.3)	2,195	260 (11.8)

- 注 1 法務省調査による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放等又は仮釈放の者を計上している。
 なお、「満期釈放等」は、出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。
 3 特性別（高齢）の年齢については、前刑出所時の年齢による。再入者の前刑出所時年齢は、再入所時の年齢及び前刑出所年から算出した推計値である。
 4 「2年以内再入者数」は、各年の出所受刑者のうち、出所年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに再入所した者の人員をいう。
 5 () 内は、各年の出所受刑者数に占める2年以内再入者数の割合である。
 6 「性犯罪」は、強制性交等・強姦・強制わいせつ（いずれも同致死傷を含む。）をいう。
 7 「傷害」は、傷害致死を含む。

少年院出院者 2年以内再入院率

特性別（少年）（平成25年～29年）

年次 (出院年)	出院者数	2年以内再入 院者数
平成25年	3,437	362 (10.5)
26	3,126	325 (10.4)
27	2,879	316 (11.0)
28	2,750	281 (10.2)
29	2,475	245 (9.9)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「2年以内再入院者数」は、各年の少年院出院者のうち、出院年を1年目として、2年目（翌年）の年末までに新たな少年院送致の決定により再入院した者の人員をいう。
 3 () 内は、各年の少年院出院者数に占める再入院者数の割合である。

2017年（平成29年）の出所受刑者の2年以内再入率について、主な罪名・特性別で見ると、「覚せい剤取締法違反」(17.3%)、「窃盗」(22.9%)、「高齢（65歳以上）」(22.3%)が全体（16.9%）よりも高くなっている。

また、2017年の2年以内再入率は、2013年（平成25年）と比べて、いずれの主な罪名・特性別でも低下しており、特に、「覚せい剤取締法違反」(2.2ポイント減)、「高齢（65歳以上）」(2.6ポイント減)、「女性」(2.3ポイント減)が大きく低下している。

一方、少年院出院者の2年以内再入院率については、「再犯防止に向けた総合対策」（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）において、2021年（令和3年）までに8.8%以下にするとの数値目

標が設定されているところ、2017年の2年以内再入院者数は245人と、調査の開始（1996年（平成8年）以降、過去最低であったものの、出院者数自体が減少していることもあり、2年以内再入院率は9.9%にとどまっている。

第2節 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

1 就労・住居の確保等関係

(1) 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号5】

(平成26年度～30年度)

年 度	支援対象者数	就職件数		割合
		うち矯正施設在在所者	うち保護観察対象者等	
平成26年度	7,071	3,364	3,707	35.8
27	7,688	3,907	3,781	34.8
28	7,464	4,023	3,441	37.4
29	7,794	4,539	3,255	40.4
30	7,690	4,593	3,097	45.8

- 注 1 厚生労働省調査による。
 2 「支援対象者数」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して、支援依頼がなされた者の数を計上している。
 3 「割合」は、「支援対象者数」における「就職件数」の割合をいう。

刑務所出所者等総合的就労支援対策（【施策番号5ア】（P18）参照）においては、出所受刑者数が近年減少している中、支援対象者数を一定数確保しており、就職した者の数（就職件数）及びその割合は、いずれも近年増加・上昇傾向にあり、2018年度（平成30年度）はそれぞれ3,521件、45.8%であった。特に、矯正施設在在所者の就職件数は、コレワーク（【施策番号5イ】（P19）参照）の設置（2016年（平成28年）11月）以降、大幅に増加している。

(2) 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号6】

(平成27年～31年)

年 次	協力雇用主数	実際に雇用している協力雇用主数	雇用されている刑務所出所者等数
平成27年	14,488	551	1,276
28	16,330	788	1,410
29	18,555	774	1,204
30	20,704	887	1,465
31	22,472	945	1,473

- 注 1 法務省調査による。
 2 各年4月1日現在の数値である。
 3 「刑務所出所者等」は、少年院出院者及び保護観察対象者などを含む。

協力雇用主数は、近年増加傾向にあり、2019年（平成31年）4月1日現在、22,472社であった。また、出所受刑者数が近年減少している中、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数は、近年ほぼ横ばいで推移しており、2019年は1,473人であった。

一方、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）において、2020年（令和2年）までに約1,500社にまで増加させるとの数値目標が設定されているところ、2019年は945社にとどまっている。

(3) 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号7】

(平成26年～30年)

年次	保護観察終了者(総数)	職業不詳の者	無職である者
平成26年	34,651	844	7,317 (21.6)
27	33,636	752	7,185 (21.8)
28	31,827	731	6,866 (22.1)
29	29,649	673	6,360 (21.9)
30	27,994	681	5,779 (21.2)

- 注 1 法務省・保護統計年報による。
 2 「無職である者」は、各年に保護観察を終了した者のうち、終了時職業が無職である者から、定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除いて計上している。
 3 ()内は、職業不詳の者を除く保護観察終了者に占める「無職である者」の割合である。
 4 交通短期保護観察の対象者及び婦人補導院仮退院者を除く。

保護観察終了時に無職である者の数は、近年減少傾向にあり、2018年(平成30年)は5,779人であったが、その割合は、保護観察終了者数(総数)自体が減少していることもあり、近年はほぼ横ばいで推移しており、2018年は21.2%であった。

(4) 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】

(平成26年～30年)

年次	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成26年	24,684	5,696 (23.1)
27	23,566	5,577 (23.7)
28	22,947	4,739 (20.7)
29	22,025	3,890 (17.7)
30	21,060	3,628 (17.2)

- 注 1 法務省・矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設を出所後に住む場所である。
 3 「帰住先がない者」は、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できないまま刑期が終了した満期釈放者をいい、帰住先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。
 4 ()内は、各年の刑務所出所者総数に占める帰住先がない者の割合である。

刑務所出所時に適切な帰住先がない者の数については、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、2020年(令和2年)までに4,450人以下に減少させるとの数値目標が設定されているところ、住居の確保等の施策(第2章第2節を参照)等により、2017年(平成29年)には当該目標を達成し、2018年(平成30年)は3,628人にまで減少した。また、刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合も、近年低下傾向にあり、2018年は17.2%であった。

(5) 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号9】

(平成26年度～30年度)

年度	更生保護施設	自立準備ホーム	計
平成26年度	10,092	1,497 (136)	11,589
27	10,179	1,887 (370)	12,066
28	9,608	1,716 (192)	11,324
29	9,620	1,547 (175)	11,167
30	9,719	1,679 (223)	11,398

- 注 1 法務省調査による。
 2 ()内は、各年の薬物依存症リハビリ施設(ダルク等の薬物依存からの回復を目的とした施設のうち、自立準備ホームに登録されているもの)への委託人員数(内数)である。

更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数は、いずれも近年はほぼ横ばいで推移しており、2018年度（平成30年度）はそれぞれ9,719人、1,679人であった。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

(1) 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数【指標番号10】

(平成26年度～30年度)

年 度	特別調整の 終結人員	内 訳			
		高齢	身体障害	知的障害	精神障害
平成26年度	690	346	96	239	172
27	730	389	107	214	196
28	704	377	103	234	207
29	809	437	117	225	252
30	698	384	87	187	227

- 注 1 法務省調査による。
 2 「終結人員」は、少年を含む。
 3 「終結人員」は、特別調整の希望の取下げ及び死亡によるものを含む。
 4 内訳は重複計上による。

特別調整（【施策番号36】(P44) 参照）により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数は、近年はほぼ横ばいで推移しており、2018年度（平成30年度）は698人であった。

なお、2018年度の内訳を見ると、「高齢」が384人と、半数を超えている。

(2) 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合【指標番号11】

(平成28年度～30年度)

年 度	薬物事犯保護観察 対象者数	うち治療・支援を 受けた者の数
平成28年度	7,501	333 (4.4)
29	7,569	393 (5.2)
30	7,717	527 (6.8)

- 注 1 法務省調査による。
 2 () 内は、薬物事犯保護観察対象者のうち、治療・支援を受けた者の割合である。
 3 平成30年度の薬物事犯保護観察対象者数及びうち治療・支援を受けた者の割合については、速報値である。

薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合は、調査の開始（2016年度（平成28年度））以降、毎年増加・上昇しており、2018年度（平成30年度）はそれぞれ527人、6.8%であった。

3 学校等と連携した修学支援の実施等関係

(1) 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率【指標番号12】

(少年院出院時)

	出院者数 (A)	(A)のうち、 修学支援対象者数 (B)	(B)のうち、出院時 復学・進学希望者 (C)	(C)のうち、出院時 復学・進学決定者 【指標番号12】
平成30年	2,190	369	272	97 (35.7)

- 注 1 法務省調査による。
 2 「出院者数」は、当該調査期間において出院した者を計上している。ただし、逮捕状執行及び他施設への移送（保護上の移送を除く）による出院者を含まない。
 3 「修学支援対象者数」は、当該調査期間において出院した者のうち、出院時に修学支援対象者として選定されていた者を計上している。
 4 「進学決定」は、入学試験に合格しているなど、進学が確定的である状態をいう。
 5 ()内は、指標に該当する人員の割合である。

(2) 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合【指標番号13】

(保護観察終了時)

	平成30年1月以降に 少年院を出院し、当 該期間中に保護観察 が終了した者 (A)	(A)のうち、少年院 において修学支援を 実施し、出院時点で 復学・進学を希望す る者 (B)	(B)のうち、出院時又 は保護観察期間中に復 学・進学決定した者 【指標番号12】 (C)	(C)のうち、保護観 察期間中に高等学校 等を卒業した者又は 保護観察終了時に高 等学校等に在学して いる者 【指標番号13】
平成30年	626	25	12 (48.0)	11 (91.7)

- 注 1 法務省調査による。
 2 平成30年1月以降に少年院を仮退院した者のうち、当該期間中に保護観察が終了した者について計上している。
 3 ()内は、指標に該当する人員の割合である。

2018年（平成30年）の少年院出院者のうち、在院中に修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は272人であったところ、そのうち、出院時に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ97人、35.7%であった。

また、2018年1月以降に少年院を出院し、2018年中に保護観察が終了した者のうち、少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者は25人であったところ、そのうち、保護観察期間中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率は、それぞれ12人、48.0%であった。さらに、当該者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者及びその割合は、それぞれ11人、91.7%であった。

なお、本指標は2018年から調査を開始したため、同年以前との比較はできない。

(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率【指標番号14】

(平成26年度～30年度)

	受験者数	全科目合格者		1以上科目合格者	
		合格者数	合格率	合格者数	合格率
平成26年度	927	295	31.8	872	94.1
27	1,069	399	37.3	1,024	95.8
28	1,049	375	35.7	990	94.4
29	1,034	400	38.7	989	95.6
30	1,085	436	40.2	1,012	93.3

- 注 1 文部科学省調査による。
 2 「全科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者をいう。
 3 「1以上科目合格者」は、高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち全部又は一部の科目に合格した者をいう。
 4 「合格率」は、受験者数に占める「全科目合格者」、「1以上科目合格者」の割合である。

矯正施設における高等学校卒業程度認定試験（【施策番号63】(P71)参照）の受験者数は、近年ほぼ横ばいで推移しており、2018年度（平成30年度）は1,085人であった。

一方、全科目合格者数及び合格率は、近年増加・上昇しており、2018年度はそれぞれ436人、40.2%であった。また、1以上科目合格率は、近年90%以上の高い水準を維持しており、2018年度は93.3%であった。

4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係**(1) 保護司数及び保護司充足率【指標番号15】**

(平成27年～31年)

年次	保護司数	充足率(%)
平成27年	47,872	91.2
28	47,939	91.3
29	47,909	91.3
30	47,641	90.7
31	47,245	90.0

- 注 1 法務省調査による。
 2 各年1月1日現在の数値である。
 3 「充足率」は、定数（5万2,500人）に対する保護司数の割合である。

保護司数及び保護司充足率は、2017年（平成29年）以降、減少傾向にあり、2019年（平成31年）1月1日現在で、それぞれ47,245人、90.0%であった。

(2) “社会を明るくする運動” 行事参加人数【指標番号16】

(平成26年～30年)

年次	行事参加人員
平成26年	2,480,855
27	2,563,333
28	2,833,914
29	2,769,306
30	3,228,710

注 法務省調査による。

2018年（平成30年）の“社会を明るくする運動”行事参加人数は322万8,710人と、2017年（平成29年）に比べて、45万9,404人増加した。

5 地方公共団体との連携強化等関係

(1) 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合【指標番号17】

年次	策定地方公共団体数（策定割合）		
	都道府県	政令市	その他市区町村（特別区を含む）
平成30年	1/47	0/20	0/1,727
31	15/47	0/20	4/1,727

注 1 法務省調査による。
2 平成31年4月1日現在の数値である。

推進法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数は、2019年（平成31年）4月1日現在、都道府県が15、政令市を除く市区町村が4であった。

なお、都道府県を始めとした多くの地方公共団体において、地方再犯防止推進計画の策定に向けた検討が進められている。



第2章

就労・住居の確保等 のための取組



「胡蝶蘭」

第1節

就労の確保等

1 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

(1) 職業適性等の把握【施策番号1^{*1}】

(2) 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、矯正施設において、就労支援体制の充実のため2006年度（平成18年度）からキャリアコンサルティング等の専門性を有する非常勤職員である就労支援スタッフを配置している。2019年度（令和元年度）現在、刑事施設76庁、少年院44庁に配置している。就労支援スタッフは、個別面接等により就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを実施するなど、受刑者等に対するキャリアカウンセリング、ハローワークや企業との連絡調整業務等に当たっている。さらに、2019年度からは、就労支援を推進する就労支援専門官を刑事施設4庁に配置し、就労支援体制の更なる充実を図ることとしている。

刑事施設において、受刑者に対して、特別改善指導（[資2-2-1](#)参照）として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導（[資2-2-2](#)参照）を実施している。2018年度（平成30年度）の受講開始人員は3,526人であった。また、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施している。2018年度は、刑事施設27庁32か所において社会貢献作業を実施した。

さらに、刑事施設及び少年院において、受刑者等の職業意識をかん養し、就労意欲を喚起することを目的として、協力雇用主^{*2}等の出所者等の雇用経験のある事業主等による職業に関する講話を実施しており、2018年度においては、56施設において延べ94回の講話が行われ、延べ6,726名の受刑者等が受講した。

少年院において、在院者に対し、職業指導（[資2-2-3](#)参照）の一環として、有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導をする職業生活設計指導科を設けている。職業生活設計指導科では、原則として全在院者を対象に、社会人としての基礎マナー、事務処理能力及びパソコン操作能力について108単位時間（1単位時間は50分）をかけて指導することとしている。少年院における処遇の概要については【[施策番号75](#)】[資5-75-1](#)（P85）を参照。

保護観察所において、ハローワークと連携して、保護観察対象者等のうち、就労体験の乏しい者、就労に必要な知識・技能が身に付いていない者等に対して、刑務所出所者等総合的就労支援対策（【[施策番号5ア](#)】（P18）参照）におけるトライアル雇用、職場体験講習及びセミナー・事業所見学会の支援メニュー等を活用して就労支援を行っている。また、保護観察対象少年に対しては、必要に応じて少年鑑別所で実施しているアセスメントを活用して就労意欲や職業適性の把握に努めている。

※1 再犯防止推進計画（基礎資料の2（P164）参照）との対応状況を明らかにするために付したものの。

※2 協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。



出典：法務省資料による。

資2-2-2

就労支援指導の概要



地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

就労支援指導

■ 指導の目標

社会復帰後に職場で円滑な人間関係を保ち、仕事が長続きすることを目的として、職場に適應するための心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、職場等において直面する具体的な場面を想定した対応の仕方等、就労生活に必要な基礎的知識及び技能等を習得させる。

● 対象者

- ・職業訓練を受け、釈放後の就労を予定している者 又は
- ・釈放の見込日からおおむね1年以内であり、稼働能力・就労意欲を有し、公共職業安定所による就労支援を受ける意志がある者のうち、刑事施設の長が本指導をすることが必要であると認めた者

● 指導者

刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（SST指導者）等

● 指導方法

SST（ソーシャル・スキルズ・トレーニング）、講義、視聴覚教材 等

● 実施頻度等

1単元50分 全10単元 標準実施期間：5日間

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させるとともに、職業人として社会生活を営む上で必要な基礎知識（賃金・求人求職の状況等）について理解させる。	講義
これまでの就労生活と自己の問題点	これまでの就労生活を振り返らせ、自己の問題点について考えさせる。	講義、討議
就労（社会）生活に必要な基本的スキルとマナー	職業人として社会生活を営む上で必要な、基本的スキル（相手との円滑なコミュニケーションの方法等）及びマナー（あいさつ、身だしなみ、お辞儀の仕方、電話対応の仕方等）について、演習等を通じて習得させる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、SST
問題解決場面への対応	職場において、危機的な場面に陥った場合の対処法について、SSTを通じて具体的・実践的に習得させる。	
就労に向けての取組	履歴書の書き方、面接のポイント等、出所後、就職活動をするに当たって必要な事項や手続に関する知識や技能を習得させるとともに、実際に就労生活を始めてからの心構え等について理解させる。 さらに、出所後の生活計画を立てさせ、その実現のための具体的な方法を考えさせる。	講義、演習、視聴覚教材視聴、SST、課題作成、意見発表、討議

出典：法務省資料による。

少年院における職業指導

目的

在院者に対し、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる。

内容

職業生活設計指導

有為な職業人としての一般的な知識及び態度並びに職業選択能力及び職場適応能力の習得を目的とした指導（職業生活設計指導科、サービス科等）

【職業生活設計指導科】

種目	目的	細目
社会人としての基礎マナー	社会人として働く上で必要となる知識、態度、コミュニケーション能力等の習得を図るとともに、働く意義を理解し、就労における心構え等を身に付けさせる。	就労支援ワークブック
		ビジネスマナー
		危険予知トレーニング
		キャリアカウンセリング講座
		就職活動や就労継続に必要な基礎知識講座
		就労に関する視聴覚教材の視聴
事務処理能力	職業人として身に付けておく必要のある事務処理能力を付与し、就労後に活かせるようにする。	読解力、基本的会話力
		計算力等
パソコン操作能力	基本的な操作能力を習得させる。	文書作成、表計算等

自立援助的職業指導

職業生活における自立を図るための知識及び技能の習得並びに情緒の安定を目的とした指導（伝統工芸科、手芸科、陶芸科等）



【伝統工芸科】

職業能力開発指導

就業に必要な専門的知識及び技能の習得を目的とした指導（情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科等）



【介護福祉科】

出典：法務省資料による。

(3) 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】

法務省は、刑事施設において、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。2018年度（平成30年度）には、建設機械科、介護福祉科、溶接科、ビジネススキル科等の合計47科目の職業訓練が実施され、13,870人が受講した。そのうち、溶接技能者、自動車整備士、介護職員実務者研修修了証等の資格又は免許を取得した者は、延べ7,583人であった。また、2019年度（令和元年度）には、各刑事施設において、地方公共団体、地域の経済団体及び協力雇用主等を招いて職業訓練見学会等を実施し、参加者から出所者の就労に当たり必要な事項として出た意見を参考として、各種機械のメンテナンス等に必要知識及び技能を付与し機械保全技能士の資格を取得させる職業訓練として、新た

に機械保全科を新設するとともに、介護福祉科の実施施設を拡大した。あわせて、矯正施設職員に対する研修、矯正施設における職業訓練等に関係機関等が参画することを推進すること等を通じて実施体制の強化を進めている。

職業訓練以外の新たな制度として、2018年度から、刑事施設在所中に内定企業や就労を希望する業種における就労体験を通じて、イメージと実際の就労環境の乖離を解消させることで、出所後の就職先への定着を図ることを目的として職場体験制度を導入しており、2018年度は、17庁の施設で32人が外部の事業所において職場体験を実施した。

また、一定の要件を備えている受刑者について、釈放後の住居又は就業先の確保等のために引受人や雇用主等を訪問するなどの必要があるときに、外出又は外泊を許すことがある。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行（2006年（平成18年）5月）から2018年末までに、外出408件、外泊26件を実施した。さらに、円滑な社会復帰を図るため必要があるときに、刑事施設の外の事業所に通勤させて作業を行わせている。2018年度末現在、16庁において19か所の外部事業所がある。

少年院において、在院者の勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させるために、原則として全ての在院者に職業指導を実施している。2018年には、情報処理科、介護福祉科、溶接科、土木・建築科等の合計8種目の職業指導を実施している。2018年にコンピューターサービス技能評価試験、介護職員初任者研修、大型特殊自動車（I種）運転免許等、何らかの資格を取得した在院者は、延べ3,942人である。

保護観察所において、刑務所出所者等に対する就労支援を推進するとともに矯正施設における職業訓練の充実にも資するよう、地元経済団体・業界団体、主要企業、産業・雇用に関わる行政機関、矯正施設、更生保護関係団体等が参集する刑務所出所者等就労支援推進協議会を毎年主催し、刑務所出所者等を各産業分野の雇用に結び付けるための方策や人手不足等の産業分野に刑務所出所者等を送り出すための方策等について情報交換や協議を行っている。

(4) 資格制限等の見直し【施策番号4】

法務省は、2018年度（平成30年度）に全国約1,000社の協力雇用主等に対してアンケート調査^{※3}を実施したところ、犯罪や非行をした人を雇用したことがある協力雇用主のうち、資格制限が雇用において問題になったことがあると答えたのは2.7%、問題になったことがないと答えたのは89.4%、無回答が8.0%であった。アンケート結果等を参考にして、資格制限等について検討を行い、2019年度（令和元年度）中に結論を出すこととしている。

2 就職に向けた相談・支援等の充実

(1) 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】

ア 刑務所出所者等総合的就労支援対策

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等の就労の確保のため、刑務所出所者等総合的就労支援対策（資2-5-1参照）を実施している。この取組は、矯正施設在所者に対しては、ハローワークと矯正施設が連携して、職業相談、職業紹介、事業主との採用面接及び職業講話等を実施し、本人の希望や適性等に応じて計画的に支援を行うとともに、保護観察対象者等に対しては、ハローワーク職員が保護観察官とチームを作り、本人に適した就労支援の方法を検討した

※3 協力雇用主等に対するアンケート調査

協力雇用主の実情、ニーズ等を把握し、協力雇用主に必要な支援策等を検討するために実施したもの。調査内容は、雇用経験の有無、協力雇用主に対する支援として望むもの、協力雇用主に対する各種支援制度がどの程度周知されているか、雇用に当たっての問題点（資格制限、住居確保）等多岐にわたっている。なお、一部調査については、協力雇用主だけでなく、刑務所出所者等の就労を支援する団体（都道府県就労支援事業者機構）及び更生保護施設にも実施した。

上で、ハローワーク、保護観察所及び更生保護施設等において、職業相談・職業紹介を実施している。2018年度（平成30年度）は7,690人に対して支援を実施し、3,521件の就職に結び付けた（【指標番号5】（P7）参照）。

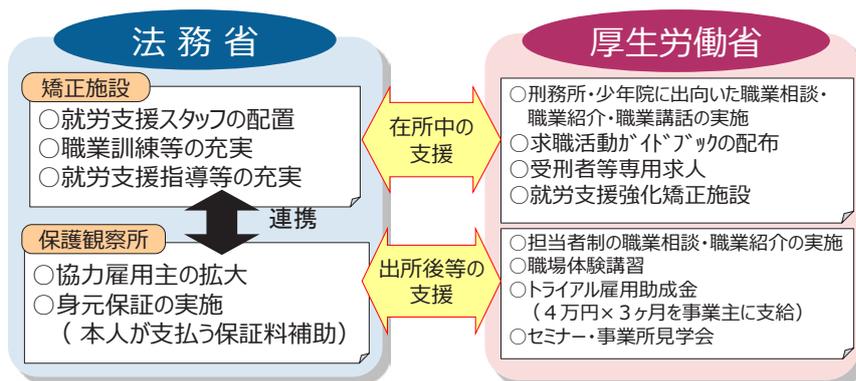
また、保護観察所とハローワークが連携して、求職活動のノウハウ等を修得させ、就職の実現を図ることを目的とする「セミナー」、実際の職場や社員寮等を見学させることにより、事業所の理解の促進を図る「事業所見学会」、実際の職場環境や業務を体験させる「職場体験講習」、保護観察対象者等を試行的に雇用した協力雇用主に対し、最長3か月間、月額4万円（最大）を支給する「トライアル雇用」等の支援メニューを実施している。2018年度は、セミナー・事業所見学会68回、職場体験講習14回、トライアル雇用160回を実施した。

資2-5-1

刑務所出所者等総合的就労支援対策の概要

刑務所出所者等総合的就労支援対策

- 刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に実施
- 法務省と厚生労働省（矯正施設・保護観察所・ハローワーク）との連携を強化



出典：法務省資料による。

イ 矯正就労支援情報センター室（コレワーク）

法務省は、2016年（平成28年）11月から、東京矯正管区及び大阪矯正管区にそれぞれ矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）。以下「コレワーク」という。資2-5-2、資2-5-3参照）を設置した。コレワークでは、受刑者等の帰住地や取得資格などの情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じ、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設等を紹介するなどしている。2018年度は、事業者からの相談を1,109件受け付け、349人の採用内定に結び付けた。

資2-5-2

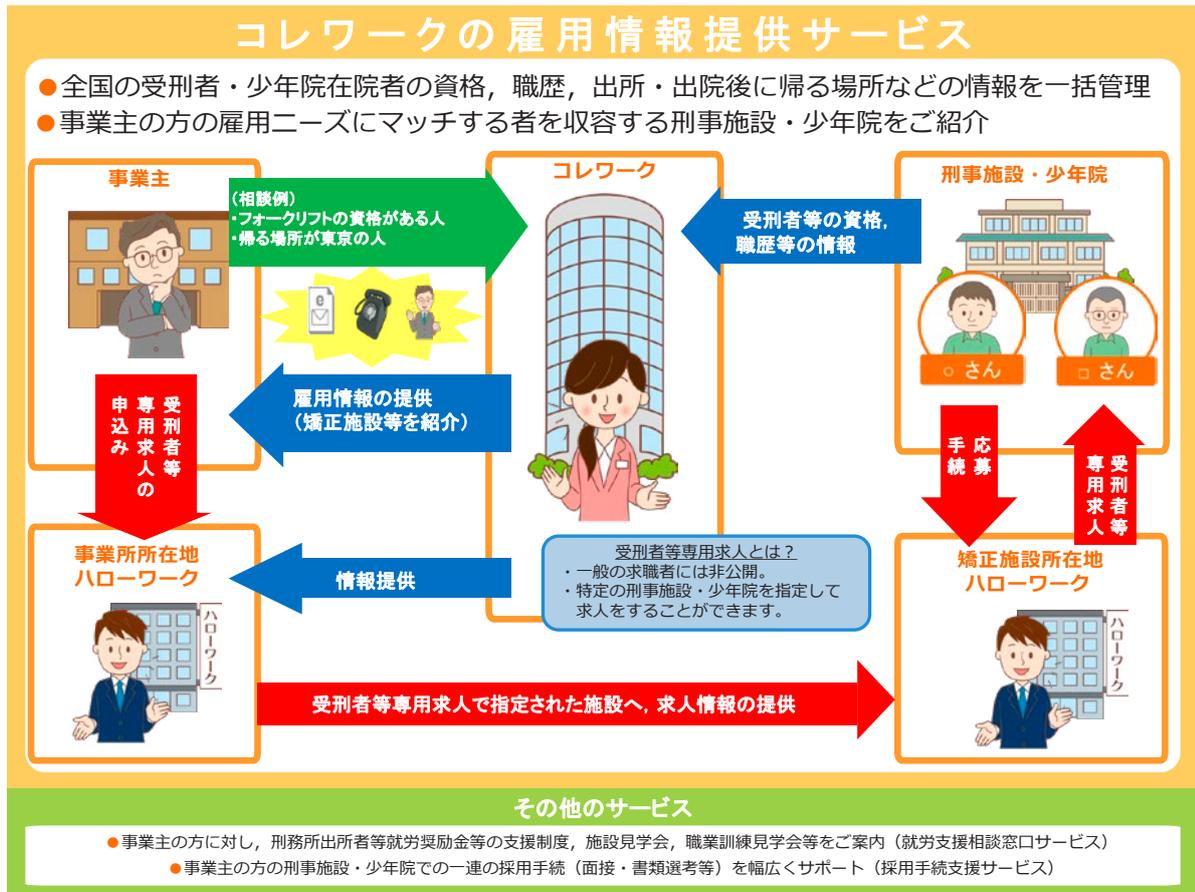
コレワークのポスター



出典：法務省資料による。

資2-5-3

矯正就労支援情報センター室（コレワーク）の概要



出典：法務省資料による。

ウ 更生保護就労支援事業

法務省は、保護観察所において、2011年度（平成23年度）から試行的に実施した成果を踏まえて、2014年度（平成26年度）から、更生保護就労支援事業（資2-5-4参照）を実施している。この事業は、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、そのノウハウを活用して刑務所出所者等の就労支援を行うものである。具体的には、矯正施設在所中から就職まで切れ目のないきめ細かな寄り添い型の就労支援を行う「就職活動支援」及び協力雇用主の開拓、協力雇用主研修の実施等の「雇用基盤整備」の各取組を行っている。2014年度は12庁の保護観察所において実施し、2019年度（令和元年度）は21庁に拡充している（このうち3庁での事業は更生保護被災地域就労支援対策強化事業と位置付けられている。）。2018年度は、就職活動支援2,024件、雇用基盤整備1,428件を実施した。

資2-5-4

更生保護就労支援事業の概要

更生保護就労支援事業

概要

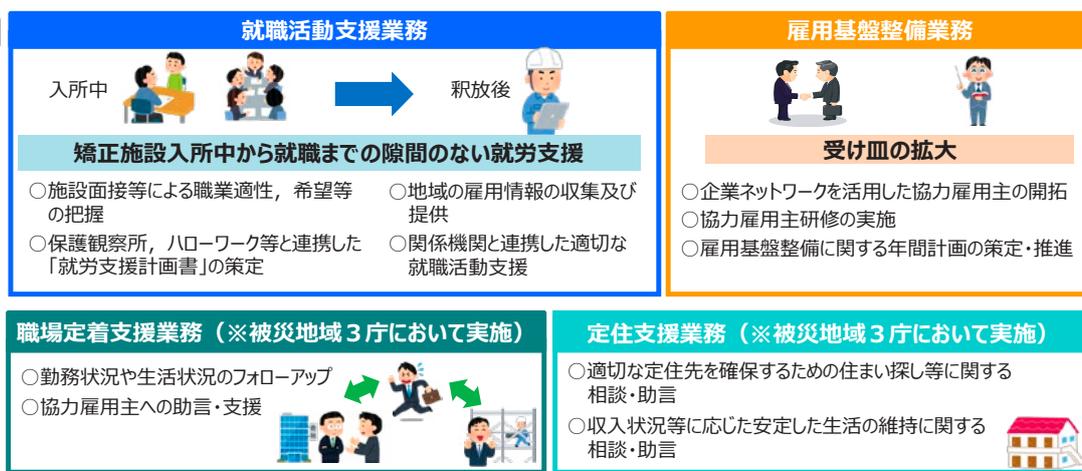
就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が、保護観察所から委託を受けて、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、協力雇用主の開拓を推進する事業。



更生保護就労支援事業

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和元年度現在全国18庁で実施（札幌、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、静岡、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、広島、岡山、香川、福岡、沖縄）
※岩手、宮城、福島では「更生保護被災地域就労支援対策強化事業」を別途実施

内容



出典：法務省資料による。

エ その他

法務省は、矯正施設において、2014年2月から、刑務所出所者等の採用を希望する事業者が、矯正施設を指定した上でハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」の運用を開始した。

2015年度（平成27年度）からは、ハローワーク職員が「就労支援強化矯正施設」に指定された刑事施設に相談員として駐在して支援を実施する取組も開始した。この取組では、刑事施設に駐在しているハローワーク職員が、受刑者に対して複数回にわたる職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施している。2019年度（令和元年度）は刑事施設30庁に駐在している。

また、2018年度からは、ハローワークと連携して、矯正施設に刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、企業情報の提供や合同での採用面接等を行う「就労支援説明会」を開催し、事業者と就職を希望する受刑者とのマッチングの促進に努めている（写真2-5-1参照）。2018年度は、延べ161回開催し、延べ8,328人の受刑者等が参加しており、241件の採用内定に結び付けた。

さらに、法務省及び国土交通省は、刑務所出所者等を対象とした船員の求人情報の共有等の就労支援を実施している。

写真2-5-1

就労支援説明会の様子



写真提供：法務省

(2) 非行少年に対する就労支援【施策番号6】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】**資4-60-1**（P70）参照）の一環として、問題を抱え非行に走る可能性がある少年に積極的に連絡し、地域の人々と連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等によってその立ち直りを図る「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進している。

そうした取組の一環として、少年サポートセンター^{※4}が主体となって、就労を希望する少年に対し、就職や就労継続に向けた支援を行っている（**写真2-6-1**参照）。

写真2-6-1**就労支援の様子**

写真提供：警察庁

3 新たな協力雇用主の開拓・確保**(1) 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】**

法務省は、コレワーク（【施策番号5イ】（P19）参照）において、企業等に対し刑務所出所者等の雇用に関する働き掛けを積極的に実施している。2018年度（平成30年度）は、刑務所出所者等の雇用に興味がある企業等に対して、刑務所出所者等の雇用に関する制度等について説明する就労支援セミナー（**写真2-7-1**参照）や、同セミナーと矯正施設の見学をセットにしたスタディツアー等を開催するなど、839件の広報活動を実施した。

保護観察所において、各都道府県の就労支援事業者機構^{※5}や更生保護関係者、矯正施設、労働局、ハローワーク、地方公共団体、商工会議所等経済・産業団体その他関係機関・団体等と連携して、新たな協力雇用主の開拓・確保に努めている。

2018年度末に、法務大臣が経済三団体のトップと直接面会し、協力雇用主の現状や、法務省が取り組んでいる協力雇用主に対する支援制度について説明した上で、企業における刑務所出所者等の雇用の促進について、経済界の理解と協力を依頼した。

加えて、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】（P20）参照）を実施している21庁の保護観察所においては、民間の就労支援事業所に協力雇用主の開拓業務を委託し、同事業所が持つ企業等ネットワークを活用しながら、協力雇用主募集のパフレット（**資2-7-1**参照）の配布、事業所への個別訪問、説明会の開催などを通じて協力雇用主に係る広報活動を積極的に行い、多くの企業等に保護観

写真2-7-1**就労支援セミナーの様子**

写真提供：法務省

※4 少年サポートセンター

都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。

※5 就労支援事業者機構

犯罪をした人等の就労の確保は、一部の善意の篤志家だけでなく、経済界全体の協力と支援により成し遂げられるべきとの趣旨に基づいて設立され、事業者の立場から安全安心な社会づくりに貢献する活動を行う法人。認定特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構（全国機構）と50の都道府県就労支援事業者機構（都道府県機構）がある。

全国機構は、中央の経済諸団体（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）や大手企業関係者が発起人となり設立され、都道府県機構等に対する助成や協議会の開催等全国的なネットワークでの事業推進を図っており、都道府県機構は、協力雇用主等を会員に持ち、保護観察所等の関係機関や保護司等の民間ボランティアと連携し、具体的な就労支援の取組を行っている。

(2) 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、中小企業庁及び国土交通省は、2018年（平成30年）7月に法務省が開催した、「一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援」をテーマとする「平成30年度再犯防止シンポジウム」（【施策番号101】（P121）参照）を後援し、広報・啓発活動を推進した。

また、農林水産省は、協力雇用主の拡大に向け、2014年度（平成26年度）から農林漁業の関係団体等に対して、協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。2016年度（平成28年度）からは、新規雇用に関する補助事業の説明会等において、個別の事業者に対しても協力雇用主制度の周知・登録要請等を行っている。

(3) 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

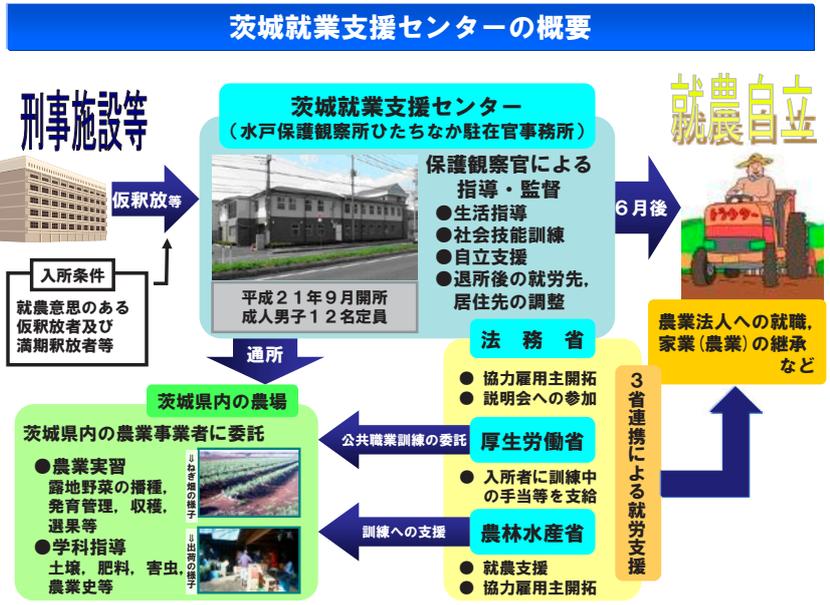
法務省は、2018年（平成30年）から2020年（令和2年）までの間、毎年1月から3月までの3か月を就労支援強化月間と定め、2018年3月に「再犯防止シンポジウム2018」を開催したほか、同年5月、政府インターネットテレビで協力雇用主等を紹介するミニ番組や法務大臣と協力雇用主等の座談会を順次放映するなど、協力雇用主に関する積極的な広報啓発活動の実施や多様な業種の協力雇用主の開拓に向けた取組を行った。

また、2018年度末に、法務大臣が経済三団体のトップと直接面会し、協力雇用主の現状や、法務省が取り組んでいる協力雇用主に対する支援制度について説明した上で、多様な業種の協力雇用主の確保について、経済界の理解と協力を依頼した（【施策番号7】（P22）参照）。

保護観察所において、就労支援事業者機構等の関係機関・団体等と連携して、これまで協力雇用主のいない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努めている。その中でも、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】（P20）参照）を実施している21庁の保護観察所においては、民間の就労支援事業所の企業ネットワークを生かした多様な業種の協力雇用主の開拓を行っている。

さらに、法務省及び農林水産省は、2017年度（平成29年度）から、随時意見交換を行うとともに、茨城就業支援センター（資2-9-1参照）で農業訓練を終えた保護観察対象者を雇用した農業法人のヒアリングを行うなど、農業分野における協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図っている。

資2-9-1 茨城就業支援センターの概要



出典：法務省資料による。

4 協力雇用主の活動に対する支援の充実

(1) 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワーク（【施策番号5イ】（P19）参照）において、企業等に対して刑務所出所者等の雇用に関する情報の発信を行っている。また、厚生労働省と連携し、刑務所出所者等の就労支援に係る各種制度を紹介するパンフレットを作成し、協力雇用主等に配布して更なる理解促進に努めている。

保護観察所において、協力雇用主を対象とした研修等を実施し、協力雇用主として承知しておくべき基本的事項や雇用管理上の留意すべき事項について情報提供を行っている。研修においては、雇用事例の提供等を通して、実際に刑務所出所者等を雇用する上でのノウハウや活用できる支援制度、危機場面での対処法等について、協力雇用主が相互に情報交換を行っている。

また、協力雇用主が刑務所出所者等を雇用する上で必要な個人情報については、保護観察所において、当該刑務所出所者等に対し、雇用主への情報提供の必要性を説明し、理解や同意を得た上で提供している。

(2) 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、2006年度（平成18年度）から、刑務所出所者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度（資2-11-1参照）を実施し、2014年度（平成26年度）から更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】（P20）参照）を実施している。また、2015年度（平成27年度）から刑務所出所者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して、年間最大72万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金制度（資2-11-2参照）を実施するとともに、協力雇用主等に対して矯正施設までの旅費支給を実施するなどし、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。2018年度（平成30年度）は、身元保証を2,179件、刑務所出所者等就労奨励金の支給を3,654件実施した。

加えて、2018年度には、企業がコレワーク（【施策番号5イ】（P19）参照）に無料で電話相談ができる無料通話回線や、ウェブサイト上から簡単に問い合わせができるフォームを設置したほか、コレワークに刑務所出所者等の雇用について豊富な知見を持つ雇用支援アドバイザーを招へいして就労支援に係る相談会を実施するなど、刑務所出所者等を雇用する企業の不安、負担の軽減と継続的な支援に努めている。

さらに、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、2018年度にアンケート調査（【施策番号4】（P18）参照）を実施したところ、協力雇用主に対する支援として望むものとしては、「経済的支援の充実」（61.5%）、「雇用後の保護観察官・保護司等による訪問機会の充実」（38.5%）、「公共工事入札等における加点等の優遇措置の拡大」（34.6%）の順で高かった。なお、「協力雇用主に対する経済的支援」については、既に刑務所出所者等就労奨励金支給制度があるものの、同アンケートによると、その認知度は54.7%にとどまっていたことから、保護観察所では、協力雇用主に対し、各種支援制度について丁寧に説明するとともに、相談等に乗ることで不安の軽減を図るよう努めている。

資2-11-1

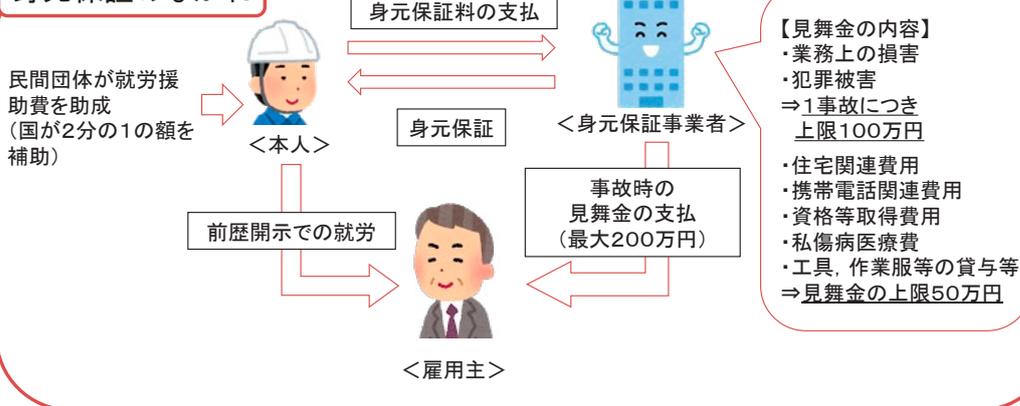
身元保証制度の概要

身元保証制度

概要

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

身元保証のながれ



出典：法務省資料による。

資2-11-2

刑務所出所者等就労奨励金制度の概要

刑務所出所者等就労奨励金

1 安定的で継続的な雇用の場合における就労奨励金の支給

刑務所出所者等が、刑務所・少年院在所中の職業訓練、就労支援等により、出所・退院後速やかに安定的で継続的な就労へ移行することを促すため、奨励金を支給

【支給要件】

- ① 保護観察対象者等（仮釈放者、仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者）を雇用した協力雇用主
 - ② 刑務所等在所中からの調整に基づき、出所・退院後速やかに雇用を開始
 - ③ 正社員又は1年以上の雇用継続が見込まれること
- ※短時間労働者（週20時間未満）を除く

【支給額】 最大8万円×1～6か月目，最大12万円×2回（9，12か月目）（最長1年）

2 その他の雇用の場合における就労奨励金の支給

上記以外の保護観察対象者等の雇用の場合も、より継続的な就労を促すため、奨励金を支給

【支給要件】 保護観察対象者等（上記以外の者）を雇用した協力雇用主

【支給額】最大2万円×1～3か月目，最大4万円×4～6か月目，最大12万円×2回（9，12か月目）（最長1年）

※トライアル雇用奨励金（最長3か月）を受けた後、本雇用に移行する場合、4か月目から適用

出典：法務省資料による。

(3) 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】

法務省は、身元保証制度（【施策番号11】(P25) 参照）により、刑務所出所者等が負担する住宅関連費用を事業主が立て替えたまま返済されず未回収となった場合、当該事業主に一部見舞金を支給するなどの支援を行っている。

また、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、アンケート調査（【施策番号4】(P18) 参照）を実施したところ、刑務所出所者等を雇用したことのある協力雇用主のおよそ5割が、雇用した刑務所出所者等のために住居を準備したことがあった。さらに、刑務所出所者等を雇用したことのある協力雇用主のおよそ2割が連帯保証人になったことがあり、そのうちおよそ4割が連帯保証人として、弁済をしたことがあると回答しており、住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援の充実のニーズが明らかになった。

(4) 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】

法務省及び厚生労働省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、2018年度（平成30年度）に協力雇用主募集パンフレット（【施策番号7】**資2-7-1** (P23) 参照）の内容について見直しを行い、同パンフレットを各府省に配布するとともに、積極的な活用を依頼した。

また、協力雇用主に関する情報を法務省ウェブサイトに掲載し、随時更新や見直しを行っている。

5 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

(1) 国による雇用等【施策番号14】

法務省及び厚生労働省は、2013年度（平成25年度）から、保護観察を受けている少年を非常勤職員として雇用する取組を行っている。2013年度から2018年度（平成30年度）末までに、法務省57人（うち少年鑑別所48人）、厚生労働省1人の計58人の少年を雇用した。雇用期間中は、少年の特性に配慮しつつ、就労を体験的に学ぶ機会を提供するとともに、必要に応じて少年からの相談に応じる等のサポートを行っている。これらの取組事例を踏まえつつ、犯罪をした者等の雇用等を推進するための指針について検討を行っている。

(2) 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】

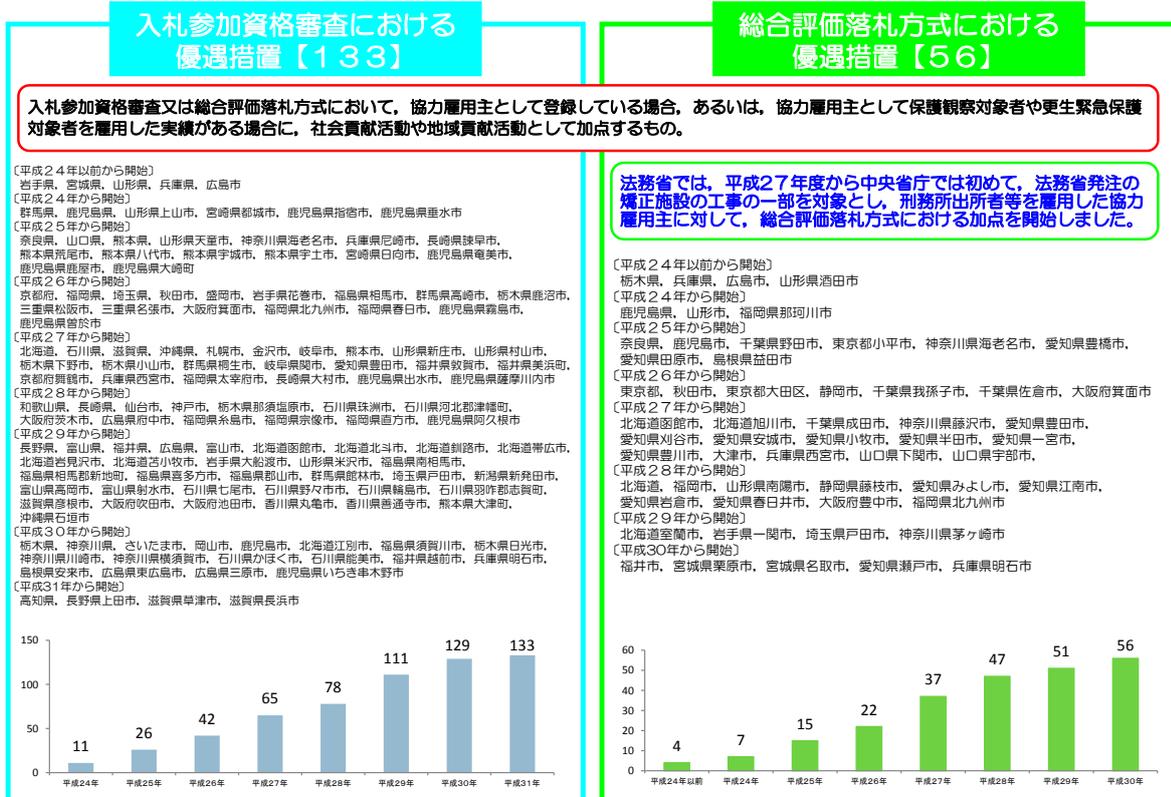
法務省は、2015年度（平成27年度）から、法務省が発注する矯正施設の小規模な工事の調達について、協力雇用主の刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式による競争入札を実施している。また、小額の随意契約による調達を行う場合には、見積りを求める事業者の選定に当たって、当該契約案件に適した協力雇用主を含めるよう考慮している。保護観察所において、2017年度（平成29年度）には32件、2018年度（平成30年度）には21件協力雇用主が公共調達を受注している。

なお、全国の都道府県及び市区町村のうち、2018年11月末現在、133の地方公共団体（実施予定を含む。）では入札参加資格の審査に際して、56の地方公共団体では総合評価落札方式における評価に際して、それぞれ協力雇用主としての雇用実績等を評価している（**資2-15-1** 参照）。

資2-15-1

地方公共団体における協力雇用主支援等の取組について

地方公共団体における協力雇用主支援等の取組について



出典：法務省資料による。

(3) 補助金の活用【施策番号 16】

法務省は、各府省における補助金事業を調査し、協力雇用主であること等を評価に取り入れることなど、協力雇用主の活動に資する補助金の活用指針について検討を行っている。

(4) 協力雇用主に対する栄典【施策番号 17】

法務省は、内閣府の協力を得て、協力雇用主に対する栄典の授与について検討を行い、平成30年秋の褒章において、更生保護事業に寄与した功績により2人の協力雇用主が藍綬褒章を受章した。

6 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実

(1) 就労した者の離職の防止【施策番号 18】

法務省は、少年院において、就労した者の離職を防止することを目的に、日本財団が実施している職親プロジェクト^{※6}（コラム1（P33）参照）の参加企業の協力を得て、少年院在院者を対象に職場体験を積極的に実施する取組の試行を2017年度（平成29年度）から開始した。また、退院や仮退院をした者又はその保護者等から、就労に関することを含め、健全な社会生活を送る上での問題について相談を求められた場合において、相当と認めるときは少年院の職員が相談に応じることができる制度（少年院法第146条）を設けている。2018年（平成30年）には退院者等からの相談を618件

※6 職親プロジェクト

日本財団と企業が連携し、少年院出院者や刑務所出所者の更生・社会復帰を就労・教育・住居・仲間作りの面から包括的に支えることで、「誰でもやり直しができる社会」の実現を目指す民間発意の取組。

受け付けた。

少年鑑別所において、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談のほか、関係機関からの依頼に基づき情報提供、助言、心理検査等のアセスメント、その他の心理的援助等の各種の専門的支援を行うなど、地域社会のニーズに広く対応している。その一環として、犯罪をした者等に対して、仕事や職場の人間関係の悩み等について相談に応じ、助言を行うなど支援を行っている。

保護観察所において、保護観察対象者等に離職やトラブル等のおそれがあると認める場合、保護観察官が適時適切に当該保護観察対象者等に対する面接指導等を行い、就労した者の離職の防止に努めている。また、2012年（平成24年）1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号5ウ】（P20）参照）を実施しており、刑務所出所者等に対し、職場定着を実現するための支援及び就労を継続するために必要な住まい探し等の定住支援を併せて行っている。2018年度は、職場定着支援を109件、定住支援を25件実施した。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、就職した支援対象者や雇用した協力雇用主に対して、必要な相談・助言等を行い、離職を防止するための支援を行っている。

（2）雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号19】

法務省は、少年院において、少年院法第146条に基づき、少年院を出院した者を雇用した協力雇用主等からの相談を受け付けている（【施策番号18】参照）。

コレワークにおいて、協力雇用主の相談に応じるなど継続的支援を行っている（【施策番号5イ】（P19）参照）。

保護観察所において、協力雇用主が保護観察対象者等を雇用した場合は、その後のフォローアップとして、必要に応じ、保護観察官が当該協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、協力雇用主の相談等に応じている。また、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号5ウ】（P20）参照）においても、協力雇用主に対し、職場定着を実現するための支援を行っている。加えて、協力雇用主に対する具体的な支援の充実策を検討するため、2018年度（平成30年度）にアンケート調査（【施策番号4】（P18）参照）を実施したところ、刑務所出所者等を雇用したことがあると回答した協力雇用主のおよそ5割が、雇用した刑務所出所者等が無断欠勤、意欲の乏しさ、人間関係のトラブルといった就労上の問題を抱えている、さらに、雇用しても、雇用後半年以内に辞めていると回答したことから、就労を継続させていくためには、被雇用者及び協力雇用主双方に対する継続的な訪問・指導等のフォローアップが必要であることが明らかになった。

ハローワークの取組は【施策番号18】を参照。

（3）離職した者の再就職支援【施策番号20】

法務省は、保護観察所において、離職した保護観察対象者に対し、保護観察官が面接指導等により再就職を促すなどしており、特に、更生保護就労支援事業（【施策番号5ウ】（P20）参照）を実施している21庁においては、就職活動に対する支援が必要と認められる保護観察対象者等に対し、保護観察所から委託を受けた更生保護就労支援事業所がきめ細かな就職活動支援を行っている。また、地域によっては、協力雇用主らが、協力雇用主のネットワーク組織である協力雇用主会を組織し、情報交換等を行いながら、保護観察対象者等の雇用に取り組んでいることから、同会との連携を通じて、離職者も含めた無職の保護観察対象者等の就職支援を進めている。

厚生労働省は、ハローワークにおいて、支援対象者が離職して再び就職に向けた支援を行う必要がある場合は、速やかに再就職ができるよう職業相談・職業紹介等を行っている。

7 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

(1) 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号21】

法務省は、受刑者に従事させる刑務作業について、単純な軽作業から高度な機械操作を要する作業まで、幅広い種類の作業の中から本人の資質、能力及び就労歴等を考慮した上で指定している。刑事施設においては、より多くの作業内容から選定できるよう、様々な業種の民間企業に対する受注活動を行っている。また、高齢等により一般の就業が困難な者については、工場内をバリアフリーとするほか、作業時間を短縮するなどの配慮を行った上で、軽作業等を指定している。

さらに、法務省は、福祉的支援の対象外であるものの、知的能力に制約がある、あるいは集中力が続かないなどの特性を有しているため、一般就労が困難あるいは継続できない、一般就労と福祉的支援の狭間にある者について、矯正施設在所中に、社会生活に必要な認知機能等の強化を図るとともに、就労先等を確保するため、2019年度（令和元年度）から、広島大学と連携し、作業療法を活用したプログラムの実施等を一部施設において試行することとしている。

(2) 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号22】

法務省及び厚生労働省は、2006年度（平成18年度）から、保護観察官、ハローワーク職員から構成される就労支援チームを設置して、保護観察対象者等に対する就労支援を実施している（【施策番号5ア】（P18）参照）。保護観察対象者等のうち、障害者、生活困窮者等についても個々の障害や困窮の程度に応じて必要かつ適切な支援を検討・実施している。

法務省は、矯正施設在所者のうち障害等により就労が困難な者に対し、2014年度（平成26年度）から社会内で利用できる就労支援制度を紹介するためのリーフレット（資2-22-1参照）を配布している。2018年度（平成30年度）は、少年院在院者に対しても配布し、延べ5,375部を配布した。

厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、就労意欲やその程度等に応じた希望する就労が実現できるよう、引き続き、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型事業、就労定着支援事業（以下「就労系サービス」という。

資2-22-2参照。）に取り組んでいる。

そうした中で、障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法^{*7}に基づく通院医療の利用者等である障害者（以下「矯正施設出所者等である障害者」という。）を受け入れるに当たっては、①きめ細やかな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携など手厚い専門的な対応が必要であるため、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、「社会生活支援特別加算」を創設した。同加算では、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置により矯正施設出所者等である障害

資2-22-1

就労支援制度の紹介のリーフレット



出典：法務省資料による。

*7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）

者を支援していること、又は病院等との連携により精神保健福祉士等が事業所を訪問して矯正施設出所者等である障害者を支援していることを報酬上評価して、受入れの促進を図ることとしている。

また、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を行う生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）においても、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対する就労支援が可能であり、同法に基づく就労準備支援事業（資2-22-3参照）や就労訓練事業（資2-22-4参照）により、個々の状態像に合わせた個別の支援を展開している。

さらに、生活困窮者の一層の自立を促進するため、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法において、福祉事務所設置地方公共団体の任意事業である就労準備支援事業について、その実施を努力義務としたほか、対象者の年齢要件を撤廃し65歳以上も利用可能とすること等により、多様化する就労支援ニーズをとらえた事業の実施を図っている。

資2-22-2 就労系障害福祉サービスの概要

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間：2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間：制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間：制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上で各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間：3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
報酬単価	500～1,089単位/日 <定員20人以下の場合> ※定員規模に応じた設定 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬	322～615単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均労働時間が長いほど高い報酬	562～645単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬	1,040～3,200単位/月 <利用者数20人以下の場合> ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い報酬
事業所数	3,287事業所 (国保連データ平成31年3月)	3,826事業所 (国保連データ平成31年3月)	12,423事業所 (国保連データ平成31年3月)	902事業所 (国保連データ平成31年3月)
利用者数	33,560人 (国保連データ平成31年3月)	70,015人 (国保連データ平成31年3月)	255,574人 (国保連データ平成31年3月)	6,263人 (国保連データ平成31年3月)

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-3

就労準備支援事業の概要

就労準備支援事業について

事業の概要

- 生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。(平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法により創設)

支援の内容

- 対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。
- プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。

対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、生活習慣の形成・改善が必要
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要
- 自尊感情や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

(多様な支援メニューの例)

- ・ ワークショップ ・ セミナー ・ グループワーク ・ 職場見学 ・ 就労体験 ・ 模擬面接
- ・ 応募書類作成指導 ・ キャリアコンサルティング ・ ボランティア活動への参加
- ・ 就農訓練事業(平成28年4月より開始)
- ・ 福祉専門職との連携支援事業(平成29年4月より開始) 等



効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる。

出典：厚生労働省資料による。

資2-22-4

就労訓練事業の概要

認定就労訓練事業の推進について

認定の仕組み

認定主体

(都道府県、政令市、中核市)

認定



就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定

認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除(法人や事業所の運営の健全性を担保) 等

支援の内容

就労訓練事業

一般就労

非雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の適用対象外
- ・ 訓練計画に基づく就労訓練
- ・ 事業主の指揮監督を受けない
- ・ 達成すべきノルマを設けない

雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の適用対象
- ・ 就労支援プログラムに基づく支援
- ・ 就労条件における一定の配慮(労働時間、欠勤について柔軟な対応)

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者(※)による就労支援を実施

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

- (※) 就労支援担当者は、事業所ごとに1名以上配置され、以下の業務を行う。
- ① 訓練計画や就労支援プログラムの策定
 - ② 対象者への必要な相談、指導及び助言
 - ③ 自立相談支援機関等の関係機関との連絡調整
 - ④ 上記のほか、対象者の就労支援についての必要な措置

効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現する。
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓(地域づくり)を実現する。

出典：厚生労働省資料による。

(3) ソーシャルビジネスとの連携【施策番号23】

法務省は、全国の保護観察所において、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る、いわゆる「ソーシャル・ファーム」との連携を進めている。2019年（令和元年）5月末現在、全国129団体との間で、雇用や受入れなどの連携を実施している。また、2013年度（平成25年度）から、いわゆる「ソーシャル・ファーム」と保護観察所との間で「ソーシャル・ファーム雇用推進連絡協議会」を開催し、相互理解を深めるとともに、一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援について協議を行っている。2018年度（平成30年度）は6回開催した。こうした中で、協力雇用主への登録に理解を示すソーシャル・ファームについては、協力雇用主としての登録も促している。

なお、2018年度から、ソーシャルビジネスを運営する企業の視察等を通じ、矯正施設とソーシャルビジネスとの連携の在り方等についての検討も進めており、ソーシャル・ファームと連携し、少年院在院者が同ファームに帰住し、生活の安定を図るための支援の枠組みを構築するための検討を行っている。また、再犯防止シンポジウム（【施策番号101】（P121）参照）において、障害者雇用における農福連携の取組や、ソーシャル・ファームの取組事例などを紹介し、ソーシャルビジネスとの連携を推進した。

Column

1

日本財団による^{しよくしん}職親プロジェクト



職親プロジェクト

^{しよくしん}職親プロジェクトとは

日本財団 公益事業部 国内事業開発チーム リーダー 廣瀬正典

日本財団は、安心・安全な国づくり、刑務所出所者等が再チャレンジできる社会づくりを目的に、2013年（平成25年）に「日本財団職親プロジェクト」を立ち上げた。このプロジェクトは、法務省、民間企業（以下「職親企業」という）、専門家等が一体となった、官民連携の社会復帰プログラムであり、矯正施設内から出所・就労まで、切れ目なく支援を提供する仕組みの構築を目指すものである。

職親企業は、正に親代わりとなり出所者を積極的に雇用し、住居を提供し、親のように生活を共にしながら、更生を応援している。

2017年度（平成29年度）からは、職場定着率の向上を目指すため、モデル矯正施設の3か所（東京・多摩少年院、兵庫・加古川刑務所、佐賀・佐賀少年刑務所）において、職親企業が講師役となり現場のニーズに応える生きた技術を提供している。また、多摩少年院においては、職親企業でインターンシップを行い、社会で働くことのイメージづくり、就職先のミスマッチを防止することなどに取り組んでいる。2019年度（令和元年度）からは、新たに職場定着に向けた教育プログラムの開発を、法務省と連携して行っている。

職親企業の取組紹介

千房株式会社 代表取締役会長 中井政嗣

お好み焼専門店「千房」を創業して45年。創業当時は人手不足で悩み苦しんだ。健康であればどんな人でも採用したい。「過去は問わない」。すぎる思いだった。面接に来た人は即採用した。暴走族や元受刑者もいたが、真面目に働いてくれた。中には店長になり、幹部になり、やがては独立した者もいた。そのような千房の採用実績を知った法務省から2008年（平成20年）、受刑

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

特集

基礎資料

者就労支援の強力な依頼を受けた。

奈良県の農家に生まれ育った私は勉強が嫌い、学業成績も悪い、家が貧乏。中学を卒業した私は社会に出た。その年に父親が亡くなり、初めて自立に気付いた。16歳だった。逆境がエネルギーとなった。その後、努力が実り独立した。千房の全国展開時、母親に「俺がこうなることを考えられたか？」と質問した。「まさかお前がこうなるとは思わなかった」。私のことを誰よりもよく知っている母親でも人の成長は分からない。人間は誰もが無限の可能性を秘めていると確信した。今では大卒の学生も採用できる会社になった。

あえて前科者を採用することに社内でも賛否両論。最終的に私が責任を取るということで、前代未聞の刑務所内での採用募集が始まった。山口県的美祢社会復帰促進センターである。応募者の面接には、私と人事部長が出向いた。面接を実施した者全員に泣かされた。皆、家庭崩壊だった。もちろん本人が悪いに違いないが、私は彼らの犯した罪をとがめられなかった。

内定を出した2人が仮出所した。身元引受人となり、住居も提供した。しかも、この取組はオープンにしようとして全従業員に通知した。反省は一人でもできるが更生は一人ではできない。皆の協力が不可欠なのだ。出所者や出院者の受け皿は社会だ。社会の偏見を少しでも緩和させるためにもオープンにした。マスコミが大きく取り上げた。記事を読んだ日本財団から、支援するので積極的に採用してほしいと強く要望された。私の親しい企業に事情を説明した。2013年2月、大阪で刑務所出所者等の就労支援事業として「日本財団職親プロジェクト」が日本財団協力の下に発足し、世界初の取組としてマスコミから大きな注目を浴びた。そのおかげで、支援の輪は東京・福岡・和歌山・新潟にも広がった。現在130社が参加している。徳島・愛知・北海道にもプロジェクトが誕生する予定だ。

正直、失敗を重ねて心が折れそうなきもあった。そんなときには、職親企業の仲間がいた。各企業の努力している姿に励まされた。ある少年院で講話したときのこと。少年が私に質問した。「なぜ私たち罪を犯した人間を採用されるのですか？」。私は即答した。「何か問題がありますか？確かに、あなた方は罪を犯しました。過去は変えることができません。しかし、自分と未来は変えられます。しっかり反省をし、二度と罪を犯さないことを誓って出院されるのですよね。私たちは信じています。受入企業も数多くあります。自信をもって出院してください」と。

一線を越えてしまった受刑者の更生する姿に感動する。成功事例ができると、次の出所者に大きな希望が生まれる。店舗のスタッフも優しくなった。教育しているつもりが、彼らに学んでいたのだ。共に育つ。これこそが「共育」なのかもしれない。人間には想像を超える何かがある。おかげで、受け入れるための心の器や強さも増したように思う。比べず、焦らず、諦めずを信条に。あらゆる企業が、近い将来、受刑者の就労支援が当たり前の世の中になることを心から願っている。

再犯が後を絶たない。しかも無職。再犯をすれば、また大きな税金が注がれる。出所者が職に就けば納税者になり、被害者の方たちにも罪を償えるだろう。元受刑者が立派に店長となり、お世話になった刑務所、少年院へ面接に行く日も近い。



少年院在院者のインターンシップの様子
【写真提供：法務省】



矯正施設で講話する千房株式会社中井会長
【写真提供：法務省】

第2節 住居の確保等

1 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

(1) 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号24】

法務省は、更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正により、2016年（平成28年）6月から、保護観察所が行う受刑者等の釈放後の生活環境の調整^{※8}の充実を図っている。具体的には、生活環境の調整に対する地方更生保護委員会の関与を強化し、地方更生保護委員会が、矯正施設収容後の早期の段階から受刑者等に対し帰住先等に関する調査を行うなどした上で、保護観察所に対して指導・助言・連絡調整を行い、保護観察所はこれを踏まえて、例えば薬物依存がある受刑者等に対し、薬物依存からの回復支援等を受けることができる民間団体等への帰住を調整するなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組を行っている。2018年（平成30年）は、地方更生保護委員会における受刑者等に対する帰住先等に関する面接調査が2,942件行われた。

(2) 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号25】

法務省は、刑事施設において、受刑者の改善更生と円滑な社会復帰に資するよう、受刑者と親族や雇用主等との外部交通（面会、信書の発受及び電話等による意思連絡）の適切な運用に努めている。

少年院において、保護者に対し、在院者に対する教育方針や教育内容・方法、社会復帰に向けた支援の実施などへの理解と協力を得るため、在院者の処遇に関する情報提供、少年院の職員による面接の実施、少年院で実施する活動への参加の依頼等を行っている。2018年（平成30年）は、延べ992回の保護者会が実施され、延べ4,723人の保護者が参加した。また、保護者の矯正教育^{※9}への理解を促進し、職員と協働して在院者の有する問題及び課題を解決するために努力する意欲を向上させること、在院者との相互理解を深めさせること、在院者を監護する役割についての認識を深めさせることを目的として、保護者参加型プログラムを実施している。2018年は、各種行事への参加や、非行問題に関する親子講座等、延べ312回の保護者参加型プログラムが実施され、延べ3,085人の保護者が参加した。

保護観察所において、受刑者等の出所後の生活環境の調整の一環として、受刑者等の親族等に対し、受刑者等の改善更生を助けることへの理解や協力を求めるとともに、相談に応じたり、支援機関の情報提供をしたりするなど、必要に応じた支援を実施している。例えば、薬物依存がある受刑者等の家族に対しては、薬物依存についての知識、本人との接し方、他の関係機関や民間団体からの支援にはどのようなものがあるかといった助言などを行うため、引受人・家族会^{※10}を開催している。2018年度は、引受人・家族会を248回実施し、2,274人の引受人や家族が参加した。

※8 生活環境の調整

受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察が行われる。

※9 矯正教育

少年院が、保護処分又は刑の執行として、在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させるために行う体系的かつ組織的な指導。

※10 引受人・家族会

保護観察所は、規制薬物等に対する依存がある生活環境調整対象者又は保護観察対象者の引受人や家族が薬物依存に関する正確な知識を持ち、薬物依存当事者に対して適切に対応する方法を身に付けることや、支援機関等の情報を得て家族等自身が必要な支援を受けることができるようになることなどを目的として、医療・保健・福祉機関や自助グループ等と連携して薬物依存者の家族等を対象として定期的に引受人・家族会を実施している。

2 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

(1) 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号26】

更生保護施設は、主に保護観察所からの委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察対象者や更生緊急保護^{※11}の対象者を受け入れて、宿泊場所や食事の提供をするほか、社会復帰のための就職援助や生活相談等を行う施設である。

2019年（平成31年）4月現在、全国に103の施設があり、更生保護法人により100施設が運営されているほか、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び一般社団法人により、それぞれ1施設が運営されている。その内訳は、男性のみ受け入れている施設が88、女性のみ受け入れている施設が7、男女とも受け入れている施設が8となっている。収容定員の総計は2,385人であり、男性が成人1,879人と少年321人、女性が成人134人と少年51人である。

2018年度（平成30年度）の委託実人員は7,906人（そのうち、新たに委託を開始した人員は6,230人）、延べ人員は60万6,631人であった。法務省は、刑務所出所者等がそれぞれの問題性に応じた支援を受けられるよう、更生保護施設のうち一部を、高齢・障害者等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や、薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、これらの指定する施設を拡大すること等により更生保護施設の受入れ及び処遇機能の充実を図っている（指定更生保護施設については【施策番号37】（P44）を、薬物処遇重点実施更生保護施設については【施策番号46】（P55）を参照）。

(2) 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号27】

法務省は、保護観察対象者等が抱える問題の複雑化など、近年の更生保護事業を取り巻く状況の変化を踏まえた今後の更生保護事業に関する検討を行うため、2018年度（平成30年度）には、学識経験者等を構成員とする有識者検討会と、更生保護事業の実務者等による意見交換会を開催した。また、2019年度（令和元年度）には、有識者検討会及び意見交換会による検討を踏まえ、全国の更生保護事業者と協議・検討を行う「更生保護事業に関する地方別検討会」を開催することとして、高齢者、障害のある者、薬物依存症者等を含めた更生保護施設入所者の特性に応じた支援の在り方や更生保護施設における処遇の在り方といった処遇の基準等の見直しに向けた検討を行うこととしている（【施策番号95】（P110）参照）。

(3) 自立準備ホームの確保と活用【施策番号28】

法務省は、社会の中に多様な居場所を確保する方策として、2011年度（平成23年度）から、「緊急的住居確保・自立支援対策」（資2-28-1参照）を実施している。これは、更生保護施設以外のあらかじめ保護観察所に登録された民間法人・団体等に、保護観察所が、保護観察対象者等に対する宿泊場所や食事の提供、生活指導（自立準備支援）を委託するものである。この宿泊場所を自立準備ホームと呼ぶ。2019年（平成31年）4月現在の登録事業者数は411事業者であり、その内訳は、特定非営利活動法人が149、会社法人が85、宗教法人が46、その他が131となっており、多様な法人・団体が登録されている。2018年度（平成30年度）の委託実人員は1,679人（そのうち、新たに委託を開始した人員は1,373人）、延べ人員は11万7,173人であった。

※11 更生緊急保護

保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。

資2-28-1

緊急的住居確保・自立支援対策の概要

緊急的住居確保・自立支援対策(自立準備ホーム)の概要

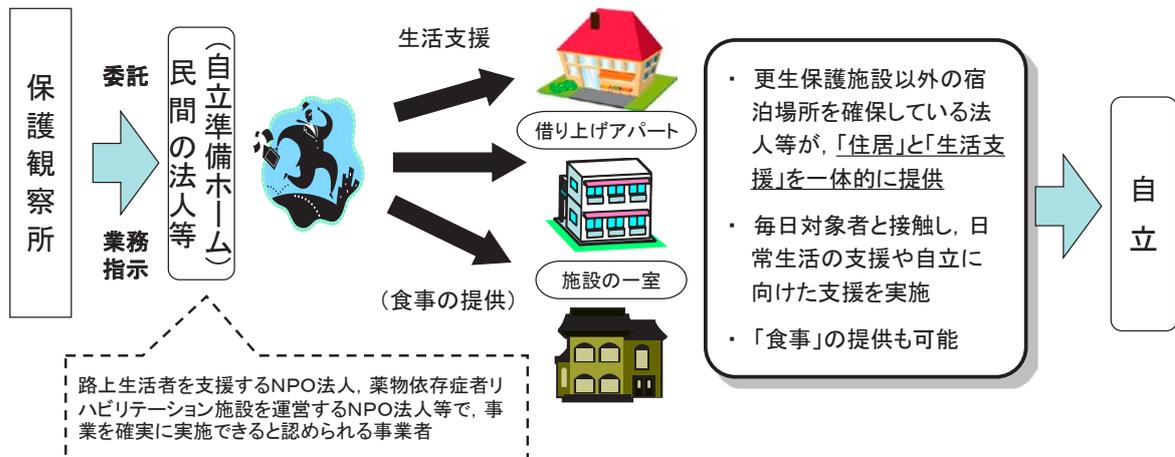
更生保護施設

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



出典：法務省資料による。

3 地域社会における定住先の確保

(1) 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、犯罪をした者等の中には地域社会に適切な定住先を確保できない者がいるという課題を踏まえて、2018年度（平成30年度）に更生保護施設職員等に対して、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因についてアンケートを行ったところ、賃貸契約時の連帯保証人の確保や経済基盤の問題等が挙げられており、この結果等を踏まえつつ、所要の施策について検討することとしている。

(2) 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、公営住宅の事業主体である地方公共団体から相談があった際には、更生保護官署（地方更生保護委員会及び保護観察所をいう。以下同じ。）において、その相談内容を踏まえて保護観察対象者等に指導及び助言を行うとともに、身元保証制度（【施策番号11】（P25）参照）の活用事例について情報提供等を行うことで、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を行っている。

(3) 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、2017年（平成29年）12月に、各地方公共団体に対して、保護観察対象者等が住宅に困窮している状況や地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討するよう要請を行い、あわせて、矯正施設出所者が該当する

可能性が高い「著しく所得の低い世帯」は、公募が原則である公営住宅において、特に居住の安定確保が必要な者として、各事業主体の判断により、抽選倍率を優遇するなどの優先入居の取扱いが可能であることを踏まえ、「著しく所得の低い世帯」を優先入居の対象とすることについても適切な対応を要請するなど、公営住宅への入居における特別な配慮を行っている。

(4) 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者^{※12}に該当する者に対して、個別の事情に応じ、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談を実施している。また、更生保護施設退所者の住居確保の観点から、保護観察対象者等の入居を拒まない住居の開拓・確保にも努めている。加えて、2012年（平成24年）1月から、東日本大震災による被災が特に甚大であった岩手県、宮城県及び福島県について、更生保護被災地域就労支援対策強化事業（【施策番号18】（P28）参照）として、定住先が円滑に確保できない保護観察対象者等に対し、定住を実現するための支援を行っている。

(5) 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】

法務省は、刑事施設において、出所後の社会生活で直ちに必要となる知識の付与等を目的として、講話や個別面接等を行い釈放前の指導を実施している。特に、適当な帰住先を確保できないまま刑期を終え、満期出所となる受刑者に対して、更生緊急保護（【施策番号26】（P36）参照）の制度や、社会保障等の社会における各種手続に関する知識を得られるよう指導している。

また、保護観察所において、帰住先を確保できないまま満期出所した更生緊急保護対象者に対して、更生保護施設等への委託をするほか、必要に応じて保健医療・福祉関係機関等の地域の支援機関等についての情報の提供を行うなどして、一時的な居場所の提供や地域社会における定住先の確保のための取組の充実を図っている。2018年（平成30年）は、更生保護施設及び自立準備ホームに対して、2,581人の満期出所者への宿泊場所の提供などを委託し、これらの者の一時的な居場所を確保した。

※12 住宅確保要配慮者
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育している者、保護観察対象者等

更生保護施設「清心寮」による地域と連携した社会復帰支援

更生保護法人 清心寮

1 県民からの預かりもの

更生保護施設「清心寮」は、埼玉県や県内全市町村、幅広い県民の方々からの支援で設立された。清心寮には再出発を期して全国各地の刑務所、少年院から様々な人たちがやってくるが、その多くが埼玉県に何らかの縁を感じている人たちであり、県民の自覚を持った一員になってほしいと願っている。法人運営には県内の更生保護はもとより、行政・経済・福祉・宗教・就労支援・自治会などの各界から参画していただいている。また、毎年約1,400人の方々が研修見学・実習・処遇活動への協力などで当施設に来訪している。寮をいつも地域の風と常識が通う場にし、そのような場で出所してくる人たちを受け入れたいと考えている。

2 アウェイの人生をホームの人生に～息の長い寄り添い

寮に来る人たちは誰もがアウェイの人生を余儀なくされている。彼らにはそのことを避けていく覚悟を求めている。挫折を重ねてきた人たちにとって大切なのは人と社会につながって生きる力をつけることであり、それが可能であることを知ってもらいたい。自分にもホームがあることを経験する場が更生保護施設である。清心寮は年間100～120人を受け入れているが、併せて、自立退所した後も年間延べ約250人がそれぞれの理由で自分から訪ねてくる。一度関わった人たちには必要とされる限り隣人として関わっていくことにしており、「ホームという関係性」のある人生を獲得してくれるよう願って様々な具体的相談に応じている。実は頑張っている人こそ、それを隔たりなく話せて認めてもらえる場が必要なのだと思うされるし、孤立を防ぐことが再犯防止だと彼らに教えられる。取り分け、薬物依存回復支援を必要とする人たちにはいつでも自分を確かめられる場を用意していきたいと計画している。職員体制としては厳しいが、保護観察や更生緊急保護の期間中の再犯防止でなく、その人の人生における再犯防止を視野に置きながら今に関わるというのが私たちの立ち位置でもある。

レクリエーション活動の様子
【写真提供：清心寮】

3 ネットワークの重層的展開が地域の力を引き出す

生い立ちから挫折を重ね、犯罪を繰り返してきた人たちの生活課題は多様で複雑である。それが見えてくるほど幅広い地域連携支援を必要とするようになる。

私たちは、埼玉県・さいたま市・社会福祉協議会・ハローワーク・弁護士会・ホームレス支援等のNPO・済生会病院・精神保健福祉センター・精神医療センター・ダルク・更生保護団体等（2019年（令和元年）6月1日現在25機関・団体）の参加を得て「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」を立ち上げ、定期的に情報交換・協議を行っている。＜できることを提供し合うゆるやかなつながり＞をキーワードに平素から思いを共有し、顔をつなぐ場としている。また、「埼玉県地域生活定着支援センター」も幅広い運営委員会を設けており、済生会川口総合病院

ソーシャルスキルトレーニング（社会生活技能訓練）の様子
【写真提供：清心寮】

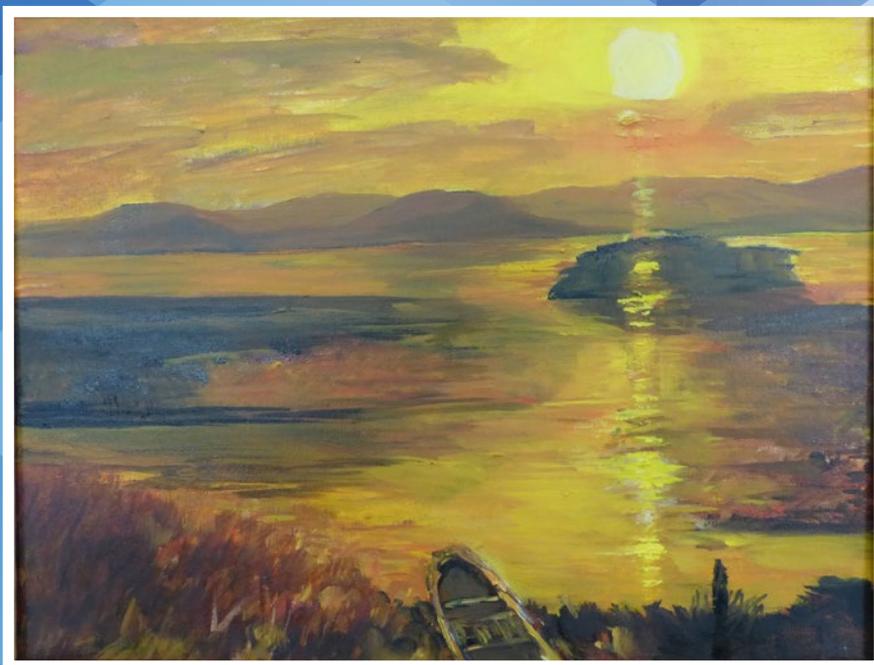
も「生活困窮者支援ネットワーク協議会」を設けている。さらに、「埼玉県就労支援事業者機構」は140を超える協力雇用主のネットワークを運営している。清心寮を始めいくつかの団体がこのいずれにも参加して福祉・医療・薬物依存・就労等の支援情報や活動の結節点になり、重層的な支援環境を形成している。支援へのアクセシビリティを高めることにつながるし、構えずして思わぬことが思わぬ機会につながって解決に結びつくことがある。就労支援事業者機構の事務所は清心寮内に置かれていて、ハローワークの就労支援ナビゲーターがそこに月2回巡回するという仕組みもできている。

地域との具体的なつながりを積み重ねることなくして私たちの事業は成り立たない。



第3章

保健医療・福祉サービスの 利用の促進等のための取組



「尾上の夕日」

第1節

高齢者又は障害のある者等への支援等

1 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号34】

法務省は、矯正施設において、犯罪をした者等について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士又は精神保健福祉士を非常勤職員として配置している。さらに、刑事施設においては2014年度（平成26年度）から、少年院においては2015年度（平成27年度）から、福祉専門官（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する常勤職員）の配置を進めている。社会福祉士等の配置施設数の推移は資3-34-1のとおりである。また、2018年度（平成30年度）からは大規模な刑事施設8庁において、認知症スクリーニング検査等を実施し、認知症等の早期把握に努めており、2019年度（令和元年度）からは、新たに女子刑事施設2庁を加えた10庁に拡大することとしている。

少年鑑別所において、2015年の少年鑑別所法施行後、地域援助の一環として、いわゆる入口支援^{※1}への協力が適切に行えるよう、アセスメント機能の充実を図っている。具体的な取組状況として、被疑者等の福祉的支援の必要性の把握のために、検察庁からの依頼を受けて、知的能力等の検査を実施しており、2018年は254件の依頼を受けた。

保護観察所において、福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化のため、福祉的支援等を担当する保護観察官が、福祉的支援に関する講義を含む保護観察官向けの研修に参加しているほか、社会福祉士会等が主催する研修に積極的に参加したり、刑事司法関係機関と福祉関係機関が参加する福祉的支援に関する事例研究会に参加するなどして、保護観察官のアセスメント能力の更なる向上等を図っている。

資3-34-1

刑事施設・少年院における社会福祉士、精神保健福祉士及び福祉専門官の配置施設数の推移

(平成27年度～令和元年度)

区分	矯正施設の別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
社会福祉士	刑事施設	69	70	70	70	69
	少年院	16	16	18	18	18
精神保健福祉士	刑事施設	8	8	8	8	8
	少年院	2	2	2	2	2
福祉専門官	刑事施設	26	34	39	48	56
	少年院	2	2	2	3	3

注 1 法務省資料による。

2 刑事施設は、PFI手法により運営されている施設を除く。

※1 入口支援

一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、矯正施設に入所するに至る前の段階で、高齢又は障害のある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等につなげる取組をいう。

(2) 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号 35】

法務省は、刑事施設において、高齢者又は障害のある受刑者の円滑な社会復帰を図るため、2014年度（平成26年度）から、「社会復帰支援指導プログラム」（資3-35-1参照）の試行を一部の施設で開始し、2017年度（平成29年度）から全国的に展開している。同プログラムは、刑事施設の職員による指導のほか、地方公共団体、福祉関係機関等の職員や民間の専門家を指導者として招へいするなど、関係機関等の協力を得て実施している。その内容は、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導や各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための指導などである。2018年度（平成30年度）の受講開始人員は761人であった。

資3-35-1

社会復帰支援指導プログラムの概要



刑事施設における一般改善指導

社会復帰支援指導プログラム

地域社会とともに開かれた矯正へ

■ 指導の目標
 高齢・障害を有する等の理由により、円滑な社会復帰が困難であると認められる受刑者に対し

- ① 基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること。
- ② 出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせること。

● 対象者

- ① 特別調整等の福祉的支援の対象とすることが必要と認められる者（現に福祉的支援の対象となっている者を含む）
- ② その他本プログラムを受講させることにより、改善更生及び円滑な社会復帰に資すると見込まれる者

● 指導者 刑事施設職員（刑務官、法務教官、社会福祉士等）、関係機関・団体職員

● 指導方法 グループワーク、ロールプレイング、視聴覚教材、講話 等

● 実施頻度等 1単元60分 全18単元 標準実施期間：4～6か月

カリキュラム

単元	単元項目	概要
1	オリエンテーション	プログラムの目的と意義を理解させ、動機付けを図る。
2	基本的動作能力・体力の維持及び向上（生活動作のトレーニング）	体力・健康の維持が社会生活を送る上で重要であることを理解させ、歩行などに必要な体力等の維持及び向上を図る。
3	基本的思考力の維持及び向上（考える力のトレーニング）	物事を考えることが老化防止につながることを理解させ、日常生活で必要となる基本的な思考力等の維持等を図る。
4	基本的健康管理能力の習得①（身体面の健康管理について）	健康管理の必要性、自己管理の方法、病気になった場合の病院のかかり方を学ばせる。
5	同②（心の健康）	心の健康について理解させ、健康を維持する方法を学ばせる。
6	基本的な生活能力の習得①、②（対人スキル等）	地域社会の一員として、良好な対人関係を維持することが再犯防止につながることを理解させ、対人関係スキル・会話スキルを学ばせる。
8	基本的な生活能力の習得③（金銭管理を考える）	これまでの金銭の使い方などを振り返らせ、自分の金銭管理の問題性を認識させ、適切な金銭管理について理解させる。
9	各種福祉制度に関する基礎的知識の習得①（概要）	社会復帰後に、健康で安定した生活を送るために社会福祉サービスが利用できることを理解させる。
10	同②（就労支援と年金）	就労の確保の方法を理解させるとともに、老齢年金等の基本的な内容を理解させる。
11	同③（各種福祉制度）	健康保険及び障害者福祉、高齢者福祉、介護保険について学ばせるとともに、社会で直面することが予想される困難場面について整理させる。
12	同④（生活保護）	生活保護制度の仕組み、受給資格や申請の仕方等について理解させるとともに社会福祉に対する関心を喚起し、関係窓口の利用の仕方について学ばせる。
13	同⑤（特別調整と更生緊急保護）	特別調整と更生緊急保護について理解させる。
14	同⑥（まとめ）	出所後に直面することが予想される危機的場面について考えさせる。出所後利用できる福祉制度や相談の仕方等の確認を行う。
15	再犯防止のための自己管理スキルの習得①（規範遵守）	社会生活においてルールや約束事を守る構えを身に付けさせる。
16	同②（安定した生活への動機付け）	安定した生活を送るための具体的な方策を考えさせる。
17	同③（危機場面への対応）	再犯しないために、適切な問題解決の仕方を考えさせる。出所後の危機場面を予想させ、適切な対処法を具体化させる。
18	同④（本プログラムのまとめ）	本指導を振り返らせ、円滑な社会復帰のために、受講者が抱えている不安や悩みを整理させ、円滑な社会復帰のための方策を具体的に考えさせる。

出典：法務省資料による。

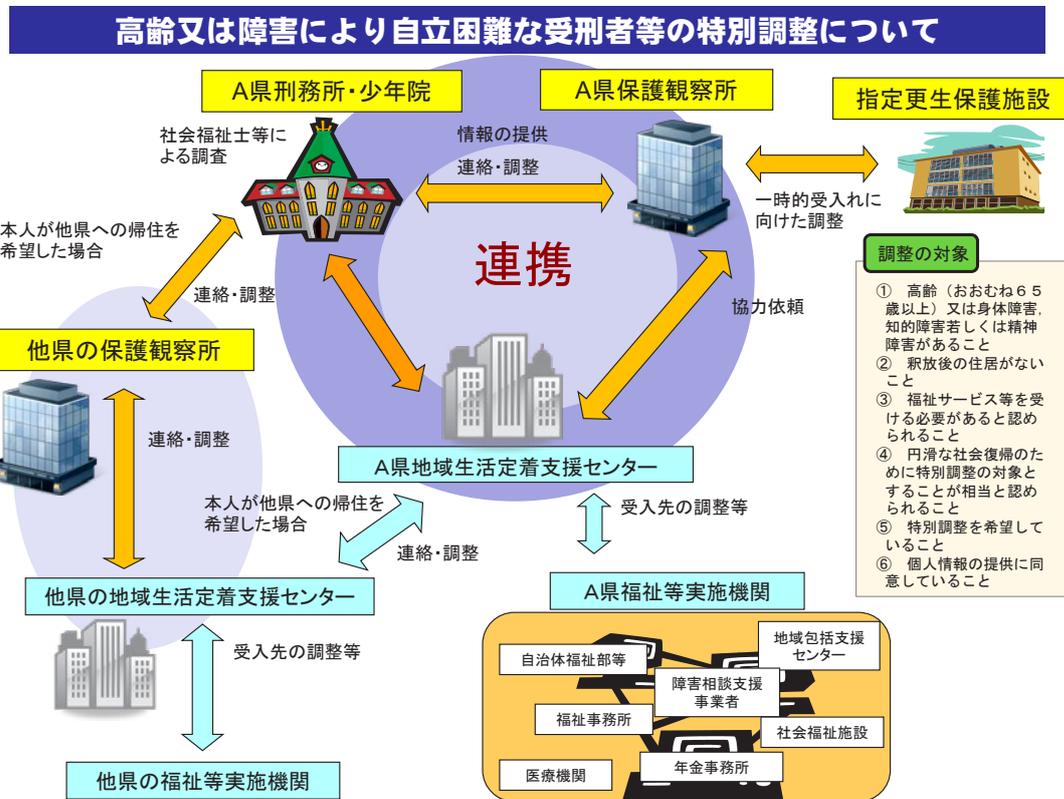
(3) 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号36】

法務省及び厚生労働省は、2009年（平成21年）4月から、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター^{※2}等の関係機関が連携して、矯正施設在所中から必要な調整を行い出所後の支援につなげる特別調整（資3-36-1参照）の取組を実施してきた。

この取組では、関係機関の連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等において、特別調整の対象者等に対する福祉的支援に係る事例研究会や、各関係機関等が有している制度や施策について相互に情報交換等を行う連絡協議会等を行っている。加えて、2018年度（平成30年度）からは、地域生活定着支援センターにおいて矯正施設入所早期からの関わりや地域の支援ネットワークの構築の推進を強化するなど、更なる連携機能の充実強化を図っている。

資3-36-1

特別調整の概要



出典：法務省資料による。

(4) 更生保護施設における支援の充実【施策番号37】

法務省は、2009年度（平成21年度）から、一部の更生保護施設を指定更生保護施設に指定し、社会福祉士等の資格等を持った職員を配置し、高齢や障害の特性に配慮しつつ社会生活に適応するための指導を行うなどの特別処遇（資3-37-1参照）を実施している。指定更生保護施設の数、2019年（平成31年）4月現在で71施設であり、2018年度（平成30年度）に特別処遇の対象となった者は、1,851人であった。

※2 地域生活定着支援センター
 高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。2009年度に厚生労働省によって事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。

資3-37-1

更生保護施設における特別処遇の概要

更生保護施設における 高齢者又は障害を有する者の特性に配慮した処遇の充実

- ◎ 全国の更生保護施設(103カ所)のうち、高齢者や障害者を一時的に受入れる施設として71カ所を指定。
- ◎ 指定された施設に、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の専門資格等を有する職員を配置(※)して、高齢や障害の特性に配慮した処遇を実施。

※全国で77人(6カ所の指定施設には2人)を配置。

- <対象者>** ①から③までの全てを満たし、かつ、更生保護施設に一時的に受け入れることが必要かつ相当であると保護観察所の長が認める者。
- ① 高齢(おおむね65歳以上)であり、又は障害(身体・知的・精神のいずれか)があると認められること。
 - ② 適当な住居がないこと。
 - ③ 高齢又は障害により、健全な生活態度を保持し自立した生活を営む上で、公共の衛生福祉に関する機関等による福祉サービス等を受けることが必要であると認められること。

- <高齢や障害の特性に配慮した処遇の内容>**
- ① 高齢又は障害を有する者の特性に配慮した社会生活に適應するための指導・訓練
 - ② 医療保健機関と連携した健康維持のための指導、助言
 - ③ 更生保護施設退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整
 - ・ 地域生活定着支援センターや社会福祉施設等に対する情報の伝達(対象者の心身の状況、生活状況等)
 - ・ 更生保護施設退所後の生活基盤の調整(生活保護申請の支援等)

出典：法務省資料による。

(5) 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号38】

法務省は、検察官に対する研修等において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、大学教授等による講義を実施している。

矯正職員に対して、新規採用職員、初級幹部要員及び上級幹部要員に対する集合研修において、高齢者又は障害のある者等の特性についての理解を深めるため、社会福祉施設における実務研修(勤務体験実習)や社会福祉施設職員による講義・指導等を実施している。また、高齢受刑者に対する改善指導とその課題等について講義も実施している。集合研修以外にも、社会福祉制度等に習熟し、福祉的支援を必要とする受刑者等に対する支援を適切に実施することを目的として、2017年度(平成29年度)から、高齢者及び障害のある者等を受け入れる更生保護施設における実務研修(勤務体験実習)を実施している。さらに、2018年度(平成30年度)からは大規模な刑事施設8庁において、刑務官を対象に、高齢受刑者、障害や認知症を有する受刑者への適切な処遇の充実を図るため、認知症サポーター養成研修を実施するとともに、福祉機関における実務研修(勤務体験実習)を実施しており、2019年度(令和元年度)からは、新たに女子刑事施設2庁を加えた10庁に拡大することとしている。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たる少年院職員に対し、適切に指導するための知識、技能を付与することを目的とした研修を実施している。

更生保護官署職員に対して、各種研修において、職員の経験や業務内容に応じ、高齢者又は障害のある者等の特性等についての理解や知識等を深めるための講義等を実施している。

2 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

(1) 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号39】

法務省、検察庁及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定する際に、地域福祉と一体的に展開することが望ましい分野については地域福祉計画(資3-39-1参照)を積極的に活用するよう、地方再犯防止推進計画の策定等のための協議会等の機会に周知している。

厚生労働省は、都道府県が医療計画(資3-39-2参照)を策定するに当たって参考となるように、

精神疾患の医療提供体制の構築に係る指針を定めている。当該指針では、推進法において、犯罪をした薬物依存症者等に対し、適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている点を紹介している。なお、都道府県が第7次医療計画を策定するに当たって、薬物依存症に対応できる医療機関を明確化するよう要請している。

資3-39-1

地域福祉計画の概要

地域福祉(支援)計画について

概要

- 「市町村地域福祉計画」(社会福祉法第107条)と「都道府県地域福祉支援計画」(同法第108条)からなる。
- 「市町村地域福祉計画」は、市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関と協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。
- 「都道府県地域福祉支援計画」は、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。
- 平成29年法改正により、盛り込むべき事項に福祉の各分野における共通事項等を追加するとともに、策定を努力義務化。

計画に盛り込むべき事項

* 下線部分は平成29年法改正により追加された記載事項(平成30年4月1日施行)

【市町村地域福祉計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 法第106条の3第1項各号に掲げる事業(※)を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

【都道府県地域福祉支援計画】

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 3 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 4 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 5 市町村による法第106条の3第1項各号に掲げる事業の支援に関する事項

- ※①地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- ②地域住民等が自らの地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- ③生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

出典：厚生労働省資料による。

資3-39-2

医療計画の概要

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。

計画期間 6年間（現行計画の期間：平成30年度～平成35年度）
※在宅医療に係る部分については、中間年で見直すこととしている。

主な記載事項

○ 医療圏の設定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

三次医療圏

都道府県の区域を単位として設定。
ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、複数の区域又は都道府県をまたがる区域を設定することができる。

臓器移植等の
特殊な医療を提供

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入・流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

二次医療圏

一体の区域として病院等における入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮する。

・ 地理的条件等の自然的条件
・ 日常生活の需要の充足状況
・ 交通事情、等

一般の入院に係る医療を提供

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。

○ 5疾病・5事業(※)及び在宅医療に関する事項

- ※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。

5事業…5つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

○ 基準病床数の算定

○ 医療の安全の確保

○ 医療従事者の確保

- ・ 地域医療支援センターにおいて実施する事業等による医師、看護師等の確保。

出典：厚生労働省資料による。

(2) 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号40】

障害福祉サービス事業所が矯正施設出所者や医療観察法に基づく通院医療の利用者等である障害者(以下「矯正施設出所者等である障害者」という。)を受け入れるに当たっては、①きめ細かな病状管理、②他者との交流場面における配慮、③医療機関等との連携などの手厚い専門的な対応が必要であるため、業務負担に応じた報酬を設定することが求められている。

厚生労働省は、このような状況を踏まえ、これまで障害者総合支援法^{※3}において、障害のある人が共同生活する場であるグループホーム等で矯正施設出所者等である障害者に対し、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に報酬上評価していた。

さらに、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において創設した「社会生活支援特別加算」では、訓練系、就労系サービス(自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援事業)事業所が精神保健福祉士等を配置している場合や病院等との連携により精神保健福祉士等が訓練系、就労系サービス事業所を訪問している場合に、矯正施設出所者等である障害者を支援していることについて、①本人や関係者からの聞き取りや経過記録・行動観察等によるアセスメントに基づき、他害行為等に至った要因を理解し、再び同様の行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた自立訓練(機能訓練)計画等の作成、②指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等、③日中活動の場における緊急時の対応等の支援を行うことを報酬上評価することとした(【施策番号22】(P30)参照)。

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

(3) 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号41】

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳については、矯正施設在所中の者であっても交付を受けることができ、出所後も有効に利用できることとなっている。また、障害福祉サービス等については、矯正施設在所中の者に対し、出所後の障害福祉サービス等の利用を目的として、市町村の認定調査員が刑務所を訪問するなどして入所中の者に関する障害支援区分の認定を行った後に、サービス等利用計画を作成の上で障害福祉サービス等の支給決定を行っている。さらに、生活保護については、生活保護制度における保護の実施責任が要保護者の居住地（要保護者の居住事実がある場所）又は現在地により定められるとされており、要保護者が刑務所又は少年院から釈放され、又は仮釈放された者の場合、帰住先が出身世帯であるときは、その帰住地を居住地とし、そうでないときは、その帰住地を現在地とみなすこととし、その取扱いを明確に示している。

法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、2018年度（平成30年度）、矯正施設職員向けの執務参考資料を改訂し、職員に対して住民票の取扱いを含めた保健医療・福祉サービスを利用するための手続等の周知を図った。

3 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

(1) 刑事司法関係機関の体制整備【施策番号42】

法務省は、保護観察所において、起訴猶予等となった高齢者又は障害のある者等の福祉的支援が必要な者に対して専門的な支援を集中して行うことを目的として、2018年度（平成30年度）から、入口支援（【施策番号34】（P42）参照）に適切に取り組むための特別支援ユニットを設置し、更生緊急保護対象者に継続的な生活指導や助言を行っている。

2019年（平成31年）4月現在、22庁に特別支援ユニットを整備しており、2018年度に特別支援ユニットを設置していた保護観察所が行った入口支援対象者数は113人、うち検察庁との事前協議があったものは103人となっている。

また、検察庁は、社会復帰支援を担当する検察事務官の増配置や社会福祉士から助言を得られる体制整備などにより、社会復帰支援の実施体制の充実を図っている。

(2) 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】

法務省及び厚生労働省は、2018年度（平成30年度）から、地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援（【施策番号34】（P42）参照）の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討会を設置し、検討を進めている。

Column

3

農福連携によるキョードー者の社会復帰・
参画へ一般社団法人 JA 共済総合研究所・主任研究員
一般社団法人日本農福連携協会・顧問 濱田 健司

日本農福連携協会

障がい者が農業生産に従事するという農福連携（狭義の意味）の研究と普及を開始したのは、15年前のことである。ある社会福祉法人から障がい者の賃金を向上させてほしいという相談があった。そこで、まず実態を知るために、障がい者の就労を支援する福祉事業所における就労現場を調査し始めた。すると、当時の障がい者の賃金が月約12,000円で、多くの仕事が事業所の中での下請け作業であった。低い賃金と限られた職種が障がい者の主な仕事であった。一方、JA共済総合研究所では、農山漁村の生活の安定及び福祉の向上に寄与するための研究を行ってきたが、農業生産の現場では高齢化と人手不足が深刻な状況であった。

そこで、より賃金の高い働く場を求める福祉サイドと労働力・担い手を求める農業サイドのニーズをマッチさせる農福連携の調査研究を行い、さらには、取組を普及すべく様々な関係者や団体と連携を図ることとした。

再犯防止の取組の一つに、ソーシャルファームがある。スペルは「Social Firm」で、直訳すれば社会事業所といえる。元々、イタリアにおいて精神病院を解体し、精神障がい者が地域の中で生活する、ケアする、働く場として、家族、支援員、教育関係者などが精神障がい者の当事者と共に「社会協同組合」を設立していった。当事者が働くだけでなく、出資、運営にも参画するという協同組合の概念がソーシャルファームと位置付けられている。この取組が法制化され、その後、欧州においてそれぞれの国の制度に合わせたソーシャルファームが広がっていった。我が国のソーシャルファームの定義は定まっていないが、欧州各国の取組をみると「社会的に不利な立場にある人々が主体的に参画し、配慮し合う事業所や場」といえる。こうしたソーシャルファームにおける主体は、近年、精神障がい者だけでなく、知的障がい者、身体障がい者、そして刑務所出所者などが対象となっている。

我が国でも、知的障害や精神障害を有する刑務所出所者を受け入れる障害福祉サービス事業所がある。鹿児島県の社会福祉法人白鳩会では、出所した知的障害のある者を中心に受け入れ、障害福祉サービスの利用者として農業生産や加工などに従事してもらっている。埼玉県埼玉福興株式会社では、少年院や刑務所を出た知的や精神に障害を有する者などを受け入れ、障害福祉サービスで農業生産における就労訓練、さらには農業法人での雇用を行っている。いわゆる中間就労ともいえるが、こうした厚生労働省の障害福祉サービス事業を実施する事業所の中に、ソーシャルファームを目指すところがある。また、島根あさひ社会復帰促進センターでは、受刑者が施設外で実施する刑務作業として、高齢化する地域で「援農」を行ったり、茨城就業支援センターでは仮釈放者らの職業訓練として就農訓練を実施している。近年、再犯防止と農業の連携が広がりつつある。

農福連携の取組は、主として①障害福祉サービス事業所が農業生産に取り組むパターン、②農業生産者が事業所に農作業を委託するパターン、③農業生産者が障害者を雇用するパターン、④企業等が障がい者を雇用し農業生産を行うパターンに分かれる。これまでは①の取組を中心に広がり、ここ数年は②の取組が広がりをみせている。

農林水産省及び厚生労働省は、2013年（平成25年）頃からこの取組を進めるために連携を図り、交付金及び助成金を整備、普及させていった。都道府県は、2017年（平成29年）7月には都道府県庁間における農福連携を進めるための「農福連携全国ネットワーク組織」を設立した。また、民間主導で、2017年3月に現場・地方自



白菜を収穫する様子【写真提供：埼玉福興（株）】

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

特集

基礎資料

治体・国・企業・個人を繋げる農福連携のプラットフォームである全国農福連携推進協議会（現「日本農福連携協会」）が設立され、全国的な縦横の連携が進んできた。こうした動きを更に加速し、広げるために2019年（令和元年）4月には、内閣官房長官を議長とする「農福連携等推進会議」が開催され、同年6月、同会議において農福連携等推進ビジョンが決定された。取組の認知度向上、促進、拡大、そして共生社会の実現を目指すもので、これにより農福連携は国全体の運動・事業となった。会議の構成メンバーには法務省も加わり、農業を通じた受刑者や刑務所出所者の社会復帰を図ることを目指すこととなった。

これからの農福連携は「福」を広げ、障がい者だけでなく刑務所出所者、生活困窮者、ニート・引きこもりなど（こうした人々を「キョードー者」と定義）の社会復帰・参画を進めることも大きな使命といえる。つまり、こうしたキョードー者が単に社会復帰するだけでなく、社会において役立つ、役割を果たせるようにしていくことが求められる。キョードー者に光を当てるのではなく、キョードー者が社会に光を当てることができるようにすることが重要となる。そうしたことにより再犯防止にも繋げていくことができるであろう。



第2節

薬物依存を有する者への支援等

1 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

(1) 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号44】

ア 矯正施設内における指導等について

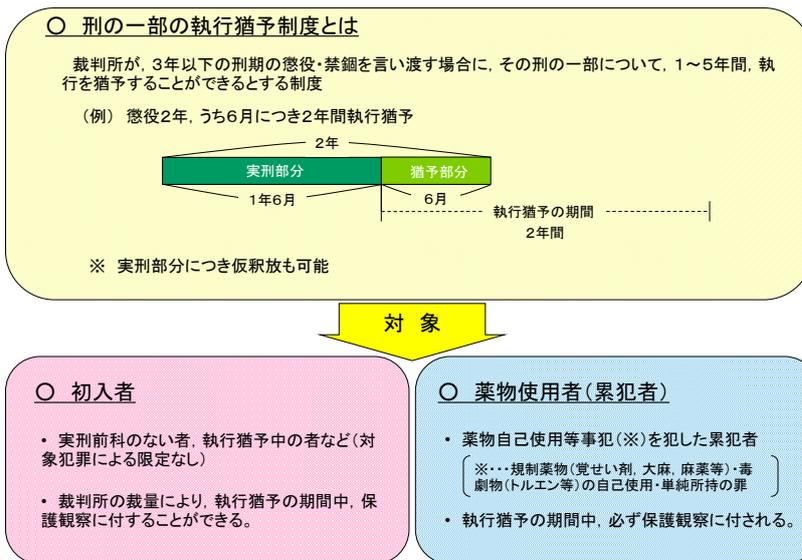
(ア) 刑事施設

法務省は、刑事施設において、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）の施行に伴い開始された改善指導（【施策番号1、2】、**資2-2-1**（P15）参照）のうち、特別改善指導の一類型として、2006年度（平成18年度）から薬物依存離脱指導の標準プログラム（指導の標準的な実施時間数や指導担当者、カリキュラムの概要などを定めたもの。）を定め、同指導を実施している。

2016年度（平成28年度）には、同年6月に施行された刑の一部の執行猶予制度（**資3-44-1**参照）の趣旨を踏まえ、同指導の標準プログラムを改正し、2017年度（平成29年度）から本格的に実施している（**資3-44-2**参照）。これにより、刑期の短い者やグループワークになじまない者への指導が可能となった。改正の内容としては、認知行動療法^{※4}に基づく標準プログラムとして、必修プログラム（麻薬、覚醒剤その他の薬物に依存があると認められる者全員に対して実施するもの）、専門プログラム（より専門的・体系的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）、選択プログラム（必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対して実施するもの）の三種類を整備し、対象者の再犯リスク、すなわち、犯罪をした者が再び犯罪を行う危険性や危険因子等に応じて、各種プログラムを柔軟に組み合わせて実施できるようにした。2018年度（平成30年度）の受講開始人員（三種類のプログラムの総数）は9,728人となっている。

資3-44-1

刑の一部の執行猶予制度



出典：法務省資料による。

※4 認知行動療法

行動や情動の問題、認知的な問題を治療の標的とし、これまで実証的にその効果が確認されている行動的技法と認知的技法を効果的に組み合わせて用いることによって問題の改善を図ろうとする治療アプローチを総称したもの。問題点を整理することによって本人の自己理解を促進するとともに、問題解決能力を向上させ、自己の問題を自分でコントロールしながら合理的に解決することのできる力を増大させることをねらいとして行われる。（「臨床心理学キーワード【補訂版】」坂野雄二 編 より引用・加工）

資3-44-2

薬物依存離脱指導の概要（1）



地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

薬物依存離脱指導

■ 指導の目標

薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させること。

- 対象者 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（薬物担当）、民間協力者（民間自助団体等）
- 指導方法 グループワーク、民間自助団体によるミーティング、講義、視聴覚教材、課題学習、討議、個別面接 等
- 実施頻度等 1単元60～90分 全2～12単元 標準実施期間：1～6か月※
※ 薬物への依存の程度、再使用リスク等に応じて、必修プログラムのほか、専門プログラム・選択プログラムを組み合わせ実施。

カリキュラム

	項目	指導内容	項目	指導内容
必修	はじめに	プログラム概要を説明し、受講意欲を高めさせる。	オリエンテーション	プログラムの概要を説明し、目的とルールについて理解させる。薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせ、受講意欲を高めさせる。依存症とは何かを理解させる。
	薬物使用の影響	薬物を使用することの利点と欠点について考えさせることで問題意識を持たせる。	薬物使用の流れ	薬物依存がどのように形成されるのかを理解させ、入所前の自分の状態を振り返らせる。「引き金」とは何かを理解させ、薬物使用に至る流れに関する知識を身に付けさせる。
	引き金に注意	薬物使用につながる「外的引き金」、「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。	外的引き金	薬物使用につながる「外的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンの流れについての理解を深めさせる。
	再使用の予測と防止①	薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまう「リラプス」の兆候に気づき、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。	内的引き金	自分の薬物使用につながる「内的引き金」を具体化させ、自分の薬物使用のパターンや流れについての理解を深めさせる。
	再使用の予測と防止②	回復途中で感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。回復過程においては、ストレスの自覚と適切な対処が大切であることを理解させ、具体的な対処方法を考えさせるとともに実行を促す。	回復段階	薬物依存からの回復の段階における特徴的な心身の状況を理解させ、回復に対する見直しを持たせる。
	活用できる社会資源	社会内で断薬を継続するための支援を行う専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。	リラプスの予測と防止	「リラプス」とは、薬物を使用していた行動・生活パターンに戻ってしまうことであり、再使用防止のためには「リラプス」の兆候に気づき、対処する必要があることを理解させ、自分自身の「リラプス」の兆候及び対処方法を具体的に考えさせる。
	おわりに	「再使用防止計画書」を作成させ、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。	専門	
選択	項目及び指導内容については、専門プログラムから項目を選択し、各項目の指導内容に準じた内容とする。		いかりの綱	再使用には前兆があることを気付かせ、再使用に至らないための方法を具体的に考えさせる。所内生活において、それらの対処方法を実践するよう促す。
			退屈	回復途中で感じる「退屈さ」が「引き金」になることに気付かせ、スケジュールを立てることの大切さを理解させる。
			社会内のサポート・自助グループとは	社会内で断薬を継続するための支援を行っている専門機関についての情報を提供するとともに、民間自助団体の活動を紹介し、その内容について理解させる。
			仕事と回復	仕事は回復にどのような影響を及ぼすかを理解させ、両者のバランスを取ることを大切さを認識させる。
			再使用防止計画書	「再使用防止計画書」の発表を通じて、これまで学習してきた内容を確認しながら、自分にとってのリラプスの兆候や引き金となる事象、それらへの対処方法について具体的にまとめさせる。また、他の受講者からのフィードバックや発表を聞くことで、それまでの自分になかった新たな気づきを得る機会を提供する。
		まとめ	回復過程に必要なことは、意志の強さではなく、賢い対処であることを理解させるとともに、これまでのセッションで学んできた効果的な対処方法が身に付いてきているかを受講者本人に確認させる。	

ダルク・NAとの連携



※ ダルク（DARC）：覚せい剤等の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。
※ NA（ナルコティクス・アノニマス）：薬物依存症からの回復を目指す人たちのための自助グループ。

出典：法務省資料による。

刑事施設における薬物依存離脱指導

◎対象者の選定

- 面接調査やアセスメントツールを活用し、薬物への依存の程度や再犯リスク等の薬物事犯者の問題性を把握

◎指導の目標

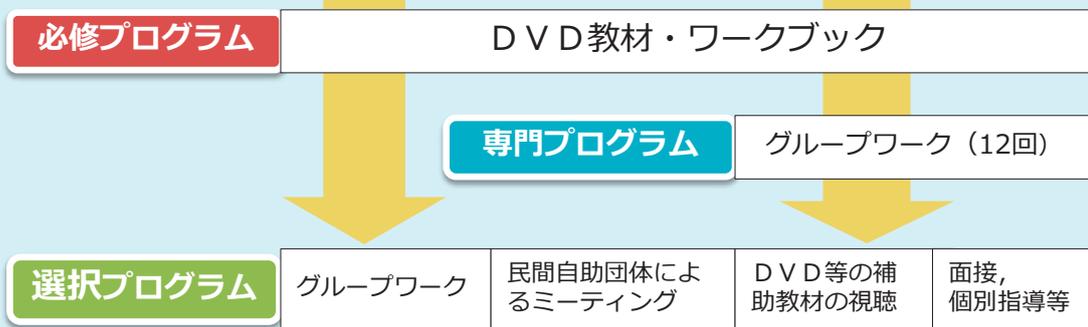
- 薬物依存の認識及び薬物使用に係る自分の問題点の理解
- 断薬への動機付けを高める
- 再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる
- 社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる

◎実施方法等

- 1 単元 60～90分
- 全 2～12 単元，標準実施期間：1～6 か月

◎今後，効果検証の結果を公表予定

受刑者個々の問題性やリスク，刑期の長さ等に応じ，各種プログラムを組み合わせ実施



◎更生保護官署との連携

- 必修プログラム及び専門プログラムは，保護観察所と同様，認知行動療法的手法を取り入れたプログラムを導入
- 刑事施設における指導実施結果とともに，心身の状況や服薬状況等の医療情報を引き継ぎ，一貫性のある指導・支援を実施

受講開始人員の推移

H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
6,741	6,694	7,006	9,435	10,989	9,728

出典：法務省資料による。

(イ) 少年院

少年院において、麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある在院者に対して、特定生活指導として薬物非行防止指導を実施し、2018年は192人が修了している。また、男子少年院2庁及び全女子少年院9庁では、特に重点的かつ集中的な指導を実施しており、2018年度は、66人が修了している。

イ 社会内における指導等について

保護観察所において、覚醒剤の使用等の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、その傾向を改善するため、2008年（平成20年）6月から認知行動療法に基づく覚せい剤事犯者処遇プログラムを実施してきた。2016年6月からは、刑の一部の執行猶予制度（資3-44-1（P51）参照）の施行に伴い、改善の対象となる犯罪的傾向を規制薬物等及び指定薬物の使用・所持に拡大し、それらの再乱用を防止するため、薬物再乱用防止プログラム（資3-44-3参照）を実施している。薬物再乱用防止プログラムは、ワークブックを用いるなどして依存性薬物（規制薬物等、指定薬物及び危険ドラッグ）の悪影響を認識させ、コアプログラム（薬物再乱用防止のための具体的方法を習得させる）及びステップアッププログラム（コアプログラムの内容を定着・応用・実践させる）からなる教育課程と簡易薬物検出検査を併せて行うものとなっている。

また、医療機関やダルク（【施策番号85】（P99）参照）等と連携し、薬物再乱用防止プログラムを実施する際の実施補助者として保護観察対象者への助言等の協力を得ているほか、保護観察終了後を見据え、それらの機関や団体等が実施するプログラムやグループミーティングに保護観察対象者がつなげていけるよう取り組むなどしている。

資3-44-3

薬物再乱用防止プログラムの概要

薬物再乱用防止プログラム

【対象】 保護観察に付されることとなった犯罪事実に、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者（特別遵守事項で受講を義務付けて実施）
※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

教育課程 ワークブック等に基づき、保護観察所において、個別又は集団処遇により学習（保護観察官が実施）

コアプログラム（全5回）

【方式】 おおむね2週間に1回の頻度で原則として3月程度で全5回を修了

【内容】 依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、再び乱用しないようにするための具体的な方法を習得させる。

- 第1回 薬物依存について知ろう
- 第2回 引き金と欲求
- 第3回 引き金と锚
- 第4回 「再発」って何？
- 第5回 強くなるより賢くならう

ステップアッププログラム

【方式】 おおむね1月に1回とし、発展課程を基本としつつ、必要に応じて他の課程を、原則として保護観察終了まで実施

【内容】 コアプログラムで履修した内容の定着を図りつつ、薬物依存からの回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させることを主な目的とする以下の3つの課程

【発展課程】

コアプログラムで履修した内容を定着、応用、実践させる（全12回）。

【特修課程】

依存回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させる。
 A アルコールの問題
 B 自助グループを知る
 C 女性の薬物乱用者

【特別課程】

①外部の専門機関・民間支援団体の見学や、②家族を含めた合同面接をさせる。

修了後

保護観察の開始

保護観察の終了

簡易薬物検出検査

- 教育課程と併せて、尿検査、唾液検査又は外部の検査機関を活用した検査により実施。
- 陰性の検査結果を検出することを目標に断薬意志の強化を図る。

出典：法務省資料による。

ウ 処遇情報の共有について

刑事施設及び保護観察所は、施設内処遇と社会内処遇の一貫性を保つとともに処遇情報の確実な引継ぎを図るため、従来から引継ぎを行っていた刑事施設における薬物依存離脱指導の受講の有無に加え、指導結果や理解度、グループ処遇への適応状況、出所後の医療機関や自助グループを含めた民間団体への通所意欲、心身の状況や服薬状況など、より多くの情報を引き継ぐ体制を整備している。また、少年院においても、継続的な指導の実施に向け、薬物非行防止指導の実施状況を保護観察所に引

き継いでいる。

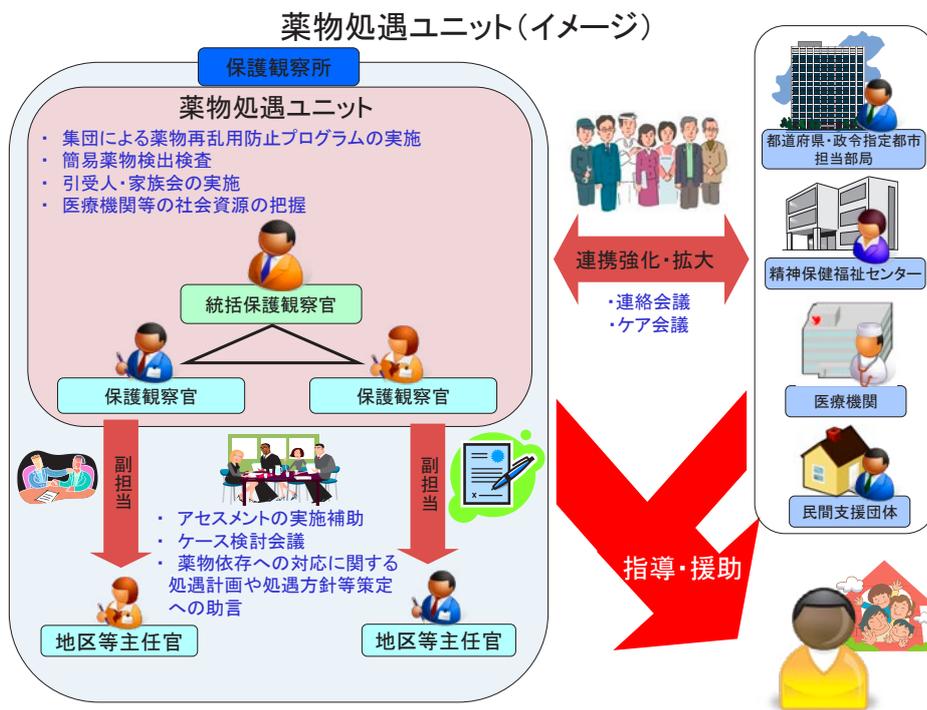
(2) 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号45】

法務省は、刑事施設の教育担当職員に対し、薬物依存に関する最新の知見を付与するとともに、認知行動療法等の各種処遇技法を習得させることを目的とした集合研修を毎年実施している。少年院の職員に対しては、医療関係者等の協力を得て、薬物依存のある少年への効果的な指導方法等についての研修を実施している。2017年度（平成29年度）からは、女子少年を収容する施設間において、職員を相互に派遣して行う研修を実施し、低年齢から薬物使用を開始した女子少年特有の課題に対応し得る専門的な指導能力の向上を図っている。

また、施設内処遇と社会内処遇の連携強化のため、2017年から、矯正施設職員及び保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施している。同研修においては、SMARPP^{※5}の開発者及び実務者のほか、精神保健福祉センター、病院及び自助グループにおいて薬物依存者に対する指導及び支援を行っている実務家を講師として招き、薬物処遇の専門性を有する職員の育成を行っている。

さらに、保護観察所において、2017年4月から、薬物依存に関する専門的な処遇を集中して行い、処遇効果の充実強化を図ることを目的として、順次、薬物処遇ユニット（資3-45-1参照）を保護観察所に設置し（2019年（平成31年）4月現在で25庁）、薬物事犯者に係る指導及び支援を実施している。

資3-45-1 薬物処遇ユニットの概要



出典：法務省資料による。

(3) 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号46】

法務省は、2013年度（平成25年度）から一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定しており、その施設においては、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を持った専門ス

※5 SMARPP
Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program（せりがや覚せい剤依存再発防止プログラム）の略称であり、薬物依存症の治療を目的とした認知行動療法に基づくプログラムである。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
特集
基礎資料

スタッフを中心に薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施している。

2018年度（平成30年度）の薬物処遇重点実施更生保護施設の数、25施設であり、同年度における薬物依存がある保護観察対象者等の受入人員は827人であった。

（4）薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号47】

法務省及び検察庁は、薬物事犯者に対し、刑事施設内における処遇に引き続き、社会内における処遇を実施することにより再犯を防止するため、刑の一部の執行猶予制度（【施策番号44ア】資3-44-1（P51）参照）の適切な運用を図っている。

法務省は、刑事施設において、受刑者に対し、薬物依存離脱指導（【施策番号44ア】資3-44-2（P52）参照）の効果を一層高めるための方策について検討を進めている。また、薬物事犯者の再犯防止のための新たな取組として、2019年度（令和元年度）から、薬物依存からの「回復」に焦点を当て、出所後の生活により近い環境下で、社会内においても継続が可能となるプログラムを受講させるとともに、出所後に依存症回復支援施設に帰住等させる体制を構築する取組を内容とする女子依存症回復支援モデル事業を開始することとしている。

地方更生保護委員会及び保護観察所においては、2019年度から、薬物依存のある受刑者について、一定の期間、更生保護施設等に居住させた上で、薬物依存者が地域における支援を自発的に受け続けるための習慣を身に付けられるよう地域の社会資源と連携した濃密な保護観察処遇を実施して、官民一体となった「息の長い支援」を実現するための新たな取組として、薬物中間処遇を試行的に開始することとしている（特集（P145）参照）。

また、法務総合研究所において、2018年度（平成30年度）に、前年度から引き続き、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと共同で薬物事犯者に関する研究を実施しており、覚せい剤事犯で刑事施設に入所した者への質問紙調査等を通じ、薬物事犯者の特性等に関する基礎的データの収集・分析を行っている。その結果については、2019年3月、冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」（資3-47-1参照）に取りまとめ関係機関に配布するとともに、今後、研究部報告等として公表予定である。

厚生労働省は、2019年度から、薬物事犯により検挙した執行猶予判決が見込まれる者、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者等に対し、「直接的支援（断薬プログラムの提供）」、「間接的支援（地域資源へのパイプ役）」、「家族支援（家族等へのアドバイス）」の3つの支援を柱とした再乱用防止支援を実施することとしている。

法務省及び厚生労働省は、こうした取組状況等を踏まえ、2018年度から今後の薬物事犯者の再犯防止対策の在り方についての検討会を開催し、検討を進めている。

資3-47-1

冊子「覚せい剤事犯者の理解とサポート2018」



出典：法務総合研究所資料による。

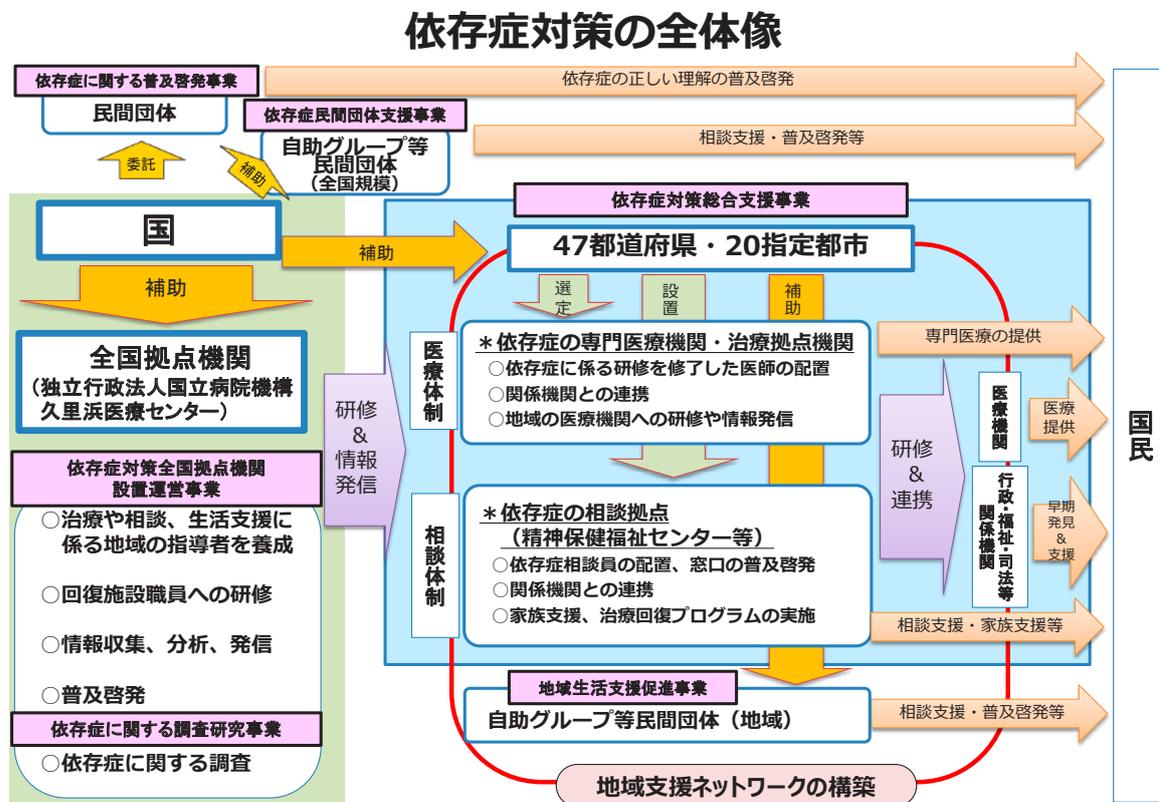
2 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実

(1) 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号48】

厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、依存症対策全国拠点機関として独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターを指定している。同センターでは、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して薬物依存症を含む依存症治療の指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の医療従事者を対象とした依存症治療の研修を実施している。

また、厚生労働省は、都道府県及び指定都市が薬物依存症の専門医療機関及び治療拠点機関の選定を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。2019年（平成31年）2月時点では、24の地方公共団体で専門医療機関の選定を行っている。これら取組の全体像については資3-48-1を参照。

資3-48-1 依存症対策の概要



出典：厚生労働省資料による。

(2) 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号49】

厚生労働省は、依存症対策全国拠点機関の独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターにおいて、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して、薬物依存症者本人及びその家族等を対象とした相談支援に関して指導的役割を果たす指導者養成研修を実施するとともに、都道府県及び指定都市の相談支援を行う者を対象とした研修を実施している。

また、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、都道府県及び指定都市において、依存症相談員を配置した依存症相談拠点の設置を進めていくに当たり、財政的、技術的支援を行っている。2019年（平成31年）2月時点では、30の地方公共団体で依存症相談拠点の設置を行っている。

(3) 自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号50】

厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、地域で薬物依存症に関する問題に取り組む自助グループ等民間団体の活動を支援する「依存症に関する普及啓発事業」を実施しており、2018年度（平成30年度）からは、全国規模で活動する民間団体の活動を支援する「依存症民間団体支援事業」を実施することとしている。

(4) 薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号51】

厚生労働省は、2007年（平成19年）から、地域の薬物相談を担う保健所や精神保健福祉センターの職員等に加えて、一般国民にも公開して実施する『再乱用防止対策講習会』を、毎年全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において開催している。

2018年度（平成30年度）は岩手県、埼玉県、静岡県、大阪府、広島県、沖縄県で開催した。

講習会では、薬物依存症治療の専門医、地域の薬物依存症者支援に取り組む家族会からの講演を行うなど、薬物依存症に対する意識・知識の向上を図っている。

このほか、2007年から、薬物依存症者を抱える親族等に向けた、薬物再乱用防止啓発冊子「ご家族の薬物問題でお困りの方へ」（資3-51-1参照）を作成し、各都道府県の薬務課や精神保健福祉センター、保護観察所、矯正施設、民間支援団体などを通じて配布し、薬物依存等に対する正しい知識と相談窓口の周知を図っている。

資3-51-1

薬物再乱用防止啓発冊子



出典：厚生労働省資料による。

(5) 薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号52】

警察は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月薬物乱用対策推進会議策定。資3-52-1参照）等に基づき、各地域において薬物依存症対策を含めた総合的な薬物乱用対策を目的として開催される「薬物乱用対策推進本部会議」等に参加し、地方公共団体や刑事司法関係機関等の関係機関と情報交換を行っている。さらに、2010年度（平成22年度）からは、毎年度、執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者やその家族への供覧・配布を目的とした再乱用防止のためのパンフレット（資3-52-2参照）を作成して、全国の精神保健福祉センターや家族会等の相談窓口を紹介するなどの情報提供を実施している。

法務省及び厚生労働省は、2015年（平成27年）に策定された「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（資3-52-3参照）に基づき、保護観察所と地方公共団体や保健所、精神保健福祉センター、医療機関その他関係機関とが定期的に連絡会議を開催するなどして、地域における支援体制の構築を図っている（資3-52-4参照）。

法務省は、刑事施設及び保護観察所の指導担当職員等が、双方の処遇プログラムの実施状況等の情報を交換し、刑事施設と保護観察所との効果的な連携の在り方について共通の認識を得ることを目的に、2012年度（平成24年度）から、「薬物事犯者に対する処遇プログラム等に関する矯正・保護実

務者連絡協議会」を開催している。本会議では、大学教授や自助グループを含む民間団体等のスタッフを外務機関アドバイザーとして招へいして、地域社会における社会資源を活用した支援の在り方を検討している。今後、依存症専門医療機関の医師等を招へいして、薬物依存症者の支援及び関係機関との連携の在り方をさらに検討していくこととしている。

少年院において、在院者に対する薬物非行防止指導の実施に当たり、民間自助グループや医療関係者等の協力を受けることとしている。

厚生労働省は、2004年（平成16年）から、全国6ブロック（北海道・東北地区、関東信越地区、東海北陸地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区）において、「薬物中毒対策連絡会議」を主催している。同会議では、薬物依存症治療の専門医を始め、各地方公共団体の薬務担当課・障害福祉担当課・精神保健福祉センター・保健所、保護観察所、矯正施設などの薬物依存症者を支援する地域の関係機関職員間において、地域における各機関の薬物依存症対策に関する取組や課題等を共有するとともに、それらの課題に対する方策の検討を行い、関係機関の連携強化を図っている。さらに、厚生労働省は、2017年度（平成29年度）から、都道府県及び指定都市において、行政や医療、福祉、司法等の関係機関による連携会議（【施策番号48】資3-48-1（P57）参照）を開催するに当たり、財政的、技術的支援を行っている。同会議では、薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援を行うために、地域における薬物依存症に関する情報や課題の共有を行っている。

資3-52-1 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」の概要



※項目は主なものを記載

出典：厚生労働省資料による。

資3-52-2

再乱用防止のためのパンフレット

薬物問題でお悩みの方へ

相談してみませんか

警察庁
平成30年度

どのような医療機関や相談機関があるの？

薬物依存症のケアを受ける機関はいくつもありますが、それぞれでできることがあります。回復には、そのときの状況や段階に合わせて、上手にこれらの機関を利用することが大切です。
「(自分や家族、友人が)薬物依存かもしれない」と思ったら、一人で悩まず、また一人で解決しようと思わず、まずはご相談ください。

- 薬物依存症専門医療機関 (P.13、14)**
依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするために、薬物依存症に関する治療を行っている専門医療機関です。厚生労働省が認定基準を設けています。
- 薬物依存相談拠点 (P.15)**
自治体や保健所および政府指定都市に設置されている、薬物依存症に関する相談の拠点です。各施設には、依存症相談員が配置されています。
- 精神保健福祉センター (P.15)**
メンタルヘルスに関する高い専門性を有する行政機関です。SMARTPP (Serious Methamphetamine Release Prevention Program) などの認知行動療法プログラムや家族教室を実施している機関も増えてきています。
- 家族会 (P.16)**
薬物依存症の当事者家族が相互支援している団体で、その多くはダルク (DARC: Drug Addiction Rehabilitation Center) などの回復支援施設と連携をもちながら、専門家を招いて勉強会を開催したり、家族がそれぞれの経験を語るミーティングを行ったり、家族会を行ったっています。
- 薬物依存症回復支援施設 (P.17)**
回復期から実践となった依存症回復支援施設です。依存症という共通の悩みを共有し、グループミーティングを中心とした独自の取り組みを行うなどして、依存症からの回復を自覚しています。依存症から回復した経験を持つ職員によって運営されており、入所型施設が中心ですが、通所利用ができる施設もあります。これらの施設として、ダルクなどが知られています。
- 自励グループ (P.18)**
依存症から回復したいと願う当事者による回復施設です。薬物依存症の自励グループとして、ナルコティックス・アノニマス (NA: Narcotics Anonymous)、匿名の回復を持った当事者や友人の自励グループとしてナラノン (Nar Anon) が知られています。特定の施設を持たず、公民館や教会のスペースを借りて、回復プログラム (12stepプログラム) に基づくミーティングなどを行います。

出典：厚生労働省「ご家族の薬物問題でお悩みの方へ」

出典：警察庁資料による。

資3-52-3

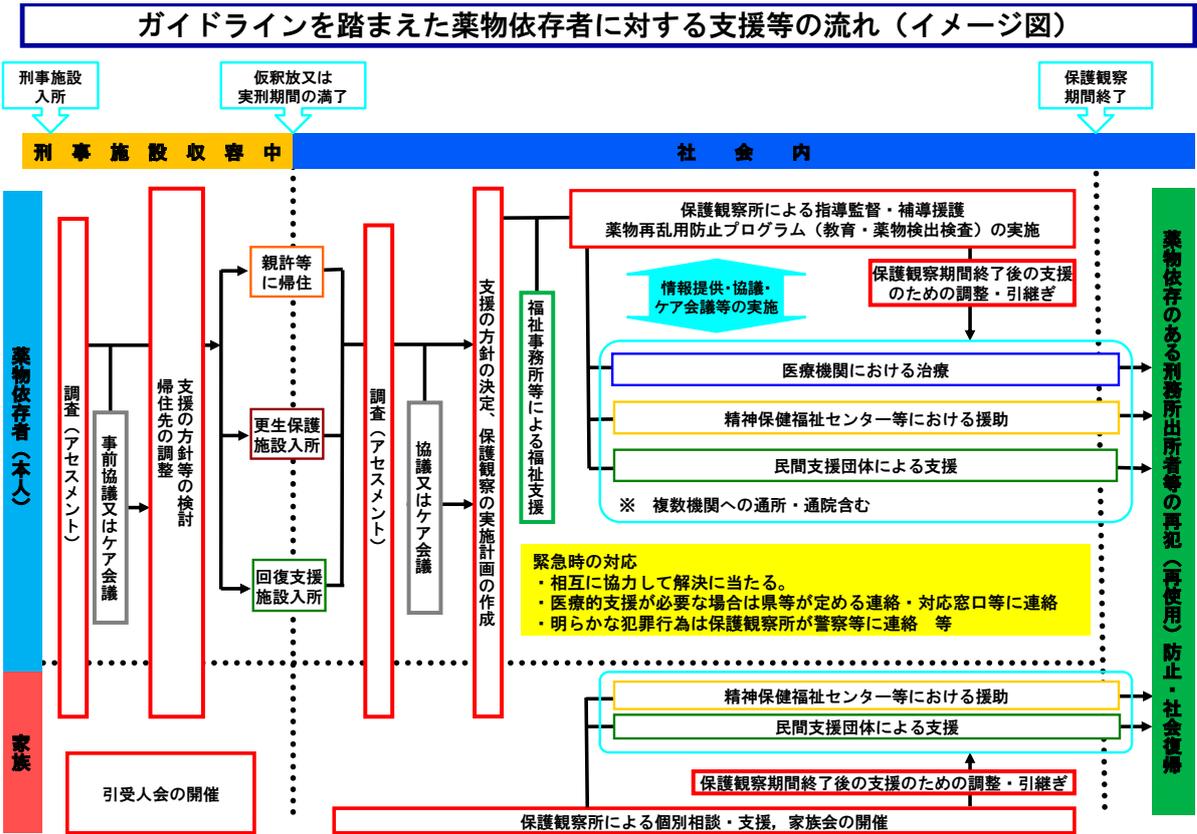
薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインの概要

「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の概要

<p>策定の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険ドラッグを含め、薬物依存は大きな社会問題となっており、その対策は政府の重要な政策課題の一つ。そうした中、薬物依存者等を対象とした刑の一部の執行猶予制度が平成28年6月までに施行。 薬物依存者の再犯 (再使用) の防止は、刑事司法機関のみでは不十分。保護観察所と、地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体との有効かつ緊密な連携体制の構築が不可欠。 	
<p>ガイドラインの概要</p>	
<p>総論</p> <p>基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神疾患としての認識共有 シームレスな支援 民間支援団体との連携 <p>関係機関</p> <p>保護観察所、都道府県等、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、市町村 (特別区を含む) 障害保健福祉主管課、刑事施設、地方更生保護委員会、依存症治療拠点機関及び薬物依存者に対する医療的支援を行うその他の医療機関</p> <p>地域支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的な連絡会議を開催する。 薬物依存者の支援に関する人材の育成に努める。 知見の共有等により、地域における薬物乱用に関する問題解決能力の向上を図る。 相互の取組に関する理解及び支援の促進に努める。 <p>情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な情報は、他の機関又は団体における情報の取扱方針等に配慮しつつ、共有する。 支援対象者に関する情報共有は、原則として本人の同意を得る。等 	<p>各論</p> <p>薬物依存者本人に対する支援</p> <p>(刑事施設入所中の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所は、出所後に必要な支援等に関するアセスメントを行う。 保護観察所は、アセスメントの結果を踏まえ、出所後の社会復帰上の課題と対応方針を検討する。等 <p>(保護観察中の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護観察所は、支援対象者に対する指導監督を行うとともに、必要な支援を受けることができるよう調整する。 医療機関は、支援対象者の治療や、必要に応じて関係機関に対する情報提供等を行う。 都道府県、精神保健福祉センター又は保健所は、支援対象者の希望に応じ、回復プログラム等を実施する。 福祉事務所又は市町村障害保健福祉主管課は、支援対象者の希望に応じ、必要な福祉的支援を実施する。 関係機関は、保護観察所等の求めに応じ、支援対象者に対する支援に関するケア会議等に出席する。等 <p>(保護観察終了後の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護観察所は、支援対象者の希望に応じ、精神保健福祉センターその他の関係機関に支援を引き継ぐ。等 <p>家族に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関は、支援対象者に対する支援に当たっては、本人の意向とともに家族の意向を汲む。 関係機関は、相互に協力して効果的に家族支援を行うとともに、希望に応じ、保護観察終了後も支援を行う。等

出典：法務省・厚生労働省資料による。

資3-52-4 ガイドラインを踏まえた薬物依存者に対する支援等の流れ



出典：法務省・厚生労働省資料による。

(6) 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号53】

厚生労働省は、診療報酬の中で、薬物依存症に対する治療を精神疾患に対する専門的な治療である精神科専門療法として評価している。

平成28年度診療報酬改定において、薬物依存症の患者に対して、一定の治療プログラムに沿って集団で認知行動療法を実施した際に、治療効果があるとの研究結果を踏まえ、薬物依存症の患者に、集団療法を実施した場合の評価として「依存症集団療法」を新設した。さらに、平成30年度診療報酬改定において、診療報酬の対象となる精神疾患の定義を最新の国際疾病分類に則して見直し、薬物依存症についても精神科専門療法の対象疾患に含まれることを明確化するとともに、薬物依存症の患者などに対し、計画的に実施される専門的な精神科ショート・ケアに対する加算として、「疾患別等専門プログラム加算」を新設した。

3 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

(1) 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号54】

厚生労働省は、薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成に当たり、医師が臨床を行う際に必修化されている臨床研修について、2020年度（令和2年度）から、新たな臨床研修の到達目標を適用する予定であり、経験すべき疾病・病態として薬物等依存症を含む依存症を位置付けている。また、保健師、助産師及び看護師については、保健師助産師看護師国家試験出題基準において、薬物を含む依存症対策に関する項目が含まれており、保健師、助産師及び看護師として具有すべき基本的な知識及び技能として、位置付けている。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
特集
基礎資料

(2) 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号55】

精神保健福祉士及び社会福祉士には、薬物依存症に関する知識を身に付けることで、薬物依存症者が地域で生活するために必要な支援ニーズを把握し、関係機関へつなげるなどの相談援助を実施する役割が期待されており、特に、精神保健福祉士国家試験の出題基準においては、「薬物依存対策」の項目が示されている。

厚生労働省は、薬物依存を始めとする各依存症について教育内容を充実させるため、今後、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しを行うこととしている。

(3) 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号56】

公認心理師には、薬物依存症の回復支援において、心理的側面から助言、指導その他の援助等を行う役割が期待されている。

2018年（平成30年）9月に実施した第1回公認心理師試験の出題基準には、「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル等）」の項目等が示されている。

(4) 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号57】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復には地域で生活を支える方の理解や継続的な支援が必要であることを踏まえ、2017年度（平成29年度）から、依存症対策全国拠点機関の独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターで、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターと連携して薬物依存症者への相談・治療等の地域における支援者の指導者養成研修を実施している。また、厚生労働省は、都道府県及び指定都市において、薬物依存症者への相談・治療等の支援に関わる者（障害福祉サービス事業所や福祉事務所の職員など）を対象とした研修を実施するに当たり、財政的、技術的支援を行っている。これらの取組については【施策番号48】（P57）を参照。

法務省における取組は、【施策番号45】（P55）を参照。

第4章

学校等と連携した修学支援の 実施等のための取組



〔少年時代〕

第1節

学校等と連携した修学支援の実施等

1 児童生徒の非行の未然防止等

(1) 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】

ア いじめの防止

文部科学省は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえ、道徳教育等を通したいじめ防止のための取組を推進している。また、2017年度（平成29年度）からは、法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施している。

イ 人権教育

文部科学省は、日本国憲法及び教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月15日閣議決定、23年4月1日一部変更）に基づく、人権尊重の意識を高める教育を推進している。

ウ 非行の防止

文部科学省は、再非行の防止の観点も含めた学校における非行防止のための取組を推進している。2018年度（平成30年度）は、全国の生徒指導担当者等が出席する会議において、再犯防止推進計画の趣旨や非行防止に関する具体的な取組について周知した。

また、警察官等を外部講師として招き、非行事例等について児童生徒に直接語ることにより、犯罪についての正しい理解を図る「非行防止教室」や、中学生・高校生を対象に、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の醸成を図る犯罪被害者等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」について、関係機関等と連携しながら各学校においての実施を促した。

さらに、警察庁との共催で、教育委員会、警察、保護観察所等の関係機関が参加する「問題行動に関する連携ブロック協議会」を北海道・東北地方と近畿地方で実施した。

エ 薬物乱用の防止

文部科学省は、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（【施策番号52】[資3-52-1](#)（P59）参照）を踏まえ、薬物乱用防止教育の充実に努めている。

学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導が行われるよう周知を図っている。

また、全ての中学校及び高等学校において、年に1回は薬物乱用防止教室を開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても薬物乱用防止教室の開催に努めるなど、薬物乱用防止に関する指導の一層の徹底を図るよう都道府県教育委員会等に対して指導している（[資4-58-1](#)参照）。

さらに、大学生等を対象とした薬物乱用防止のためのパンフレット（[資4-58-2](#)参照）の作成・配布等を通して、薬物乱用防止に関する啓発の強化を図っている。

資4-58-1

薬物乱用防止教室の開催状況

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	開催校数	14,401	15,418	15,676	15,886	15,747
	開催率(%)	67.1	72.3	76.2	77.3	79.1
中学校	開催校数	8,945	9,519	9,312	9,541	9,328
	開催率(%)	82.8	88.3	88.9	91.0	91.0
義務教育学校	開催校数				25	85
	開催率(%)				100.0	83.3
高等学校	開催校数	3,883	3,980	3,990	4,104	4,092
	開催率(%)	81.3	83.6	84.6	86.3	86.4
中等教育学校	開催校数	38	37	39	40	68
	開催率(%)	77.6	75.5	78.0	76.9	66.7
全学校種	開催校数	27,267	28,954	29,017	29,596	29,320
	開催率(%)	73.5	78.4	81.0	82.5	83.5

出典：文部科学省資料による。

資4-58-2

薬物乱用防止パンフレット(1)

薬物のない学生生活のために

～薬物の危険は意外なほど身近に迫っています～

大麻



大麻取締法違反(大麻)の罰則
罰金または懲役、または併科(罰金と懲役)に処せられる。

MDMA



覚醒剤と同等の危険性。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。

ヘロイン



覚醒剤と同等の危険性。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。

コカイン



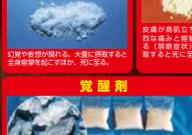
覚醒剤と同等の危険性。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。

危険ドラッグ



覚醒剤と同等の危険性。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。

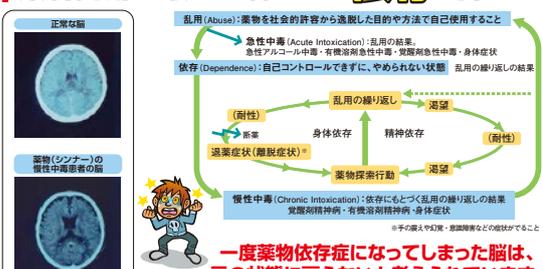
覚醒剤



覚醒剤と同等の危険性。大量に摂取すると高体温になり、死に至る。

薬物は人生をこわす!

薬物乱用の最大の怖さは、**依存**です!



一度薬物依存症になってしまった脳は、元の状態に戻らないと考えられています。

大麻や危険ドラッグを誤解していませんか?

- 大麻の不正栽培のために種子を所持することは、大麻取締法の処罰対象です。そのための種子提供は、不正栽培のほう助罪の処罰対象です。
- 大麻種子の販売等において「新薬用目的」の言い訳は通じません。インターネットを利用した大麻種子の販売等も厳しく取締りの対象です。
- 大麻の有害性や国際的な認識についての詳細は、次のページから。

大麻に関する正しい知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanryou/taima01/>

危険ドラッグは毒

「危険ドラッグ」は、「ハーブ」「お香」「バスソルト」などと用途を偽装したり、「合法」「安全」などとたまたま売られています。指定薬物又は麻薬として製造や販売が禁止されている物質が入っていることもあります。また、指定薬物又は麻薬については、その所持、使用等が禁止されており、違反した場合は罰則が科せられます。

●使用した際に何が起こるか分かりません。呼吸困難を起したり、死亡したりすることがあります。

●危険ドラッグについての詳細は、次のページから。

あやしいヤクヰツ連絡ネット

<http://www.yakubutsu.com/>

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
特集
基礎資料

資4-58-2

薬物乱用防止パンフレット (2)

薬物は社会をこわす！

**薬物乱用は、あなただけの問題ではありません！
家族も社会も不幸にします！**



薬物乱用を取り締まる法律

覚醒剤 覚醒剤取締法 懲役10年	大麻 大麻取締法 懲役5年	指定薬物 覚醒剤 医療機器法 懲役3年	MDMA 覚醒剤及び 肉離れ薬取締法 懲役7年
コカイン 麻薬及び 肉離れ薬取締法 懲役7年	ヘロイン 麻薬及び 肉離れ薬取締法 懲役10年	あへん あへん法 懲役7年	シンナー等 毒物及び 劇物取締法 懲役1年

※「非常目的の所持・譲渡」の最高刑
※覚醒剤の懲罰については、法律者のみ
「覚醒剤」として扱います。

薬物乱用のない社会と学生生活を！

薬物乱用の開始の背景には、好奇心、周囲の人々からの誘い、断りにくい人間関係、薬物を手に入れやすい環境などがあります。

◎薬物をすすめられても答えは **No!**
◎危険な場所に近づかないこと、逃げることも「**勇気**」です。
◎薬物をすすめる友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。

薬物乱用のQ&A

Q1 薬物を使うと、やせることができたり、勉強がはかどったりするって本当ですか？
A1 答えはNoです。覚醒剤などの薬物は、中枢神経系に作用して、一時的に心身をだまして食欲や眠気をなくすだけです。作用がなくなると異常に食欲が強まったり、強い疲労感、倦怠感や脱力感が襲ってきて勉強どころではなくなります。

Q2 危険ドラッグは安全と聞きますが、本当に大丈夫なんですか？
A2 答えはNoです。危険ドラッグは、覚醒剤など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く大変危険です。また、危険ドラッグの中には、合法と称して麻薬などの規制薬物や指定薬物が含まれていた例もありますので**絶対に手を出してはいけません。無責任なうわさには惑わされてはいけません。**

Q3 薬物を使うと、生まれてくる子供にも影響しますか？
A3 答えはYes!です。女性が妊娠中に薬物を使うと、死産や早産が起こったり、低出生体重児が生まれたりすると言われています。また、大麻を使うと、男性では精子形成能の低下、精子の異常を、女性では卵巣に影響し月経異常を引き起こすとの報告もあります。

Q4 薬物の問題で困っているときに、相談できる場所がありますか？
A4 答えはYes!です。各都道府県には、薬物乱用防止の相談窓口（精神保健福祉センターなど）があります。薬物問題で困っているときには、相談してみてください。
薬物乱用防止相談窓口 検索 
<http://www.mhfw.go.jp/bunya/yakuhin/yakubutunaryou/other/madoguchi.html>

Q5 薬物をすすめられたらどう対処すればいいですか？
A5 きっぱり「いやだ!」と言いましょ。「嫌われる」と思っても、はっきり「いやだ!」と言うべきです。その後起こる重大な結果を思い浮かべ、最初に「No」と言うことが大切です。「きっぱり断る」「逃げる」勇気を持ちましょ!
そのようなものをすすめる友達や恋人は、あなたにとって大切な人ではありません。

文部科学省・厚生労働省・警察庁・内閣府

出典：文部科学省資料による。

オ 中途退学者への就労支援

文部科学省及び厚生労働省は、高等学校中途退学者等への就労支援に関し、2016年（平成28年）6月に高等学校等と地域若者サポートステーション^{*1}との連携強化による中途退学者等への切れ目のない支援の実施について、各都道府県教育委員会教育長等に対する通知を发出するなど、その取組を促している。

(2) 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】

内閣府は、子ども・若者育成支援推進法により地方公共団体に努力義務が課されている「子ども・若者支援地域協議会」^{*2}の設置及び「子ども・若者総合相談センター」^{*3}としての機能を担う体制の確保が、非行の未然防止等にも有効であるとの観点に立ち、研修会や連絡会議の開催等を内容とした「子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業」を実施しているほか、2019年度（令和元年度）には、SNS相談の試行や会合等の開催を内容とした「子ども・若者総合相談センター強化推進事業」を実施することとしている。2019年（平成31年）3月現在、123の地域に「子ども・若者支援地域協議会」が、90の地域に「子ども・若者総合相談センター」がそれぞれ設置されている（資4-59-1参照）。

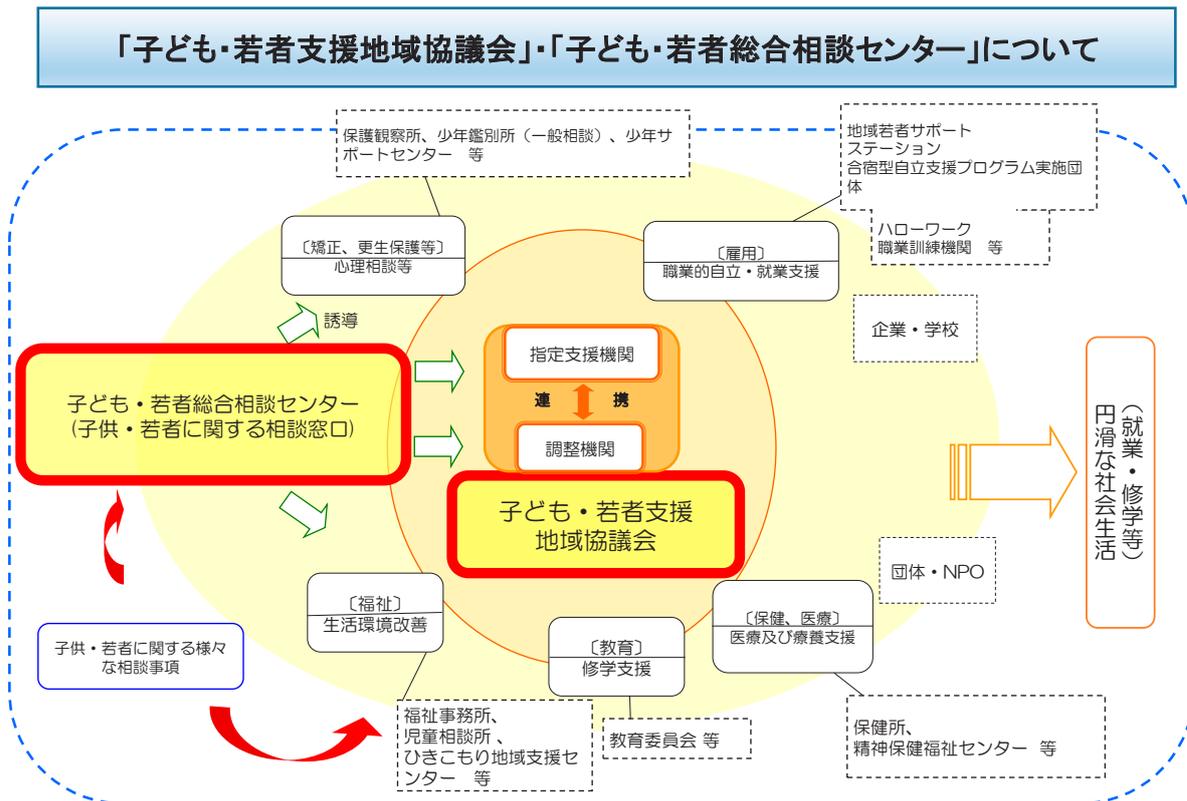
※1 地域若者サポートステーション
働くことに悩み・課題を抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談支援、個々のニーズに即した職場体験、就職後の定着・ステップアップ相談等による職業的自立に向けた支援を行う就労支援機関のこと。通称「サポステ」。

※2 子ども・若者支援地域協議会
関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることにより、その効果的かつ円滑な実施を図るために地方公共団体が設けるもの。

※3 子ども・若者総合相談センター
子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点として地方公共団体が設けるもの。

また、若者支援に当たる人材の養成が、非行の未然防止等にもつながるとの観点に立ち、2010年度（平成22年度）から、困難を有する子供・若者に対する相談業務に従事する公的相談機関の職員や、特定非営利活動法人等の職員を対象として、適切な支援に必要な知見等の習得を目的とする研修等を実施している。2017年度（平成29年度）からは、各地域において伴走型の支援を行うに当たって必要となる専門的な知識や技能を分野横断的に整理・共有して習得することを目的とする研修を新たに実施している。

資4-59-1 「子ども・若者支援地域協議会」・「子ども・若者総合相談センター」の概要



出典：内閣府資料による。

警察は、少年警察ボランティア（少年補導員^{※4}、少年警察協助力員^{※5}及び少年指導委員^{※6}）等と連携して、社会奉仕体験活動等を通じた問題を抱えた少年の居場所づくりのほか、非行の未然防止等を図るための街頭補導活動や学校における非行防止教室を行っている。また、少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的知識を有する警察職員が面接や電話等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

法務省は、2015年（平成27年）の少年鑑別所法（平成26年法律第59号）施行後、地域援助として、少年鑑別所が地域の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等からの心理相談等を受け付けている。2018年（平成30年）の小学校、中学校、高等学校、教育委員会等を含む教育関係機関からの相談件数は、2,366件であった。支援の内容は、問題行動への対応から発達上の課題を有する児童生徒本人の学校適応に関する相談、進路相談等に至るまで幅広く、知能検査や性格検査、職業適性検

※4 少年補導員
街頭補導活動をはじめとする幅広い非行防止活動に従事している。
 ※5 少年警察協助力員
非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。
 ※6 少年指導委員
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
特集
基礎資料

査のほか、暴力や性的な問題行動に係るワークブック等を用いた心理的支援なども行っている。また、保護司^{※7}、更生保護女性会^{※8}、BBS会^{※9}がそれぞれの特性をいかして行う犯罪予防活動、「子ども食堂」等の地域社会における子供等の居場所作り、非行をした少年等に対する学習支援等の取組が円滑に行われるよう、必要な支援を行っている。

文部科学省は、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て行う「地域学校協働活動」(資4-59-2参照)の一環として、放課後の居場所づくりを始めとする子供たちの学びや成長を支える取組を推進している。

また、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルを構築するなどの事業を実施している(【施策番号65】資4-65-1(P73)参照)。

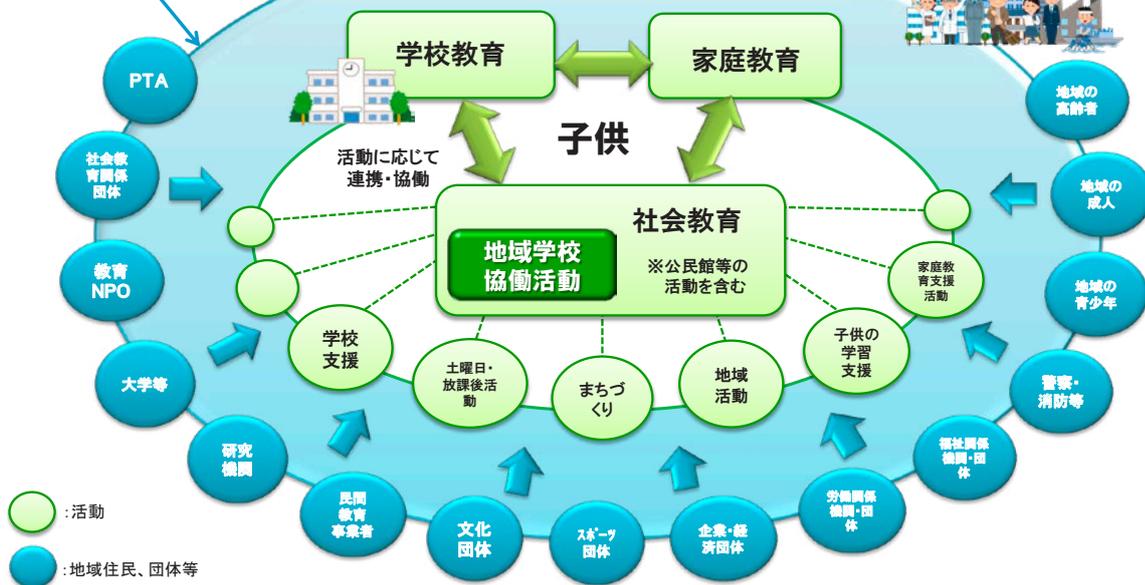
さらに、2016年度(平成28年度)から、薬物、飲酒、喫煙、インターネット、ギャンブル等に関する依存症が社会的な問題となっていることを踏まえ、将来的な依存症患者数の逓減や青少年の健全育成を図る観点から、依存症予防教育の推進のため、依存症予防教育推進事業を実施している。同事業において、2018年度には、厚生労働省との共催による全国的なシンポジウムを開催するとともに、各地域において社会教育施設等を活用した児童生徒、学生、保護者、地域住民向けの依存症予防に関する啓発を行う「依存症予防教室」等の取組を支援した。

資4-59-2 地域学校協働活動の概要

地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み(活動概念図)

- ◎ 次代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、地域社会と学校が協働。
- ◎ 従来の地縁団体だけではない、新しいつながりによる地域の教育力の向上・充実は、地域課題解決等に向けた連携・協働につながり、持続可能な地域社会の源となる。

★より多くの、より幅広い層の地域住民、団体等が参画し、目標を共有し、「緩やかなネットワーク」を形成



出典：文部科学省資料による。

※7 保護司
 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。保護司の定数は、保護司法(昭和25年法律第204号)により5万2,500人を超えないものと定められているところ、2019年1月現在の保護司数は4万7,245人である。

※8 更生保護女性会
 地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体であり、2019年4月現在の会員数は15万2,718人である。

※9 BBS会
 Big Brothers and Sistersの略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体であり、2019年4月現在の会員数は4,528人である。

厚生労働省は、ひとり親家庭の子供を対象として、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う地域の居場所づくりの取組を支援しているほか、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を支給するなどの支援を実施している。また、生活困窮世帯の子供に対しては、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による改正後の生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」（資4-59-3参照）により、学習支援、子供や保護者に対する生活習慣・育成環境の改善に向けた助言等、子供の将来の自立に向けたきめ細かい支援を行っている。

資4-59-3 子どもの学習・生活支援事業の概要

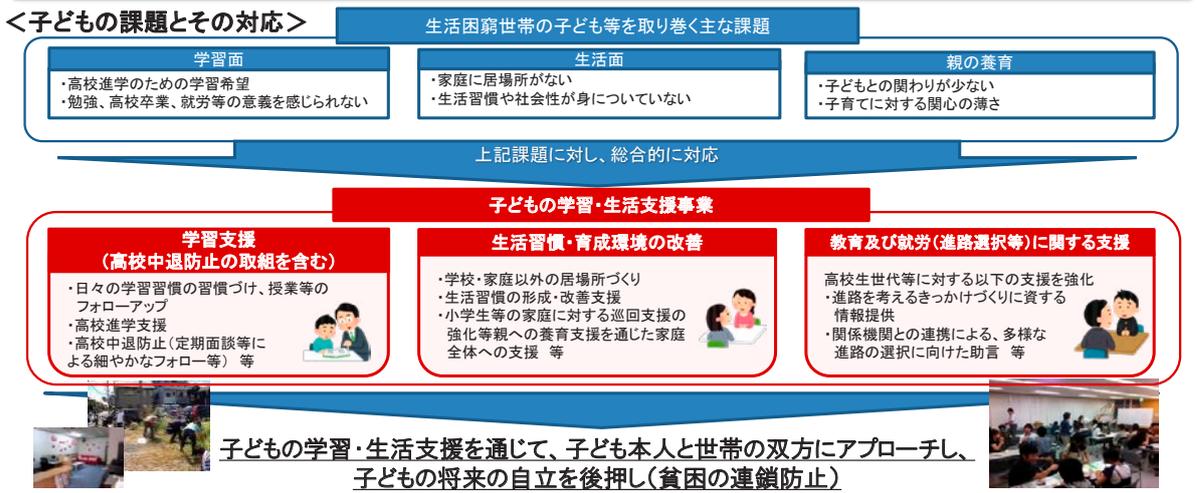
子どもの学習・生活支援事業について

事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等）。
- 改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- ▶ 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かい包括的な支援を行う。
- ▶ 世帯全体への支援：子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。



出典：厚生労働省資料による。

(3) 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（資4-60-1参照）の一環として、非行少年の立ち直りを支援する活動に取り組んでおり、修学に課題を抱えた少年に対し、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティアや、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して修学に向けた支援を行っている（写真4-60-2参照）。具体的な支援内容については【施策番号78】（P86）を参照。

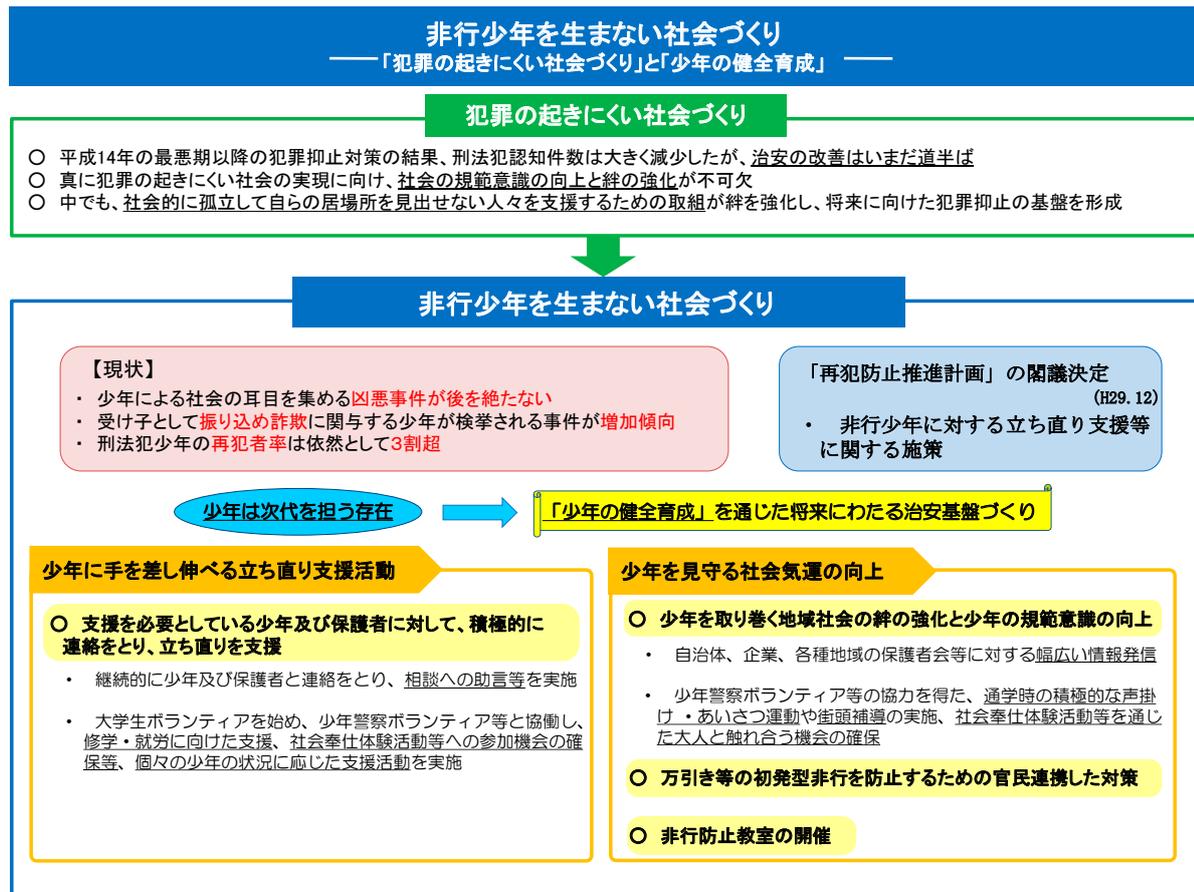
写真4-60-2 修学支援の様子



写真提供：警察庁

資4-60-1

非行少年を生まない社会づくりの概要



出典：警察庁資料による。

2 非行等による学校教育の中断の防止等

(1) 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】

法務省は、保護観察所において、学校に在籍している保護観察対象者について、必要に応じて、学校と連携の上、修学に関する助言等を行っている。また、保護司会が、犯罪予防活動の一環として行っている非行防止教室や薬物乱用防止教室、生徒指導担当教員との座談会等の開催を促進するなどして、保護司と学校との連携強化に努めている。

法務省及び文部科学省は、2018年度（平成30年度）から協議し、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等の入学者選抜及び編入学における配慮を促進するため、矯正施設、保護観察所及び学校関係者に対し、相互の連携事例を周知するための準備を進めている。

(2) 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】

法務省は、刑事施設において、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し、教科指導を実施している。松本少年刑務所には、我が国において唯一、公立中学校の分校が刑事施設内に設置されており、全国の刑事施設に収容されている義務教育未修了者等のうち希望者を中学3年生に編入し、地元中学校教諭及び職員等が、文部科学省が定める学習指導要領を踏まえた指導を行っている。さらに、松本少年刑務所及び盛岡少年刑務所では近隣の高等学校の協力の下、当該高等学校の通信制課程で受刑者に指導を行う取組を実施し、そのうち松本少年刑務所は全国の刑事施設から希望者を募集の上、高等学校教育を実施しており、所定の課程を修了したと認められた者には、高等学校の卒業証書が授与されている。

少年院において、義務教育未修了者に対する学校教育の内容に準ずる内容の指導のほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる在院者に対する教科指導を実施しており、出院後の学びの継続に向けた取組として、在院者が出院後に円滑に復学・進学等ができるよう、矯正施設や学校関係者の研修等の際には講師を相互に派遣するなどし、相互理解に努め、通学していた学校との連携や、進学予定である学校の受験機会の付与などを行っている。また、広域通信制高校と連携し、当該高校に入学した在院者に対する院内での学習支援や職員同行の上での定期的なスクーリング参加などを試行している。なお、2018年（平成30年）は、152人が復学又は進学が決定した上で出院した。

少年鑑別所において、在所者に対する健全な育成のための支援として、学習用教材を整備しており、在所者への貸与を積極的に行うとともに、学習図書の新入れ等についても配慮している。また、小・中学校等に在学中の在所者が、在籍校の教員と面会する際には、希望に応じて、教員による在所者の学習進捗の確認、学習上の個別指導の実施が可能となるよう、面会の時間等に配慮している。

(3) 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号63】

法務省及び文部科学省は、2007年度（平成19年度）から刑事施設在所者及び少年院在院者の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院内で高等学校卒業程度認定試験を実施している。

法務省は、刑事施設において、4庁を特別指導施設に指定し、同試験の受験に向けた指導を積極的かつ計画的に実施している。なお、全国の刑事施設における2018年度（平成30年度）の高等学校卒業程度認定試験受験者数は484人であり、高等学校卒業程度認定試験合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な全ての科目に合格し、大学入学資格を取得した者）が196人、一部科目合格者（高等学校卒業程度認定試験の合格に必要な科目のうち一部の科目に合格した者）が251人であった。

少年院において、2015年度（平成27年度）から、在院者の出院後の修学又は就労に資するため、高等学校卒業程度認定試験の重点的な受験指導を行うコースを新潟少年学院に設置し、外部講師を招へいする等の体制を整備した。指導体制の更なる充実を図るため、2018年度には、13庁に重点指導コースを拡大している。なお、全国の少年院における2018年度の高等学校卒業程度認定試験受験者数は601人であり、高等学校卒業程度認定試験合格者が240人、一部科目合格者が325人であった（【指標番号14】(P11) 参照）。

3 学校や地域社会において再び学ぶための支援

(1) 矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】

法務省は、2018年度（平成30年度）から、少年鑑別所在所者が希望した場合には「修学支援ハンドブック」（資4-64-1 参照）を配付し、自分の将来について考え、学ぶ意欲を持つことができるよう配慮している。また、少年院では、少年院出院後に中学校等への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っている。特に、修学支援対象者等については、修学支援ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、少年院内で実施した修学に向けた支援に関する情報を保護観察所等と共有することで、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう配慮している。さらに、民間の事業者に対して、少年院在院者が希望する修学に関する情報の収集と提供を委託する修学支援情報提供等請負業務（修学支援デスク）を開始し、修学支援対象者に対し進学等のための情報を提供しており、2018年度は延べ257人が利用した。

法務省及び文部科学省は、矯正施設における復学手続等の円滑化を図るため、矯正施設・保護観察

所、学校関係者に対して周知する相互の連携事例について、協議を重ねているところである（【施策番号61】(P70) 参照）。また、矯正施設と学校との調整の上、矯正施設の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、学校関係者に対し、少年院職員を講師とした研修を実施することとしている。

資4-64-1

修学支援ハンドブック



出典：法務省資料による。

目次

義務教育を終えたあとどうする?	1
学ぶことで未来が広がる!	2
高校を卒業していると、就職にも有利!	3
高校に行くのとたくさんのメリットがある!	5
スペシャルインタビュー	
「学び、知識を蓄え、視野が広がった先にキラキラ光る君だけの“自彊”がきっと見つかる!」	6
宮本延喜先生(先輩校教師・作家)	
こんなにある高校の種類! どんな学校があるの?	11
自分に合った学校を探そう!	12
学年制と単位制の違い	14
全日制高校	15
定時制高校	16
通信制高校	17
サポート校	18
専修学校	20
それぞれの学校の特長を比べてみよう! 【高校編】	22
実際の学校生活は?	24
インタビュー① 「夢が見つかった! 大学合格を自指して勉強中です!」	26
インタビュー② 「演劇が学べる学校で、充実した日々を送っています!」	27
四年制大学	28
短期大学、専門学校	29
それぞれの学校の特長を比べてみよう! 【高校卒業後の進学先編】	30
高等学校卒業程度認定試験と奨学金について	32
あれこれQ&A	33

(2) 高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】

法務省は、保護観察対象者に対し、保護司やBBS会等の民間ボランティアと連携し、例えばBBSによる「ともだち活動」の中で学習支援を行ったり、保護司が学習相談や進路に関する助言を行ったりしている。また、対象少年に対して地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促すことで、地域における居場所の確保に努め、対象少年の状況に応じた学びが継続されるように支援を行っている。

文部科学省は、2017年度（平成29年度）から、学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる取組について実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図るための事業を実施している（資4-65-1 参照）。

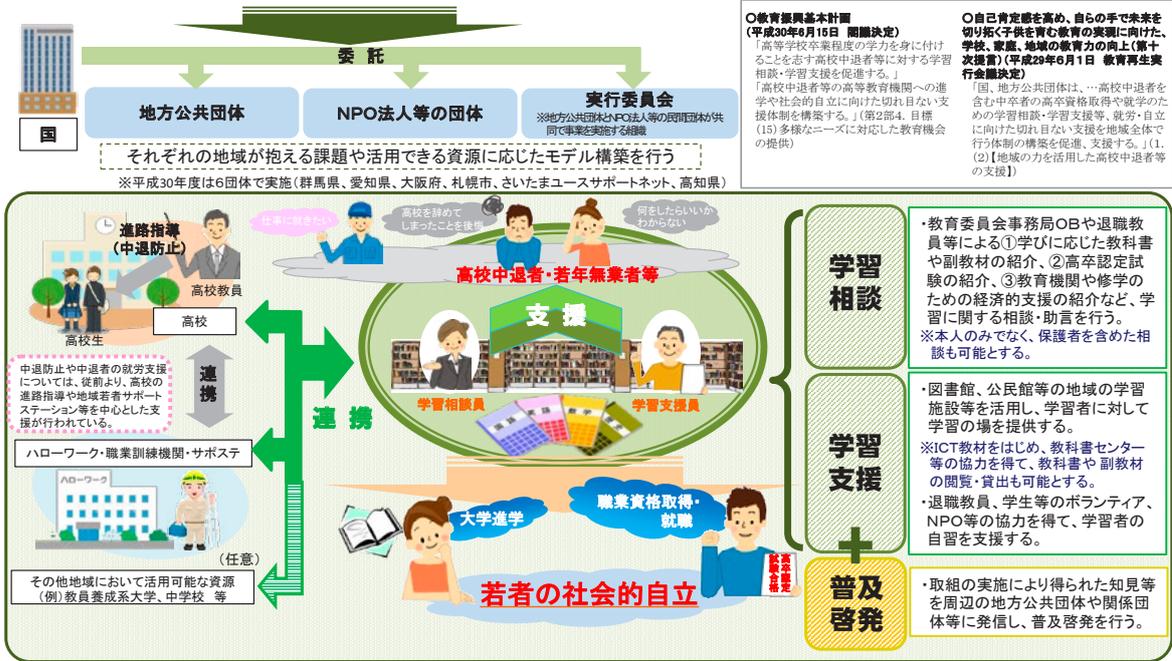
資4-65-1

学びを通じたステップアップ支援促進事業の概要

学びを通じたステップアップ支援促進事業

趣旨

高校中退者等は、就職やキャリアアップにおいて不利な立場にあり、高卒資格が必要であると認識している者が多い一方で、高校中退者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分ではない。そのため、国において、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援のモデルとなる地方公共団体等の取組について、実践研究を行うとともに、その研究成果の全国展開を図る。



出典：文部科学省資料による。

Column

4

東北少年院と宮城教育大学が連携した修学支援

少年院に入院する少年の多くは、高校を卒業していない。そもそも小学校や中学校に十分通わなかった少年も少なくない。

宮城県仙台市にある東北少年院は、電気工事科や自動車整備科など、専門的な職業指導の実施を伝統としてきた少年院である。「手に職を付ける」、健全な社会の一員としての人生をスタートさせるには、これほど強いものはない。しかし、少年が就職先を探るとき、あるいはより専門的な知識技能を習得しようと、大学や専門学校への進学を希望したり、より上位の資格取得を目指したとき、高校卒業が要件となる場合は多い。

2018年度(平成30年度)、当院では、高等学校卒業程度認定試験重点指導コースを設置することになった。文部科学省が実施するこの試験に合格すれば、進路の選択肢は増える。

それまでもこの試験を少年が受験する機会はあったが、指導を担当する少年院の教官は教科教育の専門家ばかりではない。少年院では指導の専門性を確保することが最初の課題となり、同一市内にある宮城教育大学教職大学院の門を叩いた。この大学院では、教員免許を取得して大学を卒業した学生や、現職の教員が、更に高度な専門性を身に付けるために学んでいる。「研究成果を、教育実践力を、地域・社会に還元していきたい。」という、大学院の社会貢献への思いと少年院のニーズとが合致した。こうして、2018年5月、東北少年院の受験対策講座は、主要3教科(国語、英語、数学)の3講座を、大学院生を講師として開講した。学生といっても既に教員免許

を取得しており、教科教育の専門家である。

講座は少年院の職業指導のカリキュラムとの調整を図りながら行われる。受講する少年は、日頃は職業技能の習得に励んでおり、資格取得のための学習も決して楽ではない。それに加えての、学力向上だ。

講師に少年院で授業を担当してみでの感想を尋ねてみた。

「意外に素直でまじめで驚きました。合格しようという意欲、学習への意欲が高いから、指導する側も手が抜けません。」と講師は語る。受講者が『非行少年』であることに、やりづらは特にはないと言う。それよりも、「学力差がばらついているから難しいですね。ある生徒は、関数はできるが、図形はできない。別の生徒は、図形はできるが、代数ができない。学校で体系的に学んできていないから、いきなり『万葉仮名』と言って、通じるかどうか迷います。最初は“he”も“she”もわからないんですよ。」と講師は語る。

そんな「やりづらさ」が、教師としての「面白さ」と「やりがい」に変わるようだ。宿題を工夫する。毎回小テストを挟みながら理解度を量る。一斉授業を基本としながら個別指導の時間を設けてみる。

少年からの反応も「二次関数が解けるようになりました。」「会話文から心情が読み取れるようになりました。」「英語の長文が読めるようになりました。」と上々だ。

教える喜びと、知る喜びが重なり合う。

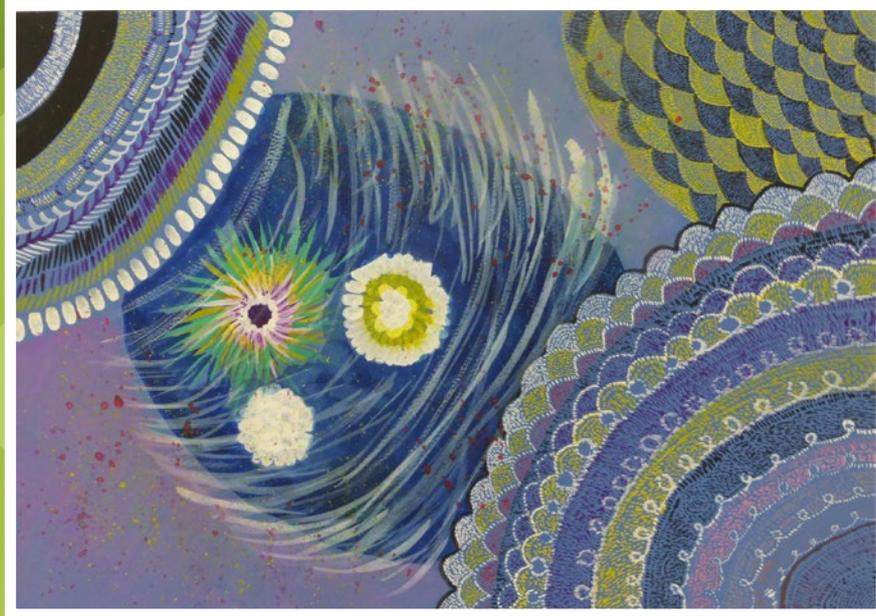
平成30年の高等学校卒業程度認定試験の合格率は国語100パーセント、数学72.7パーセント、英語80パーセント。講師、受験生とも手ごたえを感じている。



大学院講師による指導の様子
【写真提供：東北少年院】

第5章

犯罪をした者等の特性に応じた 効果的な指導の実施等のための取組



「はじまり」

第1節

特性に応じた効果的な指導の実施等

1 適切なアセスメントの実施

(1) 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】

法務省は、刑事施設において、犯罪者処遇の基本理念となっている「RNR原則^{※1}」に則った処遇を実施するため、2012年度（平成24年度）から「受刑者用一般リスクアセスメントツール」（以下「Gツール」という。）（資5-66-1参照）の開発を進めており、2017年（平成29年）11月からGツールのうち一部の機能によって得られる結果や情報を処遇決定の参考とする運用を開始している。現段階におけるGツールは、原則として、受刑者の入所時等に実施する刑執行開始時調査において犯罪傾向の進捗を判定する全受刑者を対象としており、これまでの受刑回数や犯罪の内容など、主に処遇によって変化しない要因（静的リスク要因）から、出所後2年以内に再び刑務所に入所する確率を推定するものである。Gツールの実施結果については、犯罪傾向の進捗の判定や各種改善指導プログラム（【施策番号83】（P93）参照）の対象者の選定の際の基礎資料として活用している。

少年鑑別所において、2013年度（平成25年度）から法務省式ケースアセスメントツール（以下「MJCA」という。）（資5-66-2参照）の運用を開始し、MJCAを用いて、鑑別対象少年の再非行の可能性及び教育上の必要性を定量的に把握し、その情報を少年院や保護観察所などの関係機関へと引き継ぐことができる体制を構築した。2015年度（平成27年度）からは、性非行に特化した法務省式ケースアセスメントツール（性非行）（MJCA（S））の運用を開始した。

また、2014年度（平成26年度）から、少年院在院者のうち薬物非行を防止するための指導等、特定のプログラムを受講する在院者には、原則として、処遇鑑別を行い、面接や各種心理検査、行動観察などによって、少年院における教育や指導などに必要な情報を得たり、その変化を把握したりして、少年院送致後の処遇による変化等を把握・分析し、その後の処遇指針を提案している。その他、2015年の少年院法施行後、少年院在院者を、1週間程度、一時的に少年鑑別所に移して生活させ、集中的にアセスメントを行う収容処遇鑑別を実施しており、少年院在院者に対するアセスメントの充実を図っている。さらに、2015年の少年鑑別所法施行後、児童自立支援施設^{※2}や児童養護施設^{※3}の求めによりアセスメントを実施することができるようになるなど、これら新たな制度を活用して、少年保護手続のあらゆる場面・段階において、必要なアセスメントを行う取組を推進している。

保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール（CFP：Case Formulation for Probation）（資5-66-3参照）を開発し、2018年度（平成30年度）から試行している。本アセスメントツールは、保護観察対象者の特性等の情報について、再犯を誘発する要因に焦点を当てて網羅的に検討し、再犯リスクを踏まえた適切な処遇方針の決定に活用するものである。今後は、保護観察所における実践事例の分析を重ね、刑事司法関係機関や医療・保健・福祉機関等との連携にも資するよう改良していくこととしている。

※1 RNR原則

リスク原則（Risk）、ニーズ原則（Needs）、レスポンシビティ原則（Responsivity）から成り立っており、再犯防止に寄与する処遇をするためには、対象者の再犯リスクの高低に応じて、改善が可能な部分について、対象者に合った方法によって実施する必要があるという考え方のこと。

※2 児童自立支援施設

非行問題を始めた子供の子供の行動上の問題や、家庭環境などの理由により生活指導等を要する児童に対応する児童福祉法に基づく施設。

※3 児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する児童福祉法に基づく施設。

資5-66-1 受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）の概要

Gツールの概要・構成

※Gは「General」（一般の）の頭文字

【概要】

- 受刑者の再犯の可能性等を客観的、定量的に把握することを目的に開発
- 実施結果は、犯罪傾向の進捗の判定及び処遇要領の策定等の際の基礎資料等として活用
- 受刑者の特性に応じた指導、支援の実施をより一層強化

【調査項目の構成】



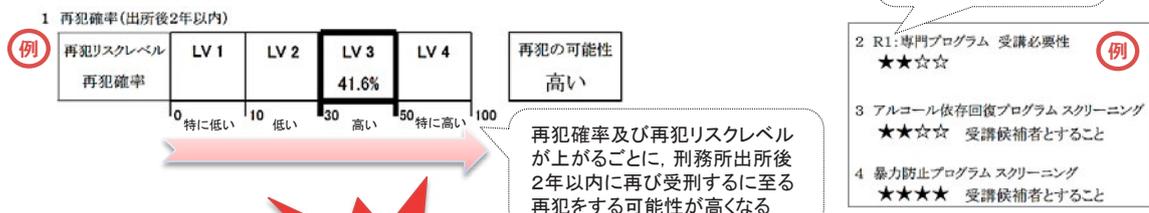
Gツールの実施・結果の活用

【実施要領】

- ✓ 対象者…原則として、刑事施設に収容された全受刑者
- ✓ 実施時期…原則として、確定施設等(男子)・処遇施設(女子)における刑執行開始時調査時
- ✓ 実施及び解釈上の留意点…実施手引に従い、他の情報と合わせ総合的に実施

【結果の活用】

- ✓ 犯罪傾向の進捗の判定
- ✓ 処遇要領における矯正処遇の目標、内容等の設定
- ✓ 特定の改善指導プログラム(R1, アルコール, 暴力)の対象者等の選定



開発の経緯・今後の開発予定

開発の背景・経緯
 平成24年7月20日策定
 「再犯防止に向けた総合対策」
 (犯罪対策閣僚会議)
 “再犯リスクの高い者を適切に把握すること”
 が再犯防止対策の課題として定められた。

H24	海外の動向調査
H25	試行版作成 調査デザイン立案
H26	本試行、遡及調査実施
H27	出所前調査実施
H28	Gツール習熟試行
H29	Gツール運用開始 (静的リスク項目中心)

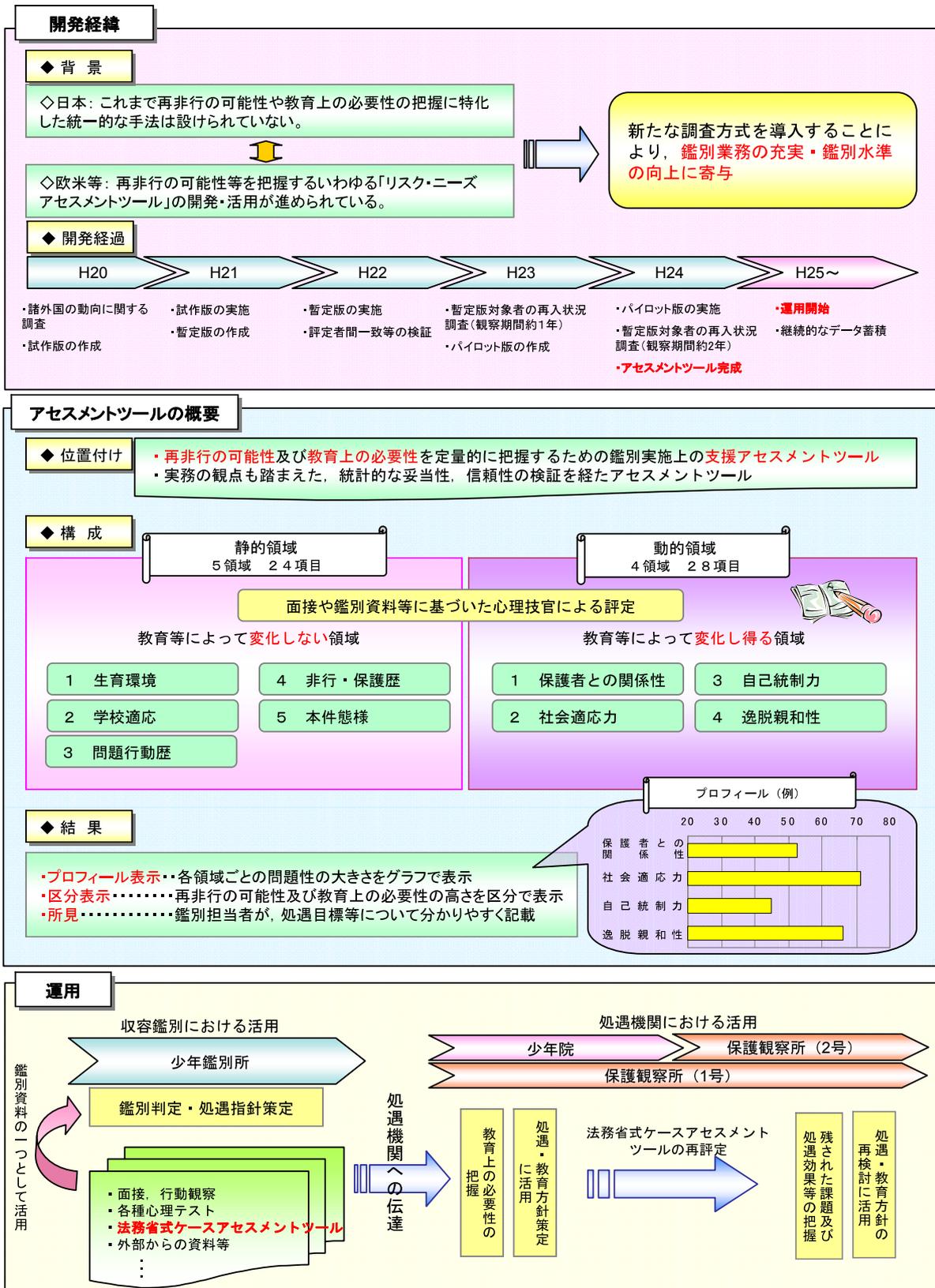


出典：法務省資料による。

資5-66-2

法務省式ケースアセスメントツール (MJCA) の概要

法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)の概要



保護観察におけるケース・フォーミュレーション(CFP)の試行について

背景

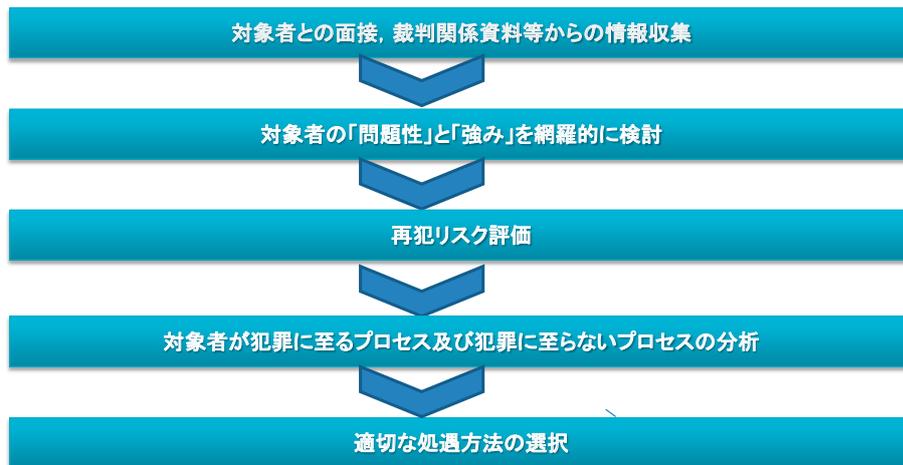
- 保護観察官によるアセスメントの充実強化
 - ←「犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施」(再犯防止推進計画Ⅱ第5)
 - ←「性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等を十分に考慮して、その者に最もふさわしい方法により…行うものとする」(更生保護法第3条)

↓

理論的・実証的根拠に基づく見立てによる保護観察の実施

CFPの特長

理論的・実証的根拠に基づき、再犯・再非行誘発要因と改善更生促進要因と、その背景要因・相互作用を分析し、保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにするもの



出典：法務省資料による。

(2) 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】

法務省は、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じて、更生支援計画書等の処遇に資する情報を活用するための取組（試行）を2018年度（平成30年度）から開始している。

更生支援計画書は、弁護人が社会福祉士等に依頼して作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面であるが、実刑が確定した場合や、保護観察付執行猶予となった場合などにおいても、処遇上有用な情報が含まれ得るものと考えられる。そのため、一部の刑事施設及び保護観察所において、弁護人から更生支援計画書の提供を受け、処遇協議を実施するなどして処遇に活用する試行を行っている。今後は、受刑者等に対する社会復帰支援の実施において、更生支援計画書の活用の有用性等を検討することとしている。

また、少年院や保護観察所において、少年を処遇するに当たっては、家庭裁判所の少年調査記録や少年鑑別所の少年簿に記載された情報を引き継ぎ、必要に応じて、在籍していた学校や、児童相談所などの福祉関係機関等からも情報を収集し、これらの情報を踏まえた処遇を実施している。

2 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

(1) 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号1、2】資2-2-1（P15）参照）として、認知行動療法に基づくグループワークによる性犯罪再犯防止指導（資5-68-1参照）を実施し、性犯罪につながる自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を考えさせたり、習得させたりするなどしており、2018年度（平成30年度）の受講開始人員は797人であっ

た。

同指導は、海外で効果が実証されているプログラムを参考に外部専門家の助言等を踏まえて策定したものであり、2012年度（平成24年度）に実施した効果検証の結果では、プログラム受講群の方が、非受講群よりも再犯率が7.7ポイント低いことが示され、一定の再犯抑止効果が認められている。また、同指導の再犯抑止効果を着実に高めていくため、効果検証の結果を踏まえつつ、刑期が短いことなどにより同指導に必要な期間を確保することができない受刑者に対応した新たなプログラムとして、2015年度（平成27年度）から集中プログラム^{※4}を開始している。さらに、受刑者が性犯罪に及ぶ要因は多様かつ複雑であることから、グループワーク指導担当者が効果的な指導を行うことができるよう、集合研修の充実化、指導担当者による事例検討会の定期的な開催、外部の専門家による指導担当者への助言等による指導者育成を行っている。

少年院において、強制性交等、強制わいせつや痴漢といった性犯罪を始め、例えば、下着の窃盗など、性的な動機により非行をした在院者に対し、特定生活指導として性非行防止指導を実施しており、2018年は、188人が修了している。また、男子少年院2庁において、特に重点的かつ集中的な指導を実施しており、2018年度は、28人が同指導を修了している。さらに、2017年（平成29年）には、新たに知的能力に制約のある対象者向けの指導プログラムを策定し、性非行防止指導体制の整備を図った。これらの指導の結果は、少年院仮退院後の継続的な指導の実施に向け、保護観察所に引き継いでいる。

保護観察所において、自己の性的欲求を満たすことを目的とした犯罪行為を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、性犯罪者処遇プログラム（資5-68-2参照）を実施し、その問題性を改善するための処遇の適切な実施を図っている。

同プログラムは、刑事施設における性犯罪再犯防止指導と同様に、認知行動療法に基づき、海外のプログラムを参考に外部専門家の助言等を踏まえて策定されている。2012年度に実施した効果検証の結果では、性犯罪について、刑事施設からの仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のいずれについても、プログラム受講群の方が非受講群よりも再犯率が低いことが示されている（仮釈放者は6.1ポイント、保護観察付執行猶予者は15.4ポイント低い）。なお、2019年度（令和元年度）には、性犯罪者等に対する専門的処遇の一層の充実を図るため、法律、心理学、医学等の有識者を構成員とする検討会を設置して、現行プログラムの改訂のための調査・検討を行うこととしている。

※4 集中プログラム

通常のプログラムの内容を凝縮した短期間のプログラムであり、刑期が短く、通常の実施期間を確保できない者を対象としている。

資5-68-1 性犯罪再犯防止指導の概要



地域社会とともに開かれた矯正へ

刑事施設における特別改善指導

性犯罪再犯防止指導

- 指導の目標
強制わいせつ、強制性交等その他これに類する犯罪又は自己の性的好奇心を満たす目的をもって人の生命若しくは身体を害する犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。
- 対象者 性犯罪の要因となる認知の偏り、自己統制力の不足等がある者
- 指導者 刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、処遇カウンセラー（性犯担当。認知行動療法等の技法に通じた臨床心理士等）
- 指導方法 グループワーク及び個別に取り組む課題を中心とし、必要に応じカウンセリングその他の個別対応を行う。
- 実施頻度等 1単元100分、週1回又は2回、標準実施期間：4～9か月※

※ 再犯リスク、問題性の程度、プログラムとの適合性等に応じて、高密度（9か月）・中密度（7か月）・低密度（4か月）のいずれかのプログラムを実施

《認知行動療法》
問題行動（性犯罪）の背景にある自らの認知（物事の考え方、とらえ方）の歪みに気付かせ、これを変化させること等によって、問題行動を改善させようとする方法

カリキュラム

項目	方法	指導内容	高密度	中密度	低密度
オリエンテーション	講義	<ul style="list-style-type: none"> ・指導の構造、実施目的について理解させる。 ・性犯罪につながる問題性を助長するおそれがある行動について説明し、自己規制するよう方向付ける。 ・対象者の不安の軽減を図る。 			
準備プログラム	グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・受講の心構えを養い、参加の動機付けを高めさせる。 	必修	必修	—
本科					
第1科 自己統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事件につながった要因について幅広く検討し、特定させる。 ・事件につながった要因が再発することを防ぐための介入計画（自己統制計画）を作成させる。 ・効果的な介入に必要なスキルを身に付けさせる。 	必修	必修	必修 (凝縮版)
第2科 認知の歪みと 変容方法	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・認知が行動に与える影響について理解させる。 ・偏った認知を修正し、適応的な思考スタイルを身に付けさせる。 ・認知の再構成の過程を自己統制計画に組み込ませる。 	必修	選択	—
第3科 対人関係と 親密性	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・望ましい対人関係について理解させる。 ・対人関係に係る本人の問題性を改善させ、必要なスキルを身に付けさせる。 	必修	選択	—
第4科 感情統制	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・感情が行動に与える影響について理解させる。 ・感情統制の機制を理解させ、必要なスキルを身に付けさせる。 	必修	選択	—
第5科 共感と 被害者理解	グループワーク 個別課題	<ul style="list-style-type: none"> ・他者への共感性を高めさせる。 ・共感性の出現を促す。 	必修	選択	—
メンテナンス	個別指導 グループワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・知識やスキルを復習させ、再犯しない生活を続ける決意を再確認させる。 ・作成した自己統制計画の見直しをさせる。 ・社会内処遇への円滑な導入を図る。 			

出典：法務省資料による。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

特集

基礎資料

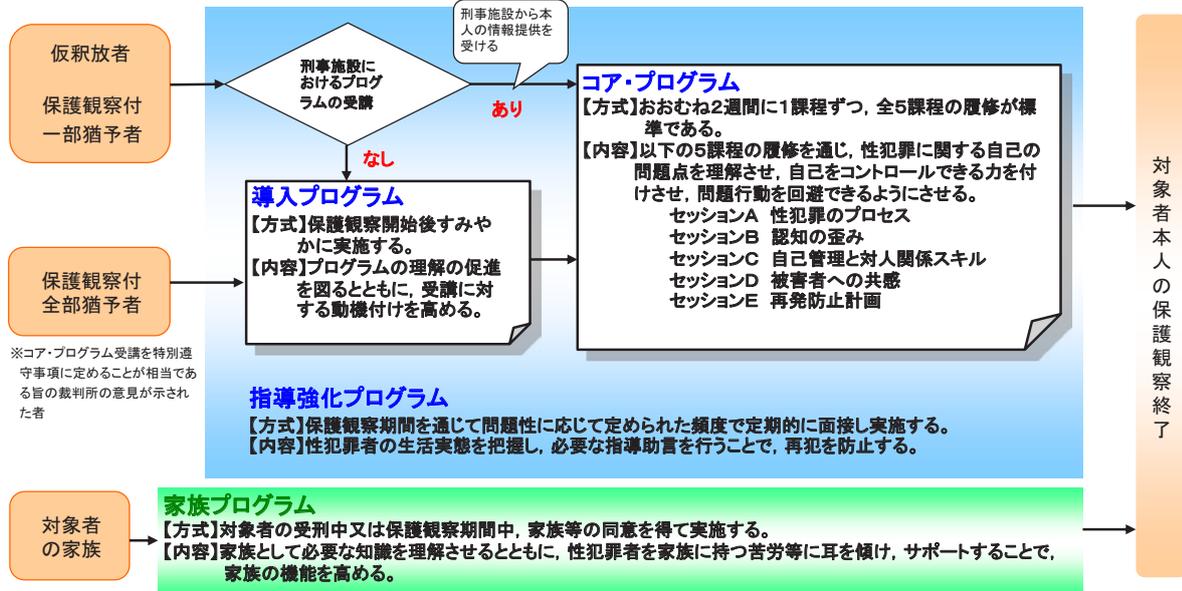
資5-68-2

性犯罪者処遇プログラムの概要

性犯罪者処遇プログラム

対象

- 本件処分の罪名に、強制わいせつ(刑法第176条)、強制性交等(刑法第177条)、準強制わいせつ・準強制性交等(刑法第178条)、監護者わいせつ及び監護者性交等(刑法第179条)、強制わいせつ等致死傷(刑法第181条)又は強盗・強制性交等及び同致死(刑法第241条)が含まれる者(未遂を含む。)
- 本件処分の罪名のいかんにかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者(下着盗、住居侵入等)



出典：法務省資料による。

(2) 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】

警察は、13歳未満の子供に対して強制わいせつ等の暴力的性犯罪をした刑事施設出所者について、法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、当該出所者と連絡を取り、同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じている。

3 ストーカー加害者に対する指導等

(1) 被害者への接触防止のための措置【施策番号70】

警察及び法務省は、2013年(平成25年)4月から、ストーカー事案を始めとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、被害者等に接触しようとしているなどの問題行動等の情報を共有するなど、緊密かつ継続的な連携によって、こうした者の特異動向等を双方で迅速に把握することができるようにしている。

また、保護観察所において、警察から得た情報等を基にして、必要に応じ再加害を防止するための指導を徹底するなどしており、遵守事項^{※5}違反の事実が確認されたときは、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施している。

※5 遵守事項

保護観察対象者が保護観察期間中に守らなければならない事項。全ての保護観察対象者に共通して定められる一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。遵守事項に違反した場合には、仮釈放の取消しや刑の執行猶予の言渡しの取消し等のいわゆる不良措置がとられることがある。

(2) ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】

警察は、加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について精神科医等の助言を受け、加害者に治療・カウンセリングの受診を勧めるなど、地域の精神科医療機関等との連携を推進している。また、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員に、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上に係る研修を受講させている。

(3) ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】

警察庁及び法務省においては、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策、処遇等について調査研究を進めている。この中では、2014年（平成26年）に警察においてストーカー事案として相談等受理された経緯のある受刑者や保護観察対象者について、その実態の把握を進めており、その結果を踏まえ、効果的な処遇を実施するためのアセスメント方法等について検討を行うこととしている。

4 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

(1) 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号1、2】[資2-2-1](#)（P15）参照）として暴力団離脱指導（[資5-73-1](#)参照）を実施し、警察等と協力しながら、暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図るなどしている。2018年度（平成30年度）の受講開始人員は694人であった。

また、保護観察所において、暴力団関係者の暴力団からの離脱に向けた働き掛けを充実させるため、警察、暴力追放運動推進センター^{※6}及び矯正施設との連携を強化しており、暴力団関係者の離脱の意志等の情報を把握・共有して必要な指導等をしている。

さらに、警察及び暴力追放運動推進センターにおいては、矯正施設及び保護観察所と連携し、離脱に係る情報を適切に共有するとともに、矯正施設に職員が出向いて、暴力団員の離脱意志を喚起するための講演を実施するなど暴力団離脱に向けた働き掛けを行っている。

2018年中に、警察及び暴力追放運動推進センターが援護の措置等を行うことにより、約640人の者が暴力団から離脱した（[資5-73-2](#)参照）。

※6 暴力追放運動推進センター
暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する組織であり、各都道府県公安委員会又は国家公安委員会に指定される。

資5-73-1

暴力団離脱指導の概要



刑事施設における特別改善指導

暴力団離脱指導

■ 指導の目標	暴力団からの離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。
● 対象者	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員である者
● 指導者	・ 刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），関係機関（警察，都道府県暴力追放運動推進センター，職業安定所職員）等
● 指導方法	・ 講義，討議，個別面接，課題作文，視聴覚教材の視聴 ・ 離脱意志の程度に応じた集団編成 等
● 実施頻度等	1 単元50分 9単元，標準実施期間：2～4か月

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。	講義
加入動機と自己の問題点	加入の動機を振り返らせ，自己の問題点について考えさせる。	討議，課題作文，面接
金銭感覚の是正	暴力団に加入したことにより，金銭感覚がそれまでの生活と一転し，考え方も変化したことについて考えさせる。	課題作文，面接
周囲（家族，社会等）に与えた影響	家族を始めとする周囲の人々に及ぼした影響について考えさせる。	討議，課題作文，面接，役割交換書簡法
暴力団の現状と反社会性	暴力団の現状及びその反社会的性質について認識させ，暴力団に加入したことが誤りであったことに気付かせる。	講義（警察関係者等），視聴覚教材の視聴
暴力団を取り巻く環境	いわゆる暴対法等の講義を実施し，暴力団に加入していることによって，これからも犯罪に関わってしまう可能性が高いことに気付かせる。	講義，視聴覚教材の視聴
自己の問題点の改善	自己の問題点を改善するための，具体的な方法について考えさせる。	討議，課題作文，面接
離脱の具体的な方法	離脱のための具体的な手続及び方法について理解させた上で，自分自身の対応について考えさせる。	講義（警察関係者等），討議，面接
釈放後の就職	求職状況及び求人状況の現状を認識させた上で，健全な職業観を身に付けさせ，出所後の就職への心構えをさせる。	講義（公共職業安定所職員等），課題作文
離脱の決意と生活設計	離脱の決意を固めさせ，出所後の具体的な生活設計を立てさせる。	講義，討議，面接，課題作文

出典：法務省資料による。

資5-73-2

離脱者数の推移（概数）

（平成26年～30年）

年次	離脱者数（概数）
平成26	490
27	600
28	640
29	640
30	640

注 警察庁調査による。
離脱者数は、警察、暴追センターが離脱支援をしたことで暴力団から離脱した者の数である。

(2) 暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】

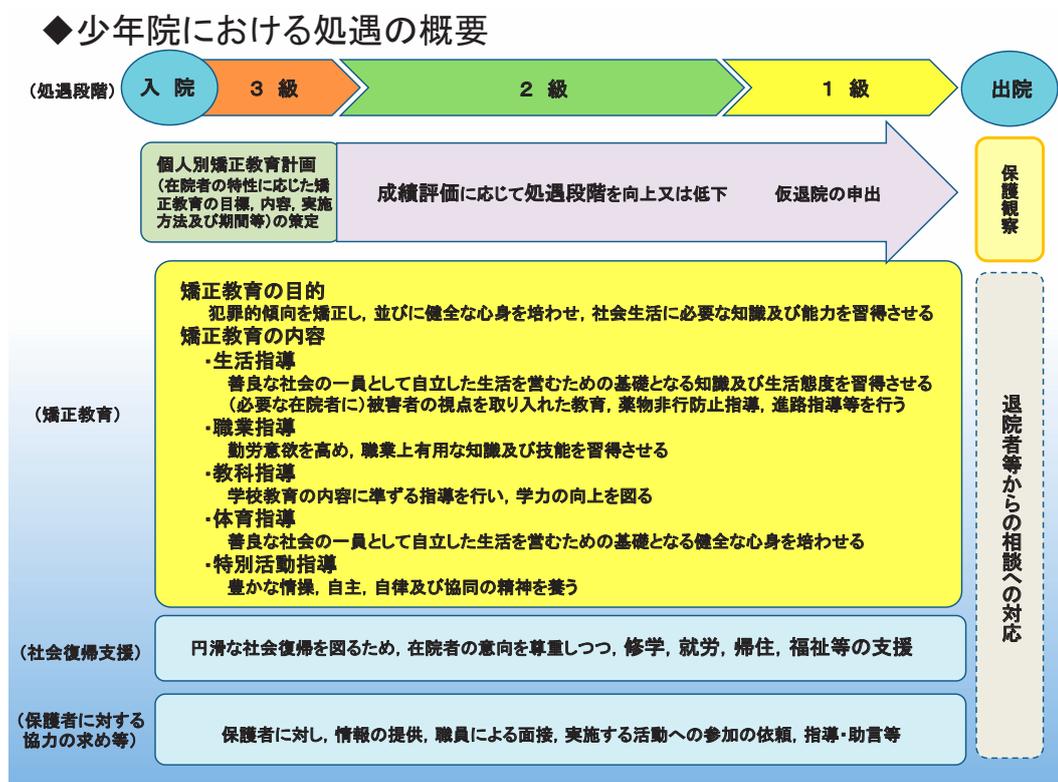
警察は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会復帰・定着を促進するため、都道府県単位で、警察のほか、暴力追放運動推進センター、職業安定機関、矯正施設、保護観察所、協賛企業等で構成される社会復帰対策協議会の枠組みを活用して、暴力団離脱者のための安定した雇用の場を確保し、社会復帰の促進に取り組んでいる。

5 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

(1) 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】

法務省は、少年院において、適正な処遇（資5-75-1参照）を展開するとともに、きめ細かい指導等を実施し、矯正教育の充実を図るため、生活の場である集団寮における指導を複数職員で行う体制の充実を図っている。2018年度（平成30年度）は、10庁で複数指導体制を実施している。

資5-75-1 少年院における処遇の概要



出典：法務省資料による。

(2) 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】

法務省は、少年院において、家庭裁判所や保護観察所、少年鑑別所、児童相談所等の関係機関の担当者が一堂に会して、少年院在院者を対象とした処遇ケース検討会を実施し、処遇の一層の充実を図るとともに、関係機関との実質的な連携・協力体制を強化している。2018年度（平成30年度）は、全少年院において、合計213回の処遇ケース検討会が実施された。

少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助を通じて、地域における関係機関との連携に係るネットワークの構築に努めている。特に、児童相談所や児童福祉施設、福祉事務所等を含む福祉・保健機関からの心理相談等の依頼は増加しており、依頼内容も、問題行動への対応や、その背景に知的な問題や発達障害等が疑われる者への支援等、幅広く寄せられてい

る。2018年におけるこれら福祉・保健機関等からの心理相談等の依頼件数は、1,545件であった。また、少年鑑別所が、所在する地域の警察と少年の立ち直り支援活動に関する協定書を結ぶなど、少年サポートセンターとの連携を強化している。

保護観察所において、児童福祉関係機関の支援を受けていたり、心身の障害を有しているなどして何らかの支援を必要とする保護観察対象者について、児童相談所等の関係機関の担当者との情報共有や協議を行うなど、必要性に応じて関係機関との連携を行い、きめ細やかな支援等を実施している。

(3) 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】

法務省は、少年鑑別所において、在所者に対する健全な育成のための支援として、その自主性を尊重しつつ、職員が相談に応じたり助言を行ったりしている。また、在所者の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、地域の関係機関や民間ボランティア等の協力を得ながら、在所者に対して、学習、文化活動その他の活動の機会を与えており、その活動の実施に関しても、在所者の自主性を尊重しつつ、必要な助言及び援助を行っている。

(4) 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】

警察は、非行少年を生まない社会づくり（【施策番号60】資4-60-1（P70）参照）の一環として、少年サポートセンターが主体となって、少年警察ボランティア（少年指導委員、少年補導員及び少年警察協助手）や、少年と年齢が近く少年の心情や行動を理解しやすい大学生ボランティア、関係機関と連携して、非行少年の立ち直りを支援する活動（資5-78-1参照）に取り組んでいる。この活動においては、個々の少年の状況に応じた指導・助言のほか、周囲の人々とのつながりの中で少年に自己肯定感や達成感を感じさせ、また、他人から感謝される体験を通じてきずなを実感させることにより、少年の心の拠り所となる新たな「居場所」を作る社会奉仕体験活動、農業体験等の生産体験活動、スポーツ活動等への参加の促進を図っている。

資5-78-1

少年の立ち直り・健全育成を支援する大学生ボランティアの活動の概要

少年の立ち直り・健全育成 大学生ボランティア活動内容の紹介



活動の一例!

学習支援



不登校などで遅れてしまった勉強や、これから受験を控えている少年たちの勉強をサポートします。

料理体験



少年たちと一緒に料理をすることで、やりがいや達成感を得ます。

スポーツ活動



チームワークを必要とするスポーツを通じて、少年たちと共に汗を流し絆を深めます。

非行防止活動



学校などで、少年たちの規範意識を育むための活動を行います。

農業体験



日常では経験できない農業を協力して行うことで、少年たちとのコミュニケーションを図ります。

社会奉仕活動



少年たちと共に、落書き消しや清掃活動など、身近でできる活動を行います。

街頭補導活動



繁華街などにおいて、少年に対して声をかけ、指導・助言を行います。

広報啓発活動



街頭でのキャンペーンなどを通じて、少年非行・被害の防止に協力を呼びかける活動を行います。

出典：警察庁資料による。

(5) 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】

法務省は、少年院において、在院者とその保護者との関係改善や在院者の処遇に対する保護者の理解・協力の促進、保護者の監護能力の向上等を図るため、保護者に対して、保護者ハンドブック（資5-79-1参照）の提供や面接等を実施してきた。2015年（平成27年）からは、在院者が受ける矯正教育を共に体験してもらう保護者参加型プログラムを実施している（【施策番号25】（P35）参照）。また、保護者による適切な監護が得られない場合にも、処遇ケース検討会（【施策番号76】（P85）参照）等の場において関係機関等と連携し、在院者の状況に応じた指導・支援を行っている。

保護観察所において、必要に応じて、保護観察対象少年に対し、保護者との関係改善に向けた指導・支援を行うとともに、保護者に対する措置として、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言を行っている。具体的には、「保護者のためのハンドブック」（資5-79-2参照）の提供や、講習会、保護者会を実施しており、2018年度（平成30年度）の保護者会等の実施回数は52回であった。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、児童相談所等の関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活に向けた指導・支援を行っている。

資5-79-1

少年院における「保護者ハンドブック」



出典：法務省資料による。

資5-79-2

保護観察所における「保護者のためのハンドブック」



出典：法務省資料による。

保護者のためのハンドブックは、教育学の専門家の協力を得て、子供の非行や問題行動に悩んでいる保護者にとって参考となるよう子供とのコミュニケーションの取り方などを解説している。これを保護観察の開始時に保護者に交付し、必要に応じて内容の説明や助言をするなどして、親子関係を改善することを目的として活用している。

(6) 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】

少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方については、2017年（平成29年）2月から、法制審議会において、調査審議が行われている。法務省においては、法制審議会の答申が得られたときには、それを踏まえて所要の措置を講ずることとしている。

6 女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】

法務省は、刑事施設において、女子受刑者特有の問題に対処するため、2014年（平成26年）4月から順次、看護師、助産師、介護福祉士など医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女子受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行う、「女子施設地域連携事業」を開始している。同事業は、2018年度（平成30年度）の豊橋刑務支所への導入をもって、対象となる10庁全ての女子刑事施設において展開された。さらに、摂食障害を有する女子受刑者に対する治療・処遇体制を強化するため、2019年度（令和元年度）には、医療専門施設である東日本成人矯正医療センター、大阪医療刑務所及び北九州医療刑務所に全国の摂食障害女子受刑者を収容して、より効果的な治療が受けられる体制を整備するとともに、臨床心理士を配置し、専門スタッフの強化を図ることとしている。また、摂食障害治療・処遇体制の統一を図るため、これら医療専門施設に加え、全国の女子刑事施設11庁の摂食障害治療・処遇に携わる職員（医師、看護師、臨床心理士、刑務官等）に対する集合研修を実施することとしている。

少年院において、女子在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、2017年度（平成29年度）、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム（[資5-81-1](#)参照）を策定した。今後、同プログラムの本格運用を開始し、PDCAサイクルに基づくプログラムの展開を図ることとしている。

さらに、保護観察所において、地域社会の中でも女性の特性に配慮した指導・支援を推進するため、2017年度から、女性や女子少年を受け入れる各更生保護施設において職員を1人増配置している。

資5-81-1

女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムの概要

女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラム

プログラムの概要

基本プログラムと特別プログラムを女子在院者のニーズに応じて組み合わせて実施

基本プログラム(在院者全員に実施)

アサーション

自他を尊重する心を育み、より良い人間関係を築くことを目指す。

教材の例

アサーションとは
「自分の気持ちも相手の気持ちも大切にする」
 というコミュニケーションのスキルです。
 今まで、自分の気持ちや思いを伝えるために、一方的に相手をやり込めたり、反対に、自分の気持ちを伝えたいのに相手の気持ちを気にしすぎて、我慢して黙ってしまったりしたことはありませんか？
 アサーション・トレーニングでは、相手の気持ちを大切にしながら、自分の気持ちを伝える方法を学びます。

マインドフルネス

呼吸の観察等を通じて、衝動性の低減、自己統制力の向上等を目指す。

教材の例



取組の様子

特別プログラム(個々の問題性に応じて実施)

自傷

摂食障害

性問題行動

特に自己を害する程度の深刻な問題行動について、改善を目指す。

出典：法務省資料による。

Column

5

特性に応じた効果的な指導の実施等のための地域の専門家との連携

栃木刑務所では、2014年度（平成26年度）から、女子施設地域連携事業により、地域の医療・福祉等の専門家の協力を得て、女子受刑者の特性に応じた効果的な指導を図るとともに、刑務官の医療・福祉等に関する認識や知識の向上を図っている。同事業で活躍する健康運動指導士と介護福祉士から話を伺った。

●健康運動指導士 Aさん

Q 現在、工場で就業する女子受刑者に対して、健康維持のための集団運動の指導を担当していただいているほか、体調の優れない女子受刑者の相談に応じて、それぞれの体調の改善に適した運動方法の指導を担当していただいておりますが、やりがい、苦勞、心掛けていることを教えてください。

A 女子受刑者の中には、体調の優れない方やストレスを溜め込む方が少なくありませんが、円滑な社会復帰を図るためには、心身の健康が前提となりますので、運動を通じて、少しでも体調の維持やストレスの解消を図って欲しいと考えています。

集団運動への参加は、任意のため、当初、集団運動に興味を示さない方も多くいましたが、音楽を流してエアロビクス的な方法を採用するなどの工夫をしたところ、外国人の方や高齢者の方も含め、徐々にですが参加者が増えてきました。女子受刑者の方々から、「肩周りが痛かつ

たけど、とても楽になった。」「足のむくみがなくなった。」などの声を聞いたときは、効果を実感することができて、とてもうれしく感じます。

Q 今後、新たに取り組んでみたい内容、アイデアはありますか。

A 女子受刑者の運動は、時間や場所の制約があるのですが、今後、体育館等の屋内を活用して、戸外では実施が難しいヨガやストレッチ運動についても、実施していきたいと思います。



健康運動指導士による指導の様子
【写真提供：栃木刑務所】

●介護福祉士 Bさん

Q 現在、高齢の女子受刑者の入浴、排せつ、移動等の介助を担当していただいているほか、刑務官に対する研修を担当していただいています。研修の内容について教えてください。

A 刑務官に対する研修の内容としては、高齢者の疑似体験や高齢者の介助体験があります。

高齢者の疑似体験では、刑務官の方々に、着色メガネ、足用の重り、腰ベルトを装着して、視界の狭さや不明瞭さ、歩きづらさ、悪姿勢に伴う肩・首・腰の痛みを体験してもらいました。女子受刑者の高齢化が進んでいる反面、刑務官は若い方々も多く、高齢者の不自由さを知識として理解しても実感するのは難しいと思いますが、高齢者の疑似体験を通じて、実感してもらえたのではないかと思います。

また、高齢者の介助体験については、車いすやシルバーカーを実際に利用してもらいましたが、車いすは、想像以上に段差での衝撃やスピード感がある点に配慮する必要があることを実感してもらえたのではないかと思います。また、ベッドの体起こしにおいてお互いに負担の掛からない「テコの原理」を活用した技術を習得したり、おむつ交換の体験を通じて、交換される側がどのように感じるかということを実感したりすることができたのではないかと思います。



介護福祉士による職員研修の様子
【写真提供：栃木刑務所】

Q 研修を行う中で心掛けていること、受講者の反応を教えてください。

A 研修効果を高めるためには、受講者の方々に関心を持ってもらうことが大切ですので、体験型の研修に力を入れていますが、受講者のアンケートでは、肯定的な意見が多く寄せられたと聞いており、私もやりがいを感じます。

栃木刑務所では、この他にも、保健師・看護師による健康相談、助産師による助産指導や一般改善指導として家族関係講座の講義、社会福祉士による出所後の福祉サービス受給等のための個別の調整や面接など、地域の専門職種の方々による女子受刑者の特性に応じた指導等を行っており、女子受刑者や職員からも肯定的な声が多く寄せられている。

このように、栃木刑務所における再犯防止施策を進める上で、地域の専門職種の方々の存在は、欠かせないものとなっている。

7 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】

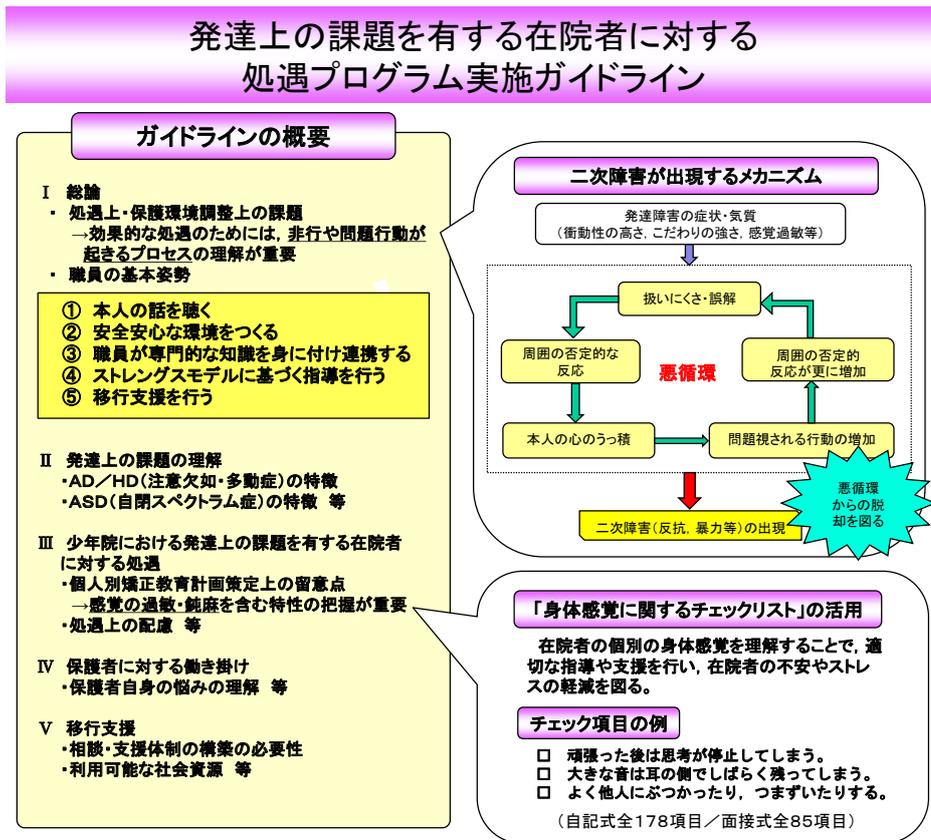
法務省は、少年院において、在院者の年齢や犯罪的傾向の程度等に着目し、一定の共通する類型ごとに矯正教育課程^{※7}を定め、発達上の課題を有する者については、その特性に応じて、支援教育課程^{※8}I～Vのいずれかを履修するよう指定している。2018年（平成30年）、支援教育課程I～Vのいずれかを指定された在院者は463人であった。また、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たっては、2016年（平成28年）に策定した「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」（資5-82-1参照）を活用しているほか、2018年度からは、身体機能の向上に着目した指導を導入し、その充実に努めている。

さらに、2015年度（平成27年度）からは、支援教育課程を置く少年院の職員に対する集合研修を実施しており、2018年度からは、その研修期間を延長し、指導体制の更なる充実・強化を図っている。

保護観察所において、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要したり、理解するために特別な配慮を必要とする保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。また、更生保護官署職員及び保護司に対し、発達障害に関する理解を深め、障害特性を理解した上での的確な支援を行うための研修や教材の整備を実施している。

資5-82-1

発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドラインの概要



出典：法務省資料による。

※7 矯正教育課程

在院者の年齢、心身の障害の状況及び犯罪的傾向の程度、社会生活への適応に必要な能力等の特性について、一定の類型に分け、その類型ごとに在院者に対して行う矯正教育の重点的な内容及び標準的な期間を定めたもの。

※8 支援教育課程

障害又はその疑い等のため処遇上の配慮が必要な者に対して指定する矯正教育課程をいう。支援教育課程のうち、Iは知的障害、IIは情緒障害若しくは発達障害、IIIは義務教育終了者で知的能力の制約や非社会的行動傾向のある者等に対して指定する。また、IVは知的障害、Vは情緒障害若しくは発達障害のある者等で、犯罪的傾向が進んだ者に対して指定する。

8 その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

(1) 各種指導プログラムの充実【施策番号83】

法務省は、刑事施設において、性犯罪再犯防止指導（【施策番号68】**資5-68-1**（P81）参照）や薬物依存離脱指導（【施策番号44】**資3-44-2**（P52）参照）等の特別改善指導のほか、一般改善指導（【施策番号1、2】**資2-2-1**（P15）参照）としてアルコール依存回復プログラム（**資5-83-1**参照）や暴力防止プログラム（**資5-83-2**参照）を実施している。

少年院において、2018年（平成30年）から、振り込め詐欺等の特殊詐欺に関与した少年院在院者に対し、その問題性を理解させ、再犯・再非行を防止するための指導の体制を一層充実・強化するための教材整備に向けた検討を行っている。

保護観察所において、保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラム（**資5-83-3**参照）を実施している。専門的処遇プログラムには、性犯罪者処遇プログラム【施策番号68】**資5-68-2**（P82）参照）及び薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44】**資3-44-3**（P54）参照）のほか、暴力防止プログラム（**資5-83-4**参照）及び飲酒運転防止プログラム（**資5-83-5**参照）の4種類がある。保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けるほか、必要に応じて生活行動指針^{※9}として設定するなどして実施している。

2018年における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員は、**資5-83-6**のとおりである。

※9 生活行動指針

保護観察における指導監督を適切に行うため必要があると認めるときに保護観察所の長が定める保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針である。保護観察対象者は、生活行動指針に即して生活し、行動するよう努めることを求められるが、これに違反した場合に、直ちに不良措置をとられるものではない点で、特別遵守事項とは異なる。



地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における一般改善指導

アルコール依存回復プログラム

- 指導の目標
自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させる。
- 対象者
1 飲酒運転などの交通事犯者
2 飲酒の問題が犯罪や本人の心身の健康に影響を与えている者
- 指導者
刑事施設の職員（法務教官，法務技官，刑務官），民間協力者（民間自働団体）等
- 指導方法
認知行動療法に基づき，グループワークの手法を用いる。
- 実施頻度等
1 単元60分から90分，12単元，標準実施期間：3～6か月

カリキュラム

単元	項目	指導内容
1	オリエンテーション	プログラムの目的とルールを理解し，全体の流れをつかむ。
2	サイクルを止める	飲酒のサイクルについて認識を深め，断酒を実現するための方法について知る。
3	外的引き金	外的引き金の知識を身につけ，自分の外的引き金は何かを知り，回避する方法を学ぶ。
4	内的引き金	内的引き金の知識を身につけ，自分の内的引き金は何かを知り，回避する方法を学ぶ。
5	断酒生活	断酒生活の経過イメージと各過程に生じる心身の特徴的な状態を理解する。
6	再飲酒の兆候（1）	再飲酒の兆候の知識を身につけ，自分の思考的兆候は何かを知り，対処方法を学ぶ。
7	再飲酒の兆候（2）	自分の行動的兆候は何かを知り，対処方法を学ぶ。
8	ストレスへの対処方法	ストレスと再飲酒の関係を理解し，自分のストレスの受け止め方の幅を広げる。
9	スケジュール	断酒生活の実現に向けたスケジュールを立てる。断酒生活を続ける心構えをつくる。
10	断酒生活の維持（1）	断酒生活を継続するための要点を整理し，今後の人間関係について見直す。
11	断酒生活の維持（2）	断酒生活を維持する対人関係の問題点について理解し，飲酒を断る対処方法や飲酒問題の解決方法を学ぶ。
12	まとめ	これまで学習した対処方法などを整理し，断酒生活を実現させるための心構えを確立する。

出典：法務省資料による。

資5-83-2

刑事施設における暴力防止プログラムの概要

地域社会とともに
開かれた矯正へ

刑事施設における一般改善指導

暴力防止プログラム

■ 指導の目標

- 1 暴力を振るうことなく施設内・社会内で生活できるよう、非暴力への動機付けを高めさせる。
- 2 暴力へと至る自己のパターンを認識させるとともに、そこから抜け出し、暴力以外の手段により将来の望ましい生活を達成するための方法をあらかじめ準備させる。
- 3 暴力を振るうことなく生活するための具体的なスキルについて、施設在所中から実践を通じて身に付けさせる。

● 対象者 本件が暴力事犯の者又は過去に暴力の問題を有する者

● 指導方法 認知行動療法の手法を取り入れたグループワーク、ロールプレイ、課題学習、討議、個別面接等

● 実施頻度等 1回60～90分、全18回、おおむね4～6か月間で実施

カリキュラム

単元	項目	概要
1	オリエンテーション	自己紹介・ルール作り・流れの説明・暴力で得たもの、失ったものについて考える。
2	危ない場面での対処法	簡単にできる対処法を理解・修得する。
3	間を取って落ち着く	リラックス方法や間の取り方を理解・修得する。
4	暴力の道筋ときっかけ	暴力に至る道筋ときっかけに気づき、そうならないための方法を考える。
5	暴力と身体的反応（体の変化）	暴力と自己の身体的反応を理解する。
6	暴力と感情（気持ち）	暴力と感情の関係を理解する。
7	暴力と思考（心のつぶやき）	暴力と思考の関係を理解する。
8	思考チェンジ ～「MCC法」について～	暴力につながらない思考ができるようにするための方法を理解・修得する。
9	親密な相手への暴力（理解①）	DVや児童虐待等について理解する。
10	親密な相手への暴力（理解②）	
11	親密な相手への暴力（対処法）	親密な相手へ暴力を振るわないよう、対等な人間関係について考える。
12	理想のライフスタイル	理想のライフスタイルを考え、その実現のための段取りを考える。
13	暴力に近づかないためのコミュニケーション	暴力に近づかないためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
14	アサーション ～適切な自己主張～	適切な自己主張を行うためのコミュニケーション方法を理解・修得する。
15	問題を解決する（計画）	問題を解決する手段を理解するとともに、ロールプレイを通じた実践を行う。
16	問題を解決する（実践）	
17	これまでを振り返る	プログラムを振り返り、自分の変化を確認する。

出典：法務省資料による。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

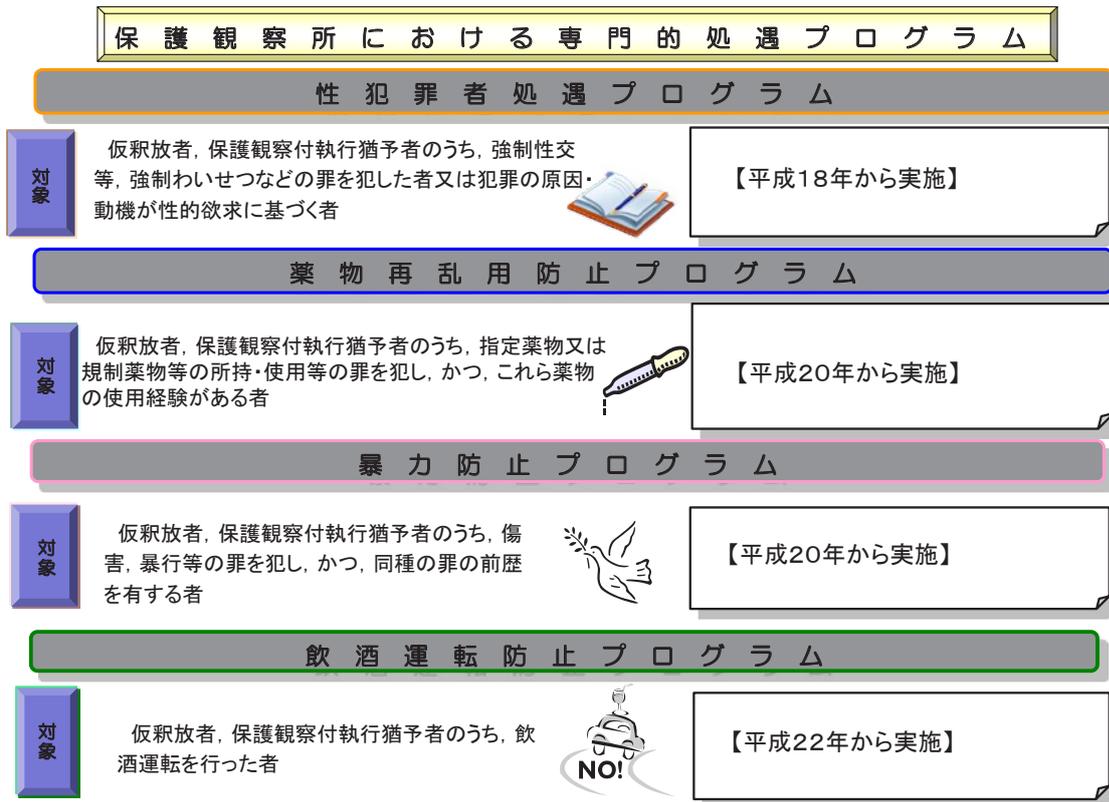
第8章

特集

基礎資料

資5-83-3

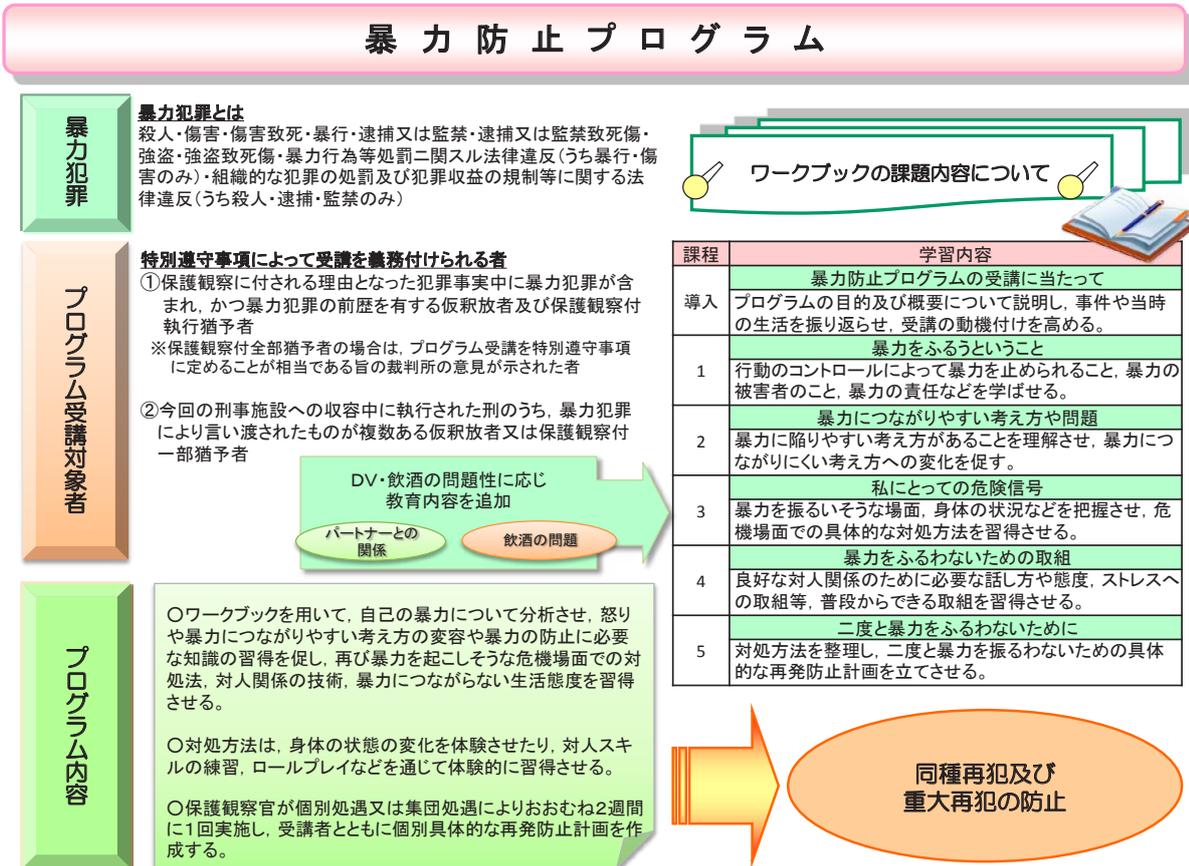
保護観察所における専門的処遇プログラムの概要



出典：法務省資料による。

資5-83-4

保護観察所における暴力防止プログラムの概要



出典：法務省資料による。

資5-83-5

保護観察所における飲酒運転防止プログラムの概要

飲酒運転防止プログラム

プログラム受講対象者

特別遵守事項によって受講を義務付けられる者
 保護観察に付される理由となった犯罪事実中に以下の罪に当たる事実が含まれる仮釈放者又は保護観察付執行猶予者
 ※保護観察付全部猶予者の場合は、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者

- ①危険運転致死傷(自動車等の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条(第1号に限る。))及び第3条第1項)※
 - ②酒酔い運転(道路交通法第117号の2第1号)
 - ③酒気帯び運転(道路交通法第117号の2第3号)
 - ④過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条)※
- ※アルコールの影響による行為に係るものに限る。同法第6条第1項から第3項により無免許運転による刑の加重を受ける場合を含む。

プログラム内容

- ワークブックを用いて、アルコールに関する正しい知識を得るとともに、自己の飲酒状況について振り返りを行い、再び飲酒運転を繰り返さないための対処方法を考えさせる。
- アルコールに関する専門医療機関や自助グループに関する知識を付与することによって、適切な措置を受けるよう働き掛ける。
- 保護観察官が個別処遇又は集団処遇によりおおむね2週間に1回実施し、受講者とともに個別具体的な再発防止計画を作成する。

ワークブックの課題内容について

課程	学習内容
導入	オリエンテーション プログラムの目的及び概要を説明した上でアセスメントを実施し、処遇につながる情報を入力する。
1	飲酒運転の影響について考える 飲酒運転の結果を振り返らせ、飲酒運転を繰り返さないことへの動機付けをする。
2	アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ぶ アルコールが運転や心身に及ぼす影響について学ばせ、自分とアルコールとの関係について振り返らせる。
3	アルコールのもたらす悪影響について学ぶ アルコールやアルコール依存症について理解を深めさせ、一般的な問題解決手段についての知識を習得させる。
4	飲酒運転につながる危険な状況を知る 飲酒運転のひきかねとなることから特定し、そのひきかねに会った場合及び出会わないための対処方法を考えさせる。
5	飲酒運転をしないための対処方法を考える 飲酒運転をしないための再発防止計画を作成し、これから実行していくことへの動機を高めさせる。

飲酒運転の防止



出典：法務省資料による。

資5-83-6

保護観察所における専門的処遇プログラムによる処遇の開始人員

①仮釈放者

プログラムの種類	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
性犯罪者処遇プログラム	582	563	591	618	589
薬物再乱用防止プログラム	913	926	971	1,230	1,811
暴力防止プログラム	160	177	160	164	167
飲酒運転防止プログラム	205	205	188	170	186

②保護観察付全部執行猶予者

プログラムの種類	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
性犯罪者処遇プログラム	318	338	348	321	299
薬物再乱用防止プログラム	357	462	444	418	418
暴力防止プログラム	124	152	114	105	103
飲酒運転防止プログラム	113	104	103	73	75

③保護観察付一部執行猶予者

プログラムの種類	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
性犯罪者処遇プログラム	—	—	—	11	20
薬物再乱用防止プログラム	—	—	—	224	892
暴力防止プログラム	—	—	—	2	9
飲酒運転防止プログラム	—	—	—	3	6

- 注 1 法務省資料による。
 2 「保護観察付一部執行猶予者」については、平成26年から平成28年までの該当者はいない。
 3 「薬物再乱用防止プログラム」については、平成26年から平成28年5月までは、「覚せい剤事犯罪者処遇プログラム」による処遇の開始人員を計上している。
 4 「暴力防止プログラム」及び「飲酒運転防止プログラム」については、プログラムによる処遇を特別遵守事項によらずに受けた者を含む。

(2) 社会貢献活動等の充実【施策番号84】

法務省は、刑事施設において、受刑者に社会に貢献していることを実感させることで、その改善更生、社会復帰を図ることを目的として、2011年度（平成23年度）から公園の清掃作業を行うなどの社会貢献作業を実施している。2018年度（平成30年度）は、刑事施設27庁32か所において社会貢献作業を実施した。

少年院において、全庁で特別活動指導として社会貢献活動を実施しており、公園や道路の清掃等、在院者の特性や地域社会の実情等に応じた活動を行っている（写真5-84-1参照）。

保護観察所において、2015年（平成27年）6月から、保護観察対象者に対し、自己有用感の醸成、規範意識や社会性の向上を図るため、公園や河川敷等公共の場所での清掃活動や、福祉施設での介護補助活動といった地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を継続的に行う社会貢献活動（資5-84-2参照）を、特別遵守事項として義務付けたり、必要に応じて生活行動指針として設定したりして実施している。

2018年度末現在、社会貢献活動場所として2,039か所が登録されており、その内訳は、福祉施設が1,033か所、公共の場所が772か所、その他が234か所となっている。2018年度においては1,343回の社会貢献活動を実施し、延べ2,488人が参加した。

2018年度には、これまでの社会貢献活動の処遇効果について検証し、より効果的な運用を図ることを目的として、法律、教育、福祉、心理学等の有識者を構成員とする検討会を設置し、調査・検討を行った。同検討会では、現在の活動に一定の効果が認められることが検証された一方、柔軟な活動計画の作成を可能とする制度設計を行うことや幅広く実施対象者を選定すること等の必要性が指摘された。こうした検討を踏まえ、2019年度（令和元年度）から新たな運用を開始することとしている。

写真5-84-1

少年院における
社会貢献活動の様子

写真提供：法務省資料による。

資5-84-2 保護観察所における社会貢献活動の概要

保護観察における社会貢献活動

Point 社会貢献活動とは
 保護観察対象者に地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行わせ、
 善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上を図るもの **特別遵守事項で設定**

ねらい（処遇効果）	社会貢献活動の在り方を考える検討会 H30.9~H31.2	活動内容（イメージ）
社会性 社会経験を積み、コミュニケーション能力が向上することなどにより、社会性が向上する	実施対象者 個々の特性を見極めた上で、 処遇効果 が見込まれる保護観察対象者を幅広く選定することが可能に	<p>ありがとうございます。 保護観察官・保護司による指導</p> <p>福祉施設での補助活動 ゴミを捨てちゃダメだよ。</p> <p>更生保護女性会・BBS会員、活動場所スタッフ等の協力 公共の場所の清掃・美化</p>
自己有用感 達成感を得たり、感謝される体験をしたりすることにより、自己有用感が高まる	実施回数 一律5回とされていた活動の標準回数を3回（上限5回）に変更し、より弾力的な運用が可能に	
心理的安定 社会的孤立が改善されることにより、心理的に安定する	等、運用を見直し	
規範意識 しよく罪の意識が高まることなどにより、規範意識が強化される		

出典：法務省資料による。

(3) 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号85】

法務省は、刑事施設において、薬物依存離脱指導（【施策番号44】資3-44-2（P52）参照）の実施に当たり、ダルク^{※10}等の民間の自助グループ^{※11}の協力を得ているほか、他の改善指導（【施策番号83】（P93）参照）についても、被害者支援団体、福祉関係機関等職員、警察関係者、公共職業安定所職員、地方公共団体職員等の参画を得て、広く関係機関や地域社会と連携した指導を推進している。

少年院において、矯正教育の実施に当たり、近隣の自助グループを始めとする民間団体からの協力を得て、効果的な指導の実施に努めているほか、院外委嘱指導の枠組みによって、社会資源を活用した指導を実施している。

保護観察所において、保護観察対象者の特性に応じ、保護観察終了後の生活を視野に入れ、ダルク、NA^{※12}、AA^{※13}、GA^{※14}といった地域の自助グループの支援につなげられるよう調整等を行っている。

また、法務省及び厚生労働省は、2015年（平成27年）11月、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」（【施策番号52】資3-52-3（P60）参照）を策定し、保護観察付一部執行猶予者等の薬物依存者を支援対象として、都道府県や医療機関等を含めた関係機関や民間支援団体が緊密に連携し、その機能や役割に応じた支援を効果的に実施できるよう基本的な方針を定め、2016年度（平成28年度）からその運用を開始している。

※10 ダルク
 DARC：Drug Addiction Rehabilitation Center。薬物依存者の回復を支援する民間施設

※11 自助グループ
 同じ問題を抱える仲間同士が集まり、互いに悩みを打ち明け、助け合って問題を乗り越えることを目的として、ミーティングが行われている。

※12 NA
 Narcotics Anonymous。薬物依存者の自助グループ

※13 AA
 Alcoholics Anonymous。アルコール依存症者の自助グループ

※14 GA
 Gamblers Anonymous。ギャンブル等依存症者等の自助グループ

第1章
 第2章
 第3章
 第4章
 第5章
 第6章
 第7章
 第8章
 特集
 基礎資料

9 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号 86】

法務省は、刑事施設において、特別改善指導（【施策番号 1、2】資2-2-1（P15）参照）として被害者の視点を取り入れた教育（資5-86-1参照）を実施し、罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させるとともに、犯罪被害者等に誠意をもって対応するための方法を考えさせるなどしており、2018年度（平成30年度）の受講開始人員は793人であった。

少年院において、全在院者に対し、犯罪被害者等の心情等を理解し、罪障感及び慰謝の気持ちをかん養するための被害者心情理解指導を実施している。また、特に被害者を死亡させ、又は被害者の心身に重大な影響を与えた事件を起こし、犯罪被害者や遺族に対する謝罪等について考える必要がある者に対しては、特定生活指導として、被害者の視点を取り入れた教育を実施しており、2018年は、107名が修了した。これらの指導の結果は、継続的な指導の実施に向け、更生保護官署に引き継いでいる。

保護観察所において、2007年（平成19年）12月から、犯罪被害者等の申出に応じ、犯罪被害者等から被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況等を聴取し、保護観察対象者に伝達する制度（心情等伝達制度）を実施しており、当該対象者に対して、被害の実情を直視させ、反省や悔悟の情を深めさせるような指導監督を徹底している。2018年中に、心情等を伝達した件数は180件であった。また、被害者を死亡させ、又は重大な傷害を負わせた保護観察対象者に対し、しょく罪指導プログラム（資5-86-2参照）による処遇を行うとともに、犯罪被害者等の意向にも配慮して、誠実に慰謝等の措置に努めるよう指導している。2018年において、しょく罪指導プログラムの実施が終了した人員は382人であった。

さらに、2013年（平成25年）4月から、一定の条件に該当する保護観察対象者を法テラスに紹介、法テラスにおいて被害弁償等を行うための法律相談を受けさせ、又は弁護士、司法書士等を利用して犯罪被害者等との示談交渉を行うなどの法的支援を受けさせており、保護観察対象者が、犯罪被害者等の意向に配慮しながら、被害弁償等を実行するよう指導・助言を行っている。

資5-86-1

刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育の概要



刑事施設における特別改善指導

被害者の視点を取り入れた教育

- 指導の目標
自らの犯罪と向き合うことで、犯した罪の大きさや被害者やその遺族等の心情等を認識させ、被害者やその遺族等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる。
- 対象者
被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす犯罪を犯し、被害者やその遺族等に対する謝罪や賠償等について特に考えさせる必要がある者
- 指導者
刑事施設の職員（法務教官、法務技官、刑務官）、民間協力者（被害者やその遺族等、被害者支援団体のメンバー、被害者問題に関する研究者、警察及び法曹関係者等の専門家）
- 指導方法
ゲストスピーカー等による講話、グループワーク、課題図書（被害者の手記等）、役割交換書簡法 等
- 実施頻度等
1単元50分 12単元 標準実施期間：3～6か月

カリキュラム

項目	指導内容	方法
オリエンテーション	受講の目的と意義を理解させる。 (カリキュラムの説明、動機付け)	講義
命の尊さの認識	命の尊さや生死の意味について、具体的に考えさせる。	講話、グループワーク、課題読書指導
被害者（その遺族等）の実情の理解	被害者及びその遺族等の気持ちや置かれた立場、被害の状況について、様々な観点から多角的に理解させる。 ①精神的側面 ②身体的側面 ③生活全般	講話（ゲストスピーカー等）、視聴覚教材の視聴、講義、課題読書指導（被害者の手記等）
罪の重さの認識	犯罪行為を振り返らせ、客観的に自分が犯した罪の重さ、大きさを認識させる。	課題作文、グループワーク
謝罪及び弁償についての責任の自覚	被害者及びその遺族等に対して、謝罪や弁償の責任があるということについて自覚させる。	グループワーク、役割交換書簡法、講話（ゲストスピーカー等）
具体的な謝罪方法	具体的な謝罪の方法について自分の事件に沿って考えさせる。	グループワーク、課題作文
加害を繰り返さない決意	再加害を起こさないための具体的な方策を考えさせるとともに、実行することの難しさを自覚させる。	グループワーク、視聴覚教材の視聴講義



被害者について十分な知識と理解を持ち、受刑者の社会復帰に賛同している、犯罪被害者支援団体のメンバーや犯罪被害者（その家族等）を刑事施設に招へいし、受刑者に対し、被害者（その家族等）の苦しみや心の傷について話していただいている。

出典：法務省資料による。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

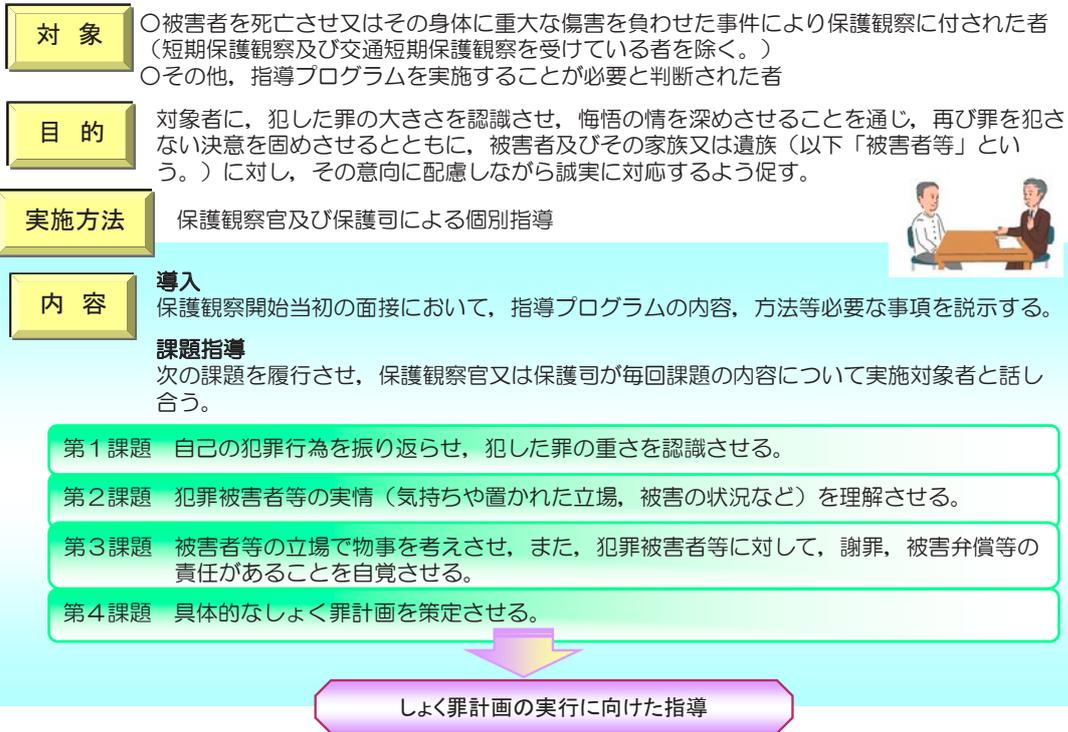
特集

基礎資料

資5-86-2

保護観察所におけるしよく罪指導プログラムの概要

しよく罪指導プログラム



出典：法務省資料による。

10 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号87】

法務省は、再犯防止施策の推進を図るため、検察庁・矯正施設・更生保護官署がそれぞれ保有する情報を連携させたデータベースシステムである刑事情報連携データベースシステムを運用している。同システムは、検察庁、矯正管区、矯正施設及び更生保護官署が、①犯罪をした者等の過去の犯罪歴や処遇内容等を踏まえ、再犯防止に向けた指導等を一貫し継続して行うこと、②再犯の実態把握や指導等の効果検証をすることで、更に効果的な指導等の検討につなげることを目的としている。2018年度（平成30年度）には、同システムにより法務省の各機関が保有する情報を連携させることで、再犯の状況や施策の実施状況を把握するとともに、今後より効果的な指導等を検討し実施できるよう、施策の効果検証の方法について検討を進めた。

また、2019年（平成31年）4月に、矯正研修所に「効果検証センター」を新設し、矯正処遇、矯正教育、社会復帰支援、鑑別・観護処遇等に係る効果検証に加え、アセスメントツール（例えば、受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）（【施策番号66】資5-66-1（P77）参照）、法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）（【施策番号66】資5-66-2（P78）参照））や処遇プログラムの開発及び維持管理に資する研究等を体系的に実施することとしている。

法務総合研究所において、2019年3月、研究部報告59「再犯防止対策等に関する研究」及び同60「暴力犯罪者に関する研究」を発刊した。前者では、再犯に関する受刑者の意識、各国における再犯率の状況、米国・ニュージーランドにおける再犯防止の取組に関する調査結果を踏まえ、再犯防止対策の実効性を高める要因について考察を行った。後者では、近時における暴力犯罪の動向、暴力犯罪受刑者及び暴力犯罪保護観察付全部執行猶予者の特性等に関する調査の実施結果、暴力犯罪者に対する刑事施設等及び保護観察所における処遇の現状等をまとめて報告している。

保護観察所における社会貢献活動の取組について

社会貢献活動の実施に当たり、保護観察所では、保護観察対象者（以下「対象者」といいます。）の改善更生を促すため、その者の特性に応じた効果的な活動を選択できるよう、幅広い活動場所の確保に努めています。現在実施している中で比較的多いのが、福祉施設での介護補助活動や、河川等公共の場所での清掃活動ですが、その他にも、特色ある活動が多く実施されています。

ここでは、ある児童館における活動をご紹介します。

活動の概要

この社会貢献活動は、青少年の居場所作りや世代間交流に取り組んでいるボランティア団体の協力の下に行われています。この活動の特徴は、来館している児童たちと一緒に活動を行うことであり、活動に参加する対象者は、児童たちのために、花や野菜を植えているプランターの土を入れ替えたり、水やりをするのを手伝ったりします。対象者にとっては、児童や施設の職員を始めとする参加者とコミュニケーションをとる機会が多く、賑やかな雰囲気で行われています。雨天時には、児童館内で、折り紙等を用いたレクリエーション活動の補助を実施しています。

ある日の活動の光景

この日の活動は、対象者数名、保護観察官数名、そしてボランティア団体のメンバーや保護司などの更生保護関係者が参加し、総勢15名程度で実施しました。対象者のうち一人は、児童たちがスムーズに活動できるよう、土を入れ替える順番を決めるためにじゃんけんをすることを提案していました。また、別の者は、率先して、花や野菜を採るための道具を児童たちに渡していました。ある者は自分から積極的に、ある者は保護司に間を取り持ってもらいながら、児童たちや、他の参加者と交流していました。既に複数回活動に参加している対象者が、初めて参加する対象者の不安を拭うために、活動の進め方を丁寧に教えている様子も見られました。

活動終了後に行った振り返りのミーティングでは、対象者のうちの一人が、「この先、保護観察が終わって活動に参加する義務がなくなったとしても、一般のボランティアとしてまた活動に参加したい。」と意欲的な感想を発表していました。また、他の対象者も「様々な人と話せて良かった。」「優しくしてもらって嬉しかった。」といった率直で前向きな感想を話しており、活動を通して、誰かの役に立つことやたくさんの人と交流できたことを喜び気持ちを持った様子でした。

ボランティア団体代表の話

保護観察を受けている皆さんも来館している児童の皆さんも楽しそうに活動しています。そのような雰囲気の中にあることで保護観察を受けている皆さんの気持ちも和んでいるのだと思います。保護観察を受けている方が、私たち団体のメンバーが重くて運べない荷物を運んでくれたこともありました。社会貢献活動では、保護観察を受けている方の良い面が発揮され、私たちが助けられることが多くあります。どのような人も、人の役に立てることで生き生きとします。社会貢献活動をきっかけとして保護観察を受けている方と地域の方との関わりが生まれており、活動の場が、参加者の居場所となっていると感じます。



花と野菜の栽培活動の光景【写真提供：法務省】

第6章

民間協力者の活動の促進等、 広報・啓発活動の推進等のための取組



「フルーツ」

第1節

民間協力者の活動の促進等

1 民間ボランティアの確保

(1) 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察は、2019年（平成31年）4月現在、少年警察ボランティアとして、少年補導員約5万人、少年警察補助員約230人及び少年指導委員約6,400人を委嘱しているほか、同年3月現在、大学生ボランティア約6,000人が全国で活動している。地域住民等の間にこれらのボランティアの支援活動等に協力する気持ちを醸成するため、新聞・テレビを始め、警察のウェブサイトや広報誌（紙）等を通じて、活動に関する広報を行っている。

法務省は、“社会を明るくする運動”（【施策番号101】（P121）参照）の広報・啓発行事や、ツイッター等のソーシャルネットワーキングサービス（法務省（https://twitter.com/MOJ_HOUMU）、法務省保護局（https://twitter.com/MOJ_HOGO））を通じて更生保護ボランティア（コラム7（P113）参照）の活動を紹介したり、啓発資料を作成・配布したりすることによって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

2018年（平成30年）7月に東京都内で開催した第68回“社会を明るくする運動”中央広報・啓発行事「立ち直りフェスティバル」においては、著名人と保護司やBBS会員によるトークショーを行ったほか、全国各地で若年層を含む幅広い年齢層を対象とする広報活動を行った。

(2) 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、2016年度（平成28年度）から、保護司活動インターンシップ制度を導入している。この制度は、保護司会が地域住民又は関係機関・団体に所属する人等に保護司活動を体験する機会を提供することにより、地域住民等の保護司活動に対する理解と関心を高め、保護司の確保に資することを目的としている。

2018年度（平成30年度）も、地域の実情に応じたインターンシップを実施し、保護司会が実施する自主研修や犯罪予防活動等への参加をきっかけに、保護司活動等について理解が深まり、実際の保護司の委嘱につながるなど一定の成果が見られたことから、引き続き本制度を続けていくこととしている。

(3) 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

保護司候補者検討協議会は、保護区内の保護司候補者を広く求め、必要な情報の収集及び交換を行うことを目的として、保護観察所と保護司会が共同で設置する協議会である。同協議会は、保護司のほか、町内会又は自治会関係者、社会福祉事業関係者、教育関係者、地方公共団体関係者、地域の事情に通じた学識経験者等に参加の協力を得て開催されている。

法務省は、保護司会と協力し、同協議会において保護司適任者に関する有益な情報が得られるよう、地方公共団体の職員等、地域の実情をよく把握した人を協議会委員として選定したり、特に保護司が必要な区域を対象に同協議会を開催したりするなどの取組を行っている。また、地方再犯防止推進計画の策定に向けた地方公共団体に対する働き掛けなどの機会を通じ、地方公共団体に対して、保護司活動の意義についてより一層の理解と協力を要請している。

さらに、2019年（平成31年）3月に法務省と保護司の全国組織である更生保護法人全国保護司

連盟が共同して策定した「保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）」（資6-90-1 参照）においても、保護司活動インターンシップ（【施策番号89】参照）や同協議会を積極的に運用することとしているほか、2019年度は、保護司適任者の確保に関し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野の国民に対して保護司活動等について効果的に訴求する方策について調査研究を実施することとしている。

資6-90-1

保護司の安定的確保に関する基本的指針（改訂版）の概要

保護司の安定的確保に関する基本的指針【改訂版】（平成31年3月）の概要	
背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年3月に法務省保護局と全国保護司連盟が共同し、「保護司の安定的確保に関する基本的指針」を策定 ○ 指針策定を受け、国、保護司組織において各種の取組を推進 ○ 一方、指針策定後も保護司の減少傾向や高齢化は改善されず ○ 指針策定後の取組状況を検証し、保護司組織と共同して平成31年3月に指針を改訂
保護司の安定的確保のための主な方策	
適任者の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司適任者の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司候補者検討協議会の効果的な運用や関係機関等への組織的な協力依頼 ・ 保護司適任者に関する人材情報の提供を含めた地方公共団体との協力の推進 ・ 保護司活動インターンシップの効果的な運用と実施に対する必要な支援 等 ○ 保護司活動の広報啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な媒体を活用した積極的かつ戦略的な情報発信 等
保護司の定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経験年数の少ない保護司に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生保護サポートセンターの効果的な活用 ・ 複数担当制の積極的な活用 等 ○ 保護司の個々の事情に応じた適正な活動量及び活動内容等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業等様々な事情に応じた活動内容の配慮 等 ○ 効果的かつ効率的な保護司活動のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護司会運営の中心となる保護司や保護観察官の育成 等
意欲の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護司の活動意欲の尊重 <ul style="list-style-type: none"> ・ 長く保護司活動に従事した人たちが等の活動環境の整備についての検討 等

出典：法務省資料による。

2 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

(1) 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察は、少年を見守る社会気運を一層高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け・あいさつ運動や街頭補導の実施、社会奉仕体験活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めている（【施策番号60（P69）、78（P86）、88】参照）。こうした少年警察ボランティア等の活動を促進するため、当該活動に関する広報の充実を図るとともに、謝金や交通費等を必要に応じて支給するほか、研修の実施や民間団体等が実施する研修への協力を推進するなど、支援の充実を図っている。

(2) 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、保護司、更生保護女性会員、BBS会員等の更生保護ボランティアが、それぞれの特性をいかして活動することを促進するため、各種研修の実施を始めとする支援を行っている。また、保護観察所は、各都道府県等に置かれた更生保護協会等の連絡助成事業者（2019年（平成31年）4月現在、全国で67事業者）と連携し、同事業者が行う保護司等の更生保護ボランティアの円滑な活

動を支えるための助成、資料作成、研修等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動等を推進している（コラム7（P116）参照）。

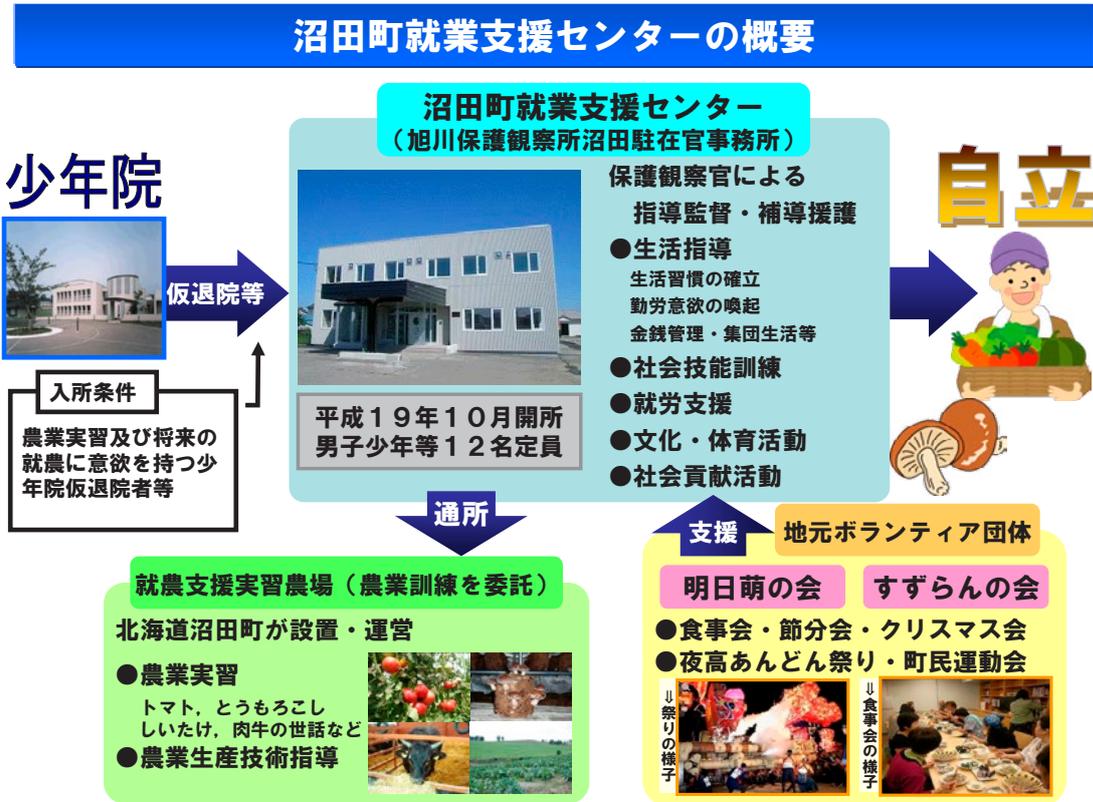
2014年度（平成26年度）から、民間協力者による更生保護の諸活動を一層充実したものとするため、保護司会、更生保護女性会及びBBS会の相互の連携を強化することに焦点を当て、各団体の取組を共有するとともに、新たな連携方策を検討するための講義及びグループワークを行うことなどを主な内容とする三団体合同の研修も各地において行っており、本研修がきっかけとなって“社会を明るくする運動”における広報啓発活動等で具体的な連携が進むなど、効果を上げている。

また、保護司の複数担当制（保護観察事件や生活環境調整事件について、1件の事件につき複数の保護司が事件担当として指名されるもの）（【施策番号98】（P111）参照）や地域処遇会議（複数の保護司が集まり、処遇や地域活動に関して情報の交換や共有を行うための会議や打合せ会）等、保護司相互の相談・研修機能を促進する制度を導入しているほか、保護司会が関係機関との連携を更に促進し広報啓発活動をより充実して行うことができるよう、引き続き、保護司及び保護司会活動への支援の充実を図っている。

さらに、2019年度においては、前年度に引き続き、法務省保護局、北海道沼田町及び特定非営利活動法人日本BBS連盟の共催により、沼田町就業支援センター^{*1}（資6-92-1参照）において、学生を中心とするBBS会員が同センターの入所少年と農業実習等を体験するプロジェクトを実施するなど、BBS活動の更なる充実を図るための支援を行っていくこととしている。

資6-92-1

沼田町就業支援センターの概要



出典：法務省資料による。

※1 沼田町就業支援センター
2007年（平成19年）に北海道雨竜郡沼田町に開所した、旭川保護観察所沼田駐在官事務所に付設する宿泊施設に少年院を仮退院となった少年等を宿泊させて保護観察を実施するとともに、沼田町が設置運営する農業実習施設において、専門指導員の下で農業に関する訓練を実施することにより、農業を中心とした就業、自立を促進し、改善更生を図ることを目的とする施設。

(3) 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

更生保護サポートセンター（資6-93-1参照）は、保護司会を始めとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の一層の充実強化を図ることを目的とした更生保護ボランティアの活動拠点である。多くの更生保護サポートセンターでは、保護司が保護観察対象者等との面接場所の確保が困難な場合に利用できるよう面接室も備えているほか、同センターは、保護司会活動の活発化や地域のネットワークの構築の拠点としても機能している。

法務省は、2008年度（平成20年度）から、地方公共団体等と連携して同センターの整備を行い、2018年度（平成30年度）末までに全国802か所に設置した。また、2019年度（令和元年度）末までに全国全ての保護司会（886か所）に同センターが設置されるよう、引き続き、保護司会と協働し、地方公共団体等の協力を得ながら、同センターの整備を推進することとしている。

資6-93-1 更生保護サポートセンターの概要

更生保護サポートセンターによる保護司活動の推進

- 保護司・保護司会の地域における活動拠点
- 保護司会が市町村や公的機関の施設の一部を借用するなどし、経験豊富な「企画調整保護司」が常駐
- 地域の関係機関・団体との連携推進や保護司の処遇活動に対する支援を実施
- 平成20年度から整備し、平成30年度末までに全国802か所に設置
- ⇒ **2019年度（令和元年度）末までに、全ての保護司会（全国合計886か所）に設置される予定**

更生保護サポートセンターの機能・効果

<p>保護司の行う処遇活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護観察対象者やその家族との面接場所の提供 ・保護司の処遇活動に関する相談への対応 ・保護司同士の処遇協議や情報交換等 	<p>地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズ等を踏まえた犯罪予防活動の企画・実施 ・一般住民からの非行相談の実施
<p>地域支援ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の様々な機関・団体との処遇協議等の連携 例 教育委員会・学校、児童相談所、福祉事務所・社会福祉協議会、警察・少年センター、ハローワーク 	<p>地域への更生保護活動の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更生保護や保護司会活動に関する情報の発信 ・保護司適任者の確保 ・保護司活動インターンシップの企画・実施

保護司会における関係機関との協議会実施回数

※サポセン設置地区の地域との連携実績調査結果
(対象：平成25年度設置90地区)

設置により地域での支援ネットワークが拡大

保護司会活動の活性化について

(平成29年度までにサポートセンターを設置した501地区を対象)

設置により保護司の活動意欲が向上し、活動が活発化

出典：法務省資料による。

3 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

(1) 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

更生保護施設等を退所するなどして地域で生活している刑務所出所者等の自立更生のためには、これらの者に対する処遇の知見等を有している更生保護施設が、地域社会に定着できるまでの間の継続的な支援を行うことが有効である。そこで、法務省は、更生保護施設に対し更生保護施設退所者等への生活相談支援や薬物依存回復訓練の実施を委託する取組（「フォローアップ事業」）（資6-94-1参照）を行っている。2018年度（平成30年度）の委託実人員は326人であり、延べ人員は1,679人である。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章
第8章
特集
基礎資料

資6-94-1

更生保護施設におけるフォローアップ事業の概要

更生保護施設に対する「通所処遇」の委託 (フォローアップ事業：平成29年度～)

目的

(更生保護施設を退所するなどして) 地域に居住している者の自立更生のため、更生保護施設の有する処遇の知見等を基にした**継続的な支援**を実施するもの。

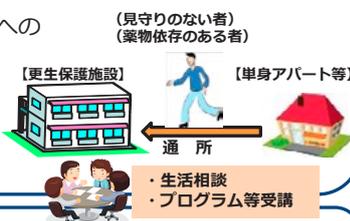
内容

- **生活相談支援**
更生保護施設職員の面接等による**生活相談への対応** (自立更生に向けた**助言・支援**)
- **薬物依存回復支援**
 - ① 更生保護施設職員等が実施する**薬物依存回復プログラム**
 - ② 更生保護施設職員等が実施する**グループミーティング** (※)

(※) 依存性薬物の使用経験がある者が自らの体験を話し合い、依存からの回復を目指す集団処遇

対象

- 保護観察対象者及び更生緊急保護対象者**のうち、**支援内容に応じて**、次のとおり規定
- ① 生活相談支援
原則として、**更生保護施設を退所した者**のうち更生保護施設への**通所が可能**であること 又は 更生保護施設職員の**往訪**による定期的な接触が見込まれる者
 - ② 薬物依存回復支援
更生保護施設への**通所が可能**であり、依存性**薬物への依存**が認められる者



法制上の位置付け

- **一時保護事業** (更生保護事業法第2条第3項)
- 補導援護及び更生緊急保護における「**社会生活に適応させるために必要な生活指導**」 (更生保護法第58条第6号, 第85条第1項) の委託

出典：法務省資料による。

(2) 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

更生保護施設については、一時的な居場所の提供を行うだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能を果たすことが求められるなど、現行の更生保護施設の枠組みが構築された頃と比較して、多様かつ高度な機能が求められるようになり、その活動は難しさを増している。こうした現状を踏まえ、法務省は、今後の更生保護事業の在り方について所要の検討を行うため、2018年度(平成30年度)には、有識者検討会及び実務者等による意見交換会を開催し、2019年度(令和元年度)には、「更生保護事業に関する地方別検討会」を開催することとしている(【施策番号27】(P36)参照)。

一方、更生保護施設を設置・運営する民間事業者の多くはその経営基盤が脆弱であり、これを安定させることが求められているところ、法務省では、更生保護施設の安定的な運営基盤の確保を図るため、2019年度に、更生保護施設の支出状況の分析等の実態調査及びその結果を踏まえた運営マニュアルを作成することとしている(【施策番号96】参照)。

4 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

(1) 再犯防止活動への民間資金の活用 の検討【施策番号96】

更生保護女性会やBBS会を始めとする更生保護関係団体は、保護観察対象者等の立ち直り支援に加え、広く地域社会の安全・安心に資するため、子ども食堂や学習支援セミナーの実施など、犯罪予防や再犯防止に関する活動を行っている。しかし、これらの取組は更生保護関係団体の自己資金や身

近な関係者からの寄付を財源としていることが多く、継続が困難である場合も少なくない。

そこで、法務省は、2019年度（令和元年度）に、不特定多数の人々からインターネット経由で必要な資金や協力を調達するクラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行うこととしており、この結果を踏まえて実践マニュアルを作成することで、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用、更には更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図ることとしている。

また、2019年度には、専門的知見を有するコンサルティング会社と連携し、民間団体等が行う再犯防止活動における民間資金を活用した社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究を行うこととしている。

(2) 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究については、【施策番号96】を参照。

5 民間協力者との連携の強化

(1) 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、矯正施設では、在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行う篤志面接委員^{※2}や在所者の希望に基づいて宗教上の儀式行事及び教誨を行う教誨師^{※3}、保護観察所では、保護観察官と協働で保護観察及び生活環境の調整を行う保護司等、多くの民間協力者（コラム7（P113）参照）の協力を得て、犯罪をした者等の処遇を行っている。

矯正施設において、篤志面接委員及び教誨師と連携し、2018年（平成30年）は、篤志面接委員が1万9,039件の面接・指導を、教誨師が1万7,593件の教誨を実施した。

保護観察所において、保護観察及び生活環境の調整を行うに当たり、保護観察官及び保護司の協働態勢を基本とし、保護司に過度な負担がかからないよう、保護観察官は医学、心理学、教育学、社会学、その他の更生保護に関する専門的知識をいかし、保護観察の実施計画の策定、保護観察対象者の動機付け、処遇困難な保護観察対象者に対する直接的な指導監督や専門的処遇プログラム等を実施し、保護司は地域事情に通じているといった特色をいかし保護観察対象者と定期的に面接し、生活状況の把握や日常的な指導・助言を行うなど適切な役割分担を行っている。また、保護司の負担を軽減するため、保護観察又は生活環境の調整の実施上特に必要な場合には、複数の保護司で事件を担当する保護司の複数担当制を導入している。2018年度は、保護観察で600件、生活環境の調整で434件の複数担当を実施した。

検察庁において、地域の実情に応じて、弁護士会との間で協議会等を開催するなどし、再犯の防止等のための連携体制を強化している。

(2) 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省及び検察庁は、民間協力者に対して、地域の実情に応じ、犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報提供を行っている。

保護観察所において、継続的に保護観察対象者等の指導や支援を行う保護司や更生保護施設職員、自立準備ホームの職員等に対し、生活環境の調整の段階から保護観察期間を通して、個人情報の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等に関する必要な情報を提供している。

※2 篤志面接委員

矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアであり、2018年12月現在の篤志面接委員数は1,517人である。

※3 教誨師

矯正施設在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨を行うボランティアであり、2018年12月現在の教誨師数は2,081人である。

また、BBS会員に保護観察対象者に対する「ともだち活動」を依頼するなど、民間協力者に一時的な支援を依頼するときも、保護観察対象者等の情報を提供することが必要と認められる場合には、当該情報の取扱いに十分配慮しつつ、必要かつ相当な範囲で適切に提供している。さらに、民間協力者に対する研修等を通じて、保護観察対象者等の個人情報適切に取り扱われるよう周知徹底を図っている。

(3) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省及び検察庁は、民間協力者を対象に実施する研修等【施策番号114（P136）参照】において、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供している。

矯正施設職員は、全国篤志面接委員連盟や全国教誨師連盟が主催する研修会等で講話等を行い、被收容者の処遇に関する知見等を提供している。また、教育委員会等からの依頼に基づき、学校教員等に対して、少年院職員による児童・生徒の行動理解及び指導方法に関する内容の講演、研修講義等を実施している。

少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、地域における関係機関・団体からの依頼に応じて、臨床心理学等の専門的な知識を有する職員を学校、各種機関・団体の主催する研修会、講演会などに派遣し、非行や子育てについての講話や、青少年に対する教育・指導方法についての助言を行っている。主な内容としては、「最近の少年非行の特徴」、「思春期の子どもの心理と接し方」、「非行防止のための家庭の役割」などで、2018年（平成30年）は1,392件の講演・研修会を実施した。

更生保護官署職員は、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員等の更生保護ボランティアを対象とする研修において、犯罪をした者等の支援に関する知見を提供し、民間協力者による効果的な支援が行われるよう働き掛けている。2019年度（令和元年度）においては、前年度に引き続き刑の一部の執行を猶予された薬物依存を有する保護観察対象者が増加傾向にあるため、保護司に対する研修等の機会を通じて、薬物依存を有する保護観察対象者等の処遇に関する知見等を提供している。

さらに、経験豊かな保護観察官などが講師となって、比較的経験年数の少ない更生保護施設の職員を対象に、犯罪をした者等の処遇に関する基礎的知識の習得等を目的とした研修を実施している。加えて、更生保護施設の新任施設長を対象に、業務の管理、入所者の自立に向けた処遇の企画、職員の統括及び地域社会との調整に必要な知識等を得ることなどを目的とした研修をそれぞれ実施している。犯罪をした者等の就労支援を行っている就労支援事業者機構（【施策番号7】（P22）参照）が行う協議会においてや社会福祉法人等の民間協力者に対しては、更生保護官署職員や検察庁職員が、最近の施策や就労支援を始めとする再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなどし、犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供・共有している。

なお、法務総合研究所は、毎年犯罪白書において、再犯・再非行の概況を基礎的データとして示すとともに、2017年（平成29年）版犯罪白書においては、「更生を支援する地域のネットワーク」を特集し、再犯防止に向け、官民一体となった地域のネットワークを構築するための基礎資料を提供した。また、同白書全文を法務省ウェブサイト（<http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/64/nfm/mokuji.html>）で公開し、広く知見等の共有を図った。

再犯防止を支える民間協力者の方々

更生保護の分野や矯正施設で活動している民間協力者の方々に、その取組について伺いました。

1 保護司^{※1}

奈良県・奈良地区保護司会 宝来一典さん

Q：保護司になったきっかけを教えてください。

A：元々地域で夜間の街頭補導活動をしていましたが、もっと少年たちと対話ができるような環境がないかと思っておりました。そうした折、先輩の保護司から誘いがあり、保護司になることを決意しました。

Q：保護司のやりがいを教えてください。

A：保護司になってから、これまで多くの保護観察対象者と接してきました。保護観察対象者がきちんと更生の道へ歩む姿を見られることが、一番やりがいを感じられる瞬間だと思います。例えば、中学生の頃から非行に走り、一時は少年院にも入っていた少年が、穏やかな表情になり、顔を見て話をしてくれるようになったときや、元保護観察対象者から、近況報告の連絡が来たときには、ホッとするとともに、彼らの成長に喜びを感じます。

Q：更生保護サポートセンター^{※2}を活用した取組とその効果について教えてください。

A：サポートセンターは、保護司会内外の様々な活動の拠点となっています。

新任保護司育成相談と銘を打ち、委嘱されてから1年未満の保護司をサポートセンターに招待し、相談できる機会を設けています。例えば、保護観察対象者との面接で何を話せばよいか、少年が面接に来ない場合にはどうすればよいか等を話題にして、保護観察対象者を受け持つことに対する不安に寄り添い、安心して活動できるように配慮しています。

また、「KAなら」（クレプトマニア（万引きを繰り返す窃盗癖）の自助グループ）のミー

ティングの場としてサポートセンターの会議室が活用されています。会議室からは、隣の事務室にいる保護司にまで当事者が涙を流している様子が伝わるなど、熱心に取り組んでいる姿がうかがえます。サポートセンターの設置を通じて、保護司会と「KAなら」との交流も生まれ、クレプトマニアの現状や課題について「KAなら」の代表から報告を受けたり、保護司会の自主研修のテーマにクレプトマニアを取り上げたりするようになりました。

さらに、サポートセンターがJR奈良駅の近くにあり、利便性が高いことから、近所に住んでいる保護司やマンション住まいの保護司の面接場所として活発に利用されています。面接後すぐに、駐在している保護司と事務所で処遇協議をすることができ、保護司同士の相談の場にもなっています。

他にも、更生保護女性会と交流会を開催したり、協力雇用主会にも会議の場としてサポート



新任保護司育成相談の様子
【写真提供：奈良地区保護司会】

※1 保護司

【施策番号59】(P68) 参照。

※2 更生保護サポートセンター

【施策番号93】(P109) 参照。奈良地区保護司会は、2011年（平成23年）に「更生保護サポートセンターなら」を設置した。企画調整保護司が駐在し、保護司会の活動拠点となっている。

センターの利用を促したりしているところです。また、機関誌「八重桜」を発刊し、サポートセンターの広報も積極的に行っています。

2 更生保護女性会^{※3}

東京都・台東区更生保護女性会 矢野美恵子さん

Q：更生保護女性会員になったきっかけを教えてください。

A：今から30年以上前に、更生保護女性会の主催で犯罪や非行をテーマとした映画上映会が行われたことがあり、その活動に参加する形で、更生保護女性会の会員として活動を始めました。当時自分の子供が小学校に通っていたこともあり、子育てをしている中で、地域の子供たちに対して、何かできることはないかと考えたことがきっかけでした。

Q：更生保護女性会のやりがいを教えてください。

A：自分の子供の同級生に、家庭環境が複雑で乱暴な言動をする子がいました。周囲の人たちはその子を敬遠していましたが、私はその子に対して正面から向き合い、悪い事は悪いと教えてあげるようにし、また、周囲の人たちにもそのように助言をしました。周りが白い目で見ただけでは、本人も心を開くことができず、乱暴な言動は変えられないのではないかと思ったからです。すると、その子は素直な態度をとるようになりました。その後彼は非行をすることもなく、立派な大人に成長しました。接し方ひとつで人は変わるのだと気づき、この経験から、更生保護女性会の会員として、地域の中で孤立を防ぎ、見守りのネットワークを築くことができるよう、犯罪予防のための啓発活動に参加しています。地域のために、つながりの中で助けを得ながら活動をすることができ、非常にやりがいを感じています。

Q：現在力を入れている活動を教えてください。

A：地域の非行防止や子育て支援の活動に力を入れています。

非行防止・健全育成のための活動としては、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”の一環として、東京藝術大学の協力のもと、小学生を対象とした、銀のスプーンを制作するワークショップの運営に携わっています。

また、子育て支援の活動としては、幼稚園等に未就園の子供たちとその保護者の方の交流の場として、「青空なかよしクラブ」というイベントを毎週1回、2時間程度、区立幼稚園の協力を得ながら開催しています。「青空なかよしクラブ」では、子供たちを遊ばせながら、保護者の方が子育てで不安に思っている事に関して、私たち更生保護女性会員や他の保護者の方がアドバイスをし、不安を和らげます。地域全体で子育てを見守る場として、皆さんから好評を得ています。



東京藝術大学でのワークショップの様子
【写真提供：台東区更生保護女性会】

3 BBS会^{※4}

宮城県・青葉区BBS会 村田百映さん

Q：BBS会員になったきっかけを教えてください。

A：大学の先輩に、「少年院や児童養護施設で活動ができるよ」と声を掛けていただいたのがきっかけです。街行く人に非行防止を呼び掛けたり、非行のある少年の立ち直り支援を行うBBS活

※3 更生保護女性会
【施策番号59】(P68) 参照。

※4 BBS会
【施策番号59】(P68) 参照。

動に魅力を感じ、入会しました。

Q：BBS活動のやりがいを教えてください。

A：非行のある少年には「ともだち活動」として直接関わり、立ち直りを支援しています。初対面のときに、ミニゲームを取り入れた自己紹介等を行い、心の距離を縮めます。これを繰り返しているうちに、最初は緊張していた少年も次第に笑顔が増えていきます。

私が関わった少年には、家庭環境等が原因で心を閉ざしてしまった子が多く、中には刺青がある暴力的な子もいました。このような少年たちに身近な兄や姉のような立場で接している中で、他の人には見せない優しい一面が垣間見えたときなどに、活動のやりがいを感じます。

ある日、畳の部屋でともだち活動を行っていた際、私がつまずいて転んだことがありました。そのとき、初対面の頃は目を合せてくれなかった少年が「大丈夫？」と声を掛けながら駆け寄ってくれたことがありました。少年が私の目を見てくれて、自ら声を掛けてくれたことがとても嬉しく、活動してきてよかったなと思いました。

Q：印象に残っている活動、又は力を入れて取り組んでいる活動を教えてください。

A：少年院で行われる運動会や、児童自立支援施設でのクリスマス会などの季節行事に、積極的に参加しています。また、児童自立支援施設の職員の方に大学にお越しいただき、少年等との関わり方や仕事のやりがい等について講演をしていただくなど、よりよい活動を実施するための自己研鑽にも励んでいます。児童自立支援施設に就職した当会のOBが定例会に来て、新会員に対して講話をしてくださるため、最初は活動に不安を感じる新会員も、話を聞くうちに積極的に質問をするようになり、実際の活動では少年等と意欲的に関わってくれています。今後も、自己研鑽に励みつつ、少年院や児童自立支援施設での活動に積極的に取り組み、活動先にたくさんの笑顔の花を咲かせたいと思います。



定例会の様子【写真提供：青葉区BBS会】

4 協力雇用主^{※5}

協力雇用主（栃木県の水道業者） 佐藤義晴さん

Q：協力雇用主になったきっかけを教えてください。

A：ボランティア活動を通して、協力雇用主について知りました。調べてみると、無職者の再犯率が高いことを知り、雇用を通して、保護観察対象者の再犯防止や社会復帰の一助となればと思い、協力雇用主を引き受けました。

Q：協力雇用主のやりがいを教えてください。

A：現在、初めて保護観察対象者を雇用するということもあり、彼が働きやすく、生活しやすい環境を整えなければと試行錯誤している状況です。彼自身、入社当初は自分に自信がなく、人に話しかけることにおびえ、隠れるように仕事をしていました。

しかし、時間が経つにつれ、どんどん人と会話をするようになり、3か月経った今では、いつも楽しい笑い声の中心に彼がいます。また、彼に仕事について聞いてみると、「(仕事)楽しいです。」と笑顔で答えてくれました。彼なりに一步一步前進している姿を見ると、とてもやりがいを感じます。私の試行錯誤はこれからも続くと思いますが、彼が笑顔で社会復帰を果たす姿を見守っていきたいと思います。

※5 協力雇用主
【施策番号1、2】(P14) 参照。

Q：実際に対象者を雇用して感じたことを教えてください。

A：保護観察対象者が社会復帰を果たすためには仕事はもちろんのこと、住居等の生活基盤を確保することが重要であると考えています。そのため、まず彼を会社に住み込みで雇用し、住居や規則正しい生活を確保しました。住み込みであれば、一般的にかかるアパート代や電気、ガス、水道代、生活消費品等にかかる費用を全て貯蓄に回すことができます。そうすることでより一層、格段に自立が早まります。今後は、住み込みのうちに計画的な消費と貯蓄を行い、最終的に経済的自立を図ることができればと思っています。社宅を出る時には、心に余裕が持てる貯金を持たせて、送り出したいです。私自身、保護観察対象者を雇用するのは今回が初めてなので、試行錯誤している状況です。ですが、彼が仕事を「楽しい」と言ってくれたり、笑顔で他の従業員とコミュニケーションを取っている姿を見ると、彼の今後がとても楽しみです。



協力雇用主の指導の下で働く様子【写真提供：執筆者本人】

5 更生保護協会^{※6}

北海道・更生保護法人札幌更生保護協会 津崎秀樹さん

Q：組織の概要について教えてください。

A：札幌更生保護協会は、昭和33年5月に財団法人として設立され、平成8年4月に更生保護法人として再出発しました。役員等の構成は、理事14人、評議員30人で、理事、評議員ともに経済界や更生保護団体の関係者の方々に構成されています。

Q：活動の内容について教えてください。

A：主な活動は三つあります。

一つ目は、生活基盤の弱い保護観察対象者等に、直接、更生に必要な支援等を行う一時保護事業です。当管内では、年間50～100人に対し、生活費の援助や家族の元に帰る旅費などを給貸与しています。

二つ目は、更生を助けることを目的とした団体や事業に対して助成を行う連絡助成事業です。保護司会連合会や更生保護女性連盟等の団体や、札幌管内の更生保護施設に対して助成を行っています。

三つ目は、啓発活動です。札幌保護司会連合会と共に機関紙「更生保護さっぽろ」を年4回発行して、管内の全保護司や関係機関等に配布しています。また、毎年、“社会を明るくする運動”札幌地方推進委員会や北海道道央ブロック更生保護研究大会に対しても助成を行い、広報・啓発・啓蒙活動を後押ししています。

今後は、更生保護各団体の連絡調整にも力を注いでいくことが大切だと思っています。



札幌更生保護センターの様子【写真提供：札幌更生保護協会】

Q：最近力を入れている取組について教えてください。

A：「札幌更生保護センター」の設立と地方自治体（札幌市）との連携の具体化の二つです。更生

※6 更生保護協会

保護司、協力雇用主、更生保護女性会、BBS、更生保護法人等更生保護に協力する民間人・団体に対して助成、研修会の実施、顕彰等を行い、その活動を支援する団体。全国組織である日本更生保護協会と、各保護観察所に対応する形で都道府県単位の更生保護協会がある。

保護事業は、地域社会の多くの方の理解の上に進められることが求められている中、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立し、更生保護民間団体相互の連携の重要性が一層大きくなってきました。今後は更生保護各団体のネットワーク化が欠かせません。そこで、平成30年4月、当協会事務所を札幌市内の民間事務所に移転して特定非営利活動法人札幌就労支援事業者機構、札幌協力雇用主会連合会と共に「札幌更生保護センター」を設立しました。現在、管内の更生保護女性連盟など他の更生保護団体の合流を待っている状況です。

また、政令指定都市である札幌市との連携の具体化にも力を入れています。現在、札幌市との間で、いわゆる再犯防止推進法に基づく地方公共団体と民間団体との新しい連携の在り方等についての打ち合わせや協議を行っています。

6 篤志面接委員^{※7}

篤志面接委員（福岡刑務所・山口刑務所・美祢社会復帰促進センターにて活動） 佐藤忠典さん

Q：篤志面接委員になったきっかけを教えてください。

A：知り合いのアーティストから、刑務所で行うコンサートの司会として声をかけていただき、その際、職員の方からお話をいただき、委員を拝命しました。現在は複数の施設で、所内リクエスト番組や講話・面接等を担当させていただいています。

Q：篤志面接委員のやりがいを教えてください。

A：福岡・山口2つの施設で月1回放送しているリクエスト番組では、それぞれ所内から毎月100通近くのリクエストが届きます。聞きたい曲と共に寄せられるメッセージには、罪を犯したことへの後悔や家族への思い、社会復帰に向けての決意等がぎっしりと書かれています。彼らが更生に向けてより強い気持ちを持てるように、どう寄り添ったらいいのか、どう背中を押したらいいのか。投げかける気持ちや言葉を毎月格闘しながら考えています。そして、その過程が私自身の生き方を律するとても大切な時間にもなっています。また釈放前講話等の際に接する彼ら彼女らは、必死に何かを得ようと話を聞く者も多く、その真剣な表情を見ると、私のような者でも何か役に立っているのかもしれないと思える瞬間があり、大きなやりがいと責任を感じる時です。



リクエスト番組の放送の様子【写真提供：福岡刑務所】

Q：指導等を行う際に心がけていることを教えてください。

A：あらゆる場面において、被害者のことを最優先に考えなければならないということを常に念頭に置いています。私に向き合う彼ら彼女らは、被害者本人だけでなくその家族や周りの方々の人生を変えてしまったという厳しい現実と、ずっと向き合い続けなければなりません。更生してほしいという思いを届けるためにも、その気持ちに寄り添えるよう心がけています。また、ほとんどの犯罪にはそこに至ってしまった理由があるように思います。再犯を防ぐために自身が変わることはもちろん大切ですが、それだけでなく、置かれる環境など犯罪の原因を深く考え変えていこうと思うきっかけにもなるよう、意識して言葉の投げかけを行っています。私たちがエールを送れるのは社会復帰するまでの限られた時間です。社会復帰後においてもそのエールが心に残り続けることを願ってやみません。

※7 篤志面接委員
【施策番号98】(P111) 参照。

7 教誨師^{※8}

教誨師（川越少年刑務所にて活動） 近藤哲城さん

Q：教誨師になったきっかけを教えてください。

A：教誨師をしていた父に付き添い、施設の宗教行事等のお手伝いを度々させていただいておりました。宗教講話を聴くうちに教誨に自然と興味を持つようになり、教誨の仕事の大切なことを知らされ、いつか自分も教誨師になれればと思っておりました。

直接のきっかけは先輩の教誨師の先生からお誘いを受けたことによります。

Q：教誨師のやりがいを教えてください。

A：施設に入っている人々の様子は、ごく普通の人たちです。教誨を受ける彼らのまなざしはいつも真剣で、更生したいという願いを訴えています。彼らと真摯に向き合い、彼らの思いをしっかりと受け止めていこうと教誨に臨んでいます。人生をやり直す機会にかかわれることはとてもやりがいを感じますが、また一方、責任をも痛感します。施設の中で過ごすひと時を大切に、教誨を受けていく中で、施設に入ったことがマイナスではなく、自分の人生を豊かな時間に変えてくれたと感じてくれる人がたとえ一人でも出てくれればありがたいです。一つの犯罪が起きると被害者及びその家族、被害者に関わる多くの人々が不幸になり、それは又、加害者側も同様です。決して同じことを繰り返さないよう、彼らには人としてより良く生きていこうとする強い心を培ってほしいと願いながら活動しています。



教誨の様子【写真提供：川越少年刑務所】

Q：教誨を行う際に心がけていることを教えてください。

A：犯罪を犯した人々は、決して特別な人ではなくて、私も縁がもよおせば彼らの仲間入りをするかもしれません。

白楽天と鳥窠禪師の話にこんな話がありました。白楽天が「仏教の大意は何か」と鳥窠禪師に問うと「もろもろの悪はするな、善いことをせよ 自らの心を浄くせよ これが仏教の教えだ」と答えました。白楽天はこの平凡な答えに「そんなことならば三歳の子供でも知っている」と反問します。禪師は「三歳の童子でも知るといえども八十の老翁でもなお行い難し」と言われました。言うことは簡単ですが、行うことはとても難しいことです。常日頃彼らを見ていると身をもって私に教えてくれているのではないかと思います。他人事ではなく、彼らに投げかけている言葉を常に自分自身に言い聞かせながら向き合う姿勢を忘れないようにと心掛けています。

8 矯正施設で活動するその他の民間協力者

徳島刑務所で活動する清重衣美さん

Q：所内ラジオ放送のパーソナリティー活動を始めることになったきっかけを教えてください。

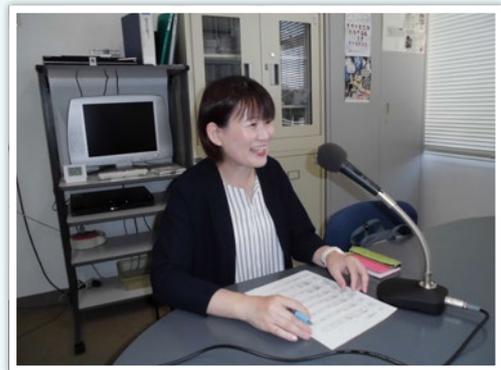
A：所内ラジオ放送「ホットひといき」を立ち上げた当時の刑務官Fさんからの誘いです。以前、私は地元のケーブルテレビのリポーターをしており、Fさんとは矯正展の取材を通じての知り合いでした。また、篤志面接委員・パーソナリティーのIさんとも交流がありましたので、私にできることであればとの思いで参加させていただきました。

※8 教誨師
【施策番号98】(P111) 参照。

Q：活動のやりがいを教えてください。

A：様々な「愛」や「絆」、「感謝の気持ち」に触れられるところです。リスナーからのお便りを読ませてもらう中で、「家族の存在の大きさ」、また「仲間と過ごす絆」を感じている方が多いことに気づきました。愛する人がいること、愛して待っていてくれる人がいること、また同じ工場などで共に共感してくれる人がいること、それはとても強い心の支えになっているのです。そして、「ホッとひといき」は私自身にとってもホッとできる場所です。何か話せば共感してもらい、時には厳しく、困った時にはあうんの呼吸でフォローしてくれるパーソナリティーのメンバーに、絆・感謝を感じています。

私は、今までの仕事柄、マイクに向かって話す機会は色々ありましたが、こんなにも貴重な体験と、心のふれあいは、何事にも代え難いことだと、感謝の気持ちでいっぱいです。



ラジオ収録の様子【写真提供：徳島刑務所】

Q：活動を行う際に心がけていることを教えてください。

A：一言で言うならば「自然体」です。

活動当初、私は、特殊な施設での専門用語や制度が分からず、またリスナーのお便りの内容に戸惑うことがありました。お便りには、自分が犯した罪や、その罪を償う中で遭遇した家族の死など、重い内容もあります。そのような話に、どう対応したらいいのかと悩みました。その中で心強かったのは、同じパーソナリティーのメンバーでした。メンバーは年齢もバラバラ、個性豊かな集まりですが、バランス良く役割分担が出来ているのです。私が背伸びしてコメントを言う必要はなく、むしろそれは、嘘や無理がある。そう思い、以後私は、「思ったことを私の言葉でありのままに話そう」「自然体でいること」をモットーにマイクに向かわせてもらっています。



更生保護ネットワーク



公益財団法人
全国篤志面接委員連盟



公益財団法人全国教諭師連盟

Column

8

更生保護制度施行70周年

～民間の発意によって生まれた更生保護制度の歴史について～

2019年、更生保護は制度施行70周年を迎えました。1949年（昭和24年）に、現在の更生保護法の前身である犯罪者予防更生法が施行され、我が国の更生保護制度が発足し、それから70年の時を経て現在まで、多くの民間ボランティアの方々の協力の下に、更生保護は着実に発展を遂げてきたといえます。奇しくも、この70周年という節目の年に、元号は、平成から令和に変わりました。新たな時代を迎えた今、これまでの更生保護の歴史について振り返ってみたいと思います。

更生保護のルーツは、実業家であった金原明善らが、1888年（明治21年）に静岡県で、刑務所出所者に衣食住を提供する「免囚保護事業」の先駆けとして、「静岡県出獄人保護会社」を設立したところに遡ります。現在の更生保護施設の前身です。その後も免囚保護事業は、民間篤志家等による慈善事業として発展し、全国各地に広がりを見せました。

保護司については、静岡県出獄人保護会社が全県下に1,700名を超える保護委員を配置したことや、1937年（昭和12年）には全日本司法保護事業連盟が結成され、その後全国の1万人を超える民間篤志家に司法保護委員の委嘱を開始したことなどが、制度としての起源といえます。また、更生保護女性会は、大正時代に創設された少年保護婦人協会が、更生保護の名を冠した初めての組織であり、その後、各地に少年保護事業の支援組織である婦人団体が結成され、1955年（昭和30年）以降、都府県連盟が相次いで結成されるなど、女性による先駆的かつ様々な活動がありました。さらに、BBS会については、1947年（昭和22年）に京都少年保護学生連盟が結成されたことが発端とされ、当時の学生が非行少年に対して、年齢的に近い自分たちだからこそ手を差し伸べることができるのではないかという思いを手紙で訴えたことがきっかけとされています。このように、更生保護制度の源流は、民間の方々の見返りを求めない善意に端を発するものであるといえます。

昭和の時代には、犯罪者予防更生法に加え、更生緊急保護法、保護司法、執行猶予者保護観察法といった法律が制定され、さらに、平成に入り、更生保護事業法の制定を経て、現在の基本法である更生保護法が制定されました。このように、昭和から平成にかけての法律の制定が現在の更生保護制度を形作ってきたといえますが、その制度を支えてきたのは、常に、保護司、更生保護女性会、BBS会、更生保護施設、更生保護協会、協力雇用主といった民間の更生保護関係者の並々ならぬ熱意でした。

犯罪や非行をした人が再び社会の一員として受け入れられるためには、本人の努力と併せて、地域社会の理解が必要です。犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるための広報啓発活動として、法務省は“社会を明るくする運動”を主唱しています。これもその始まりをたどれば、民間の発意によるものです。犯罪者予防更生法の施行を歓迎した東京・銀座の商店街の人々が、「犯罪者予防更生法実施記念フェア」という催物を展開し、これが銀座フェアと呼ばれて、現在の運動の原点となっています。2020年（令和2年）には、この“社会を明るくする運動”も、第70回目となり、節目の年を迎えます。

更生保護は、犯罪や非行をした人の再犯防止と改善更生という安全・安心な社会づくりに欠かせない大きな役割を担っています。令和を迎えた更生保護は、今後も、民間の更生保護関係者の熱意を大切にしつつ、官民がより深く協働し、関係機関・団体とのネットワークを一層広げながら、取組を進めてまいります。



「更生保護制度70周年」広報ポスター
出典：法務省資料

第2節

広報・啓発活動の推進等

1 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

(1) 啓発事業等の実施【施策番号101】

法務省は、再犯防止啓発月間である7月に、集中的かつ広範囲にわたり、積極的な広報・啓発活動を展開している。再犯防止シンポジウムは、そのメインイベントとして位置付けられ、国民に広く犯罪をした者等の再犯防止等についての関心と理解を深める機会となっている。2018年度（平成30年度）は、中央（東京都内）での開催に加え、全国8ブロックにおいて、「一般就労と福祉との狭間にある者への就労支援」をテーマとして開催し、合計で約2,700名の参加者を得た。中央では、障害者雇用における農業・福祉分野の連携の取組等を参考に一般就労と福祉の狭間にある者の就労の確保における課題等について福祉関係者やソーシャルビジネス関係者らによるパネルディスカッション等を行い（写真6-101-1参照）、全国8ブロックにおいても、それぞれの地域の課題等を踏まえたシンポジウムを開催した。2019年度（令和元年度）においては、中央に加えて、全国8ブロックにおいて「依存の問題を抱える犯罪をした者等への支援の在り方」をテーマに開催することとしている。

また、法務省は、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を主唱している。この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、2014年（平成26年）12月に犯罪対策閣僚会議において決定された「宣言：犯罪に戻らない・戻さない」において、全ての省庁を本運動の中央推進委員会の構成員にするるとともに、2015年（平成27年）からは、毎年、国民の理解を求める内閣総理大臣メッセージが発出される等、政府全体の取組としてその重要性が高まっている。再犯防止啓発月間である7月は、本運動の強調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージや、ポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

2018年に実施した第68回“社会を明るくする運動”では、全国で5万7,996回の行事が実施され、延べ322万8,710人が参加した。同運動では、地域の実情に応じて、特色ある広報・啓発活動が行われ、若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみの持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターの活用、吉本興業と連携した広報・啓発活動、ソーシャルネットワーキングサービス等の多様な媒体を用いた広報等が行われた（資6-101-2参照）。

2018年に実施した第68回“社会を明るくする運動”では、全国で5万7,996回の行事が実施され、延べ322万8,710人が参加した。同運動では、地域の実情に応じて、特色ある広報・啓発活動が行われ、若年層を始めとする幅広い年齢層の方々にとって身近で親しみの持てるような広報を展開するため、更生保護マスコットキャラクターの活用、吉本興業と連携した広報・啓発活動、ソーシャルネットワーキングサービス等の多様な媒体を用いた広報等が行われた（資6-101-2参照）。

写真6-101-1

平成30年度再犯防止シンポジウムの様子



写真提供：法務省

資6-101-2

第68回“社会を明るくする運動”ポスター



出典：法務省資料による。

法務省の人権擁護機関において、刑を終えて出所した人に対する偏見・差別をなくし、社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子等の配布等、各種啓発活動を実施している。

なお、法務局・地方法務局又はその支局や特設の人権相談所において人権相談に応じている。人権相談等で、刑を終えた人に対する差別等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。

検察庁において、学生や一般の方々を対象に実施する広報活動等において、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組を説明するなど、再犯防止に関する広報・啓発活動を推進している。

(2) 法教育の充実【施策番号 102】

法務省は、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育（法教育）を推進している。法教育の実践は自他の権利・自由の相互尊重のルールである法の意義やこれを守る重要性を理解させ、規範意識をかん養することを通じて再犯防止に寄与している。

法教育の普及・啓発に向けた取組としては、学習指導要領を踏まえた、学校教育における法教育の実践の在り方や教育関係者と法曹関係者による連携・協働の在り方等について多角的な視点から検討を行うため、法教育推進協議会を開催している（2018年度（平成30年度）は11回開催。教材作成部会を含む）。

また、法教育の具体的内容及びその実践方法をより分かりやすくするため、発達段階に応じた法教育教材を作成している。2017年度（平成29年度）には小学生向け法教育視聴覚教材を、2018年度には中学生向け法教育視聴覚教材及び高校生向け法教育教材を作成し、全国の小中学校、高等学校、教育委員会等に配布したほか、今後、教材を活用したモデル授業例の作成を行うこととしている。

さらに、学校現場等に法教育情報を提供することによって、法教育の積極的な実践を後押しするため、法教育に関するリーフレット（[資6-102-1](#)参照）を作成し、全国の教育委員会等に配布しているほか、学校や各種団体からの要請に応じて、法務省の職員を講師として派遣し、教員、児童・生徒や、一般の人々に対して法的なものの考え方等について説明する法教育授業を実施している。

具体的には、少年鑑別所において、2015年（平成27年）の少年鑑別所法施行後、地域援助として、教員研修において少年院・少年鑑別所に関する内容を始めとする少年保護手続等について講義を行うほか、参観の機会等を利用して少年鑑別所の業務等について説明を行うなどの法教育を行っている。主な内容としては、「少年保護手続の仕組み」、「特定の非行・犯罪の防止（薬物・窃盗・暴力等）」、「生活態度・友達づきあい」、「児童・生徒の行動理解及び指導方法」などであり、2017年度及び2018年度（9月末日現在）に、約900回、延べ約5万6,000人に対して法教育を実施した。

保護観察所において、学校との連携を進める中で又は広報の一環として、保護観察官や保護司が学校等に赴いて、更生保護制度等に関する説明を行うなどの法教育を実施している。2018年度中に、約400回、延べ約3万人に対して法教育を実施した。

検察庁において、学生や一般の方々に対し、刑事司法制度等に関する講義や説明等を実施するなどし、法教育を推進している。

生きるチカラ！ 法教育



法務省では、
法教育の普及・推進に
力を入れています！

法教育とは・・・

法律専門家ではない一般の人々が法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育です。

- ✕ 法律の条文や法制の内容について記憶させる、知識型教育
- 法の背景にある価値、法やルール役割・意義を考える思考型教育

小・中・高等学校の学習指導要領では、法やまじりの意義など法の基本的な考え方、契約の重要性、国民の司法参加の意義等について指導することとされています。法教育が含まれている教材は、社会科、公民科、家庭科、情報科、道徳など、多くの教科に及びています。様々な場面で、法教育を学ぶこととなり、また、学ぶ必要があるのです。

法務省に関するお問い合わせ先
法務省ホームページ
法教育ページ

法務省 大臣官房司法法制部 司法法制課 司法制度第二係
TEL：03-3580-4111 (内線2362)
Email: houkyouiku@i.moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/house/shihouhouse/index2.html

法務省

中学生向け 法教育教材



ルールづくり

例えは・・・

ペットは禁止
室内のみ
おしゃべり禁止

ペットについてのマンション規約を作る体験を通して、様々な意見の人々と利害調整し、合意を形成することを、合意により生まれたルールを守る大切さなどを学ぶ。

例えは・・・

契約ってなんだろう？

日常的な具体例をもとに、契約とはなにか、自由な意思で契約を結んだら、契約は守らなければならないという契約の原則を学び、その上で消費者契約等の例外についても理解する。

法務省職員による出前授業の御案内

教育関係者の皆さまへ

法教育に関心はあるけれども、何をどのように教えたらよいのか分からないという学校の先生方からの御要望に応じて、法務省職員が講師として研修やガイダンスに伺います。

また、先生方の御要望に応じて、法務省職員が学校等に向き、小学校低学年から高校生までの児童・生徒を対象に、その法的な知識や経験を活かした法教育授業を行うこともできます。もちろん費用は一切かかりません。

授業の内容については教員の皆様と御相談に応じます。大きく以下の3分野があります。

教員向け研修や出前授業を希望される場合は、おおむね実施日の1か月前までに、法務省ホームページ又は表紙記載の連絡先までお問い合わせください(日程の都合上、講師が派遣できない場合もありますので御了承ください)。

■公法系分野(ルールや法についての理解を深めよう!)

ごみ収集に関する町内会でのトラブル、マンションでのペットトラブルなどを題材に、問題解決のためのルールづくりを通じて、社会生活の上でルールが不可欠なものであることを実感を持って理解してもらうことを目的とした授業です。

■民事系分野(契約などの法律関係についての理解を深めよう!)

身の回りにおける身近な例を題材に、契約などの法律関係に関する理解を深めってもらうことを目的とした授業です。

■刑事系分野(刑事司法についての理解を深めよう!)

捜査、公判、矯正、保護など刑事司法に関する一連の流れについて、事例をもとに学んでもらうことを目的とした授業です。

法教育教材の御案内

法務省では、法教育の具体的な内容をより分かりやすく伝えるため、法教育に関する教材を作成しています。教材は、小学生向け・中学生向け・高校生向けにそれぞれ作成しており、子供の成長・発達に応じてお使いいただけます。

- 先生方へ**
- 指導計画やワークシートなども盛り込んだ、法教育授業の実践に活用いただける内容の教材です。ルールや法、司法制度などについての学習はもちろんのこと、社会を生き抜くチカラを身に付けるために、法教育は有効なツールです。法に馴染みのない方でも負担なく実践できます! 普段の授業に法教育の観点を加えてみませんか?
- 保護者の皆さまへ**
- 法教育は御家庭でも実践できます。ルールを守ることの大切さや契約について、お子さんと一緒に学んでみるのはいかがでしょうか?

作成した教材は、ワークシートも含めて全て法務省ホームページの法教育関係ページで公開しており、どなたでもダウンロードして利用することができます(URL: ▶▶▶ <http://www.moj.go.jp/house/shihouhouse/index2.html>)。冊子版の教材を御希望の方は、表紙に記載した連絡先(法務省大臣官房司法法制部)まで御連絡ください(冊子版には、ワークシートなどを格納したDVDが付属しています)。

小学生向け 法教育教材



ももの貸し借りをめぐるトラブル

例えは・・・

本日はマンガをさぼって読んでいたのか、だんなの部屋にいか、みんなで話し合おう

ママ(母) パパ(父) 弟(弟) 妹(妹)

マンガの貸し借りをめぐる友達同士のケンカを、調停者として解決することを通して、紛争解決の基礎を学ぶ。

本当のことってなんだろう?

クラスメイトのB君は排除をさぼったのか、さぼっていないのか、事実認定の時に必要な態度などを学びつつ、みんなでもめごとを解決する。

約束ってなんだろう?



AとB、どちらの場合も、あきらくんは約束どおりボールを返すことができなかったよ。あきらくんは、けんじくんにマンガの本をあげなきゃいけないのかな? みんなで考えてみてね!

わたしたちのまわりには、どんな「約束」があるか考えてみよう!



お互いに「2時から一緒に遊ぶこと」を約束

「そしを手伝うこと」と「おやつにケーキをあげること」を約束

「ケーキを500円で買うこと」と「ケーキを500円で売ること」を約束

ほかの約束には「約束」がいっぱい! でも、自分が約束を守らなかつたらどうなるんだろう? 相手も約束をよぶたら、みんなはどう思うかな? 約束をするかしないかは自由だけど、約束をしたら守らなかつちゃいけない。これを「責任」として、いったん約束をしたからは、それを守らなかつちゃいけないってことなんだ。だから、約束を守らなかつたら、どんなときでも責任を負わなかつちゃいけないのかな? うっかりして約束をよぶってしまった場合と、約束を守ろうとしていたけど、自分でもどうにもならない事で約束を守らなかった場合、どちらも同じなのかな? みんなで考えてみよう!

出典：法務省資料による。

2 民間協力者に対する表彰【施策番号103】

内閣官房及び法務省は、「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」（写真6-103-1参照）において、2018年度（平成30年度）から、地域社会における防犯活動に加え、新たに再犯の防止等に関する活動も表彰の対象とし、安全安心なまちづくりに関し、再犯防止の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体に対し、内閣総理大臣が顕彰する表彰制度を創設した。2018年度には、法務省を含む関係省庁や地方公共団体から推薦を得て、再犯防止活動により、安全安心なまちづくりに貢献したとして8団体を表彰した。

写真6-103-1

平成30年安全安心なまちづくり関係功労者表彰式の様子



写真提供：法務省

Column

9

「人は変わる。一緒なら。」

—“社会を明るくする運動”フラッグアーティスト・谷村新司さんの活動から—

音楽家である谷村新司さんは、2010年（平成22年）5月に“社会を明るくする運動”フラッグアーティストに就任され、以来10年間にわたり本運動に協力していただいています。

本運動の強調月間である7月には、東京・有楽町駅前で開催される広報イベントにて、毎年、多くの人たちに直接本運動の趣旨を呼び掛けるなど精力的に活動されています。

過ちを犯しても立ち直ろうとしている人たち、そして、それを支えている更生保護ボランティアにエールを送り続けている谷村さん。2010年にはそうした思いを歌に込めた“社会を明るくする運動”応援ソング「咲きほこる花のように」も発表されました。更生保護ボランティアの方々に向けて、谷村さんはこのようにおっしゃっています。

「皆さん本当に素敵な大人なんです。過ちを犯した人たちに、優しく接するときもあれば、叱るときはきちんと叱る。『それはだめだよ』としっかりおっしゃられる。そんな人たちがたくさんいらっしゃるのです。そういったボランティアの方々には是非元気でいてほしいですし、これからも応援していきたいですね。」

また、2015年（平成27年）からは「こころをつなぐプロジェクト」と題し、更生保護施設や社会貢献活動の実施場所など、犯罪や非行からの立ち直りに励んでいる現場にも足を運び、彼女らに直接エールを送っています。

こうした長年にわたる谷村さんの御功績に対し、2019年（平成31年）4月、法務大臣特別感



広報イベントの様子
【写真提供：法務省】

謝状が贈呈されました。

そもそも“社会を明るくする運動”は、戦後の荒廃した社会の中であって、街にあふれた子供たちの将来を憂い、手を差し伸べた大人たちの行動をきっかけとして始まりました。やがてそれは大きな運動となり、2020年（令和2年）には第70回目を迎えます。

谷村さんが初めて出演された第59回“社会を明るくする運動”の広報ポスターには「人は変わる。一緒なら。」という言葉が添えられています。このメッセージに込められた思いを谷村さんはこのように語っています。

「若い頃というのは、何か失敗をしたら、世の中や人生が終わるのではないかというくらい思い詰めてしまいます。そのときに例えば、『俺も昔こんな失敗をしてさ。でもこうやって今元気にやっているよ。』と何か一言声を掛けてくれる大人がいるだけで、『あ、そういうものなんだな。頑張ろう。』って思えることがある。そういうことって本当に大事で、このメッセージは正にそのことですよね。」

「人は変わる。一緒なら。」は、70年前に行動した大人たちの思いにほかなりません。これからも犯罪や非行のない明るい社会を築くため、“社会を明るくする運動”を一層推進していきます。

（注）文中の谷村さんのコメントは2019年4月の山下法務大臣（当時）との対談の際の発言です。



法務大臣による特別感謝状贈呈時の様子
【写真提供：法務省】



広報ポスター
出典：法務省資料による。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

特集

基礎資料

第7章

地方公共団体との 連携強化等のための取組



「僕の先生」

第1節

地方公共団体との連携強化等

1 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

(1) 再犯防止担当部署の明確化【施策番号 104】

法務省は、地方公共団体に対して、再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう働き掛けを行っており、2018年（平成30年）5月には、全ての都道府県及び指定都市における再犯の防止等を担当する部署の連絡窓口を把握し、再犯の防止等の推進に向けて必要な情報提供を行った。また、市町村再犯防止等推進会議（【施策番号 108】（P130）参照）の構成員である市町村の連絡窓口も把握し、必要な情報提供を行った。

(2) 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号 105】

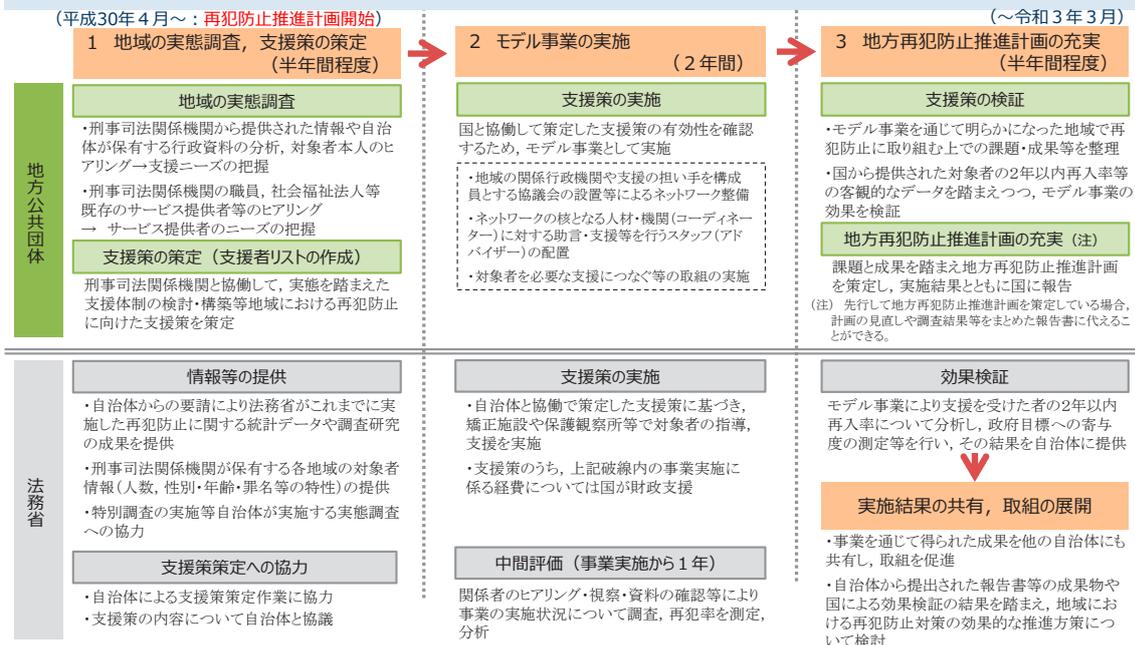
法務省は、国と地方公共団体が連携して再犯防止施策の推進を図るため、2018年度（平成30年度）から、地方公共団体が①地域の実態調査とモデル事業実施計画の策定、②モデル事業の実施、③モデル事業の効果検証といった一連の取組を行う地域再犯防止推進モデル事業（資7-105-1参照）を実施している。同事業においては、国と地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について検討し、その成果を広く普及することとしている。

資7-105-1

地域再犯防止推進モデル事業の概要

地域再犯防止推進モデル事業（再犯防止等推進調査地方公共団体委託事業）の全体概要

- 再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画に基づき、国・地方公共団体が連携した効果的な再犯防止対策を講じることが求められているが、モデルとなる事例はない。
- 国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、一部の地方公共団体において、①地域の実態調査と支援策の策定、②モデル事業の実施、③事業の効果検証・地方再犯防止推進計画の充実といった一連の取組を地域再犯防止推進モデル事業として実施。



出典：法務省資料による。

2018年度には、30の地方公共団体に委託し、それぞれの地域の実情に応じた取組が展開されている。また、2019年度（令和元年度）からは、性犯罪をした者に対する支援等を含む新規の取組を中心として、事業期間を2年間とする事業を開始することとしており、新たに地方公共団体に委託して同事業を進めることとしている。

地域再犯防止推進モデル事業の取組例

岩手県における地域再犯防止推進モデル事業の取組について

2016年（平成28年）に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村は、地域の再犯防止施策を実施することが責務とされ、岩手県では、再犯防止に係る体制の整備を早期に図り、円滑な再犯防止体制の構築を目指すため、法務省が2018年度（平成30年度）に新たに創設した「地域再犯防止推進モデル事業」に応募し、採択されました。

本県のモデル事業では、①満期釈放予定者への社会復帰支援（出口支援）、②起訴猶予、執行猶予となった者に対する入口支援、③再犯防止推進に向けたネットワークの構築、の3項目を主な取組事項とし、実施に向けて仙台矯正管区や盛岡保護観察所等、関係各機関と検討を行ってきました。

特に出口支援については、満期釈放者のそれぞれの特性に合わせた支援を行うことが必要であることから、満期釈放後における支援ニーズを把握するため、仙台矯正管区内の矯正施設において、本県への帰住を希望している満期釈放予定者に対し、出所後の支援に係るアンケート調査を行いました。

この調査結果を踏まえ、盛岡保護観察所等と連携し、満期釈放者や起訴猶予となった者などに対する福祉サービスの利用調整等の支援をモデル的に行うとともに、司法・医療・福祉等各分野の関係機関・団体による連携ネットワークを構築し、モデル事業最終年度である2020年度（令和2年度）に「岩手県再犯防止推進計画」を策定することとしています。

県では、この4月にスタートさせた「いわて県民計画（2019～2028）」において、「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を目指しており、関係各方面と連携しながら、犯罪が起りにくい地域社会づくりに向けて取り組んでいます。

大阪府における性犯罪者に対する心理カウンセリングを始めとした入口支援について

大阪府では、2012年（平成24年）10月に、社会全体で子どもを性犯罪から守ることを目的とする「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」を制定し、18歳未満の子どもに対する性犯罪によって服役し、刑期満了から5年以内に府内に住所を定めた者を対象に、臨床心理士や保健福祉士などによる心理カウンセリング等を行う社会復帰支援に取り組んできました。

2018年度（平成30年度）、その運用状況を検証した結果、支援を受けた方々へのインタビュー調査において「支援を受けてよかった」「再犯の歯止めになった」という回答を多く得ており、心理カウンセリングや社会生活上の相談・助言が再犯防止に一定の効果を上げていると考えています。

法務省の研究においても、矯正施設や保護観察所で行われている認知行動療法に基づく指導や支援が再犯防止に一定の効果があるとの検証結果が示されていますが、他方で、性犯罪に及ぶ問題性を解決するためには、常習化する前のできるだけ早い段階でのアプローチが重要とも指摘されています。

ところが、実刑や保護観察付執行猶予以外の処分を受けた、いわゆる入口段階にある性犯罪者

に特化した国の支援制度はなく、また府の条例でも支援の対象とされていませんでした。

そこで、大阪府では、この支援の手が行き届いていない制度の空白部分に着目し、法務省から受託した「地域再犯防止推進モデル事業」として、実刑判決が出にくい、痴漢や盗撮等の府迷惑防止条例違反、公然わいせつ、児童ポルノの単純製造・盗撮製造によって、起訴猶予、罰金、科料、執行猶予の処分を受けた大阪府内居住者を対象に希望者を募り、先述の性犯罪出所者に対する社会復帰支援で培ったノウハウを活用して心理カウンセリングを行う、新たな再犯防止対策に取り組んでいます。

この新たな取組が、多少なりとも効果を上げ、大阪府内の性犯罪被害の減少に貢献してくれること、そして近い将来に全国展開されることを期待しています。

(3) 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号106】

地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】資7-105-1（P128）参照）における委託先の地方公共団体においては、刑事司法関係機関の職員、支援等を行う民間団体等の職員等を構成員とする会議体を設置し、これを定期的で開催することにより、事業の実施状況・課題の把握や対策の検討等を行うこととなっている。

法務省は、こうした会議への職員の参画や必要な情報提供等を通じて、地方公共団体が、公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体とネットワークを構築し、連携して支援等を実施するための取組を支援している。

(4) 資金調達手段の検討の促進【施策番号107】

法務省は、2019年度（令和元年度）に実施することとしている再犯防止活動への民間資金の活用等の検討や調査研究の成果等を踏まえ、地方公共団体に対して、再犯防止施策を推進するための資金調達手段の検討を働き掛けることとしている。（【施策番号96（P110）、97（P111）】参照）。

2 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号108】

法務省は、2018年（平成30年）8月に、同年6月に設立発起人会議が行われた矯正施設所在自治体会議（【施策番号111】参照）を発展させ、矯正施設が所在する地方公共団体を含む全市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）へ参加対象を拡大し、再犯防止の取組における国及び市町村間のネットワークの構築等を目的とした市町村再犯防止等推進会議を開催した。また、2019年（平成31年）1月には、都道府県再犯防止等施策担当者を対象に、再犯防止の取組等の情報共有を目的とした都道府県再犯防止等推進会議（写真7-108-1参照）を開催した。これらの会議を通じて、都道府県や市町村に対して、再犯防止の取組等の情報提供をするとともに、地方再犯防止推進計画を策定するよう働き掛けを行っている。

なお、地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】資7-105-1（P128）参照）における委託先の地方公共団体においては、2020年度（令和2年度）中に事業の効果検証を実施し、同年度末までに

写真7-108-1

都道府県再犯防止等
推進会議の様子



写真提供：法務省

本事業の成果等を地方再犯防止推進計画（又は調査結果報告書）として取りまとめることとしている。

加えて、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関が連携し、保護司等民間協力者の協力を得つつ、地方公共団体に対して、再犯防止対策に関する説明や協議を実施した。

3 地方公共団体との連携の強化

(1) 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号109】

法務省は、2018年（平成30年）に、地方公共団体に対して、地方再犯防止推進計画の策定等に当たって必要な情報として、再犯防止推進計画において設定された再犯の防止等に関する施策の指標に関する都道府県別データの提供を行った。

矯正施設及び保護観察所において、地方公共団体の求めに応じて、当該団体が犯罪をした者等の支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に提供している。

(2) 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号110】

法務省は、2018年度（平成30年度）に、市町村再犯防止等推進会議や都道府県再犯防止等推進会議（【施策番号108】参照）、再犯防止シンポジウム（【施策番号101】（P121）参照）を開催し、犯罪をした者等に対する指導や支援に関する知見等の提供や共有を行っている。

また、職員を地方公共団体、司法関係団体、学会等が開催する研修やシンポジウム等の講師として派遣し、地方公共団体の職員や犯罪をした者等の支援関係者等に対して、法務省における取組や支援に関する知見等を提供している。

なお、法務総合研究所において、毎年、犯罪白書や研究部報告として、犯罪をした者等に関する調査研究等の成果を取りまとめ、公表している（【施策番号87（P102）、100（P112）】参照）。

(3) 国・地方協働による施策の推進【施策番号111】

法務省は、国と地方公共団体が連携して施策の推進を図るため、地域再犯防止推進モデル事業を実施している（【施策番号105】資7-105-1（P128）参照）。また、国と地方公共団体において、総合的かつ効果的な再犯防止施策の実施を推進するため、再犯防止啓発月間である7月に合わせて再犯防止広報・啓発ポスター等を作成し、2017年（平成29年）以降、全国の都道府県警察本部、都道府県及び市町村に送付の上、ポスター掲示等による広報・啓発活動への協力を依頼している。

また、市町村における再犯の防止等に関する取組として、2018年（平成30年）6月、矯正施設所在自治体会議の趣旨に賛同し、設立発起人となった29の市町の首長を構成員とする矯正施設所在自治体会議設立発起人会議が開催された。

矯正施設所在自治体会議は、矯正施設が所在する自治体の首長間のネットワークを形成し、市町村ごとの地方再犯防止推進計画の策定等、率先して積極的に地域における再犯防止施策等を推進することを目的として、設立に向けた準備が進められている会議であり、法務省も本会議の実施に協力している。

矯正施設が所在する自治体の中には、地域振興を政策課題としているところも少なくない。このことから、矯正施設では、施設が持つ人的・物的な資源を活用して地域の課題解決に貢献するため、地域との連携、共生に向けた取組を進めている。具体的には、災害時における地域の防災拠点として施設を活用する取組や、後継者不足が問題となっている伝統工芸品の製造を刑務作業として実施する取組などがある（コラム10（P132）参照）。

(4) 国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】

法務省は、2018年度（平成30年度）に、市町村再犯防止等推進会議や都道府県再犯防止等推進会議（【施策番号108】（P130）参照）、再犯防止シンポジウム（【施策番号101】（P121）参照）を開催し、国の施策について地方公共団体に周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けを行っている。

また、関係府省庁や地方公共団体等と連携を図りつつ再犯防止施策を推進し、地方における再犯防止を推進するため、法務省は、2018年度、新たに、大臣官房秘書課に企画再犯防止推進室を、保護局に地域連携・社会復帰支援室を設置するとともに、地域の関係機関や地方公共団体との窓口として、東京矯正管区及び大阪矯正管区に更生支援企画課を設置し地域連携スタッフを配置、全国8庁の保護観察所に保護観察所次長を配置した。また、2019年度（令和元年度）には、東京及び大阪以外の各矯正管区（6庁）にも更生支援企画課を設置した。

警察庁は都道府県警察に対して、文部科学省は各都道府県・指定都市教育委員会等に対して、厚生労働省は各都道府県等の民生主管部局や各都道府県労働局に対して、それぞれ文書や会議等を通じて、再犯防止推進計画について周知するとともに、計画に基づく施策の実施について協力等を依頼した。

Column

10

**島根あさひ社会復帰促進センターとの連携による
コウゾ栽培**

島根県中山間地域研究センター

島根県中山間地域研究センター（以下「研究センター」という。）は、中山間地域の活性化を図るための調査研究及び農業、畜産、森林・林業の試験研究を総合的に実施している県の研究機関である。研究テーマの一つとして、コウゾ栽培技術の研究や栽培に関する情報収集も行っている。

コウゾ（楮）はクワ科の落葉広葉樹で、主要な和紙原料の一つである。株立ち状になった幹を原木として毎年刈り取り、蒸し剥ぎした樹皮繊維が紙原料として利用されるが、生産者の高齢化などにより、近年、国内生産量が減少している。また、全国で4か所あるPFI刑務所の一つである島根あさひ社会復帰促進センター（以下「島根センター」という。）が所在する島根県浜田市は、県を代表する伝統工芸品である石州和紙（うち「石州半紙」は1969年（昭和44年）に国の重要無形文化財に指定、2014年（平成26年）にユネスコ無形文化遺産に登録）の産地であるが、当地においても、地元産コウゾの安定確保が課題となっている。

このような背景の中、2018年（平成30年）1月、石州和紙の原料となるコウゾの確保について、浜田市役所三隅支所、島根センター、研究センターなど関係者で協議を行い、優良栽培農家の酒井清美氏を指導者として、島根センター内でのコウゾ栽培の可能性を確かめる試験栽培に取り組むこととなった。研究センターは試験栽培への技術的助言を行うとともに、主に成育調査を担当した。



コウゾ栽培の様子【写真提供：島根あさひ社会復帰促進センター】



コウゾの背丈を確認している様子【写真提供：島根あさひ社会復帰促進センター】

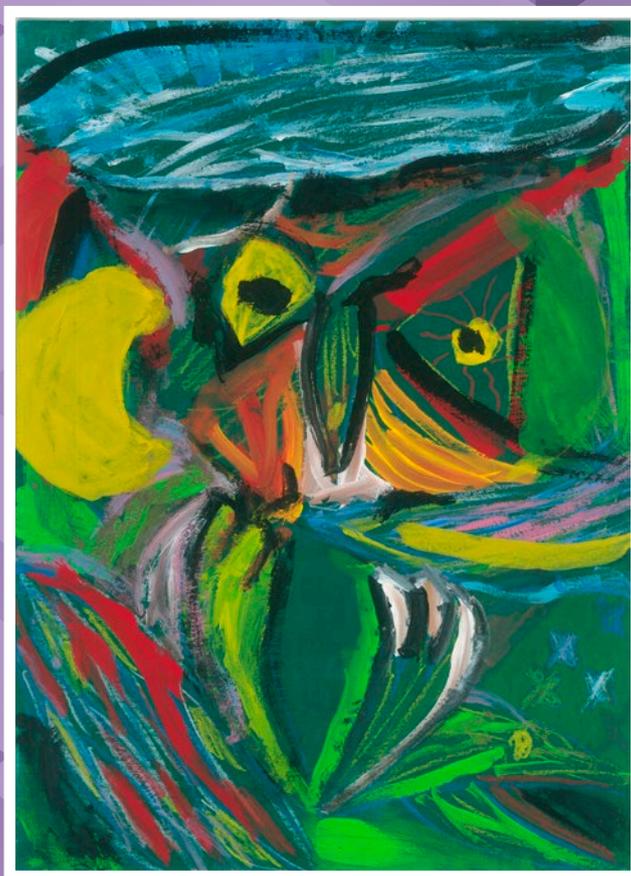
2018年3月、苗木35本を島根センター内の園芸場ほか2か所に植栽し、その後の成長を毎月調査したところ、園芸場では最大幹長が317cm（平均260cm）に達し、ほかの2か所（最大幹長283cmと144cm）よりも成長が優れ、植栽1年目としては良好な栽培成績であった。園芸場以外のコウゾは7月～8月の高温少雨下で成長量が低下したのに対し、園芸場では大きく成長しており、日頃の土作りの成果に加えて、受刑者が行った熱心な灌水が奏功したと考えられる。

この試験栽培により施設内での栽培見通しが立ったため、2019年（平成31年）3月から、和紙事業者2者（石州和紙久保田及び西田和紙工房）からの作業提供を受け、島根センター内の北農園30a（1aは100平米）において、本格栽培に取り組むことになった。約900本の苗木が植栽された北農園の面積は、1つのほ場（作物を育てる田畑のこと）としては県内最大規模となる。また、刑務作業の場合、管理内容などが把握しやすいことから、研究センターの試験地としたい旨和紙事業者及び島根センターに相談したところ、快く了承いただいた。同ほ場では、密植や寄せ植えによる増収効果を調査するほか、受刑者による栽培からヒントを得た灌水試験についても実施しているところである。これらの研究成果については、栽培の手引書としてまとめ、栽培農家や営農組織などに活用していただき、栽培面積の拡大につなげたいと考えている。

コウゾは条件が良ければ、わずか半年で4m以上に大きく成長する性質を持ち、芽かきをこまめに行うなど、手をかけるほど品質が向上する点が栽培の魅力である。島根センターは園芸療法活動など先進的な矯正指導にも取り組まれており、コウゾ栽培は地域の伝統産業の保護にもつながり、受刑者がやりがいを持って取り組める活動だと考えている。今後は栽培のほか、原木の収穫や裁断、黒皮そぞり（樹皮の表皮を刃物で削り取る作業）も併せて行われる予定であり、受刑者の更なる貢献が期待されている。こうした島根センターとの連携によるコウゾ栽培の取組事例や試験の研究成果を県の農林業や和紙産業の活性化につなげたいと考えている。

第8章

関係機関の人的・物的体制の 整備等のための取組



「ゆううつ」

第1節

関係機関の人的・物的体制の整備等

1 関係機関における人的体制の整備【施策番号113】

警察庁は、ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案への迅速・的確な対応、少年非行の未然防止、暴力団員の社会復帰対策に係る体制整備を推進している。

法務省は、高齢者や障害を有する受刑者を始めとして、出所後に福祉的支援を要する受刑者等に対する的確な支援を行うため、刑事施設及び少年院に福祉専門官を配置（【施策番号34】(P42)参照）しているほか、各刑事施設、少年院及び少年鑑別所に、再犯又は再非行の防止に向けた体制整備や処遇充実のための刑務官、法務教官及び法務技官等を配置している。また、保護観察付一部執行猶予者に対する生活環境の調整や継続的な指導及び支援、起訴猶予者等に対する入口支援等を充実させるため、2016年度（平成28年度）から2019年度（令和元年度）にかけて、地方更生保護委員会及び保護観察所において、保護観察官を増配置し、保護観察処遇等を充実させるために必要な人的体制の整備を進めている。

検察庁は、起訴猶予者等のうち入口支援が必要である者について、社会福祉事務所や病院、特定非営利活動法人などを探して受入れを依頼したりするなどの社会復帰支援業務等を担当する検察事務官の増配置を進めている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対して就労支援を行う就職支援ナビゲーターをハローワークに配置しており、必要な人的体制を整備している。

2 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号114】

警察庁は、都道府県警察において、ストーカー加害者への対応、非行少年に対する支援、暴力団からの離脱に向けた指導等を担当する警察職員に対し、実務に必要な専門的知識を習得させるための教育・研修を行っている。

法務省における研修については【施策番号38】(P45)を参照。

法務省職員の研修等への派遣については【施策番号100】(P112)を参照。

検察庁は、警察、学校関係者等に対し、検察庁における再犯防止・社会復帰支援に関する取組の説明を行っている。

厚生労働省は、刑務所出所者等に対する就労支援を担当する労働局やハローワークの職員等に対して、必要な研修等を実施している。

3 矯正施設の環境整備【施策番号115】

法務省は、矯正施設において、再犯の防止等に関する施策の推進を目的とした各種矯正処遇の充実等のための環境整備を行うほか、老朽化した矯正施設の建替えを始め、物的体制の整備を進めている。2018年度（平成30年度）は、円滑な職業訓練・指導環境の整備に資する改修・修繕を行ったほか、東日本少年矯正医療・教育センター、東京西少年鑑別所、沖縄少年院及び沖縄女子学園等の再犯防止施策に資する施設の整備を行った。しかしながら、矯正施設290庁のうち、126庁が現行の耐震基準制定以前に建築された施設であり、老朽化により整備が必要な施設も多く残る。今後も、各種施策に合わせた改修・修繕を行うとともに、現行の耐震基準制定以前に建築された老朽施設の建替え・長寿命化改修等を実施することで、引き続き、再犯防止施策の基盤となる矯正施設の環境整備を着実に推進することとしている。

特集

依存症対策



「母なる海」

犯罪をした者等の中には、何らかの依存症を抱えている者も少なくない。依存症の中には、薬物依存症のように、依存症によって引き起こされる行為そのものが犯罪であるものもあれば、アルコール依存症やギャンブル等依存症のように、その行為自体が犯罪に該当しない場合であっても、例えば、問題飲酒を背景とした交通事故や、ギャンブルによる生活困窮を背景とした窃盗事案など、犯罪を引き起こすリスクになるものもある。これらの依存症の背景には、その者を取り巻く環境の問題や、その者が有することがある重度から軽度の精神等の障害、また、これらの環境や障害によって、その者が「生きづらさ」を抱えていることがあり、関係機関や民間団体等が連携して、地域社会において治療等を行う「息の長い」支援を実施する必要がある。

そこで、本白書では、犯罪をした者等に対する依存症対策を特集として取り上げ、その現状や、対策のための取組事例等を紹介することとしたい。

第1節

我が国における依存症の現状等

(1) 依存症とは何か

依存症とは、特定の物質を摂取することや、特定の行動をすることについて、「やめたくても、やめられない」状態に陥り、心身の問題や、社会生活への支障が生じることをいう。

依存症は、脳機能の異常によるコントロールの障害であって、本人の意思や我慢によって解決できるものではない。また、糖尿病などと同じく、慢性疾患であると言われており、回復のためには継続的な治療や支援が必要である。

依存症の種類は様々であり、依存の対象となり得るものの中には、覚醒剤、大麻、コカインなど、法によって所持や使用が禁じられている薬物のほか、アルコール、ニコチン、カフェインなど、嗜好品に含まれ広く流通している物質も多くあり、これらは「物質依存」と呼ばれている。

一方、ギャンブルやネットゲームなど、物質ではなく特定の過程や行為に「のめりこんでしまう」こともあるが、これらは「嗜癖（アディクション）」と呼ばれ、「嗜癖行動」の繰り返しの結果である。

WHOの国際疾病分類第11版では、「物質使用及び嗜癖行動による障害」の中に薬物依存症、アルコール依存症、ギャンブル依存症、ゲーム障害などが位置づけられている。本白書では、「物質依存」の結果及び「嗜癖行動の繰り返し」の結果、心身の問題や、社会生活への支障が生じることを「依存症（アルコール・薬物・ギャンブル等）」として使用する。

(2) 依存症の現状

我が国における依存症患者数の推移は、図1のとおりであり、保健所や精神保健福祉センターにおいて受け付けた依存症関連の相談件数は、図2のとおりである。

近年の依存症患者数の推移

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
アルコール 依存症	外来患者数	92,054	94,217	95,579
	(入院患者数)	(25,548)	(25,654)	(25,606)
薬物依存症	外来患者数	6,636	6,321	6,458
	(入院患者数)	(1,689)	(1,437)	(1,431)
ギャンブル 等依存症	外来患者数	2,019	2,652	2,929
	(入院患者数)	(205)	(243)	(261)

※外来：1回以上、精神科を受診した者の数

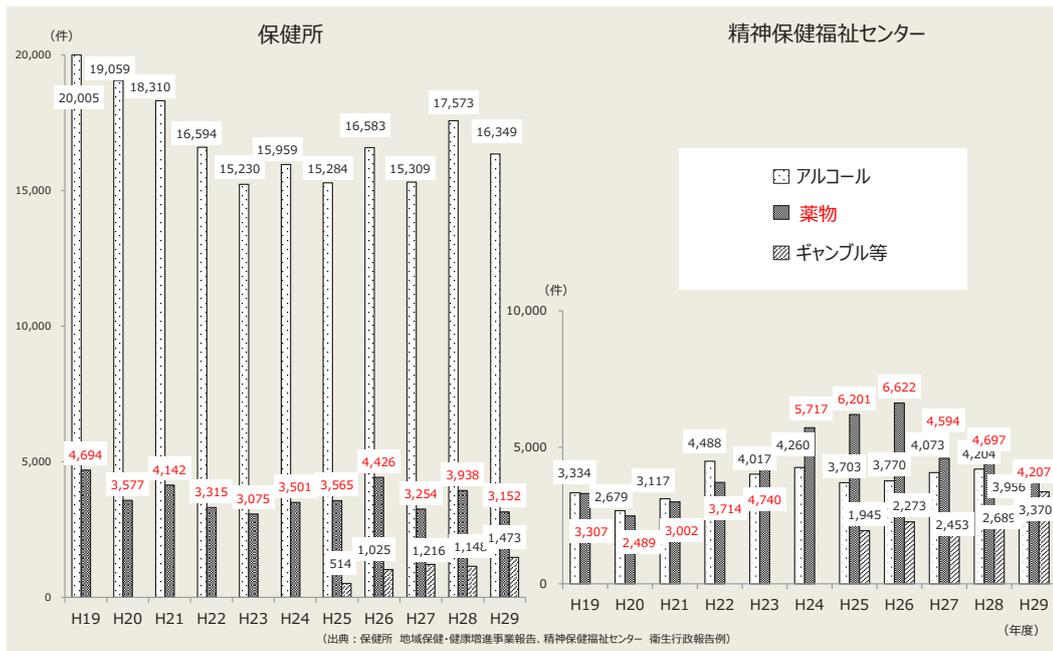
※入院：依存症を理由に精神病床に入院している者の数

※1年間に外来受診と精神病床入院の両方に該当した同一患者は、上記の外来と入院の両方の数に計上

精神保健福祉資料：<https://www.ncnp.go.jp/nimh/seisaku/data/>（都道府県ごとのデータも把握可能）

出典：厚生労働省資料による。

アルコール、薬物、ギャンブル等に関する相談件数



※H22年度の調査では宮城県のうち仙台市以外の保健所、精神保健福祉センターは含まれていない。 ※ギャンブルに関する相談件数は平成25年度調査より把握している。

出典：厚生労働省資料による。

(3) 依存症と犯罪の現状

依存症を背景とする典型的な犯罪は、覚せい剤取締法違反を始めとする薬物事犯である。

我が国の2018年（平成30年）における薬物事犯（覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん事犯の合計）の検挙者数は14,322人であり、近年は高止まりの傾向にある。また、覚せい剤取締法違反の検挙人員は10,030人と、依然として1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、大麻取締法違反の検挙人員は3,762人と、5年連続で増加し過去最多となるなど、薬物事犯への対応は大きな課題となっている。

さらに、同年における覚せい剤取締法違反の成人検挙人員のうち、同一罪名再犯者率は66.6%であり、2009年（平成21年）と比べて7.7ポイント上昇したほか、2017年（平成29年）に出所した者全体の2年以内再入率は16.9%であるのと比較して、覚せい剤取締法違反により受刑し、同年に出所した者の2年以内再入率は17.3%（【指標番号4】（P6）参照）と高くなっている。

また、犯罪の背景にアルコール依存症やギャンブル等依存症を抱えている者も少なくない。例えば、保護観察所においては、「類型別処遇」を実施し、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪・非行の態様等によって類型化して把握しているが、2018年（平成30年）末において、問題飲酒類型と認定された者は1,972人、ギャンブル等依存類型と認定された者は1,270人となっている。

(4) 依存症全般への対策

厚生労働省においては、依存症者に関する偏見、差別を解消し、依存症者や家族に対する適切な治療・支援につながる行動変容を促すことを目的とした普及啓発事業を実施するなどの依存症対策を推進している。

厚生労働省における依存症の理解を深めるための取組

厚生労働省では、2018年度（平成30年度）、依存症の理解を深めるための普及啓発事業を実施しました。2019年（平成31年）2月17日には「誤解だらけの依存症in愛知」、2月23日には「誤解だらけの依存症in大阪」を開催し、3月6日には「誤解だらけの依存症in東京」を開催しました。また、3月10日には依存症の理解を深めるための普及啓発シンポジウムを東京で開催しました。

当日は、依存症に関する基調講演や著名人によるお話、また当事者・家族の方に自身の経験を通して依存症について語っていただいたり、演奏を行っていただくなどもしました。開催後のアンケートにおいても、「依存症に関する認識が変わった」、「依存症を正しく理解するきっかけとなった」などの回答が多く得られました。

このほかに、依存症に関する正しい理解を広めるための動画をYouTubeで配信したり、依存症に関する啓発漫画をHPに掲載するなども行っております。



厚生労働省「依存症の理解を深めるための普及啓発」



普及啓発シンポジウムの様子【提供：厚生労働省】

取り分け、依存症の問題を抱える犯罪をした者等に対しては、再犯防止と依存症治療の二つの側面から働き掛ける必要があることから、法務省と厚生労働省が連携し、本白書で紹介しているとおり、再犯防止推進計画の重点課題の一つとして取り組んでいる（第3章第2節参照）。

法務省においては、再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施（【施策番号44】（P51）参照）や、更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実（【施策番号46】（P55）参照）などの取組を実施し、厚生労働省においては、薬物依存症治療の専門医療機関の拡大（【施策番号48】（P57）参照）などの取組を実施している。

Column



依存症のメカニズムと回復について

埼玉県立精神医療センター依存症治療研究部長 和田 清

薬物依存症の依存とは

依存という言葉は日常会話でよく使われる言葉です。そのためか、薬物依存というと「(説明されなくても)知っているよ」と思われがちです。その典型が、「あの人は依存的だ。いつも人に頼るんだよ。だから、何かあると薬物に頼るんだ。」といった感じです。これは人間関係での依存と同じ意味で薬物依存を認識している典型例と言えます。

しかし、薬物依存の依存は、人間関係という依存とは全く違います。

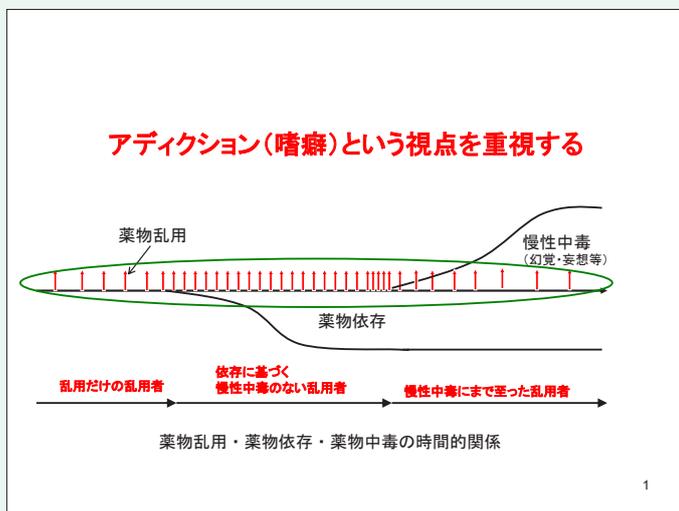
薬物の乱用（使用）を繰り返すと、脳の機能に変化が起きます。脳には脳内報酬系と呼ばれる回路があり、この回路が刺激されると、その人は喜びを感じます。本来この回路は、努力して物事を達成することによって刺激され、努力に対する褒美としての喜びをくれるのです。そして、この喜びは、「またがんばろう」という意欲にもつながります。ところが、薬物は、努力とは無関係に、摂取さえすればこの脳内報酬系を刺激して喜びを感じさせてくれます。そうなると喜びを求めて、その薬物の使用を繰り返す人が出てきます。このようなことを繰り返していると、脳内報酬系が変質して、当人の意思に関わらず、薬物を使わないと「使え」「使え」という指令を出すようになってしまうと考えられています。このような状態を薬物依存と言います。薬物依存とは、薬物の乱用の結果としての脳機能の変化した状態をいうのです（図）。頼るという意味はまったくありません。困ったことに、一旦変質した脳内報酬系を元に戻してくれる治療薬はありません。これが薬物依存の最大の問題です。

薬物依存症から脱することはできないのか

治療薬がないなら、薬物依存から脱することはできないのでしょうか？ニコチンも薬物です。現実には、苦勞しながら禁煙に成功し、それを維持できている方々が大勢います。それでは、そのような人たちのニコチンに対する脳内報酬系は元に戻っているのでしょうか？実は、そうではないだろうと考えられています。現に、何年間禁煙していても、たった一本吸ったがために、あっという間に喫煙者に戻っ



アディクション（嗜癖）という視点



てしまった人たちも大勢います。逆に言えば、やめ続けることが重要であり、やめ続ければ脳内報酬系に異常があっても、生活上、何の支障もないということです。ここに私たちが目指す「治療」があります。

アディクション（嗜癖）という視点の重要性

薬物依存は薬物使用の繰り返しから発生する脳の機能異常という状態です。薬物依存そのものにこだわっていても、現時点では、治療法は出てきません。しかし、繰り返される薬物使用（図で言えば、一連の薬物使用の繰り返し）に注目するとどうでしょうか？この一連の薬物使用を止め続けられれば、脳内報酬系に異常があっても、日常生活上は何の問題もないことは禁煙者が実証済です。治療のターゲットを薬物依存に置くのではなく、繰り返される薬物使用という行動に置き、まずは薬物使用という行動を止め（断薬）、次にその断薬を維持することに注力することが治療ということになります。

実は、この繰り返される行動のことを嗜癖行動と言います。そして、この嗜癖行動にのめり込んでいること、あるいは、はまっていることをアディクション（嗜癖）と言います。このように考えると、薬物依存はアディクションの一結果であると考えられます。

なお、「依存」とはWHOにより「ある生体器官とある薬物との相互作用の結果として生じた精神的あるいは時には身体的状態であり・・・」と定義されています。アディクション（嗜癖）について、WHOの疾病分類では、「物質使用及び嗜癖行動による障害」の中に薬物依存症、アルコール依存症、ギャンブル障害、ゲーム障害などが含まれています。犯罪に直接関係する、いわゆる「窃盗症（クレプトマニア）」については、国際的にアディクションに含めるかどうか未だに定説はありません。「窃盗症」は、薬物やアルコール等の「物質依存」に比べて、そのメカニズムがまだまだわかっていないのです。

なぜ認知行動療法が必要なのか

アディクションという見方をしたとき、「そもそも、この人はどうして薬物を使い始めたのだろうか？」、「どうして、薬物依存になるほど薬物を使い続けたのだろうか？」、「どうして、また使ってしまったのだろうか？」といったことを考えることが重要になってきます。

アディクションに陥っている人たちを診ていると、虐待、ネグレクト、いじめ、経済的貧困などの生活上のトラウマを持ち続けている人たちが少なくありません。そのような状態の中で「1. 自己評価が低く自分に自信を持ってない。2. 人を信じられない。3. 本音を言えない。4. 見ずてられる不安が強い。5. 孤独でさみしい。6. 自分を大切にできない。」（「薬物依存症：治療と支援の手引き」（埼玉県立精神医療センター））という特徴を持ってしまった人たちが少なくありません。その結果、「素直になれない」、「謙虚になれない」、「聞く耳を持たない」ようになってしまっている人たちが大勢います。

これらの傾向を変えて行くことが「治療」であり、その変化が結果的に薬物依存の治療になると考えることが重要です。そのための一方法が認知行動療法です。

あえて「薬物依存」にこだわらない

精神科にはいろいろな症状の患者が来ます。被害妄想が持続している患者、病的に手を洗い続ける患者、体からくさい臭いが漏れ出ているのではないかと悩んでいる患者など、症状は様々です。このような人たちに対して、会うたびに、開口一番、「妄想はどうですか？」、「手洗いはどうなりましたか？」、「臭いはどうですか？」と尋ねることは、治療的とは言えません。逆に、個々の症状に「固着」させる危険性があります。むしろ、日々の生活状況を尋ねながら、あるいは、その人の関心事についての話をしながら、症状についてはさらりと尋ねるだけの方が治療的です。薬物依存も同じです。使ったか、使わなかったかにこだわることは治療的ではありません。規則正しい生活を送っていることがわかれば、それは薬物を使っていないことを事実上意味します。そうでない場合には、規則正しい生活をどう構築するかについて話し合うことが大切です。

「見守る」ことの大切さ

「素直になれない」、「謙虚になれない」、「聞く耳を持たない」ようになってしまっている人たちと話していると、つい「そんなことはないでしょう。」「それは間違いでしょう。」「これこれこう考えるのが普通でしょう。」と言いたくなる場面が多々あります。しかし、そのように「対決」（言い合い。白黒つけること。）することは両者にとって何の益もありません。「そういう考え方もあるんだねー。」「これこれこういう考え方もあるんじゃないかなー。」などと、断定することなく、選択肢をそれとなく投げかけることが大切だろうと思います。

人はその人自身でないと変えられません。私たちにできることは、考え方、行動に関して、押しつけることなく、選択肢を提案、提供し、「見守る」ことではないでしょうか。

第2節

薬物依存症者への指導と支援

薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存の問題を抱える者でもある。

薬物依存の問題に対しては、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関のほか、地方公共団体や民間団体などでも各種取組が行われていることから、本節では、具体的な取組事例を交えながらそれらの概要を紹介したい。

(1) 矯正施設における取組

刑事施設においては、薬物事犯者を対象として薬物依存離脱指導（【施策番号44】（P51）参照）を実施している。

栃木刑務所における薬物依存離脱指導の取組

栃木刑務所では、薬物依存離脱指導（必修・専門・選択の3コース）を実施しています。各指導に際しては、対象者が心を開いて指導を受講できる雰囲気作りを心掛けており、実際の指導では、対象者が自らの内面に気付けるように促したり、身近な生活場면을イメージさせるなどして、理解を深めるための工夫をしています。その他、薬物依存者は、薬物依存者にしか薬物の悩みを相談できないと考えている者が多い傾向にあるので、薬物依存ではない家族や医療関係者等の支援者であっても、本人の断薬に向けた協力をしてくれる点を強調し、積極的に相談するよう指導を実施しています。また、指導を受講した者のうち、仮釈放又は刑の一部執行猶予に係る実刑部分終了となる者を対象に、フォローアップ面接を実施しており、指導内容の定着と保護観察所等で実施される薬物プログラムへの受講意欲の喚起を図っています。



薬物依存離脱指導の様子【提供：栃木刑務所】

また、これまでとは異なるアプローチで薬物事犯者への支援に取り組む刑事施設もある（【施策番号47】(P56) 参照）。

札幌刑務支所における女子依存症回復支援モデル事業の取組

女子受刑者の中で薬物事犯者が占める割合は男子と比べて高く、また、女子薬物事犯者の傾向として、生活環境や異性等の対人関係・家族関係上の問題、心身の疾患、DV等の被害経験等の問題を抱えている場合が少なくありません。これらが出所後も薬物依存からの回復を困難にしている要因の一つとなっていると考えられることから、刑務所出所後も回復に向けた支援等を継続的に受けられる環境を整えることが必要です。

法務省では、2019年度（令和元年度）から札幌刑務支所において、出所後の生活により近い環境の中で、国と依存症回復支援施設が開発した依存症回復支援プログラムを薬物依存症の女子受刑者に受講させるとともに、出所後は同プログラムを実施する依存症回復支援施設に帰住等することを可能にするなど、受刑中から出所後も含めて薬物依存症からの回復に必要な支援を継続的に実施する仕組みを備えた「女子依存症回復支援モデル事業」を新たに開始し、その検証を通じて薬物依存症の問題を抱える受刑者に対する一層効果的な処遇の展開を図ることとしています。

(2) 保護観察所や更生保護施設における取組

保護観察所においては、薬物事犯者を対象として薬物再乱用防止プログラム（【施策番号44】(P51) 参照）を実施している。

名古屋保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの取組

2016年（平成28年）、刑の一部の執行猶予制度が始まり、薬物再乱用防止プログラムを長期間にわたって受講する者が増えました。そのため、名古屋保護観察所では、プログラム受講者が抱えている問題性や特性に配慮してグループを編成し、継続的に受講できるよう配慮しています。

薬物再乱用防止プログラムは、コアプログラムとステップアッププログラムとで構成されており、薬物再乱用防止のための具体的方法を習得させることを目的として実施するコアプログラムは、釈放後間もないことや、受講者間で薬物依存に関する知識や断薬への認識に大きな違いがあることから、まずは「学びの期間」と位置づけて実施しています。コアプログラムの内容を定着、実践させることを目的として実施するステップアッププログラムは、民間の方に御協力をいただきながら実施しています。コアプログラムを経てステップアッププログラムへと受講を継続していくにつれて、受講者からは、「薬物を使用せずいられたのは薬物検査のおかげ。でも、薬物を見せられたら断れるか、怖い。」「テキストにあったフラッシュバックを体験した。」といった、さまざまな不安や本音が出てきます。保護観察官は、こうした受講者の気持ちを丁寧に受け止め、プログラムが受講者の断薬を支える場となるよう配慮しています。



薬物再乱用防止プログラムの様子（イメージ）
【写真提供：名古屋保護観察所】

また、刑事施設を仮釈放された薬物事犯者が、地域社会で実施される支援や治療を自発的に受け続けられるよう支援するため、一部の更生保護施設において、薬物中間処遇（【施策番号47】（P56）参照）を試行的に実施している。

更生保護施設熊本自営会における薬物中間処遇の取組

薬物中間処遇の試行を行う熊本自営会では、薬物再乱用防止プログラムを実施する熊本保護観察所との連携・協働の下、薬物事犯の仮釈放者への処遇を行っています。

薬物中間処遇の候補となる受刑者に対する面接を実施して同処遇の内容について説明し、同処遇を受ける意思を確認するなどしているほか、先行して同様の取組を行っている北九州自立更生促進センターに職員を派遣して中間処遇に関する知見の向上等を図っています。また、熊本県精神保健福祉センターや熊本市こころの健康センター等の地域の相談援助機関に中間処遇に関する情報を提供して協力を依頼するとともに、熊本ダルク等との間で、おおむね3か月の中間処遇期間中の処遇内容について検討を行い、本地域で参加できるプログラムやミーティングなどの予定をまとめた「週間スケジュール」を作成するなどしています。

薬物中間処遇を受け終えた対象者は家族等のもとに帰り、相当の期間、引き続き保護観察を受けることとなりますが、熊本自営会では、対象者が保護観察期間終了後も地域の相談援助機関等に自発的につながり続けられるよう、関係機関と連携しながら対象者の受入体制を整えています。

(3) 麻薬取締部における取組

麻薬取締部においては、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物事犯者やその家族等支援者を対象とした再乱用防止プログラムを実施している。

麻薬取締部における再乱用防止のための取組

厚生労働省地方厚生局麻薬取締部（以下「麻薬取締部」といいます。）は、2011年度（平成23年度）から、麻薬取締部において検挙した保護観察の付かない執行猶予判決を受けた薬物事犯者のうちの希望者に対し、再乱用防止プログラムを実施する等の支援を行っています。

「再犯防止推進計画」及び「第五次薬物乱用防止五か年戦略」において、刑事司法関係機関による再乱用を防止するための指導・支援が取組の一つに掲げられたことを踏まえて、2019年度（令和元年度）から、麻薬取締部では再乱用防止対策官や専門支援員を配置するなど上記支援の実施体制を強化し、麻薬取締部独自に採用した公認心理師等の専門支援員によるワークブック（自習用教材）を用いたプログラムの実施、家族への助言等の支援を行うほか、地域の精神保健福祉センターや依存症治療機関等との連携及びこれらの施設への支援対象者の支援引継ぎに取り組んでいます。

(4) 保健医療関係機関における取組

薬物依存からの回復のためには、矯正施設や保護観察所における指導等に引き続き、あるいは並行して、地域における治療や支援を継続的に受けることが重要である。

精神保健福祉センターにおいては、相談窓口を設置するなどして薬物依存症者の支援を行っており、保護観察所と連携し、薬物事犯者に対して認知行動療法的手法を用いた回復プログラムを実施しているセンターも見られる。

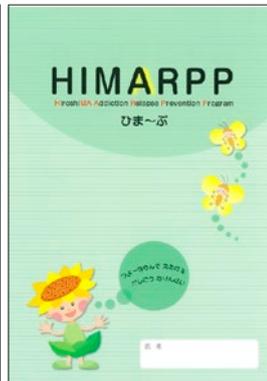
広島県立総合精神保健福祉センターにおける薬物依存症者への支援

精神保健福祉センターは心の健康の保持増進や精神障害の予防、社会復帰への支援活動等を行う機関です。

広島県立総合精神保健福祉センターでは、薬物依存症本人と家族の相談や教室を実施しています。

薬物依存症回復プログラムは2009年度（平成21年度）から開始し、現在は、当センター、更生保護施設、少年院、センター外2か所（県西部、県東部）で実施しています。施設では入所者と顔見知りになることで退所後当センターにつながるケースがあります。また、当センター相談日と保護観察官面接日を同日に設定し、保護観察官の同行来所により保護観察期間終了後も継続して来所できるケースがあります。必要に応じて、当センターの相談員が、対象者の面接のために保護観察所に向向くこともあります。それぞれ立場も機能も異なりますが、会議などの形式だけでなく、当事者を通じて関係機関と連携が深まっていると感じています。

再犯防止ではなく、薬物依存症という病気を抱えている人の支援として、薬物を使用していた当時のことを振り返るなどして、薬物のない生活を送る工夫や、生活の困りごとを一緒に考えています。



当センターの相談チラシと回復プログラム

回復プログラムの様子

【提供：広島県立総合精神保健福祉センター】

また、薬物依存症の治療拠点となる医療機関（【施策番号48】（P57）参照）では、個別治療のほか、様々な集団療法を実施している。

神奈川県立精神医療センターにおける薬物依存症治療

1962年（昭和37年）当時、麻薬取締が強化され、入手困難となった依存症者たちが横浜市中区黄金町一帯にあふれ出ていました。それに対応するため、翌1963年（昭和38年）3月18日、全国初の公立依存症専門病院として、当センターの前身である神奈川県立せりがや園が設立されました。当初から患者の社会背景や人格傾向を重視して、精神科医、心理士、ソーシャルワーカーの3職種によるチームアプローチが日本の精神科病院で初めて採用されたことも画期的なことでした。

2006年（平成18年）には薬物依存症患者に対する集団療法SMARPPが、2014年（平成26年）には感情表出に焦点を当てた集団療法SCOPが当院で開発され、依存症治療においてハームリダクションとトラウマインフォームドケアを多職種で実践する新しい治療論を全国に発信する契機となりました。



神奈川県立精神医療センター

地域のリハビリ施設や自助グループと連携し、依存症患者の心理社会的側面を重視する「せりがや臨床」の伝統は、57年間の時を経て今日まで脈々と受け継がれているのです。



病院の外観

SCOPのプログラム構成		SCOP	
テーマ		テーマ	
第1回	オリエンテーション・自己紹介	第6回	心理教育3 「“疲れ”に隠れた感情は何？」
第2回	心理教育1 「感情に目を向けてみよう」	第7回	ロールプレイ3 「上手に本音を伝えよう③」
第3回	ロールプレイ1 「上手に本音を伝えよう①」	第8回	心理教育4 「今をしっかりと感じよう」
第4回	心理教育2 「感情を抑えすぎでは いませんか？」	第9回	ロールプレイ4 「上手に本音を伝えよう④」
第5回	ロールプレイ2 「上手に本音を伝えよう②」	第10回	最終回 「体験したことを伝えよう」

治療プログラムの概要

【提供：神奈川県立精神医療センター】

薬物依存からの回復に当たり、身近な支援者である家族の協力は重要であり、家族が正しい知識を持って薬物依存症患者本人に対して適切な対応をすることが、薬物依存症者の回復の助けとなる。

薬物依存症者の家族が、相談をしたり悩みを共有したり、必要な支援を受けられるよう、全国各地には家族会があるほか、医療機関や精神保健福祉センター等においても薬物依存症者の家族に対する支援を行っている（【施策番号49（P57）、51（P58）】参照）。

東京都立多摩総合精神保健福祉センターにおける薬物・アルコール等依存症者の家族支援

当センターは、薬物、アルコール、ギャンブル等の依存症相談で、①個別相談、②再発予防プログラム TAMARPP（タマープ）、③家族教室を行っています。

週1回の家族教室では、精神科医などから依存症を学ぶ、回復者や自助グループ（ダルク、断酒会、AA、ナラノン等）の体験談、CRAFT（邦訳：コミュニティ強化と家族トレーニング）の手法によるコミュニケーション学習等を行います。2018年度（平成30年度）は、51回延べ859人が参加しました。CRAFTの目的は、①本人が治療につながる、②本人の問題行動が減る、③感情・身体・対人関係で家族が楽になることです。参加者からは「依存症の対応が分かった」「他の家族の話が参考になった」「本人への接し方を変えたら関係が少し良くなった」等の感想が聞かれます。なお、東京保護観察所立川支部主催の薬物依存者の引受人・家族講習会で当センターを紹介されて家族教室につながる方もいます。

依存症問題で悩み孤立している家族が相談につながり回復することは、本人の回復にもつながるので、とても重要です。



家族教室の公開講座（弁護士による「依存症と法律問題」の講義）の様子
【提供：東京都立多摩総合精神保健福祉センター】

(5) 民間団体の取組

薬物依存からの回復のためには、専門的な指導や治療の継続に加え、共に支えあう仲間の存在が重要となる。

薬物依存症の問題を抱える当事者の自助グループであるダルクは全国各地に多数存在し、それぞれが独自にプログラム等を実施している。

栃木DARCの薬物依存症者への支援

DARC（ダルク）は1986年に始まった当事者による回復支援事業です。特に2000年以降全国にその活動は広まり、現在では、一部を除いてほぼ全県に開設しています。経営主体は個々となっており、共通していることはAAやNAの12Stepをプログラムの基本に据えていることだけであり、特徴は事業所によって独自性を持っているということです。



栃木DARC

その中でも栃木DARCは回復を階層式にしていることと、バラエティ豊かなプログラムが特徴です。12Stepを動機付け・回復・社会復帰の3段階に分け、プログラムをその目的に応じて



グループワークの様子【提供：栃木DARC】

変えており、ピアカウンセリングを主軸として認知行動療法・作業療法・スポーツや音楽等を組み合わせて行なっています。また、場所も環境もその目的に応じて変化し、全県域に施設を展開しています。さらに近年、併存障害を持つ依存者も増えており、高齢者も含めた専用の施設があります。女性施設は併存障害やトラウマ等の問題を持つ利用者も多いことから、1箇所でも安心できる場を提供しています。

(6) 地方公共団体における取組

地方公共団体の中には、法務省が実施している地域再犯防止推進モデル事業（【施策番号105】資7-105-1（P128）参照）を活用するなどして、関係機関や民間団体等と連携し、薬物依存症者に対する支援を始めている地域もある。

旭川市における物質使用障害者の立ち直りと回復支援

再犯防止推進法や国の再犯防止推進計画を受けて、旭川市ではこれまでほとんど接点がなかった旭川刑務所、旭川少年鑑別所、旭川保護観察所と学習会を開催してきました。

一般に再犯者による罪名は窃盗、傷害、覚せい剤取締法違反が多い状況にあり、中でも本市には物質使用障害者の治療を行う医療機関や相談対応を行う団体が少なく、またそうした関係機関や団体の連携体制も整っていないことが分かりました。

覚せい剤取締法違反で受刑した人の2年以内再入率は約2割と他の罪名の人と比べて高く、最近では治療が必要な脳の病気ともされていますが、実際に医療機関を予約してから受診できるまでの期間も長くなっています。また、圏域にダルクはなく、民間レベルで支援活動を行っている団体は一般社団法人道北地方物質使用障害研究会（通称「ポラ研」）のみとなっています。

このため旭川市では、再犯防止施策の一環として、地域で薬物などの物質使用障害者の立ち直りと回復を支援する事業を国のモデル事業として実施することにしました。

この事業では、関係機関や団体間のネットワークや庁内関係部局の連携体制づくりのほか、ポ

ラ研に委託して地域への普及啓発、当事者支援を行うことができる人材の育成、当事者向けの依存症回復支援セミナーを行っています。

毎月2回行うセミナーでは、医療機関や福祉事業所、保護司会、更生保護女性会、保護観察所などの協力の下、お菓子や飲み物を用意しリラックスした雰囲気の中、ざっくばらんに自分の経験や考え方を話せる環境づくりを心がけています。

参加者からは、「参考になった。また参加したい。」「刑務所内で更生プログラムを受けている時から参加したいと思っていた。」などの感想が寄せられています。

モデル事業や今後の息の長い取組を通じて、ポラ研が成長していくとともに、市民の認知度が向上し、再犯防止への意識醸成につながっていくことを目指しています。

第3節

アルコール依存症者への指導と支援

アルコール依存症は、飲酒のコントロール障害であり、アルコールの摂取によって心身に悪影響が出るだけでなく、仕事や家庭生活など、生活面にも支障が出る病気である。成人による飲酒は犯罪行為ではないものの、飲酒運転による交通事故や、飲酒による酩酊状態で発生する対人暴力など、犯罪の背景にアルコール依存症があることは少なくなく、こうしたケースの場合、再犯防止のためには、依存症に対する適切な治療等が必要である。

本節では、アルコール依存の問題に対する各種取組について、具体的な事例を交えながら概要を紹介したい。

(1) 矯正施設における取組

刑事施設においては、飲酒運転などの交通事犯者や、飲酒の問題が心身の健康に影響を与えている犯罪をした者を対象に、アルコール依存回復プログラム（【施策番号83】(P93) 参照）を実施している。

沖縄刑務所におけるアルコール依存症回復プログラムの取組

沖縄刑務所には、アルコールに関する問題を抱えている受刑者が約4割強在在しており、対象者への指導体制として、アルコール依存症回復プログラム、酒害教育A、Bの3コースを準備し、自助グループ、アルコール専門病院、県立精神保健福祉センターといった外部協力者の協力を得て実施しています。

各指導は、社会復帰後に健全で安定した生活を送るための具体的な方法を考えさせることを目的とし、依存症、問題飲酒の場合は、一人での回復は難しく、自助グループや医療機関等の専門



酒害教育の様子【提供：沖縄刑務所】

機関に相談しながら回復していかなければならないことを理解させること、刑務所内での指導に終わることなく、出所後の社会資源に“つなげる”ことの2点を意識した指導を行っています。ほとんどの出所者が県内に帰住するため、出所後の社会資源等の具体的な情報を提供することができます。また、外部協力者の協力を得て、出所後の相談先のイメージを描きやすくして、断酒モデルを身近に感じることができるよう工夫しています。

(2) 保護観察所や更生保護施設における取組

保護観察所においては、飲酒運転等により事件を起こし保護観察に付された者を対象に、飲酒運転防止プログラム（【施策番号83】(P93) 参照）を実施している。

保護観察所における飲酒運転防止プログラムの取組

飲酒運転防止プログラム受講者の中には、自身のアルコール依存傾向を認めることに抵抗を感じる者が少なくありません。保護観察官は、そのような受講者に対し、無理に自身の依存傾向を認めさせるのではなく、受講者本人の「良くなりたい」と思う気持ちに寄り添いながらプログラムを行っています。例えば、受講者が「長く仕事を続けていきたい」という気持ちを持っているならば、その気持ちを尊重しつつ、飲酒によって仕事に支障が出た経験を振り返らせることで、断酒又は節酒への動機付けを高め、断酒又は節酒が生活の中で実行されるよう指導を行っています。

また、一部の更生保護施設においては、対象者のニーズに応じて酒害・薬害教育プログラムを実施している。

更生保護施設和衷会における取組

大阪の更生保護施設和衷会では、毎月1回、日曜日の午後に、AA（アルコホーリクス・アノニマス）のメンバーに協力をお願いし、グループミーティングを実施しています。ミーティングでは、AAメンバーから体験談が紹介された後、参加者が質問や感想を述べ合います。参加者にとってミーティングは、AAメンバーの話と自らの体験を重ね合わせ、過去の飲酒に関する問題性を自覚し、過去に同じ体験をしたAAメンバーからの助言を受けることを通して断酒又は節酒を行う術を身に付けることができる良い機会となっています。



グループミーティングの様子【提供：和衷会】

(3) 医療機関における取組

アルコール依存症からの回復のためには、他の依存症と同様に、刑事施設内あるいは保護観察期間のみならず、刑事司法手続終了後も地域の保健医療・福祉関係機関からの支援を受けて、治療を継続することが重要となる。

久里浜医療センターにおけるアルコール依存症治療

久里浜医療センターは、アルコール依存症患者の一日平均外来者数が63.8名（2018年度（平成30年度））、入院患者数も、変動はあるものの概ね150名程度と多くなっており、日本有数のアルコール依存症専門医療機関です。当センターでは、①開放病棟での専門治療、②医療者、患者双方の同意に基づく入院治療契約、③入院患者による病棟自治会運営、④集団治療の重視などの特徴を有した入院治療を行っています。男性中年アルコール依存症者の場合、①内科病棟に約3週間入院し、アルコール離脱症状、上部消化管内視鏡、認知機能検査等の総合的な内科的検査・治療を実施、②その後、



久里浜医療センター

アルコール依存症専門精神科開放病棟に移り、退院後の断酒継続を目的とした認知行動療法（酒への捉え方を修正し行動変容を図る）、作業療法（飲酒以外の分野への興味・関心を引き出し、自己実現を図る）、外泊（退院後の生活訓練）などのプログラムを約8週間実施し、修了証書を授与し退院となるのが標準的なプログラムです。



病院の外観【提供：久里浜医療センター】

(4) 民間団体の取組

アルコール依存症からの回復のためには、断酒を継続することが必要であるが、それを継続するためには、他の依存症と同様に、周囲の協力が不可欠である。

AA（アルコホーリクス・アノニマス）は、アルコール依存症の問題を抱える当事者の自助グループで、全国各地で活動している。

AAにおけるアルコール依存症者への支援

AAとは、さまざまな職業・社会層に属している人たちが、アルコールを飲まない生き方を手にし、それを続けて行くために自由意志で参加している世界的な団体です。AAのメンバーになるために必要なことは、飲酒をやめたいという願いです。会費や料金は必要ありません。



AA日本ゼネラルサービス

AA ミーティング



※日本には約1,000か所のミーティング場があります。

AAのミーティングにはいろいろな種類や進め方がありますが、どのミーティングでも、飲酒によって自分の人生がどのようになってしまったか、回復するために何をしたのか、そして今どのように生きているのかを話しています。

スポンサーシップ



AAの飲まない生き方を個人的に分かち合い、回復のステップ（12ステップ）を導き、プライベートな問題についても相談できる相手をスポンサーと言います。できるだけ早くスポンサーを見つけることが勧められています。

飲まないで楽しむ



各地でさまざまなAAのイベントが行われています。酒を飲まないで、ゲームやスポーツなどを楽しんだり、分かち合いを通じてお互いの理解を深めあったりしています。

第4節

ギャンブル等依存症者への指導と支援

ギャンブル等依存症については、ギャンブル等依存症対策基本法（以下「基本法」という。）及び同法に基づき策定されたギャンブル等依存症対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題を広くギャンブル等依存症問題と捉え、多機関の連携・協力の下、重層かつ多段階的な取組の推進を図ることとしている。

(1) 国における取組

消費者庁では、内閣官房、金融庁、法務省、厚生労働省等との連携の下、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、知識の普及のための取組を進めており、また、ギャンブル等依存症である方等及びその家族に対する相談支援等のための取組を進めている。

また、法務省では、基本法や基本計画に基づき、矯正施設や保護観察所において、ギャンブル等依存症を抱える者に対する社会復帰支援の充実強化や、指導等を行う人材の養成等を進めることとしている。

消費者庁におけるギャンブル等依存症対策の取組

消費者庁では、2018年（平成30年）10月に基本法が施行されて以降、基本計画の策定を待つことなく、基本法の規定、基本法案の採決時に附された附帯決議等を踏まえ、2018年11月には青少年向けの啓発用資料を公表し、また、2019年（平成31年）2月には地方公共団体が地域の状況に即してきめ細やかな啓発活動を行うことができるよう、参考となるサンプルを提供するなど、知識の普及に関する取組を進めてきました。

右図は、東京都墨田区における啓発用資料の例です。墨田区では、2019年3月、消費者庁から提供したサンプルを参考に、ギャンブル等へののめり込みを抑止するため、ギャンブル等をしてみようと思っている方々が気を付けるべきポイントや、御家族など周囲の方々が気を付けるべきポイントを明らかにするとともに、借金の問題の相談窓口（消費生活センター）及びここからだの健康相談窓口（保健センター）の連絡先を掲載した啓発用資料を作成し、図書館等に配布するとともに、ウェブサイトに掲載しました。

また、消費者庁では、ギャンブル等依存症である方等及びその家族に対する相談支援の的確な対応の確保に向け、2019年3月には、基本法の施行などの状況を踏まえた消費生活相談員向けの対応マニュアル



消費者庁「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」

墨田区消費者ニュース
平成31年3月発行 第148号
【編集・発行】すみだ消費センター
（墨田区産業振興部産業振興課産業振興担当）
〒131-0046 墨田区押上二丁目12番7号 TEL.03-5608-1516

周りに嘘をついてギャンブルをしていませんか？
～ギャンブル等依存症はご本人や周囲の方に深刻な影響を及ぼします～

ギャンブルをしてみようと思っている人やギャンブルをしている人が気を付けるべきポイント

- ◆法令で定められた年齢に達していない人がギャンブルをすることは認められていません。
- ◆仕事があまくいかないストレス、**ピギナスラック**など、誰にでもあるような**ちょっとしたきっかけ**で、**ギャンブル等依存症になってしまう**可能性があります。
- ◆ギャンブル等依存症になってしまうと、借金をするのは問題だと分かってもやめられなくなってしまう。

周囲の方が気を付けるべきポイント

- 借金の肩代わりは禁物です。ご本人の立ち直るきっかけを奪ってしまいます。
- ご本人の状況に振り回され、**周囲の方も不健康な思考に陥ることのないよう**にしましょう。

★借金の問題の相談窓口
すみだ消費センター ☎5608-1773
・必要に応じて専門機関を紹介
・対象は、区内在住・在勤・在学の方

★ここからだの健康相談窓口
向島保健センター ☎3611-6135
本所保健センター ☎3622-9137
・来所・訪問による相談は要予約
・対象は、区内在住の方

東京都墨田区において作成された啓発用資料（平成31年3月）
【提供：墨田区】

(ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル)を公表しました。並行して、独立行政法人国民生活センターでは、当該マニュアルの周知等のために、研修の機会を設けており、消費者庁職員が講義を担当しています。こうした取組を通じ、借金の問題に関する相談の現場において、より一層適切な対応が図られることが期待されます。

(2) 保健関係機関における取組

一部の精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症の治療や支援を行っている。

島根県立心と体の相談センターにおけるギャンブル等依存症支援

当センターは、近年相談が増加傾向にあるギャンブル等依存症に対し、回復支援プログラムSAT-G(サットジー)を2015年(平成27年)に開発しました。このプログラムは、薬物依存症への回復支援プログラムであるSMARPPを参考に開発したもので、ギャンブル等依存症からの回復に必要な知識や具体的な対処方法についてワークブックを用いて学んでいきます。

SAT-Gの実施にあたっては、地域の関係者と連携を図っています。中でも、近年は地元の松江保護観察所からの紹介を得る機会が増えています。保護観察所では、ギャンブル等へののめり込みが犯罪の背景にある仮釈放者等に対しSAT-Gを紹介し、プログラムに関心を示した方に保護観察官同伴で来所していただいています。2017年度(平成29年度)、2018年度(平成30年度)の2年間で13名が保護観察所から紹介され、うち11名がSAT-Gを受講されました。

犯罪の背景にギャンブル等へののめり込みが関わっている事例は見過ごされやすく、これまで把握されていた以上に存在すると考えます。この問題に気付き、関係機関がそれぞれの専門性を活かし合いながら支援にあたっていくことが今後重要になると考えています。



個別プログラムの様子



集団プログラム会場

【提供：島根県立心と体の相談センター】

(3) 民間団体の取組

薬物やアルコールへの依存に取り組む自助グループが全国各地に存在するのに対し、ギャンブル等依存症に取り組む団体は必ずしも多くはない。そうした中、ジャパンマックでは様々な依存の問題を抱える当事者やその家族に対する支援を行っている。

ジャパンマックにおけるギャンブル等依存症者等への支援

ギャンブル等依存症やネットゲーム依存に罹患すると、経済的な困窮から詐欺行為（携帯端末等の転売）や横領行為（会社の金品の搾取）といった犯罪行為に手を染めるようになる方がいます。依存症全般に同じことが起こりえます。そのような方々に依存症の治療をせずに住居や仕事を充実させて再犯防止を企図しても、病気への治療を置き去りにすると再犯を繰り返すことになりま



ジャパンマック

特定非営利活動法人ジャパンマックの各施設では、障害者総合支援法に基づく日中の訓練施設やグループホームにて依存症の取組を行い、並行して医療や福祉との連携・家族支援を行っています。依存症が背景にある触法行為が疑われる方への支援は裁判が始まる前の入口から矯正施設等を出た後の出口までのご相談に乗り、支援を行っています。

**ギャンブル依存で
お困りの（ご家族の）方々へ**

ギャンブル依存症は病気です。
家族だけの支援で回復することはありません。
ジャパンマック福岡は医療や債務整理を行う
弁護士の方などとチーム支援(効果的な支援)を行っています。

ギャンブル依存症は病気です
ギャンブルに対する
コントロールを一切失います
借金を繰り返すようになり
ギャンブルをするために
平気でウソをつくようになり
ご家族は巻き込まれて疲弊します

ギャンブル依存症のおとりまとめ支援
(債務や医療、様々な困りごとのお手伝い)

①医療との連携 ②ご本人に回復の場を提供
③チーム支援(医師、弁護士、福祉関係者、ご家族)
④債務整理の支援 ⑤ご家族に勉強の場を提供 ⑥その他

ギャンブル依存症相談ダイヤル 092-292-0182 相談は無料です

パンフレット【提供：ジャパンマック】

第5節

終わりに

本特集において紹介してきたとおり、我が国では、国・地方公共団体・民間団体のそれぞれにおいて、依存症の問題を抱える犯罪をした者等に対して様々な支援を実施している。犯罪をした者等が何らかの依存症を抱えている場合、その依存症からの回復のためには、刑事司法手続のプロセスの中で適切な指導・支援を行うことに加え、地域社会においても、継続的な治療・支援へつなげていくことが不可欠であり、そうした継続的な取組が再犯防止にもつながるものと考えられる。

最後に、依存症の問題を抱えながらも、周囲から支援を受け、依存の対象となっていたものをやめ続ける生活を送っている人たちの声を届けたい。

<依存症からの回復に向けて歩んでいる人たちの声>

5回の矯正施設を経験しこれまでに一度も回復支援につながるきっかけもなかったが、覚醒剤をやめるためにDARC入寮を考え刑務官の勧めもあり、自立準備ホーム制度でDARC入寮となり、2年8か月断薬を継続している。(40代・男性)

酒がやめられなかった頃は「いつも世間が悪い、他人が悪い」などと恨んでばかりでした。AAの「傷つけた人への埋め合わせをする」というプログラムの一つを実践し、やっと自分の居場所を見つけられたことに感謝しています。(50代・男性)

家賃を払うことをせず、足はまずスロットへ向かった。「今あるお金を倍にすればいい」との考えで結局ホームレスになった。一人では決してやめられなかったが、ジャパンマックを紹介され仲間の中にいる事でやめ続けられている。(40代・男性)

参考 相談対応窓口 ～依存症の問題にお悩みの方々へ～

御自身や御家族が何らかの依存症を抱えている場合、そこから派生する様々な問題を当事者の方々のみで解決することは非常に困難です。専門家や、同じ悩みを抱えている方々と「つながる」ことが、依存症から回復するために最も重要なことです。依存症は、特定の行動を自分の力ではやめることのできない病気ですが、適切な治療や支援によって必ず回復します。

御自身や、身近な方が依存症の問題を抱えているかもしれないとお思いの方は、勇気を出して相談してみてください。



厚生労働省HP
「依存症対策」



依存症対策全国センター

再犯防止等施策に関する 基礎資料

1. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）	158
2. 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）	164
3. 再犯防止推進計画等検討会関係資料	193
(1) 再犯防止推進計画等検討会設置要綱（平成29年2月2日法務大臣決定）	193
(2) 再犯防止推進計画等検討会構成員	194
4. 再犯防止等施策関係予算（平成30年度、令和元年度）	195
5. 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧	202
6. 再犯防止に向けた総合対策（平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定）	204
7. 宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～ （平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）	216
8. 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援に つなげるネットワーク構築～（平成28年7月12日犯罪対策閣僚会議決定）	223
9. 成人による刑事事件の流れ	228
10. 非行少年に関する手続の流れ	230

1. 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

（国等の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（連携、情報の提供等）

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する

活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価を支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講

ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策**【国の施策】****再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等**

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

2. 再犯防止推進計画（平成29年12月15日閣議決定）

I 再犯防止推進計画策定の目的

第1 再犯防止のための諸施策における再犯防止推進計画の位置付け

〔再犯の現状と再犯防止対策の必要性・重要性〕

我が国の刑法犯の認知件数は平成8年以降毎年戦後最多を記録し、平成14年にピークを迎えた。これを受け、政府は国民の安全・安心な暮らしを守るべく、平成15年に犯罪対策閣僚会議を設置し、主に犯罪の抑止を喫緊の課題として様々な取組を進めた。その結果、平成15年以降刑法犯の認知件数は14年連続で減少し、平成28年は戦後最少となった。

他方で、刑法犯により検挙された再犯者については、平成18年をピークとして、その後は漸減状態にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人員も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（以下「再犯者率」という。）は一貫して上昇し続け、平成28年には現在と同様の統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.7パーセントとなった。

平成19年版犯罪白書は、戦後約60年間にわたる犯歴記録の分析結果等を基に、全検挙者のうちの約3割に当たる再犯者によって約6割の犯罪が行われていること、再犯者による罪は窃盗、傷害及び覚せい剤取締法違反が多いこと、刑事司法関係機関がそれぞれ再犯防止という刑事政策上の目的を強く意識し、相互に連携して職務を遂行することはもとより、就労、教育、保健医療・福祉等関係機関や民間団体等とも密接に連携する必要があること、犯罪者の更生に対する国民や地域社会の理解を促進していく必要があることを示し、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止対策を推進する必要性と重要性を指摘した。

〔政府におけるこれまでの再犯防止に向けた取組〕

再犯防止対策の必要性・重要性が認識されるようになったことを受け、平成24年7月には、再犯の防止は政府一丸となって取り組むべき喫緊の課題という認識の下、犯罪対策閣僚会議において、我が国の刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合対策」という。）を決定した。総合対策においては、「出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合（以下「2年以内再入率」という。）を平成33年までに20パーセント以上減少させる。」という数値目標を設定した。

平成25年12月には、平成32年（2020年）のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向け、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進も盛り込んだ「『世界一安全な日本』創造戦略」を閣議決定した。

平成26年12月には、犯罪対策閣僚会議において、「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」（以下「宣言」という。）を決定した。宣言においては、「平成32年（2020年）までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業の数を現在（平成26年）の3倍にする。」「平成32年（2020年）までに、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。」という数値目標を設定した。

平成28年7月には、犯罪対策閣僚会議において、薬物依存者や犯罪をした高齢者又は障害のある者等に対して刑事司法のあらゆる段階のみならず、刑事司法手続終了後を含めた「息の長い」支援の実施を盛り込んだ「薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策～立ち直りに向けた“息の長い”支援につながるネットワーク構築～」(以下「緊急対策」という。)を決定した。

さらに、国民の安全と安心を確保することは、我が国の経済活性化の基盤であるとの観点から、平成17年6月に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（いわゆる「骨太の方針」）に、初めて「再犯の防止」を盛り込んで以降、「骨太の方針2017」まで継続して「再犯防止対策」を盛り込んできた。

こうした取組により、「総合対策」及び「宣言」において設定された各数値目標の達成は道半ばではあるものの、2年以内再入率が減少するなど、相当の成果が認められた。

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

再犯の防止等のためには、犯罪等を未然に防止する取組を着実に実施することに加え、捜査・公判を適切に運用することを通じて適正な科刑を実現することはもとより、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び犯罪被害者の心情等を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが重要であることはいままでのない。刑事司法関係機関はこれらを支える取組を実施してきたが、刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じている。こうした中、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境、不十分な学歴など様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等刑事司法関係機関のみによる取組を超えた政府・地方公共団体・民間協力者が一丸となった取組を実施する必要性が指摘されるようになった。これを受け、最良の刑事政策としての最良の社会政策を実施すべく、これまでの刑事司法関係機関による取組を真摯に見直すことはもとより、国、地方公共団体、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力して総合的に施策を講じることが課題として認識されるようになった。また、再犯の防止等に関する取組は、平成32年（2020年）に我が国において開催される第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）の重要論点の一つとして位置付けられるなど、国際社会においても重要な課題として認識されている。

〔再犯の防止等の推進に関する法律の制定と再犯防止推進計画の策定〕

そのような中、平成28年12月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号、以下「推進法」という。）が制定され、同月に施行された。推進法において、政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するとされた。

政府は、推進法の施行を受け、平成28年12月に犯罪対策閣僚会議の下に新たに法務大臣が議長を務め、関係省庁の局長等を構成員とする「再犯防止対策推進会議」を閣議口頭了解により設置した。また、平成29年2月には、推進計画案の具体的内容を検討する場として、法務副大臣を議長とし、関係省庁の課長等や外部有識者を構成員とする「再犯防止推進計画等検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、検討会における計9回にわたる議論等を経て、推進計画の案を取りまとめ、ここに推進計画を定めるに至った。

第2 基本方針

基本方針は、犯罪をした者等が、円滑に社会の一員として復帰することができるようにすることで、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するために、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものである。

推進法は、第3条において「基本理念」を掲げているところであり、施策の実施者が目指すべき方向・視点は、この基本理念を踏まえて設定すべきである。

そこで、推進法第3条に掲げられた基本理念を基に、以下の5つの基本方針を設定する。

〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政

機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。

- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第3 重点課題

再犯防止施策は、極めて多岐にわたるが、推進法第2章が規定する基本的施策に基づき、以下に掲げる7つの課題に整理した。これらの課題は相互に密接に関係していることから、関係府省庁が施策を実施するに当たっては、各課題に対する当該施策の位置付けを明確に認識することはもとより、施策間の有機的関連を意識しつつ総合的な視点で取り組んでいく必要がある。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備等

第4 計画期間と迅速な実施

推進法第7条第6項が、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加えることとしていることから、計画期間は、平成30年度から平成34年度末までの5年間とする。

推進計画に盛り込まれた個々の施策のうち、実施可能なものは速やかに実施することとする。これらの施策のうち、実施のための検討を要するものについては、本推進計画において検討の方向性を明示しているため、単独の省庁で行うものについては原則1年以内に、複数省庁にまたがるものや大きな制度改正を必要とするものは原則2年以内に結論を出し、それぞれ、その結論に基づき施策を実施することとする。

推進計画に盛り込まれた施策については、犯罪対策閣僚会議の下に設置された再犯防止対策推進会議において、定期的に施策の進捗状況を確認するとともに、施策の実施の推進を図ることとする。

また、「総合対策」及び「宣言」において設定された各数値目標については、推進計画に盛り込まれた施策の速やかな実施により、その確実な達成を図る。

II 今後取り組んでいく施策

第1 再犯の防止等に関する施策の指標

1. 再犯の防止等に関する施策の成果指標

- 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号1】
(出典：警察庁・犯罪統計)
基準値 110,306人・48.7% (平成28年)
- 新受刑者中の再入者数及び再入者率【指標番号2】
(出典：法務省・矯正統計年報)
基準値 12,179人・59.5% (平成28年)
- 出所受刑者の2年以内再入者数及び2年以内再入率【指標番号3】
(出典：法務省調査)
基準値 4,225人・18.0% (平成27年出所受刑者)
- 主な罪名(覚せい剤取締法違反、性犯罪(強制性交等・強姦・強制わいせつ)、傷害・暴行、窃盗)・特性(高齢(65歳以上)、女性、少年)別2年以内再入率【指標番号4】
(出典：法務省調査)
基準値(覚せい剤取締法違反、性犯罪、傷害・暴行、窃盗)
19.2%・6.3%・16.2%・23.2% (平成27年出所受刑者)
基準値(高齢、女性)
23.2%・12.6% (平成27年出所受刑者)
基準値(少年)
11.0% (平成27年少年院出院者)

2. 再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

(1) 就労・住居の確保等関係

- 刑務所出所者等総合的就労支援対策の対象者のうち、就職した者の数及びその割合【指標番号5】
(出典：厚生労働省調査)
基準値 2,790人・37.4% (平成28年度)
- 協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数【指標番号6】
(出典：法務省調査)
基準値 18,555社・774社・1,204人 (平成29年4月1日現在)
- 保護観察終了時に無職である者の数及びその割合【指標番号7】
(出典：法務省・保護統計年報)
基準値 6,866人・22.1% (平成28年)
- 刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合【指標番号8】
(出典：法務省・矯正統計年報)
基準値 4,739人・20.7% (平成28年)
- 更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数【指標番号9】
(出典：法務省調査)
基準値 11,132人 (平成28年)

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等関係

- 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数 **【指標番号 10】**
(出典：法務省調査)
基準値 704人 (平成28年度)
- 薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合 **【指標番号 11】**
(出典：法務省調査)
基準値 333人・4.4% (平成28年度)

(3) 学校等と連携した修学支援の実施等関係

- 少年院において修学支援を実施し、出院時点で復学・進学を希望する者のうち、出院時又は保護観察中に復学・進学決定した者の数及び復学・進学決定率 **【指標番号 12】**
(出典：法務省調査)
基準値 ー
- 上記により復学・進学決定した者のうち、保護観察期間中に高等学校等を卒業した者又は保護観察終了時に高等学校等に在学している者の数及びその割合 **【指標番号 13】**
(出典：法務省調査)
基準値 ー
- 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の受験者数、合格者数及び合格率 **【指標番号 14】**
(出典：文部科学省調査)
基準値 (受験者数・合格者数・合格率)
1,049人・375人・35.7% (平成28年度)
基準値 (受験者数・1以上の科目に合格した者の数・合格率)
1,049人・990人・94.4% (平成28年度)

(4) 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等関係

- 保護司数及び保護司充足率 **【指標番号 15】**
(出典：法務省調査)
基準値 47,909人・91.3% (平成29年1月1日)
- “社会を明るくする運動” 行事参加人数 **【指標番号 16】**
(出典：法務省調査)
基準値 2,833,914人 (平成28年)

(5) 地方公共団体との連携強化等関係

- 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体の数及びその割合 **【指標番号 17】**
(出典：法務省調査)
基準値 ー

第2 就労・住居の確保等のための取組 (推進法第12条、第14条、第15条、第16条、第21条関係)**1. 就労の確保等****(1) 現状認識と課題等**

刑務所に再び入所した者のうち約7割が、再犯時に無職であった者となっている。また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べて約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっている。

政府においては、「宣言」に基づき、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所

者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策に取り組んできた。

しかしながら、前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けていないなどのために職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力に応じた適切な職業選択ができないなどにより、一旦就職しても離職してしまう場合があること、協力雇用主となりながらも実際の雇用に結びついていない企業等が多いこと、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在することなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

ア 職業適性等の把握【施策番号1】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントを適切に実施する。【法務省、厚生労働省】

イ 就労に必要な基礎的能力等の習得に向けた指導・支援【施策番号2】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設における協力雇用主、生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業や認定就労訓練事業を行う者等と連携した職業講話、社会貢献作業等を実施する。また、矯正施設及び保護観察所において、コミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得を目的とした指導・訓練を行うなど、犯罪をした者等の勤労意欲の喚起及び就職に必要な知識・技能等の習得を図るための指導及び支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ 矯正施設における職業訓練等の充実【施策番号3】

法務省は、各矯正施設において、需要が見込まれる分野に必要な技能の習得を意識した効果的な職業訓練等を行うため、総務省及び厚生労働省の協力を得て、矯正施設、保護観察所のほか、地方公共団体、都道府県労働局、地域の経済団体、協力雇用主、各種職業能力開発施設、専門教育機関等が参画する協議会等を開催し、各矯正施設における職業訓練等の方針、訓練科目、訓練方法等について検討する。その結論を踏まえ、矯正施設職員に対する研修を充実させること、矯正施設における職業訓練等上記の関係機関等が参画することを推進すること等を通じて、矯正施設における職業訓練等の実施体制の強化を図るとともに、矯正施設が所在する地域の理解・支援を得て、外部通勤制度や外出・外泊等を積極的に活用し、受刑者等に矯正施設の外で実施される職業訓練を受講させたり、協力雇用主等を訪問させたりすることを可能とする取組を推進する。【総務省、法務省、厚生労働省】

エ 資格制限等の見直し【施策番号4】

法務省は、犯罪をした者等の就労の促進の観点から需要が見込まれる業種に関し、前科があることによる就業や資格取得の制限の在り方について検討を行い、2年以内を用途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、所管の該当する資格制限等について、当該制限の見直しの要否を検討し、必要に応じた措置を実施する。【各府省】

② 就職に向けた相談・支援等の充実

ア 刑務所出所者等総合的就労支援を中心とした就労支援の充実【施策番号5】

法務省及び厚生労働省は、適切な就労先の確保に向けた生活環境の調整、ハローワーク相談

員の矯正施設への駐在や更生保護施設への協力の拡大、更生保護就労支援事業の活用など、矯正施設、保護観察所及びハローワークの連携による一貫した就労支援対策の一層の充実を図る。また、法務省及び国土交通省は、矯正施設及び地方運輸局等の連携による就労支援対策についても、一層の充実を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

イ 非行少年に対する就労支援【施策番号6】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくりの活動の一環として少年サポートセンター（都道府県警察に設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を実施）等が行う就労を希望する少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、少年の就職や就労継続に向けた支援の充実を図る。【警察庁】

③ 新たな協力雇用主の開拓・確保

ア 企業等に対する働き掛けの強化【施策番号7】

法務省は、警察庁及び厚生労働省の協力を得て、協力雇用主の要件や登録の在り方を整理するとともに、矯正施設及び保護観察所において、企業等に対し、協力雇用主の意義や、コレワークの機能、刑務所出所者等就労奨励金制度等の協力雇用主に対する支援制度に関する説明を行うなど、適切な協力雇用主の確保に向けた企業等への働き掛けを強化する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

イ 各種事業者団体に対する広報・啓発【施策番号8】

総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、法務省の協力を得て、関係する各種事業者団体に対し、所属する企業等に対する広報・啓発を依頼するなどして、協力雇用主の拡大に向け、協力雇用主の活動の意義や協力雇用主に対する支援制度についての積極的な広報・啓発活動を推進する。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

ウ 多様な業種の協力雇用主の確保【施策番号9】

法務省は、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主として活動している企業等の業種に大きな偏りがあることを踏まえ、これまで協力雇用主のいない業種を含め多様な業種の協力雇用主の確保に努める。また、刑務所出所者等を農業の担い手に育成する就業支援センター等の取組が成果を挙げていることを踏まえ、農業を始め刑務所出所者等の改善更生に有用と考えられる業種の協力雇用主の確保に向けた取組の強化を図る。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

④ 協力雇用主の活動に対する支援の充実

ア 協力雇用主等に対する情報提供【施策番号10】

法務省は、コレワークにおいて、協力雇用主等に対して、受刑者等が矯正施設在所中に習得・取得可能な技能・資格を紹介するとともに、協力雇用主等の雇用ニーズに合う受刑者等が在所する矯正施設の紹介や、職業訓練等の見学会の案内をするほか、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、協力雇用主の活動を支援する施策の周知を図るなど、協力雇用主等に対する情報提供の充実を図る。また、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、犯罪をした者等の就労に必要な個人情報を適切に提供していく。【総務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

イ 協力雇用主の不安・負担の軽減【施策番号11】

法務省は、身元保証制度や刑務所出所者等就労奨励金制度の活用、協力雇用主に対する助言など、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の不安や負担を軽減するための支援の充実を図る。【法務省】

ウ 住居を確保できない者を雇用しようとする協力雇用主に対する支援【施策番号12】

法務省は、住込就労が可能な協力雇用主に対する支援の充実を図るとともに、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主がいても、犯罪をした者等が、その通勤圏内に住居を確保できず、就職できない場合があることを踏まえ、就労・住居の確保等のための取組を一体的に実施するなど、通勤圏内に住居を確保できない犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主に対する支援の充実を図る。【法務省】

エ 協力雇用主に関する情報の適切な共有【施策番号13】

法務省は、各府省における協力雇用主に対する支援の円滑かつ適切な実施に資するよう、各府省に対して、協力雇用主に関する情報を適時適切に提供する。【法務省】

⑤ 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等**ア 国による雇用等【施策番号14】**

法務省は、保護観察対象者を非常勤職員として雇用する取組事例を踏まえ、犯罪をした者等の国による雇用等を更に推進するための指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、各府省における業務の特性や実情等を勘案し、その雇用等に努める。【各府省】

イ 協力雇用主の受注の機会の増大【施策番号15】

法務省は、公共調達において、協力雇用主の受注の機会の増大を図る指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき、各府省は、対象となる公共調達の本来達成すべき目的が阻害されないよう留意しつつ、協力雇用主の受注の機会の増大を図るための取組の推進に配慮する。【各府省】

ウ 補助金の活用【施策番号16】

法務省は、補助金の本来達成すべき目的を阻害しない範囲内で、協力雇用主の活動に資する補助金の活用指針について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、各府省は、その結論に基づく取組の推進に配慮する。【各府省】

エ 協力雇用主に対する栄典【施策番号17】

内閣府は、協力雇用主に対する栄典の授与に係る検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【内閣府】

⑥ 就職後の職場定着に向けたフォローアップの充実**ア 就労した者の離職の防止【施策番号18】**

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所、更生保護施設、ハローワーク等において、就職した犯罪をした者等に対し、仕事や職場の人間関係の悩みなどを細かに把握し、適切な助言を行うなど、離職を防止するための支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

イ 雇用した協力雇用主に対する継続的支援【施策番号 19】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした者等を雇用した協力雇用主の雇用に伴う不安や負担を細かに把握し、その協力雇用主に対し、雇用継続に向けた助言を行うなど、継続的な支援の充実に努める。【法務省、厚生労働省】

ウ 離職した者の再就職支援【施策番号 20】

法務省は、離職した犯罪をした者等を、積極的に雇用する協力雇用主のネットワークの構築に努める。また、法務省及び厚生労働省は、上記協力雇用主のネットワークとハローワークが連携するなどし、離職後の速やかな再就職に向けた犯罪をした者等と協力雇用主との円滑なマッチングを推進する。【法務省、厚生労働省】

⑦ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

ア 受刑者等の特性に応じた刑務作業等の充実【施策番号 21】

法務省は、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者や、就労に向けた訓練等が必要な者など、一般就労と福祉的支援の狭間にある者への対応が課題となっていることを踏まえ、受刑者等の特性に応じて刑務作業等の内容の一層の充実に努める。【法務省】

イ 障害者・生活困窮者等に対する就労支援の活用【施策番号 22】

法務省及び厚生労働省は、障害を有している犯罪をした者等が、その就労意欲や障害の程度等に応じて、障害者支援施策も活用しながら、一般の企業等への就労や、就労継続支援 A 型（雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供等を行うもの）又は同 B 型（雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供等を行うもの）事業における就労を実現できるよう取り組んでいく。また、生活が困窮していたり、軽度の障害を有しているなど、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対しては、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく生活困窮者就労準備支援事業や生活困窮者就労訓練事業の積極的活用を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ ソーシャルビジネスとの連携【施策番号 23】

法務省は、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の協力を得て、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。【法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省】

2. 住居の確保等

(1) 現状認識と課題等

刑務所満期出所者のうち約 5 割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることが明らかとなっている。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であるといっても過言ではない。

政府においては、「宣言」に基づき、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の入入れ機能の強化、自立準備ホーム（あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者により、保護観察所が、宿泊場所の

供与と自立のための生活指導のほか、必要に応じて食事の給与を委託する際の宿泊場所)の確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組を進めてきた。

しかしながら、親族等のもとへ帰住できない者の割合も増加傾向にあることから、引き続き更生保護施設や自立準備ホームでの受入れを進める必要がある。また、更生保護施設には、かつての宿泊提供支援だけでなく、薬物依存症者その他の処遇困難者に対する処遇及び地域生活への移行支援が求められるなど、その役割が急激に拡大しており、更生保護施設における受入れ・処遇機能の強化の必要性が指摘されている。

加えて、更生保護施設や自立準備ホームはあくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等退所後は地域に生活基盤を確保する必要があるが、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所し、再犯等に至る者が存在することなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 矯正施設在所中の生活環境の調整の充実

ア 帰住先確保に向けた迅速な調整【施策番号 24】

法務省は、平成28年6月に施行された更生保護法（平成19年法律第88号）の一部改正に基づき、保護観察所が実施する受刑者等の釈放後の生活環境の調整における地方更生保護委員会の関与を強化し、受刑者等が必要とする保健医療・福祉サービスを受けられる地域への帰住を調整するなど、適切な帰住先を迅速に確保するための取組の充実を図る。【法務省】

イ 受刑者等の親族等に対する支援【施策番号 25】

法務省は、受刑者等とその親族等の交流において、必要のある者については、その関係の改善という点についても配慮するとともに、受刑者等の親族等に対して、受刑者等の出所に向けた相談支援等を実施する引受人会・保護者会を開催するなど、受刑者等の親族等に対する支援の充実を図る。【法務省】

② 更生保護施設等の一時的な居場所の充実

ア 更生保護施設における受入れ・処遇機能の充実【施策番号 26】

法務省は、社会福祉法人等といった更生保護法人以外の者による整備を含め、更生保護施設の整備及び受入れ定員の拡大を着実に推進するほか、罪名、嗜好等本人が抱える問題性や地域との関係により特に受入れが進みにくい者や処遇困難な者を更生保護施設で受け入れて、それぞれの問題に応じた処遇を行うための体制の整備を推進し、更生保護施設における受入れ及び処遇機能の充実を図る。【法務省】

イ 更生保護施設における処遇の基準等の見直し【施策番号 27】

法務省は、高齢者又は障害のある者や薬物依存症者等を含めた更生保護施設入所者の自立を促進するため、更生保護事業の在り方の見直し（Ⅱ第6.1（2）③イ）と併せ、更生保護施設における処遇の基準等の見直しに向けた検討を行い、2年以内を目標に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

ウ 自立準備ホームの確保と活用【施策番号 28】

法務省は、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、専門性を有する社会福祉法人やNPO法人などに対する委託により一時的な居場所の確保等を推進するほか、空き家等の既存の住宅ストック等を活用するなどして多様な居場所である自立準備ホームの更なる確保を進めると

もに、各施設の特色に応じた活用を図る。【法務省、厚生労働省、国土交通省】

③ 地域社会における定住先の確保

ア 住居の確保を困難にしている要因の調査等【施策番号29】

法務省は、犯罪をした者等の住居の確保を困難にしている要因について調査を行い、1年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、身元保証制度の在り方の見直しを含め、必要に応じ、所要の施策を実施する。【法務省】

イ 住居の提供者に対する継続的支援の実施【施策番号30】

法務省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対し、住居の提供に伴う不安や負担を細かに把握した上で、身元保証制度の活用を含めた必要な助言等を行うとともに、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、保護観察対象者等についての必要な個人情報を提供する。併せて、保護観察対象者等に対し、必要な指導等を行うなど、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する者に対する継続的支援を実施する。【法務省】

ウ 公営住宅への入居における特別な配慮【施策番号31】

国土交通省は、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを踏まえ、保護観察対象者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、保護観察対象者等の公営住宅への入居を困難としている要件を緩和すること等について検討を行うよう、地方公共団体に要請する。また、矯正施設出所者については、通常、著しく所得の低い者として、公営住宅への優先入居の取扱いの対象に該当する旨を地方公共団体に周知・徹底する。【国土交通省】

エ 賃貸住宅の供給の促進【施策番号32】

法務省は、国土交通省の協力を得て、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、犯罪をした者等のうち、同法第2条第1項が規定する住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報の提供及び相談の実施に努めるとともに、保護観察対象者等であることを承知して住居を提供する場合は、上記イの法務省による継続的支援が受けられることを周知するなどして、その入居を拒まない賃貸人の開拓・確保に努める。【法務省、国土交通省】

オ 満期出所者に対する支援情報の提供等の充実【施策番号33】

法務省は、帰住先を確保できないまま満期出所となる受刑者の再犯を防止するため、刑事施設において、受刑者に対し、更生緊急保護の制度や希望する地域の相談機関に関する情報を提供するとともに、保護観察所においては、更生緊急保護対象者に対し、地域の支援機関等についての適切かつ充実した情報の提供を行うとともに、必要に応じ、更生保護施設等の一時的な居場所の提供や定住先確保のための支援を行う。【法務省】

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組（推進法第17条、第21条関係）

1. 高齢者又は障害のある者等への支援等

(1) 現状認識と課題等

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っている。また、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至

るまでの期間が短いことが明らかとなっている。

政府においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、地域生活定着支援センターの設置や、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施してきた。

また、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の再犯防止のためには、出口支援だけでなく、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが、犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁において、知的障害のある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士や福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施してきた。

しかしながら、「緊急対策」で指摘された事項に加えて、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から特別調整の対象とならない場合があること、地方公共団体や社会福祉施設等の取組状況等に差があり、必要な協力が得られない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を実施するための体制が不十分であることなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 関係機関における福祉的支援の実施体制等の充実

ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能等の強化【施策番号34】

法務省は、犯罪をした者等について、これまで見落とされがちであった福祉サービスのニーズを早期に把握して福祉サービスの利用に向けた支援等を実施することにより円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、少年鑑別所におけるアセスメント機能の充実を図るとともに、矯正施設における社会福祉士等の活用や、保護観察所における福祉サービス利用に向けた調査・調整機能の強化を図る。【法務省】

イ 高齢者又は障害のある者等である受刑者等に対する指導【施策番号35】

法務省は、歩行や食事等の日常的な動作全般にわたって介助やリハビリを必要とする受刑者等が増加していることを踏まえ、高齢者又は障害のある者等である受刑者等の円滑な社会復帰のため、体力の維持・向上のための健康運動指導や福祉サービスに関する知識及び社会適応能力等の習得を図るための指導について、福祉関係機関等の協力を得ながら、その指導内容や実施体制等の充実を図る。【法務省】

ウ 矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携の強化等【施策番号36】

法務省及び厚生労働省は、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センター等の多機関連携により、釈放後速やかに適切な福祉サービスに結び付ける特別調整の取組について、その運用状況等を踏まえ、一層着実な実施を図る。また、高齢者又は障害のある者等であって自立した生活を営む上での困難を有する者等に必要な保健医療・福祉サービスが提供されるようにするため、矯正施設、保護観察所及び地域の保健医療・福祉関係機関等との連携が重要であることを踏まえ、矯正施設、保護観察所及び地域生活定着支援センターなどの関係機関との連携機能の充実強化を図る。【法務省、厚生労働省】

エ 更生保護施設における支援の充実【施策番号37】

法務省は、「宣言」において設定された目標を踏まえつつ、犯罪をした高齢者又は障害のある者等の更生保護施設における受入れやその特性に応じた必要な支援の実施を充実させるための施設・体制の整備を図る。【法務省】

オ 刑事司法関係機関の職員に対する研修の実施【施策番号38】

法務省は、刑事司法の各段階において、犯罪をした者等の福祉的支援の必要性を的確に把握することができるよう、刑事司法関係機関の職員に対して、高齢者及び障害のある者等の特性等について必要な研修を実施する。【法務省】

② 保健医療・福祉サービスの利用に関する地方公共団体等との連携の強化

ア 地域福祉計画・地域医療計画における位置付け【施策番号39】

厚生労働省は、地方公共団体が、地域福祉計画や地域医療計画を策定するに当たり、再犯防止の観点から、高齢者又は障害のある者等を始め、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援などの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するよう、必要な助言を行う。法務省及び厚生労働省は、地方公共団体が地方再犯防止推進計画を策定するに当たり、地域福祉計画を積極的に活用していくことも考えられることから、関係部局と連携を図るよう、必要な周知を行う。【法務省、厚生労働省】

イ 社会福祉施設等の協力の促進【施策番号40】

厚生労働省は、高齢者又は障害のある者等に福祉サービスを提供する社会福祉施設等に支給する委託費等の加算措置の充実を含め、社会福祉施設等全体の取組に対する評価について更に検討を行うなど、社会福祉施設等による高齢者又は障害のある者等への福祉サービスの提供の促進を図る。【厚生労働省】

ウ 保健医療・福祉サービスの利用に向けた手続の円滑化【施策番号41】

法務省及び厚生労働省は、犯罪をした高齢者又は障害のある者等が、速やかに、障害者手帳の交付、保健医療・福祉サービスの利用の必要性の認定等を受け、これを利用することができるよう、総務省の協力を得て実施責任を有する地方公共団体の明確化を含む指針等を作成し、地方公共団体に対してその周知徹底を図る。また、法務省は、住民票が消除されるなどした受刑者等が、矯正施設出所後速やかに保健医療・福祉サービスを利用することができるよう、総務省の協力を得て矯正施設・保護観察所の職員に対して住民票に関する手続等の周知徹底を図るなどし、矯正施設在所中から必要な支援を実施する。【総務省、法務省、厚生労働省】

③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施

ア 刑事司法関係機関の体制整備【施策番号42】

法務省は、検察庁において社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士の配置を充実させるなど、検察庁における社会復帰支援の実施体制の充実を図るとともに、保護観察所において福祉的支援や更生緊急保護を担当する保護観察官の配置を充実させるなど、保護観察所における実施体制の充実を図り、入口支援が必要な者に対する適切な支援が行われる体制を確保する。【法務省】

イ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討【施策番号43】

法務省及び厚生労働省は、Ⅱ第7.1(2)①ウに記載の地域のネットワークにおける取組状況も参考としつつ、一層効果的な入口支援の実施方策を含む刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方についての検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省、厚生労働省】

2. 薬物依存を有する者への支援等

(1) 現状認識と課題等

覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反となっている。また、平成27年に出所した者全体の2年以内再入率は18.0パーセントであるのと比較して、覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は19.2パーセントと高くなっている。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を持たせ、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に受けさせることが必要である。

政府においては、矯正施設・保護観察所における一貫した専門的プログラムの開発・実施、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、「緊急対策」に基づき、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、平成28年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしている。

しかしながら、矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関、回復支援施設や民間団体等について効果的な支援等を行う体制が不十分であること、そもそも薬物依存症治療を施すことができる専門医療機関や薬物依存症からの回復支援を行う自助グループ等がない地域もあるなど一貫性のある支援等を行うための関係機関等の連携が不十分であること、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている刑事司法と保健医療・福祉との連携の在り方について調査研究する必要があること、薬物事犯者の再犯の防止等の重要性・緊急性に鑑み、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、自助グループを含めた民間団体等各種関係機関・団体が、薬物依存からの回復を一貫して支援する新たな取組を試行的に実施する必要があることなどが指摘されている。

(2) 具体的施策

① 刑事司法関係機関等における効果的な指導の実施等

ア 再犯リスクを踏まえた効果的な指導の実施【施策番号44】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、矯正施設及び保護観察所において、薬物事犯者ごとに、その再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムを一貫して実施するとともに、そのための処遇情報の確実な引継ぎを図る。【法務省、厚生労働省】

イ 矯正施設・保護観察所における薬物指導等体制の整備【施策番号45】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、指導に当たる職員の知識・技能の向上や、保護観察所における薬物処遇の専門性を有する管理職員の育成・配置など、薬物事犯者に対する指導体制の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

ウ 更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実【施策番号46】

法務省は、薬物事犯者の中には、地域において薬物乱用を繰り返していたことにより、あるいは、薬物密売者等からの接触を避けるため、従前の住居に戻ることが適当でない者が多く存在することを踏まえ、更生保護施設における薬物事犯者の受入れ、薬物依存からの回復に資する処遇を可能とする施設や体制の整備を推進し、更生保護施設による薬物依存回復処遇の充実にを図る。【法務省】

エ 薬物事犯者の再犯防止対策の在り方の検討【施策番号47】

法務省及び厚生労働省は、薬物事犯者の再犯の防止等に向け、刑の一部の執行猶予制度の運用状況や、薬物依存症の治療を施すことのできる医療機関や相談支援等を行う関係機関の整備、連携の状況、自助グループ等の活動状況等を踏まえ、海外において薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている各種拘禁刑に代わる措置も参考にしつつ、新たな取組を試行的に実施することを含め、我が国における薬物事犯者の再犯の防止等において効果的な方策について検討を行う。【法務省、厚生労働省】

② 治療・支援等を提供する保健・医療機関等の充実

ア 薬物依存症治療の専門医療機関の拡大【施策番号48】

厚生労働省は、薬物依存症の治療を提供できる医療機関に限られており、薬物依存症者の中には、遠方の医療機関への通院が困難であるため、治療を受けない者や治療を中断してしまう者が存在することを踏まえ、薬物依存症を含む依存症治療の専門医療機関の更なる充実に図るとともに、一般の医療機関における薬物依存症者に対する適切な対応を促進する。【厚生労働省】

イ 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【施策番号49】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復には、薬物依存症者本人が地域において相談支援を受けられることに加え、その親族等が薬物依存症者の対応方法等について相談支援を受けられることが重要であることを踏まえ、全国の精神保健福祉センター等に、薬物依存症を含む依存症対策の専門員である依存症相談員を配置するなど、保健行政機関における薬物依存症に関する相談支援窓口の充実に図る。【厚生労働省】

ウ 自助グループを含めた民間団体の活動の促進【施策番号50】

厚生労働省は、薬物依存症者に対して、薬物依存症からの回復に向けた就労と住居の一体的支援活動を行う民間団体の活動の援助など、自助グループを含めた民間団体の活動を促進するための支援の充実に図る。【厚生労働省】

エ 薬物依存症者の親族等の知識等の向上【施策番号51】

厚生労働省は、一般国民に向けた講習会の開催や、冊子の配布等を通じ、薬物依存症についての一般国民、取り分け、薬物依存症者の親族等の意識・知識の向上を図る。【厚生労働省】

オ 薬物依存症対策関係機関の連携強化【施策番号52】

警察庁、法務省及び厚生労働省は、薬物依存症者の回復には、医療機関による治療だけでなく、自助グループを含めた民間団体等と連携した継続的な支援が重要であることを踏まえ、各地域において、薬物依存症者の治療・支援等を行うこれらの関係機関の職員等による連絡協議会等を開催し、地域における薬物依存症に関する課題を共有し、協働してその課題に対応する

ための方法を検討するなど、薬物依存症の対策に当たる各関係機関の連携強化を図る。【警察庁、法務省、厚生労働省】

カ 薬物依存症治療の充実に資する診療報酬の検討【施策番号53】

厚生労働省は、次回の診療報酬改定に向けて、薬物依存症治療の診療報酬上の評価の在り方について、関係者の意見も踏まえて検討する。【厚生労働省】

③ 薬物依存症の治療・支援等ができる人材の育成

ア 薬物依存症に関する知見を有する医療関係者の育成【施策番号54】

厚生労働省は、薬物依存症の回復に向けた保健医療・福祉サービスの実施体制を充実させるために、薬物依存症者の治療・支援等に知識を有する医療関係者が必要であることを踏まえ、医師の臨床研修の内容や、保健師、助産師、看護師の国家試験出題基準の見直しに向けた検討を行う。【厚生労働省】

イ 薬物依存症に関する知見を有する福祉専門職の育成【施策番号55】

厚生労働省は、薬物依存症者への相談支援体制を充実させるために、薬物依存症に関する専門的知識を有し、薬物依存症者が抱える支援ニーズを適切に把握し、関係機関につなげるなどの相談援助を実施する福祉専門職が必要であることを踏まえ、精神保健福祉士及び社会福祉士の養成カリキュラムの見直しに向けた検討を行う。【厚生労働省】

ウ 薬物依存症に関する知見を有する心理専門職の育成【施策番号56】

厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて効果が認められている治療・支援が、認知行動療法に基づくものであり、薬物依存症に関する知識と経験を有する心理学の専門職が必要となることを踏まえ、新たに創設される公認心理師の国家資格の養成カリキュラムや国家試験の出題基準について、薬物依存症を含む依存症対策への対応という観点からも検討を行う。【厚生労働省】

エ 薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【施策番号57】

法務省は、薬物依存症のある保護観察対象者については、その症状や治療の状況に応じた支援が重要であることを踏まえ、その指導・支援に当たる者に対する研修等の充実を図る。また、厚生労働省は、薬物依存症からの回復に向けて、地域における継続した支援が必要であることを踏まえ、薬物依存症者への生活支援を担う支援者に対する研修の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

第4 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組（推進法第11条、第13条関係）

1. 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 現状認識と課題等

我が国の高等学校進学率は、98.5パーセントであり、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、少年院入院者の28.9パーセント、入所受刑者の37.4パーセントが、中学校卒業後に高等学校に進学していない。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の36.8パーセント、入所受刑者の24.6パーセントが高等学校を中退している状況にある。

政府においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校

卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきた。

しかしながら、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が十分でないこと、犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が十分でないことなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 児童生徒の非行の未然防止等

ア 学校における適切な指導等の実施【施策番号58】

文部科学省は、警察庁及び法務省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権啓発のための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実を図る。また、厚生労働省の協力を得て、学校生活を継続させるための本人及び家族等に対する支援や、やむを得ず中退する場合の就労等の支援の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

イ 地域における非行の未然防止等のための支援【施策番号59】

内閣府、警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待等の被害体験などが非行等の一因になることも踏まえ、地域社会における子供の居場所作りや子供、保護者及び学校関係者等に対する相談支援の充実、民間ボランティア等による犯罪予防活動の促進、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談・学習支援など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進する。また、同取組を効果的に実施するために、子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を行うことを目的として、地方公共団体に「子ども・若者支援地域協議会」の設置及び「子ども・若者総合相談センター」としての機能を担う体制の確保について努力義務が課されていることなどについて、非行の未然防止等の観点も踏まえ、関係機関等に周知し、連携の強化を図る。【内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 警察における非行少年に対する支援【施策番号60】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が少年警察ボランティア等（少年指導委員、少年補導員、少年警察協助手員及び大学生ボランティア）の民間ボランティアや関係機関と連携して行う、修学に課題を抱えた少年に対する立ち直り支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

② 非行等による学校教育の中断の防止等

ア 学校等と保護観察所が連携した支援等【施策番号61】

法務省及び文部科学省は、保護司による非行防止教室の実施等保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、保護観察所、保護司、学校関係者等に対し、連携事例を周知するなどして、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図る。【法務省、文部科学省】

イ 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実【施策番号62】

法務省は、矯正施設において、民間の学力試験の活用や適切な教材の整備を進めるなどして、対象者の能力に応じた教科指導が実施できるようにする。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設や学校関係者に対し、相互の連携事例を周知することに加え、矯正施設や学校関係者への職員研修等の実施に当たっては、相互に職員を講師として派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図る。さらに、法務省は、通信制高校に在籍し、又は入学を希望する矯正施設在籍者が、在所中も学習を継続しやすくなるよう、文部科学省の協力を得て、在所中の面接指導（高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令32号）第2条に定める面接指導をいう。）の実施手続等を関係者に周知するなど、通信制高校からの中退を防止し、又は在所中の入学を促進するための取組の充実を図る。【法務省、文部科学省】

ウ 矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の指導体制の充実【施策番号63】

法務省及び文部科学省は、矯正施設における高等学校卒業程度認定試験を引き続き実施する。また、法務省は、同試験の受験コースを設け、外部講師の招へい、教材の整備等を集中的に実施している施設の取組状況を踏まえ、他施設についても指導体制の充実を図る。【法務省、文部科学省】

③ 学校や地域社会において再び学ぶための支援**ア 矯正施設からの進学・復学の支援【施策番号64】**

法務省は、矯正施設において、個々の対象者の希望や事情を踏まえつつ、就労や資格取得と関連付けた修学の意義を理解させるとともに、学校の種類、就学援助や高等学校等就学支援金制度等の教育費負担軽減策に関する情報の提供を行うなどして、修学に対する動機付けを図る。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設における復学手続等の円滑化や高等学校等入学者選抜・編入学における配慮を促進するため、矯正施設・保護観察所、学校関係者に対し、相互の連携事例を周知する。加えて、法務省及び文部科学省は、矯正施設・保護観察所の職員と学校関係者との相互理解を深めるため、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たって相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進する。【法務省、文部科学省】

イ 高等学校中退者等に対する地域社会における支援【施策番号65】

法務省は、保護司、更生保護女性会、BBS会、少年友の会等の民間ボランティアや協力雇用主と連携して、学校に在籍していない非行少年等が安心して修学することができる場所の確保を含めた修学支援を実施する。特に、矯正施設において修学支援等を受けた者については、施設内処遇の内容を踏まえ、矯正施設、保護観察所及び民間ボランティアが協働して、本人の状況に応じた学びの継続に向けた効果的な支援を実施する。また、法務省及び文部科学省は、矯正施設在籍者・保護観察対象者のうち、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者に対し、地方公共団体における学習相談・学習支援の取組の利用を促す。【法務省、文部科学省】

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組（推進法第11条、第13条、第21条関係）**1. 特性に応じた効果的な指導の実施等****(1) 現状認識と課題等**

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握

した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要である。また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要がある。

政府においては、「総合対策」に基づき、性犯罪者、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきた。

しかしながら、対象者の特性や処遇ニーズを的確に把握するためのアセスメント機能や、刑事司法関係機関や民間団体等における指導・支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があり、これらを強化するとともに、指導・支援の効果の検証を更に推進していく必要がある。

(2) 具体的施策

① 適切なアセスメントの実施

ア 刑事司法関係機関におけるアセスメント機能の強化【施策番号66】

法務省は、少年鑑別所において、「法務省式ケースアセスメントツール（MJCA）」の活用等により、鑑別の精度の一層の向上を図るとともに、処遇過程においてもそのアセスメント機能を発揮し、少年保護手続を縦貫した継続的な鑑別の実施を推進する。また、刑事施設・保護観察所において、再犯リスクや処遇指針の決定に資する情報を的確に把握し、受刑者や保護観察対象者に対する効果的な処遇を実施するため、アセスメント機能の強化を図る。【法務省】

イ 関係機関等が保有する処遇に資する情報の適切な活用【施策番号67】

法務省は、多角的な視点から適切にアセスメントを行い、それに基づく効果的な指導等を実施するため、必要に応じ、更生支援計画（主として弁護士が社会福祉士などの協力を得て作成する、個々の被疑者・被告人に必要な福祉的支援策等について取りまとめた書面）等の処遇に資する情報を活用した処遇協議を実施するなど、刑事司法関係機関を始めとする公的機関や再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等が保有する処遇に資する情報の活用を推進する。【法務省】

② 特性に応じた指導等の充実

i 性犯罪者・性非行少年に対する指導等

ア 性犯罪者等に対する専門的処遇【施策番号68】

法務省は、厚生労働省の協力を得て、海外における取組などを参考にしつつ、刑事施設における性犯罪再犯防止指導や少年院における性非行防止指導、保護観察所における性犯罪者処遇プログラム等の性犯罪者等に対する指導等について、効果検証の結果を踏まえた指導内容・方法の見直しや指導者育成を進めるなどして、一層の充実を図るとともに、医療・福祉関係機関等との連携を強化し、性犯罪者等に対する矯正施設収容中から出所後まで一貫性のある効果的な指導の実施を図る。【法務省、厚生労働省】

イ 子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止【施策番号69】

警察庁は、法務省の協力を得て、子供を対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じ、関係機関・団体等による支援等に結び付けるなど、再犯の防止に向けた措置の充実を図る。【警察庁、法務省】

ii ストーカー加害者に対する指導等

ア 被害者への接触防止のための措置【施策番号70】

警察庁及び法務省は、ストーカー加害者による重大な事案が発生していることを踏まえ、当該加害者の保護観察実施上の特別遵守事項や問題行動等の情報を共有し、被害者への接触の防止のための指導等を徹底するとともに、必要に応じ、仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施する。【警察庁、法務省】

イ ストーカー加害者に対するカウンセリング等【施策番号71】

警察庁は、ストーカー加害者への対応を担当する警察職員について、研修の受講を促進するなどして、精神医学的・心理学的アプローチに関する技能や知識の向上を図るとともに、ストーカー加害者に対し、医療機関等の協力を得て、医療機関等によるカウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行うなど、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進する。【警察庁】

ウ ストーカー加害者に対する指導等に係る調査研究【施策番号72】

警察庁及び法務省は、ストーカー加害者が抱える問題等や、効果的な指導方策等について調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、その調査結果に基づき、必要な施策を実施する。【警察庁、法務省】

iii 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する指導等

ア 暴力団からの離脱に向けた指導等【施策番号73】

警察庁及び法務省は、警察・暴力追放運動推進センターと矯正施設・保護観察所との連携を強化するなどして、暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有する。【警察庁、法務省】

イ 暴力団員の社会復帰対策の推進【施策番号74】

警察庁は、暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進するため、離脱・就労や社会復帰に必要な社会環境・フォローアップ体制の充実に関する効果的な施策を検討の上、可能なものから順次実施する。【警察庁】

iv 少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

ア 刑事司法関係機関における指導体制の充実【施策番号75】

法務省は、少年院において複数職員で指導を行う体制の充実を図るなどして、少年・若年者の特性に応じたきめ細かな指導等を実施するための体制の充実を図る。【法務省】

イ 関係機関と連携したきめ細かな支援等【施策番号76】

法務省は、支援が必要な少年・若年者については、児童福祉関係機関に係属歴がある者や発達障害等の障害を有している者が少なくないなどの実情を踏まえ、少年院・保護観察所におけるケース検討会を適時適切に実施するなど、学校、児童相談所、児童福祉施設、福祉事務所、少年サポートセンター、子ども・若者総合支援センター（地方公共団体が子ども・若者育成支援に関する相談窓口の拠点として設置するもの）等関係機関との連携を強化し、きめ細かな支援等を実施する。【法務省】

ウ 少年鑑別所における観護処遇の充実【施策番号77】

法務省は、少年鑑別所中中の少年に対し、学校等の関係機関や民間ボランティアの協力を得て、学習や文化活動等に触れる機会を付与するなど、少年の健全育成のために必要な知識及び能力の向上を図る。【法務省】

エ 非行少年に対する社会奉仕体験活動等への参加の促進【施策番号78】

警察庁は、非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年サポートセンター等が民間ボランティアや関係機関と連携して行う、非行少年の状況に応じた社会奉仕体験活動等への参加の促進等の立ち直し支援について、都道府県警察に対する指導や好事例の紹介等を通じ、その充実を図る。【警察庁】

オ 保護者との関係を踏まえた指導等の充実【施策番号79】

法務省は、保護観察対象少年及び少年院在院者に対し、その保護者との関係改善に向けた指導・支援の充実を図るとともに、保護者に対し、対象者の処遇に対する理解・協力の促進や保護者の監護能力の向上を図るための指導・助言、保護者会への参加依頼、保護者自身が福祉的支援等を要する場合の助言等を行うなど、保護者に対する働き掛けの充実を図る。また、保護者による適切な監護が得られない場合には、地方公共団体を始めとする関係機関や民間団体等と連携し、本人の状況に応じて、社会での自立した生活や未成年後見制度の利用等に向けた指導・支援を行う。【法務省】

カ 非行少年を含む犯罪者に対する処遇を充実させるための刑事法の整備等【施策番号80】

法務省は、少年法における「少年」の上限年齢の在り方及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の整備の在り方についての法制審議会の答申が得られたときには、それを踏まえて所要の措置を講じる。【法務省】

v 女性の抱える問題に応じた指導等【施策番号81】

法務省は、女性受刑者や女子少年等について、虐待等の被害体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている場合が多いこと、妊娠・出産等の事情を抱えている場合があることなどを踏まえ、矯正施設において、このような特性に配慮した指導・支援の実施及び実施状況に基づく指導内容等の見直し、指導者の確保・育成を行うとともに、厚生労働省の協力を得て、女性の抱える問題の解決に資する社会資源を把握し、矯正施設出所後に地域の保健医療・福祉関係機関等に相談できるようにするなど、関係機関等と連携した社会復帰支援等を行う。また、法務省は、更生保護施設においても、女性の特性に配慮した指導・支援を推進するなど、社会生活への適応のための指導・支援の充実を図る。【法務省、厚生労働省】

vi 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する指導等【施策番号82】

法務省は、犯罪をした者等の中には、発達上の課題を有し、指導等の内容の理解に時間を要したり、理解するために特別な配慮を必要とする者が存在することを踏まえ、発達上の課題を有する者のための教材の整備を図るとともに、厚生労働省の協力を得て、発達上の課題を有する者に対する指導等に関する研修等の充実、関係機関との連携強化等を図る。【法務省、厚生労働省】

vii その他の効果的な指導等の実施に向けた取組の充実

ア 各種指導プログラムの充実【施策番号 83】

法務省は、刑事施設における、アルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンス（DV）を含む対人暴力等の再犯要因を抱える者に対する改善指導プログラムの実施や、少年院における特殊詐欺等近年の非行態様に対応した指導内容の整備、保護観察所における飲酒や暴力などに関する専門的処遇プログラムの実施など、対象者の問題性に応じた指導の一層の充実を図る。【法務省】

イ 社会貢献活動等の充実【施策番号 84】

法務省は、犯罪をした者等の善良な社会の一員としての意識の涵養や規範意識の向上を図るため、社会貢献活動などの取組について、実施状況に基づいて取組内容等を見直し、一層の充実を図る。【法務省】

ウ 関係機関や地域の社会資源の一層の活用【施策番号 85】

法務省は、矯正施設において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の改善指導等への参画の推進、外部通勤制度・院外委嘱指導等の活用による社会内での指導機会の拡大を図るとともに、保護観察所において、地方公共団体を始めとする関係機関及び自助グループや当事者団体を含む民間団体等の協力を得ながら効果的な指導等の充実を図るなど、広く関係機関や地域社会と連携した指導等を推進する。【法務省】

③ 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等【施策番号 86】

法務省は、犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠であることを踏まえ、矯正施設において、被害者の視点を取り入れた教育を効果的に実施するほか、保護観察所において、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるとともに、しよく罪指導プログラムを実施するなど、犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等の充実を図る。【法務省】

④ 再犯の実態把握や指導等の効果検証及び効果的な処遇の在り方等に関する調査研究【施策番号 87】

法務省は、検察庁・矯正施設・保護観察所等がそれぞれ保有する情報を機動的に連携するデータベースを、再犯防止対策の実施状況等を踏まえ、効果的に運用することにより、指導の一貫性・継続性を確保し、再犯の実態把握や指導等の効果検証を適切に実施するとともに、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査研究を推進する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

第6 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組（推進法第5条、第22条、第23条、第24条関係）

1. 民間協力者の活動の促進等

(1) 現状認識と課題等

我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作

りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられてきた。また、更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきている。

こうした再犯の防止等に関する活動を行う民間ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、欠くことのできない存在であり、まさに全国津々浦々において、「世界一安全な日本」の実現に向けて陰に陽に地道な取組を積み重ねて来た方々である。

しかしながら、保護司の高齢化が進んでいること、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化したことにより従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携がなお不十分であることなど、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を促進するに当たっての課題がある。

(2) 具体的施策

① 民間ボランティアの確保

ア 民間ボランティアの活動に関する広報の充実【施策番号88】

警察庁及び法務省は、国民の間に、再犯の防止等に協力する気持ちを醸成するため、少年警察ボランティアや更生保護ボランティア等の活動に関する広報の充実を図る。【警察庁、法務省】

イ 更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供【施策番号89】

法務省は、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場にある国民が、実際に民間協力者として活動するようになることを促進するため、保護司活動を体験する保護司活動インターンシップ制度など、更生保護ボランティアの活動を体験する機会の提供を推進する。【法務省】

ウ 保護司候補者検討協議会の効果的な実施等【施策番号90】

法務省は、保護司候補者を確保するため、総務省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省の協力を得て、地方公共団体、自治会、福祉・教育・経済等の各種団体と連携して、保護司候補者検討協議会における協議を効果的に実施し、若年層を含む幅広い年齢層や多様な職業分野から地域の保護司適任者に関する情報収集を促進する。また、法務省は、同協議会で得られた情報等を踏まえて、保護司適任者に対して、実際に保護司として活動してもらえよう、積極的な働き掛けを実施する。【総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】

② 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

ア 少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実【施策番号91】

警察庁は、少年警察ボランティアの活動を促進するため、少年警察ボランティアの活動に対して都道府県警察が支給する謝金等の補助や、都道府県警察や民間団体を実施する少年警察ボランティア等に対する研修への協力を推進するなどして、少年警察ボランティア等の活動に対する支援の充実を図る。【警察庁】

イ 更生保護ボランティアの活動に対する支援の充実【施策番号92】

法務省は、更生保護ボランティアの活動を促進するため、更生保護ボランティアに対する研

修の充実を図るとともに、BBS会による学習支援などの更生保護ボランティア活動に対する支援の充実を図る。また、法務省は、保護観察対象者等の指導・支援を担当している保護司が、保護司相互の相談・研修等の機会が得られるようにするとともに、保護司会の活動である保護司の適任者確保、“社会を明るくする運動”等の広報・啓発活動、地域の関係機関等と連携した再犯防止のための取組等を促進するため、保護司経験者や専門的知見を有する者からの助言等を受けられるようにすることを含めた保護司会の活動に対する支援の充実を図る。【法務省】

ウ 更生保護サポートセンターの設置の推進【施策番号93】

法務省は、保護司と保護観察対象者等との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、総務省の協力を得て、地方公共団体等と連携して、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターの設置を着実に推進する。【総務省、法務省】

③ 更生保護施設による再犯防止活動の促進等

ア 更生保護施設の地域拠点機能の強化【施策番号94】

法務省は、更生保護施設が、更生保護施設等を退所した者にとって、地域社会に定着できるまでの間の最も身近かつ有効な支援者であることを踏まえ、更生保護施設が地域で生活する刑務所出所者等に対する支援や処遇を実施するための体制整備を図る。【法務省】

イ 更生保護事業の在り方の見直し【施策番号95】

法務省は、更生保護施設が、一時的な居場所の提供だけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として、高齢者又は障害のある者、薬物依存症者に対する専門的支援や地域における刑務所出所者等の支援の中核的存在としての機能が求められるなど、現行の更生保護施設の枠組が構築された頃と比較して、多様かつ高度な役割が求められるようになり、その活動は難しさを増していることを踏まえ、これまでの再犯防止に向けた取組の中で定められた目標の達成に向け、更生保護事業の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。【法務省】

④ 民間の団体等の創意と工夫による再犯防止活動の促進

ア 再犯防止活動への民間資金の活用に関する検討【施策番号96】

法務省は、更生保護法人のほか、NPO法人、社団法人、財団法人その他各種の団体等が、再犯の防止等に関する活動を行うための民間資金を活用した支援の在り方について検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に基づき施策を実施する。【法務省】

イ 社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究【施策番号97】

法務省は、関係府省の協力を得て、民間の団体等が行う再犯の防止等に関する活動における社会的成果（インパクト）評価に関する調査研究を行い、2年以内を目途に結論を出し、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体等に対してその調査結果を提供し、共有を図る。【法務省】

⑤ 民間協力者との連携の強化

ア 適切な役割分担による効果的な連携体制の構築【施策番号98】

法務省は、保護司、篤志面接委員、教誨師等民間協力者が有する特性を踏まえつつ、民間協

力者の負担が大きくなるよう留意しながら民間協力者との適切な役割分担を図り、効果的な連携体制を構築する。また、法務省は、再犯の防止等において、弁護士が果たしている役割に鑑み、弁護士との連携を強化していく。【法務省】

イ 犯罪をした者等に関する情報提供【施策番号99】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対して国や地方公共団体が実施した指導・支援等に関する情報その他民間協力者が行う支援等に有益と思われる情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、民間協力者に対して適切に情報提供を行う。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号100】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、民間協力者に対し、犯罪をした者等に対する指導・支援に関する調査研究の成果を提供するほか、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を民間協力者の実施する研修等へ講師として派遣するなどし、民間協力者に対して犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供し、共有を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

2. 広報・啓発活動の推進等

(1) 現状認識と課題等

犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、国民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要である。

政府においては、これまでも、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきた。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとは言えないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題がある。

(2) 具体的施策

① 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

ア 啓発事業等の実施【施策番号101】

法務省は、各府省、地方公共団体、民間協力者と連携して、推進法第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、国民の間に広く犯罪をした者等の再犯の防止等についての関心と理解を深めるための事業の実施を推進するとともに、検察庁、矯正施設、保護観察所等の関係機関における再犯の防止等に関する施策や、その効果についての積極的な情報発信に努める。また、“社会を明るくする運動”においても、推進法の趣旨を踏まえて、再犯の防止等についてより一層充実した広報・啓発活動が行われるよう推進するとともに、広く国民各層に関心をもってもらうきっかけとするため、効果検証を踏まえて、広報媒体や広報手法の多様化に努める。【各府省】

イ 法教育の充実【施策番号 102】

法務省は、文部科学省の協力を得て、再犯の防止等に資するための基礎的な教育として、法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進する。加えて、法務省は、再犯の防止等を含めた刑事司法制度に関する教育を推進し国民の理解を深める。【法務省、文部科学省】

② 民間協力者に対する表彰【施策番号 103】

内閣官房及び法務省は、民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、民間の個人・団体等による再犯の防止等に関する活動を促進するため、再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった民間協力者に対する表彰を実施する。【内閣官房、法務省】

第7 地方公共団体との連携強化等のための取組（推進法第5条、第8条、第24条関係）**1. 地方公共団体との連携強化等****(1) 現状認識と課題等**

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等の依存のある者、高齢で身寄りがない者など地域社会で生活する上での様々な課題を抱えている者が多く存在する。政府においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきたところであるが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって一般市民を対象として提供している各種サービスを通じて行われることが想定されている。

この点について、推進法においては、地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務があることや、地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるように努めなければならないことが明記された。

こうした中、一部の地方公共団体においては、自らがコーディネーターとなって、継続的な支援等を実施するためのネットワークを構築するなどソーシャル・インクルージョン（全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う）のための取組が実施されつつある。

しかしながら、地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどの課題があり、これらのことが、地方公共団体が主体的に、再犯の防止等に関する施策を進めていく上での課題となっている。

(2) 具体的施策**① 地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援****ア 再犯防止担当部署の明確化【施策番号 104】**

法務省は、総務省の協力を得て、全ての地方公共団体に再犯の防止等を担当する部署を明確にするよう、必要な働き掛けを実施する。【総務省、法務省】

イ 地域社会における再犯の防止等に関する実態把握のための支援【施策番号 105】

法務省は、地域における犯罪をした者等の実情や支援の担い手となり得る機関・団体の有無等といった、地域において再犯の防止等に関する取組を進める上で必要な実態把握に向けた調査等を行う地方公共団体の取組を支援する。【法務省】

ウ 地域のネットワークにおける取組の支援【施策番号 106】

法務省は、刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が、地域において必要な支援を受けられるようにするため、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地域の実情に応じて、刑事司法関係機関、地方公共団体等の公的機関や保健医療・福祉関係機関、各種の民間団体等の地域の多様な機関・団体が連携した支援等の実施に向けたネットワークにおける地方公共団体の取組を支援する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

エ 資金調達手段の検討の促進【施策番号 107】

法務省は、関係府省の協力を得て、地方公共団体に対して、地域における再犯の防止等に関する施策や民間の団体等の活動を推進するための資金を調達する手段の検討を働き掛けていく。【法務省】

② 地方再犯防止推進計画の策定等の促進【施策番号 108】

法務省は、地方公共団体において、再犯の防止等に関する施策の検討の場が設けられるよう、また、地域の実情を踏まえた地方再犯防止推進計画が早期に策定されるよう働き掛ける。法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、再犯の現状や動向、推進計画に基づく施策の実施状況等に関する情報を提供するなど、地方公共団体が地方再犯防止推進計画や再犯防止に関する条例等、地域の実情に応じて再犯の防止等に関する施策を検討・実施するために必要な支援を実施する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

③ 地方公共団体との連携の強化

ア 犯罪をした者等の支援等に必要な情報の提供【施策番号 109】

法務省は、警察庁、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、地方公共団体に対し、国が犯罪をした者等に対して実施した指導・支援等に関する情報その他地方公共団体が支援等を行うために必要な情報について、個人情報等の適切な取扱いに十分配慮しつつ、適切に情報を提供する。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

イ 犯罪をした者等の支援に関する知見等の提供・共有【施策番号 110】

法務省は、警察庁、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、犯罪をした者等に対する指導・支援に関する調査研究等の成果を提供するほか、矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関の職員を地方公共団体の職員研修等へ講師として派遣するなどし、地方公共団体に対して犯罪をした者等の支援に関する知見等を提供し、共有を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

ウ 国・地方協働による施策の推進【施策番号 111】

法務省は、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省の協力を得て、国と地方公共団体における再犯の防止等に関する施策を有機的に連携させ、総合的かつ効果的な再犯の防止等に関する対策を実施するため、国と地方公共団体の協働による再犯の防止等に関する施策の実施を推進する。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

工 国の施策に対する理解・協力の促進【施策番号112】

警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、必要に応じ総務省の協力を得て、国が実施する再犯の防止等に関する施策について、地方公共団体に対して周知を図り、必要な協力が得られるよう働き掛けていくとともに、地方公共団体においても、地域の状況に応じつつ、国が実施する再犯の防止等に関する施策と同様の取組を実施するよう働き掛けていく。【警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

第8 関係機関の人的・物的体制の整備等のための取組（推進法第18条、第19条関係）

1. 関係機関の人的・物的体制の整備等

(1) 現状認識と課題等

犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにするためには、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚して自ら社会復帰のために努力することはもとより、社会において孤立しないよう、犯罪をした者等に対して適切な指導及び支援を行い得る人材を確保・養成し、資質の向上を図っていくことが求められている。また、矯正施設を始めとする再犯防止関係施設は、再犯の防止等に関する施策を実施するための重要な基盤であり、その整備を推進していくことが求められている。

しかしながら、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等は、それぞれ十分とはいえない体制の中で業務を遂行している現状にあり、様々な課題を抱えた犯罪をした者等に対して十分な指導・支援を行うことが困難な状況にあること、例えば、矯正施設については、地域住民の避難場所等災害対策の役割をも担っているにもかかわらず、現行の耐震基準制定以前に築造されたものが多く、高齢受刑者が増加している中でバリアフリー化に対応できていない施設、あるいは医療設備が十分でない施設も存在することなど、再犯の防止等に関する施策を担う人的・物的体制の整備が急務である。

(2) 具体的施策

① 関係機関における人的体制の整備【施策番号113】

警察庁、法務省及び厚生労働省は、関係機関において、本計画に掲げる具体的施策を適切かつ効果的に実施するために必要な人的体制の整備を着実に推進する。【警察庁、法務省、厚生労働省】

② 関係機関の職員等に対する研修の充実等【施策番号114】

警察庁、法務省、文部科学省及び厚生労働省は、再犯の防止等に関する施策が、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するだけでなく、犯罪予防対策としても重要であり、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するものであることを踏まえ、刑事司法関係機関の職員のみならず、警察、ハローワーク、福祉事務所等関係機関の職員、学校関係者等に対する教育・研修等の充実を図る。【警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省】

③ 矯正施設的环境整備【施策番号115】

法務省は、矯正施設について、耐震対策を行うとともに、医療体制の充実、バリアフリー化、特性に応じた効果的な指導・支援の充実等のための環境整備を着実に推進する。【法務省】

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、国民が安全で安心して暮らせる「**世界一安全な日本**」の実現へ

3. 再犯防止推進計画等検討会関係資料

再犯防止推進計画等検討会設置要綱

〔平成29年2月2日〕
法務大臣決定

1 名称

再犯防止推進計画等検討会

2 目的

再犯防止推進計画等検討会（以下「検討会」という。）は、法務大臣が、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）第7条第3項に基づき作成する「再犯防止推進計画の案」に掲げる事項等を検討することを目的とする。

3 検討会の構成

- (1) 検討会の議長は、法務副大臣とする。
- (2) 検討会は、関係行政機関の職員で、法務大臣が指名した官職にある者のほか、有識者をもって構成する。
- (3) 検討会の構成員となる有識者は、法務大臣が任命する。
- (4) 検討会の構成員となる有識者の任期については、法務大臣が別途定める。
- (5) 検討会に副議長を置く。副議長は、構成員の中から法務大臣が指名する。
- (6) 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の庶務は、大臣官房秘書課政策評価企画室において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

再犯防止推進計画等検討会構成員

議 長 法務副大臣

副 議 長 法務省大臣官房審議官（総括担当）

構 成 員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
 （関係省庁） 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
 総務省地域力創造グループ地域政策課長
 法務省大臣官房秘書課政策評価企画室長
 法務省刑事局総務課長
 法務省矯正局総務課長
 法務省保護局総務課長
 法務省保護局更生保護振興課長
 文部科学省生涯学習政策局青少年教育課長
 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長
 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
 厚生労働省職業安定局就労支援室長
 厚生労働省職業能力開発局能力開発課長
 厚生労働省社会・援護局総務課長
 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
 農林水産省経営局就農・女性課長
 林野庁経営課林業労働対策室長
 水産庁漁政部企画課長
 中小企業庁経営支援部経営支援課長
 国土交通省住宅局住宅政策課長

（有識者） 小畑 輝海 更生保護法人両全会理事長
 川出 敏裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 清水 義恵 更生保護法人清心寮理事長・全国就労支援事業者機構参与
 堂本 暁子 前千葉県知事
 永見 光章 全国保護司連盟副理事長
 野口 義弘 有限会社野口石油代表取締役（協力雇用主）
 宮田 桂子 弁護士
 村木 厚子 前厚生労働事務次官
 和田 清 埼玉県立精神医療センター依存症治療研究部長

（敬称略）

4. 再犯防止等施策関係予算（平成30年度、令和元年度）

施策・事業	平成30年度予算額（単位：百万円）	令和元年度当初予算額（単位：百万円）	対前年度増△減額（単位：百万円）	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業【内閣府】	49	31	△18	困難を有する子供・若者支援のための地域ネットワークを強化するための各種事業の実施。		59
地域における若者支援に当たる人材養成【内閣府】	32	33	1	困難を有する子供・若者に対する相談業務に従事する職員等を対象とした研修の実施。		59
子ども・若者総合相談センター強化推進事業【内閣府】	0	27	27	子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う体制の確保を促進するとともに、既存のセンターとしての機能を向上させるための各種事業の実施。		59
少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動【警察庁】	33	33	0	再非行のおそれのある少年に対する居場所づくり活動の充実強化。		6、60、78
薬物再乱用防止パンフレットの作成【警察庁】	2	2	0	薬物乱用者やその家族を対象とした薬物再乱用防止のためのパンフレットの作成。	薬物対策用資料事業の内数	52
ストーカー事案の加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに関する地域精神科医療等との連携【警察庁】	17	17	0	警察官が加害者への対応方法、治療やカウンセリングの必要性について助言等を受けることができるよう、地域精神科医等と連携する。		71
ストーカー対策担当者専科【警察庁】	7	7	0	警察本部のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案対策担当者を対象に、専門教育を実施する。		71、114
暴力団構成員の社会復帰対策に関する調査研究【警察庁】	12	0	△12	暴力団からの離脱及び暴力団離脱者の社会への復帰・定着を促進し、再犯防止を推進するとともに、暴力団の人的基盤を切り崩すため、暴力団への加入・離脱に係る心理、離脱・就労のための社会環境の在り方、離脱・就労後の社会定着のためのフォローアップ体制等に関する調査研究を実施する。		73、74
少年警察ボランティア等の活動に対する支援【警察庁】	168	172	4	・少年警察ボランティア等の活動に対する謝金 ・少年警察ボランティア等に対する研修 ・大学生ボランティア裾野拡大		88、91
担当職員に対する研修【警察庁】	9	9	0	少年補導職員の研修等		114

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

特集

基礎資料

施策・事業	平成30年度予算額 (単位:百万円)	令和元年度当初予算額 (単位:百万円)	対前年度増△減額 (単位:百万円)	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
刑事施設における矯正処遇の充実【法務省】	54,731	47,120	△ 7,611	刑事施設における、受刑者に対する矯正処遇の充実を図る。		1、2、3、5、7、10、11、19、21、22、23、25、32、33、34、35、36、38、41、44、45、47、52、62、63、66、67、68、72、73、81、83、84、85、86、87、98、100、106、108、109、110、111、112、113、114、115
少年院における矯正教育の充実【法務省】	4,940	3,591	△ 1,349	少年院における、在院者に対する矯正教育の充実を図る。		1、2、3、5、7、10、11、18、19、22、23、25、32、34、35、36、38、44、45、52、62、63、64、65、66、67、68、75、76、79、81、82、83、84、85、86、87、98、100、113、114、115
保護観察対象者等の就労の確保【法務省】	808	817	9	保護観察対象者等の就労の確保を図る。		2、4、5、7、8、9、10、11、12、17、18、19、20、23、29、30
刑事施設における職業訓練の充実【法務省】	443	435	△ 8	刑事施設において、青少年受刑者等に職業訓練を実施することにより、職業技能を付与し、その円滑な社会復帰を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	3
矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等【法務省】	663	692	29	矯正管区において、矯正施設の再犯防止施策に対する支援等を実施する。		5、7、10、11、19、83、87、100、106、108、109、110、111、112、113、115



施策・事業	平成30年度予算額(単位:百万円)	令和元年度当初予算額(単位:百万円)	対前年度増△減額(単位:百万円)	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
矯正就労支援情報センターにおける就労支援体制の充実【法務省】	20	22	2	矯正就労支援情報センターにおいて、刑務所出所者等の就労先を広域にわたって調整し、円滑な就労支援を促進する。	刑事施設における矯正処遇の充実及び矯正管区における矯正施設の再犯防止施策への支援等の内数	5、7、10、11、19
再犯防止に関する広報・啓発事業【法務省】	22	21	△1	再犯防止に関する広報・啓発活動の推進に係る啓発事業等の実施		8、101、110
保護観察対象者等の住居の確保【法務省】	3,545	3,521	△24	保護観察対象者等の住居の確保を図る。		9、24、26、28、33、36、37、46、81、83
国による雇用等【法務省】	10	10	0	少年鑑別所10庁において保護観察対象者を雇用する。	少年鑑別所における資質鑑別等の充実の内数	14
少年鑑別所における資質鑑別等の充実【法務省】	1,615	1,372	△243	少年鑑別所における、在所者に対する資質鑑別等の充実を図る。		14、18、34、38、59、62、66、67、76、77、85、87、98、100、102、113、114、115
刑務作業の充実【法務省】	2,730	3,032	302	刑事施設作業の円滑な実施と作業内容の改善向上を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	21
保護観察対象者等の特性に応じた指導・支援の実施【法務省】	2,000	2,132	132	保護観察対象者の特性に応じた指導・支援を実施する。		25、26、28、33、34、36、37、38、42、44、45、46、52、57、66、68、70、76、79、83、84、85、94、100、114
満期釈放者等に対する支援の実施【法務省】	476	525	49	満期釈放者等に対する支援を実施する。		28、33、34
高齢受刑者・障害を有する受刑者に対する指導・支援の充実【法務省】	796	790	△6	社会福祉士・精神保健福祉士の確保、認知症傾向のある受刑者に対する処遇の充実、社会復帰支援指導プログラムの効果的な実施、地域生活定着支援の充実等を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	34、35、36、38
少年施設における障害のある者への指導【法務省】	96	107	11	少年施設において、障害のある者への指導を充実させるため、職員の専門的知識を高めるとともに、専門知識を有した社会福祉士や精神保健福祉士等と協力して指導を行う。	少年院における矯正処遇の充実の内数	34、35、36、38、82

施策・事業	平成30年度予算額 (単位:百万円)	令和元年度当初 予算額 (単位:百万円)	対前年度 増△減額 (単位:百万円)	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の 施策番号
地域における非行の未然防止等のための支援【法務省】	27	45	18	少年鑑別所において、地域援助として、学校等教育機関からの相談依頼を受けて知能検査や性格検査、職業適性検査を実施するほか、ワークブック等を用いた心理的支援などを行う。	少年鑑別所における資質鑑別等の充実の内数	34、59、76、100、102、114
矯正研修所における矯正職員に対する研修の充実【法務省】	444	443	△1	矯正研修所において、矯正職員に対する研修を実施する。		38、45、68、82、114
刑事司法関係機関の体制整備【法務省】	73	83	10	検察庁における社会福祉士雇用等経費		42
刑事施設における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】	177	194	17	刑事施設において、薬物依存離脱指導(R1)の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	44、45、52
少年院における薬物事犯者に対する指導の充実【法務省】	11	11	0	少年院において、薬物非行防止指導を充実させるために指導者の育成や重点的な薬物非行防止指導等を実施する。	少年院における矯正処遇の充実の内数	44、45、52
(特別研究) 薬物事犯者に関する研究【法務省】	3	0	△3	我が国の薬物犯罪に係る動向及び薬物事犯者に対する諸外国の各種施策・取組の進展を概観することに加え、薬物事犯者の特性等を多角的に検討し、薬物事犯者に対する有効な施策を検討するための基礎資料を提供。		47
刑事情報連携データベースアクセス用機器保守等【法務省】	4	8	4	「刑事情報連携データベースシステム」にアクセスし、その保有情報を分析する「刑事情報連携データベース分析システム」の機器及び同システムに搭載されているソフトウェア等の保守管理。		47、87、100、110
更生保護における広報啓発【法務省】	568	573	5	更生保護官署において再犯防止に関する広報啓発を行う。		59、61、88、89、90、92、93、101、112
保護司制度の基盤整備並びに地方公共団体及び民間団体との連携【法務省】	1,916	2,237	321	保護司制度の基盤整備並びに地方公共団体及び民間団体との連携を行う。		59、65、88、90、92、93、100、101、111
刑事施設における性犯罪者に対する指導の充実【法務省】	190	196	6	刑事施設において、性犯罪再犯防止指導(R3)の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	68
少年院における性非行防止指導の充実【法務省】	15	15	0	少年院において、性非行防止指導の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	少年院における矯正処遇の充実の内数	68
売買春対策の推進(婦人補導院の運営)【法務省】	6	5	△1	「売春防止法」に基づき、補導処分に付された婦人に対する補導を実施する。		81
刑事施設における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】	13	13	0	刑事施設において、被害者の視点を取り入れた教育(R4)及び一般改善指導(被害者感情理解指導)の効果的な実施及び指導体制の充実を図る。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	86
少年院における被害者の視点を取り入れた教育等の充実【法務省】	22	21	△1	少年院において、特定生活指導における被害者の視点を取り入れた教育を行う等、被害者感情理解指導の充実を図る。	少年院における矯正処遇の充実の内数	86

施策・事業	平成30年度予算額(単位:百万円)	令和元年度当初予算額(単位:百万円)	対前年度増△減額(単位:百万円)	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
更生保護における犯罪被害者等施策【法務省】	11	15	4	更生保護官署において犯罪被害者等支援を実施する。		86
保護観察等業務支援システムの運用【法務省】	261	51	△ 210	事件管理システム等の運用を行う。		87
刑事情報連携データベースシステムの運用【法務省】	416	365	△ 51	検察庁・矯正施設・保護観察所等が保有する情報を連携するデータベースシステムの運用管理		87
(特別研究) 詐欺に関する研究【法務省】	0	8	8	我が国の詐欺事犯に係る動向を調査することに加え、詐欺事犯者の属性、手口及び態様等の諸特性について、刑事政策的な観点から検討し、詐欺事犯に対する有効な施策を検討するための基礎資料を提供。		87
民間資金等の活用のための調査研究【法務省】	0	30	30	再犯防止活動への民間資金の活用の検討及び社会的成果(インパクト)評価に関する調査研究の実施。		96、97、107
犯罪白書【法務省】	35	20	△ 15	犯罪の動向・犯罪者の処遇に関する調査を行い、その成果を「犯罪白書」として発表。	経常研究経費の内数	100、110
人権啓発活動【法務省】	3,407	3,486	79	人権週間を中心に全国各地で、講演会等の開催、新聞紙・週刊誌等への関連記事の掲載、啓発冊子の配布等の啓発活動を実施する。	人権擁護関係予算の内数	101
法教育の推進【法務省】	22	29	7	教員や教育関係者に対し、広報活動等の実施により法教育に対する理解を促進し、併せて、利便性の高い法教育教材を提供することにより、学校教育現場における法教育の学習機会の確保及び学習内容の充実を実現する。		102
再犯防止等調査事業【法務省】	141	281	140	地域の実態調査及び地域再犯防止推進モデル事業の実施。		105、106、108、109、110、111
地方公共団体との連携協力体制の構築【法務省】	36	57	21	刑務所出所者等の社会復帰支援充実のため、在所中から出所後の地域社会における継続的支援に向けた地方公共団体や関係機関等との連携体制を構築する。	刑事施設における矯正処遇の充実の内数	106、108、109、110、111、112
矯正施設的环境整備【法務省】	26,812	51,339	24,527	矯正施設の新営・改修工事等を実施する。		115
薬物乱用防止教育等推進事業【文部科学省】	9	8	△ 1	・大学生等に対する薬物乱用防止啓発資料の作成 ・高校生等による薬物乱用防止広報啓発活動 ・薬物乱用防止教育等支援事業(委託事業)		58
地域学校協働活動推進事業【文部科学省】	6,012	5,924	△ 88	地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進する。		59
依存症予防教育推進事業【文部科学省】	11	10	△ 1	依存症予防教育に関するシンポジウムを実施するとともに、「依存症予防教室」の開催等を行う。	依存症予防教育推進事業の内数	59

施策・事業	平成30年度予算額 (単位:百万円)	令和元年度当初 予算額 (単位:百万円)	対前年度 増△減額 (単位:百万円)	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の 施策番号
学びを通じたステップアップ支援促進事業【文部科学省】	25	23	△2	高校中退者等を対象とした高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援モデルの構築及び全国展開。	平成30年度まで「地域の教育資源を活用した教育格差解消プラン」として実施。	59、65
高等学校卒業程度認定試験等【文部科学省】	321	353	32	高等学校卒業程度認定試験の実施運営、問題作成及び合格者等への各種証明書発行とそのため のデータ管理。	高等学校卒業程度認定試験等の内数	63
刑務所出所者等就労支援事業【厚生労働省】	640	698	58	刑務所出所者等に対して、ハローワークによる職業相談・紹介、トライアル雇用助成金等の支給等を実施するほか、協力雇用主を対象とした求人開拓を行うなど総合的な支援を実施。		5、18、19、20、113、114
生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者就労訓練事業【厚生労働省】	38,524	43,628	5,104	就労に向け準備が必要な者や一定の継続的・柔軟な働き方が必要な者に対し、対象者の状況に応じた支援を実施。	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数	22
地域生活定着促進事業【厚生労働省】	38,524	43,628	5,104	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする釈放後に行き場のない矯正施設出所者の社会復帰を支援するため、各都道府県に「地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設や保護観察所、既存の福祉の関係者と連携して、支援の対象となる人が釈放後から福祉サービスを受けられるよう取り組む事業。	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数	36
障害福祉サービス（地域生活移行個別支援特別加算）【厚生労働省】	1,099,687	1,173,175	73,488	医療観察法に基づく通院医療の利用者等に対する障害者グループホーム等における相談援助等にかかる報酬（加算）。	障害者自立支援給付費負担金（介護給付・訓練等給付費）の内数	40
依存症支援者研修事業【厚生労働省】	333	512	179	都道府県・指定都市において、依存症者や家族に対する相談・治療等の支援を行う人材を養成するための研修を実施。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	48
依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業【厚生労働省】	69	77	8	都道府県・指定都市において指導的役割を果たす指導者を養成するため、依存症者や家族に対する相談・治療等に係る研修を実施。	依存症対策全国拠点機関設置運営事業の内数	48、49、57
依存症専門相談支援事業【厚生労働省】	333	512	179	都道府県・指定都市において、依存症相談員を配置した依存症相談拠点を設置するなど、依存症者や家族に対する相談・指導等の支援を実施。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	49
薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業【厚生労働省】	49,314	49,486	172	地域で薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体の活動を支援。	地域生活支援事業の内数	50
依存症民間団体支援事業【厚生労働省】	18	29	11	全国規模で依存症問題に取り組む民間団体の活動を支援。		50
薬物乱用者に対する再乱用防止対策事業【厚生労働省】	4	128	124	相談担当者等向け講習会の開催、関係機関による連絡会議の開催、保護観察の付かない執行猶予判決を受けた乱用者等に対する支援等		51、52

施策・事業	平成30年度予算額 (単位: 百万円)	令和元年度当初予算額 (単位: 百万円)	対前年度増△減額 (単位: 百万円)	施策・事業の概要	備考	再犯防止推進計画の施策番号
連携会議運営事業【厚生労働省】	333	512	179	薬物依存症者やその家族に対する包括的な支援に向けて、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関による連携会議を開催。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	52
依存症支援者研修事業【厚生労働省】	333	512	179	都道府県・指定都市において、依存症者や家族に対する相談・治療等の支援を行う人材を養成するための研修を実施。	地域における依存症の支援体制の整備の内数	57
生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業【厚生労働省】	38,524	43,628	5,104	生活保護受給世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象に、学習・生活面の支援を実施。	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数	59
子どもの生活・学習支援事業【厚生労働省】	16,695	15,926	△ 769	放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行う。	母子家庭等対策総合支援事業の内数	59
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【厚生労働省】	16,695	15,926	△ 769	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。	母子家庭等対策総合支援事業の内数	59
農の雇用事業【農林水産省】	5,058	4,958	△ 100	青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修を支援するとともに、新規就業者に対する新たな法人設立に向けた研修等を支援。	農業人材力強化総合支援事業の内数	8、9
「緑の雇用」新規就業者育成推進事業【農林水産省】	4,500	4,334	△ 166	新規就業者の確保・育成に向け、林業経営体が行う人材育成研修等に要する費用等を支援。		8、9
現場技能者キャリアアップ対策【農林水産省】	287	279	△ 8	林業の成長産業化に向け、林業経営体の育成に資する現場技能者のキャリアアップ対策を支援。		8、9
漁業人材育成総合支援事業【農林水産省】	771	796	25	漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の若者に対し資金を交付するほか、漁業現場での長期研修、資格取得、経営能力向上等を支援。		8、9
農福連携対策事業【農林水産省】	10,070	9,809	△ 261	福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援。	農山漁村振興交付金の内数	22

5. 政府・地方公共団体の再犯防止等施策担当窓口一覧

政府の再犯防止等施策担当窓口一覧	
内閣官房	内閣官房副長官補室
内閣府	内閣府大臣官房企画調整課
警察庁	生活安全局生活安全企画課
総務省	地域力創造グループ地域政策課
法務省	大臣官房秘書課企画再犯防止推進室
文部科学省	総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
厚生労働省	職業安定局雇用開発企画課
	社会・援護局総務課
	社会・援護局障害保健福祉部企画課
	人材開発総務担当参事官室
農林水産省	経営局就農・女性課
水産庁	漁政部企画課
経済産業省 中小企業庁	経営支援部経営支援課
国土交通省	総合政策局政策課

都道府県・政令指定都市 再犯防止等施策担当窓口部局等一覧	
地方公共団体名	窓口部局等名
北海道	環境生活部くらし安全局道民生活課安全安心グループ
青森県	健康福祉部健康福祉政策課
岩手県	保健福祉部地域福祉課
宮城県	保健福祉部社会福祉課地域福祉推進班
秋田県	健康福祉部地域・家庭福祉課
山形県	健康福祉部地域福祉推進課
福島県	保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課
茨城県	保健福祉部福祉指導課人権施策推進室
栃木県	県民生活部くらし安全安心課
群馬県	生活文化スポーツ部県民生活課人権男女共同参画室
埼玉県	福祉部社会福祉課
千葉県	健康福祉部健康福祉指導課
東京都	都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課
神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
新潟県	福祉保健部福祉保健課企画調整室
富山県	厚生部厚生企画課
石川県	健康福祉部厚生政策課地域福祉グループ
福井県	健康福祉部地域福祉課人権室
山梨県	県民生活部県民生活・男女参画課
長野県	健康福祉部地域福祉課
岐阜県	健康福祉部地域福祉課地域福祉係
静岡県	くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課
愛知県	防災安全局県民安全課
三重県	子ども・福祉部地域福祉課
滋賀県	健康医療福祉部健康福祉政策課企画調整係
京都府	府民環境部安心・安全まちづくり推進課
大阪府	政策企画部青少年・地域安全室治安対策課
兵庫県	企画県民部県民生活局地域安全課
奈良県	福祉医療部地域福祉課
和歌山県	環境生活部県民局県民生活課
鳥取県	福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課
島根県	健康福祉部地域福祉課

岡山県	県民生活部くらし安全安心課
広島県	環境県民局県民活動課（青少年健全育成グループ）
山口県	健康福祉部厚政課
徳島県	危機管理部消費者くらし安全局消費者くらし政策課
香川県	健康福祉部子ども政策推進局子ども政策課
愛媛県	県民環境部県民生活局県民生活課
高知県	地域福祉部地域福祉政策課地域福祉推進チーム
福岡県	福祉労働部福祉総務課地域福祉係
佐賀県	健康福祉部福祉課地域福祉担当
長崎県	福祉保健部福祉保健課
熊本県	環境生活部県民生活局くらしの安全推進課
大分県	生活環境部私学振興・青少年課
宮崎県	福祉保健部福祉保健課地域福祉保健・自殺対策担当
鹿児島県	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課
沖縄県	子ども生活福祉部福祉政策課
札幌市	市民文化局地域振興部区政課
仙台市	健康福祉局地域福祉部社会課
さいたま市	保健福祉局福祉部福祉総務課
千葉市	保健福祉局地域福祉課
横浜市	健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課
川崎市	健康福祉局地域包括ケア推進室
相模原市	健康福祉局福祉部地域福祉課
新潟市	福祉部福祉総務課
静岡市	保健福祉長寿局健康福祉部福祉総務課
浜松市	健康福祉部福祉総務課
名古屋市	市民経済局企画経理課
京都市	保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課
大阪市	市民局区政支援室地域安全担当
堺市	健康福祉局長寿社会部長寿支援課
神戸市	保健福祉局総務部総務課
岡山市	保健福祉局保健福祉部福祉援護課
広島市	市民局市民安全推進課
北九州市	市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課
福岡市	市民局生活安全部生活安全課
熊本市	市民局市民生活部生活安全課

注 上記の窓口部局等は、再犯防止施策を実施する部局等には必ずしもなっていない。

6. 再犯防止に向けた総合対策

〔平成24年7月20日
犯罪対策閣僚会議決定〕

はじめに

最近の我が国の犯罪情勢を見ると、刑法犯の認知件数が平成14年をピークに減少傾向にあるなど、一定の改善を見せているものの、戦後を通じて見ればなお相当高い水準にある。

平成19年版犯罪白書によると、昭和23年以降の犯歴100万人（犯歴の件数は168万495件）を対象とした調査の結果、総犯歴数別の「人員構成比」では、初犯者が71%を占め、繰り返して犯罪を犯す再犯者は29%にとどまるのに対し、「件数構成比」では、再犯者による犯歴の件数が58%を占めており、このことは、約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われているという事実を示している。

また、平成23年版犯罪白書によると、平成22年における一般刑法犯検挙人員に占める再犯者の比率は43%、刑務所への入所受刑者人員に占める再入者の比率は56%であり、いずれも近年において上昇傾向が続いている。

さらに、刑務所出所者や保護観察中の者による重大事犯が後を絶たないことをも考慮すると、再犯防止対策は、「世界一安全な国、日本」復活の礎ともいべき重要な政策課題である。

犯罪や非行の要因については、これまでも心理学、社会学等からのアプローチがなされてきたところであり、様々な要因が複雑に関連し合っていると考えられるが、特に、刑務所出所者等については、一般に、個々の問題性が深刻であることに加え、社会とのつながりが希薄化するなどして犯罪に至る危険因子を多く抱えていると考えられる。

このため、これらの者に対する支援は、「犯罪者を生まない社会の構築」の実現のための重要な柱の一つとされ、特に、社会生活上困難な事情を抱える刑務所出所者等が、社会における「居場所」や「出番」、すなわち、帰住先・就労先を見付けることや、薬物依存、高齢、障害等といった特定の問題を克服するための支援を行うことが急務と認識されてきた。

政府においては、平成22年12月、犯罪対策閣僚会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」を設置し、省庁横断的な検討を進め、平成23年7月、これらの喫緊の課題に対し、短期間に集中して取り組むべき施策として「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」を策定し、現在、これに沿って、関係省庁が連携して着実に実施しているところである。

しかしながら、刑務所出所者等の再犯を効果的に防止するためには、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続することが求められることから、今後は、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として発展的に再構築を図る必要がある。

再構築に当たり、特に重要と考えられる点は以下のとおりである。

第1は、「個々の対象者の特性に応じた取組の実施」である。

犯罪や非行には様々な要因が関わっているところ、再犯防止のためには、その中から適切なものを選び効果的に働き掛けることが求められる。

このため、現に有効性が認められている施策を着実に進めつつ、刑務所出所者等が再犯に至る要因を多面的に捉え、個々の特性に応じた効果的な取組を充実し、刑務所及び少年院（以下「刑務所等」という。）に収容中から出所及び出院（以下「出所等」という。）後まで一貫性を持って継続的に進めることが必要である。

第2は、「再犯要因分析に基づく施策の重点実施」である。

再犯防止対策のために投入する人的・物的資源を最大限に活用するためには、有効な施策を選択

し、そこに資源を集中する必要がある。

このため、再犯に至る要因の実証的な分析や各施策の効果検証を行い、それに基づいて効果的に人的・物的資源を投入することにより、再犯防止対策の実行を加速化すべきものは加速化し、その実現を前倒ししていくことが必要である。

第3は、「可能な限り具体的な目標設定及びその達成のための仕組みづくり」である。

刑務所出所者等が、社会の中で孤立することなく安定した生活に定着していくためには、本人の自覚や努力はもとより、対象者を受け入れる社会の理解や協力が必要不可欠である。

また、国民の安全・安心に対する期待に応えるという点において、再犯防止対策の効果等を適時適切に示すことには大きな意義がある。

このため、上記の取組や施策の目指す成果について、目標とする到達点や数値によって効果を表すことのできるものについては、具体的な数値目標等を設定し、その達成時期や達成までの工程を示した上で、定期的にその達成状況を公表していく必要がある。

これらを踏まえ、犯罪対策閣僚会議においては、この度、「再犯防止に向けた総合対策」を策定した。

今後、本対策に基づき、関係諸機関の連携の下、各施策を着実に推進していくこととする。

第1 再犯の現状と課題

1 全般的状況

(1) 再犯者率の上昇

一般刑法犯により検挙された再犯者は、平成19年から若干減少し、13万7,614人（平成22年のデータ。以下特に断りのない場合は同年のデータとする。）であったが、検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）は、平成9年の28%から一貫して上昇し続け、43%に達している。

なお、一般刑法犯及び特別法犯により検挙された再犯者のうち、前に検挙されたものと同じ罪名で再び検挙された者の比率が高い順に見ると、覚せい剤取締法違反（覚せい剤に係る麻薬特例法違反も含む。）の60%、傷害の20%、窃盗の19%等となっている。

(2) 再入者率の上昇

刑務所に入所した受刑者に占める、入所度数が2度以上の再入者の割合（再入者率）は、平成16年から上昇し続けており、56%に達している。

さらに、刑務所を出所した者が再度刑務所に入所する割合（再入所率）は、入所が1度の者の5年以内の再入所率が25%であるのに対し、入所が2度の者の再入所率は48%と2倍近くの高率となっている。

なお、平成18年に満期釈放により出所した者の5年以内の再入所率は53%であり、仮釈放により出所した者の30%より20ポイント以上も高い。

(3) 仮釈放率の低下

出所者に占める仮釈放者の割合（仮釈放率）は、平成13年からおおむね56～57%で安定して推移してきたところ、平成17年以降低下を続け、49%と半数を下回っている。

2 対象者の特性別に見た現状

(1) 早期対策が必要な少年・若年者

少年の刑法犯検挙人員は近年減少傾向にあるものの、人口比ではなお高い水準にあり、再犯者

の占める割合も近年漸増傾向にある。また、若年者（20歳以上30歳未満）の一般刑法犯検挙人員の人口比は少年よりも低いものの、成人一般に比べると高くなっている。

一方、20歳代に刑事処分を受け、保護観察付執行猶予となった者のうち約半数、刑務所に入所した者のうち約4割が、少年期に何らかの保護処分を受けていることから、少年期の非行傾向や要因が十分改善されずにその後の刑事処分に至っていることが推測される。

さらに、平成23年版犯罪白書によると、18歳から19歳で少年院を出院した者を対象とした特別調査の結果、少年院出院後に刑事処分を受けた者の初回犯行時年齢では20歳が最も多く、また、約8割が20歳代の第1四半期（20歳から22歳6か月までの期間）までに初回犯行に及んでいる。

これらの事実は、少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性を示しており、他の年齢層と比べて可塑性に富み、社会復帰のための環境も整いやすいことを踏まえ、少年・若年者に焦点を当てた取組を強化する必要がある。

(2) 急速に増加する高齢者

一般刑法犯について、高齢者の検挙人員は、他の年齢層と異なり近年著しい増加傾向にあり、その勢いは高齢者人口の増加をはるかに上回っている。

また、高齢者の入所受刑者人員は、最近20年間、ほぼ一貫して増加傾向にあり、入所受刑者全体と比べてその増加傾向は著しく、その中で、再入者の割合が高くなっている。

さらに、平成19年版犯罪白書によると、再犯期間が1年以内の者は47%と、他の年齢層に比べて際立って短くなっている。

一方、高齢者の仮釈放率は、入所受刑者全体と比べて20ポイント以上も低くなっており、その背景に、適当な帰住先のない者が年々増加していることがありと推測される。

このようなことから、平成21年度から地域生活定着支援事業^{※1}により、高齢や障害により自立した生活が困難な者に対する福祉的支援を実施しているところ、今後は更に、関係機関の連携の下、出所等後の生活環境の調整や生活基盤の確保等について取組を強化する必要がある。

(3) 精神障害等により自立が困難な者

一般刑法犯の検挙人員のうち、知的障害者を含む精神障害者及び精神障害の疑いのある者の割合は1%で推移しているところ、入所受刑者及び少年院入院者のうち精神障害を有する者の占める割合は、入所受刑者については8%、少年院入院者については9%と、年々増加している。

さらに、保護観察対象者のうち、「精神障害等対象者」の類型に認定された者の全体に占める割合は5%程度となっている。

これに対し、地域生活定着支援事業が地域生活定着支援センターを各都道府県に整備することなどにより成果を上げてきているものの、支援を必要とする全ての精神障害等により自立が困難な者に受入先を確保するには至っていない。

このため、平成24年度から開始された地域生活定着促進事業を効果的に実施するとともに、同事業の対象から漏れた者に対する支援も含め、他の自立・生活困難者を対象としたNPO法人等との連携策等を強化する必要がある。

(4) 増加する女性入所受刑者

一般刑法犯検挙人員に女性の占める割合は22%、入所受刑者に女性の占める割合は8%とい

※1 高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等について、出所等後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の交付、社会福祉施設への入所等）につなげるための事業であり、「地域生活定着支援センター」を各都道府県に整備し、社会復帰支援を推進。なお、平成24年度から「地域生活定着促進事業」として実施。

れも低いですが、その一方で女性の入所受刑者人員は平成4年には914人であったのに対し、平成22年には2,206人と増加し、平成4年の約2.4倍となっている。

また、女性の再入者は、平成12年から増加傾向にあり、再入者率も、平成17年から上昇し続けている。

女性の入所受刑者の罪名について見ると、覚せい剤取締法違反の割合が39%と最も高く、男性の23%と大きく異なる傾向にあるほか、高齢者では、窃盗が70%を超えて著しく高いことが特徴的である。

一方、女性の受刑者や少年院在院者には、過去の被虐待経験や性被害による心的外傷、摂食障害の問題等を抱える例が多いことが指摘されている。

これらのことから、女性の受刑者や少年院在院者において特徴的な問題に着目した指導・支援を充実させる必要がある。

(5) 暴力団関係者

暴力団関係者の検挙人員の推移を見ると、長期にわたり漸減傾向にあり、検挙人員全体に占める割合は6%となっている。

また、暴力団関係者の入所受刑者人員の推移を見ると、近年は漸減傾向にあり、入所受刑者総数の10%となっている。

一方、暴力団関係者である入所受刑者のうち、再入者の占める割合は77%となっており、暴力団関係者でない者と比べて20ポイント以上も高くなっている。

刑務所においては、暴力団からの離脱に向けた指導を実施しているところ、その効果は限定的であり、今後更に関係省庁間の連携を強化し、情報共有の在り方や有効な暴力団離脱支援策について検討する必要がある。

3 対象者の罪名・罪種別に見た現状

(1) 再犯率の高い薬物事犯

覚せい剤取締法違反による検挙人員は、平成13年以降おおむね減少傾向にあるが、入所受刑者全体に占める割合は依然として24%と高くなっている。

また、覚せい剤取締法違反による入所受刑者に占める同一罪名再入者率は、75%と極めて高くなっており、一たび依存症に陥った薬物事犯者の更生の困難性を示している。

このようなことから、刑務所等収容中から出所等後までを通じて一貫性のある専門的処遇プログラム^{※2}を効果的に実施するとともに、社会内において、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携による継続的な指導・支援体制を確立する必要がある。

加えて、薬物依存から早期に立ち直り、再使用に陥らないためには、その家族等による適切な対応が重要であることから、指導・支援の実施において当該家族等の協力が得られるよう、働き掛けや支援を行う必要がある。

(2) 国民の関心の高い性犯罪

強姦の認知件数は平成16年から減少しており、強制わいせつについても戦後最多を記録した平成15年の70%に減少している。

一方、内閣府が平成18年に実施した「治安に関する世論調査」によると、「自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる犯罪」として、「痴漢や強制わいせつなどの性的犯罪」を挙げた者の割合が、平成16年には23%であったのに対し、平成18年には28%に増加しているな

※2 薬物依存があることや性犯罪者であることなどの事情を有することにより、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる者について、それらの事情の改善に資することに配慮した処遇のためのプログラム

ど、性犯罪については国民の関心が高くなっている。

また、平成19年版犯罪白書によると、70万人初犯者・再犯者混合犯歴のうち、1犯目と同種再犯を犯した者の割合は、性犯罪では5%となっており、覚せい剤取締法違反や窃盗の29%、傷害・暴行の21%等に比べて相当低くなっているが、他方、性犯罪を多数回繰り返す者が一定数存在しており、その多くが若年時に初犯を犯している。

このため、薬物事犯と同様に、受刑者等の再犯リスクに応じた専門的処遇プログラムを実施するとともに、関係省庁の連携の下で、再犯リスクの特に高い者に対する更に効果的な施策を検討する必要がある。

4 対象者の生活環境の現状

(1) 住居を含めた生活環境確保の重要性

刑務所出所者に占める満期釈放者の割合は、平成16年以降増加しており、平成22年には半数を超えている。また、満期釈放者のうち、適当な帰住先がない者の割合が半数近くとなっており、これらのことから、適当な帰住先がないことにより仮釈放の機会を得ることができない者が相当数存在することが推測される。

さらに、入出所を繰り返すにつれて、親族等との関係が疎遠になるなどにより帰住先の確保が困難化する状況があり、こうした支える人のいない社会内での孤立化を背景に、適当な帰住先がない者ほど出所後再犯までの期間が短く、平成16年から平成20年までの5年間に於いて、適当な帰住先がなかった再入所者のうち、約6割が出所後1年未満で再犯に至っている。

このため、更生保護施設を始めとする社会内における多様な帰住先の確保・開拓に努めるとともに、それぞれの機能や特性に応じた確実な受入れを推進し、刑務所出所者等の社会復帰につなげていく必要がある。

なお、満期釈放者については、その過半数が5年以内に再入所している状況にあり、保護観察の対象とならない満期釈放者に対しても社会内での新たな支援策を検討する必要がある。

(2) 就労先確保の重要性

ア 刑務所再入所者のうち、無職者が占める割合は、最近10年間に於いて増加傾向が続いており73%となっている。

また、平成17年から平成21年までの5年間に於いて、無職の保護観察対象者の再犯率は有職者の再犯率の約5倍となっている。

このように、無職者による再犯が顕著な現状からすると、再犯防止のために就労の果たす役割は大きい。他方、刑務所出所者等の就労先の確保は、対象者の資質や前歴等の問題から、困難な状況が継続している。

このため、平成18年度から刑務所出所者等総合的就労支援対策^{※3}を実施しており、年間2,000人以上の者が就職に至るなど、一定の成果を上げているものの、職場への定着が困難な者も生じている。

一方、刑務所出所者等であることを理解した上で雇用・就労に協力する事業主（協力雇用主）の登録数は増加傾向にあり、平成24年4月現在で個人・法人合わせて約1万となっているが、実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主は登録数の一部にとどまっている状況にある。今後は、多業種にわたる新たな雇用先の創出や開拓に取り組む必要がある。

イ 受刑者等には、就労に必要な基礎学力が不足している者が多く、最終学歴が高等学校中退までの者が70%近くに達しており、このことが就労先の確保を困難化する一因となっている。

※3 刑務所、少年院、保護観察所、公共職業安定所等が連携する仕組みを構築した上で、支援対象者の希望、適性等に応じ、計画的に就労支援を行うもの。

これに対し、刑務所等では平成19年から施設内で高等学校卒業程度認定試験を実施しているところ、平成22年度の受験者は776人とどまっており、更なる指導の充実や対象者の拡大を図る必要がある。

また、職場への定着に当たっては、基礎学力とともに、就労を継続するための技術や能力が求められるため、雇用ニーズに応じた職業訓練種目の導入や職場でのコミュニケーション能力を高める取組を進める必要がある。

第2 再犯防止対策の基本的考え方

1 再犯の実態を踏まえ、効果的な施策を選択し、集中的に実施する

再犯防止は刑事政策における主要テーマであり、我が国においても、これまで、対象者の更生意欲を高める指導や社会復帰に向けた教育訓練等、様々な施策が採られてきている。

一方、再犯の状況や治安に対する国民からの要請は、社会経済情勢等と共に変化しており、これに適切に対応した対策を実施するためには、再犯をめぐる状況を適切に把握し、既存の施策についてその効果を検証し、有効性や効率性を踏まえて取捨選択を行い、効果的な施策に集中的に取り組むことが求められる。

2 再犯に至る要因について更なる実態解明を進める

犯罪・非行の要因については、多面的かつ複合的であり、特定の要因と犯罪・非行発生との関係を特定することは困難である。

しかし、再犯防止を進める上では、「どのような要因が対象者に内在又は再犯に至る過程に存在しており、変えることが可能なのか」といった観点から、犯罪・非行に至る要因の実態解明に向け更に調査研究を進め、その成果を基に新たな施策を検討する必要がある。

3 犯罪による被害の回復と犯罪被害者の安全・安心な生活に配慮して進める

再犯防止対策の実施に当たっては、犯罪被害者が受けた被害の大きさやその影響を正しく理解し、犯罪被害者が被害を回復し、再び安全で安心した生活を営むことができるように配慮して取り組む必要がある。

4 国民の理解と協力の下で、中長期的な視点に立った対策を継続的に進める

再犯防止対策は、一たび犯罪に陥った人を社会内で孤立させず、望ましい社会復帰のために必要な支援を行うものであるが、同時に、犯罪被害者の置かれている状況や視点を踏まえ、国民の理解の下で進めるべきものである。

このため、刑務所出所者等の社会復帰を見守り支える社会内の仕組みを創り出しつつ、犯罪被害者を含む国民に対し、再犯の現状とその防止に向けた取組に関する情報を提供し、理解を得るなど啓発していくことが重要であり、中長期的な視点に立って継続的に取り組む必要がある。

第3 再犯防止のための重点施策

1 対象者の特性に応じた指導及び支援を強化する

対象者個々の特性に応じて、実証的研究及び根拠に基づいた、効果的な処遇を強化するとともに、刑務所等での処遇と社会内での処遇との有機的連携を確保する。

(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

また、関係諸機関の連携の下で、刑務所等収容中から出所等後の保護観察までの過程を通じて、家族等からの相談に応じ助言等を行う態勢を強化するなど、家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る。

さらに、関係機関・団体の協力を得つつ、地域社会に寄与する社会貢献活動を行わせることにより、自己有用感を得させて社会のルールの大切さ等を理解させるとともに、対象者の特性に応じ、創作・体験活動等の社会参加活動に参加させることにより、学校・職場等での人間関係の構築に必要なコミュニケーション能力の伸長を図る。

加えて、広く支援を必要としている少年に対しては、積極的に連絡を取り、関係機関や民間ボランティア等との連携による立ち直り支援をより一層推進し、少年の高い再非行率の原因である不良交友関係の解消や当該交友関係に代わる居場所づくり等を効果的に実施する。

(2) 高齢者又は障害者に対する指導及び支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所等、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉等のサポートを、刑務所等収容中から出所等後に至るまで切れ目なく実施できるよう取組を強化する。

さらに、高齢者については、その再犯期間が短いことに注目し、刑務所から出た直後の指導・支援を強化するとともに、刑務所収容中、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導を充実する。

(3) 女性特有の問題に着目した指導及び支援

近年における女性受刑者の増加に対し、薬物事犯者の占める割合の高さや高齢者における窃盗の占める割合の高さ等、女性に特徴的な傾向を分析し、更に効果的な指導・支援方策を検討する。

また、過去の被虐待体験や性被害による心的外傷、摂食障害等の精神的な問題を抱えている者に対し、社会生活への適応のための支援方策を検討する。

(4) 薬物依存の問題を抱える者に対する指導及び支援

薬物依存の問題を抱える者に対しては、個々の再犯リスクを適切に把握した上で、そのリスクに応じた専門的指導プログラムや薬物依存症の治療のための医療と、帰住先・就労先の確保のための支援とを一体として実施するとともに、保護観察所、医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携によって、刑務所等収容中から出所等後まで一貫した支援が行える態勢を強化する。

特に、覚せい剤事犯者にとって再使用の危険性が最も高いとされる刑務所等からの出所等後間もない時期については、密度の高い指導及び支援を実施した上、引き続き医療機関、薬物依存症に係る自助団体等と緊密に連携しつつ薬物依存に対する継続的・長期的な指導・支援の充実を図る。

また、その家族等に対し、薬物依存者への対応等に関する理解を深めさせ、適切な対応力を付与するとともに、当該家族等を疲弊、孤立させないための取組を実施する。

さらに、対象者の薬物依存に係る治療、回復段階を見据えつつ、その就労能力や適性を評価し、その時々に応じた就労支援等を実施する。

(5) 性犯罪者に対する指導及び支援

性犯罪者に対しては、関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを適切に把握し、刑務所等収容中から出所等後まで一貫性のある性犯罪者処遇プログラムや子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者に対する所在確認・面談等により、効果的な指導・支援を実施する。

特に、小児を対象した性犯罪者、性犯罪又は性犯罪と密接な関連を有する他の犯罪を累行する者等、性犯罪リスクの高い刑務所出所者等に対する再犯防止対策の在り方については、諸外国の取組事例等も参考とし、新たな対策の検討を行う。

(6) 暴力団関係者等再犯リスクの高い対象者に対する指導及び支援

暴力団関係者に対しては、関係機関の情報連携の下で、個々の離脱意志の程度、暴力団との関係性、刑務所等での暴力団離脱指導の受講態度等に関する情報を的確に把握し、真摯な離脱意志を有する者に対して必要な支援を継続的に実施する。

また、再犯要因としてアルコール依存を含む問題飲酒、ドメスティック・バイオレンスを含む対人暴力等の問題性が大きい者については、その問題性を早期に把握し、適切な処遇・指導を実施する。

2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

(1) 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

また、刑務所出所者等が、地域において住居を自力で確保できるよう、保護観察における生活指導を強化するとともに、住居を借りる際の手続や契約方法等、住居の確保に資する知識・情報の提供を行う。

さらに、協力雇用主のうち、住み込みでの受入れに積極的な事業主を確保・開拓するなど、就労と結び付く住居の安定的な確保策について検討する。

(2) 就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を

一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

少年に対しては、就労や就学による生活基盤の確立が特に重要であることから、関係機関や民間ボランティア等との連携を一層強化し、助言・指導等による立ち直り支援の更なる推進を図る。

上記に加え、労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等（ソーシャル・ファーム）の普及に向けた支援、国の機関の公共調達における雇用機会創出の促進等、新たな就労先確保策について検討する。

（3）社会貢献活動による善良な社会の一員としての意識の醸成

関係機関・団体等の協力を得つつ、対象者に地域社会に寄与する社会貢献活動等を行わせることにより、自己有用感を得させて改善更生の意欲を向上させ、社会の一員として他者を尊重し、社会のルールを守ることの大切さに気付かせ、また、社会における居場所づくりを図るなどの処遇効果を得るための取組を強化する。

（4）犯罪被害者の視点を取り入れた指導、支援等の実施

刑務所出所者等が社会復帰を果たす上で、自らの犯罪・非行と向き合い、犯罪被害者等の心情を理解させた上で、謝罪や被害弁償を行うことが重大な意義を持つことから、犯罪被害者の体験を聴く機会を持たせたり、その心情を対象者に伝えたりするなど、犯罪被害者の視点を取り入れた指導を着実に実施し、犯罪被害者の苦しみを理解させ、真摯な謝罪に向けた動機付けの強化を図る。

また、これらの指導の効果検証等を踏まえ、犯罪被害者との関係における修復的な取組の導入について検討する。

（5）満期釈放者等に対する支援の充実・強化

満期釈放者に対しては、更生緊急保護による支援の強化策として、出所後に必要な支援を受けられる場所や機会を拡充するとともに、出所前の指導や情報の説示等を充実する。

また、保護観察終了者等に対しても、更生保護サポートセンターを活用した相談支援等を始め、相談に訪れやすい場所や機会、相談相手を確保することにより、社会的に孤立させない取組を検討する。

さらに、少年院を出院した少年に対しては、在院中に指導を担当した法務教官が助言等を行う仕組みを整備するとともに、少年鑑別所が、地域住民や非行・犯罪に関係する諸機関・団体の求めに応じ、必要な助言や援助を行うことで、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与する。

3 再犯の実態や対策の効果等を調査・分析し、更に効果的な対策を検討・実施する

これまで、各機関等において、再犯の実態や対策の効果等について調査・分析されてきた成果をいかしつつ、再犯の実態や対策の効果等を、適切な指標を選定したデータ等により常に把握し、それに基づき効果的な施策を選択し、必要な資源を集中させ、総合的かつ一貫した観点から施策を実施する。

（1）再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究の実施

刑務所出所者等が再犯に至った経緯や住居・就労確保に至った状況等、再犯の実態把握や個別具体的な再犯防止対策の効果検証のため、対象者の罪名・罪種のみならず、特性や問題性等、複数の要素に着目した分析や研究等を継続的に実施する。

また、刑務所出所者等のうち、再犯をしなかった者について、更生することができた要因等の調査研究を検討する。

(2) 再犯の実態把握や再犯の未然防止のための情報連携体制の構築

関係機関が個々の対象者に対し一貫性ある処遇を行うとともに、実施された処遇の効果を事後的に検証し、更に効果的な対策につなげるため、刑事手続等の各段階におけるデータの収集の在り方等について検討するとともに、保有している各種資料、データベース等の利活用も含め、広範かつ有機的な情報連携体制を構築する。

また、捜査力の強化や検挙の徹底を図ることによる犯罪抑止の観点から、関係省庁の連携の下、DNA型データベースの拡充や刑務所出所者情報の共有の強化等、再犯の未然防止に資する情報・データの収集の在り方やその活用方策について検討を行い、より効果的な情報連携体制を構築する。

(3) 既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策の検討

再犯の実態や対策の効果等に関する調査研究の結果等を踏まえ、満期釈放者や保護観察終了者に有効な支援を行うための新たな枠組み等、既存の制度や枠組みにとらわれない新たな施策について、関係省庁の連携の下で、検討を行う。

4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

(1) 啓発事業等の実施

再犯の状況、再犯防止対策の実情等について、国民に分かりやすく提示又は説明する機会や方法を増加させることにより、再犯防止対策に対する国民の理解や具体的な支援・協力を促進する。

(2) 刑事司法分野に関する法教育の実施

学校教育等における法や司法に関する学習機会の充実策の一環として、我が国の再犯防止対策の取組に関する広報活動等を実施する。

(3) 保護司制度の基盤整備と充実・強化

保護司制度の基盤を強化し、将来にわたって有効に機能させていくため、新任保護司の確保と保護司の育成に努めるとともに、更生保護サポートセンターによる効果的な保護司活動の展開、保護司活動に伴う負担の軽減、地方公共団体との連携の充実等、保護司が地域社会の理解や協力を得て、円滑に活動できる環境を整備するための方策について検討する。

(4) 弁護士及び日本弁護士連合会等との連携

刑務所出所者等が円滑な社会復帰を果たし、自立更生していくためには、弁護士等による法的支援が必要かつ有用であるところ、これを充実・強化するなどの観点から、弁護士、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討する。

(5) ボランティアやNPO法人等民間資源の参画による支援策の展開

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、更生保護女性会やBBS会等、民間協力者の活動を活用した支援メニューの多様化や、広く国民の参画を募る支援策の充実・強化を図る。

また、NPO法人や社会福祉法人等を自立準備ホーム等の運営主体として積極的に開拓するとともに、これら民間協力者等へのサポート体制を強化する。

第4 再犯防止対策の数値目標

刑務所出所者等の再犯防止における本対策の効果をできる限りの確に捉えるため、出所等年を含む2年間^{※4}において刑務所等に再入所等する者の割合（以下「2年以内再入率」という。）を数値目標における指標とする。

なお、上記期間は、出所等後において最も再入所率が高い時期となっており、この期間における再犯を防止する効果は大きいと考えられる。

そこで、過去5年における2年以内再入率の平均値（刑務所については20%、少年院については11%）を基準とし、これを平成33年までに20%以上減少させることを目標とする。

第5 推進体制

1 施策の評価及び管理

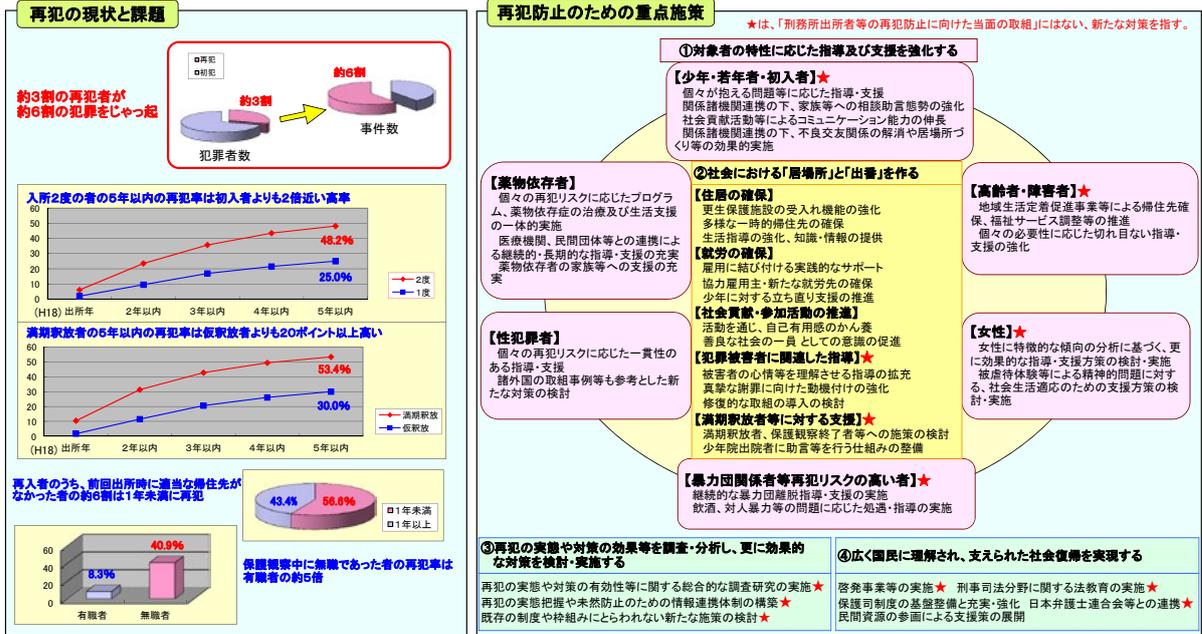
再犯防止対策ワーキングチームにおいて、本対策に基づく施策を実現するための具体的取組についての工程表及びこれらの成果目標を策定し、各施策の実施状況及び目標等の達成状況を毎年把握するとともに、民間有識者等の意見をも反映させつつ、その改善等の検討を行うことにより、総合的な再犯防止対策の推進を図る。

2 対策の見直し

本対策については、社会経済情勢等の犯罪をめぐる諸情勢の変化、本対策に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年後を目途に見直しを行う。

※4 出所等した年の翌年の年末まで

「再犯防止に向けた総合対策」(概要)



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

特集

基礎資料

7. 宣言：犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～

〔平成26年12月16日〕
犯罪対策閣僚会議決定

はじめに

犯罪や非行をした者は、服役するなどした後、再び社会の一員となる。

犯罪や非行が繰り返されないようにするためには、犯罪や非行をした本人が、過ちを悔い改め、自らの問題を解消する等、その立ち直りに向けた努力をたゆまず行うとともに、国がそのための指導監督を徹底して行うべきことは言うまでもない。

それと同時に、社会においても、立ち直ろうとする者を受け入れ、その立ち直りに手を差し伸べなければ、彼らは孤立し、犯罪や非行を繰り返すという悪循環に陥る。地域で就労の機会を得ることができれば、自分を信じることができる。住居があれば明日を信じることができる。彼らの更生への意志は確かなものとなり、二度と犯罪に手を染めない道へとつながっていく。

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するためには、ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会環境を構築することが不可欠である。

ここに、全ての国民と共に「犯罪に戻らない・戻さない」立ち直りをみんなで支える明るい社会を創り上げることを宣言する。

I 再犯の現状等

1 再犯の現状

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、世界一安全な日本を創ることは、国を挙げて成し遂げるべき使命である。

しかし、約3割の再犯者によって、約6割の犯罪が行われているという調査結果もある中、一般刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、検挙人員（犯罪少年を含む）に占める再犯者の割合（再犯者率）は、平成9年以降一貫して上昇し続けており、平成25年には約5割を占めるまでに至っている。また、平成25年に新たに受刑した者の約6割は、過去に受刑歴がある再入者によって占められている。

すなわち、今日の我が国においては、犯罪・非行の繰り返しをいかに食い止めるか（＝再犯防止）が、犯罪を減らし、安全・安心に暮らせる社会を構築する上での大きな課題となっている。

2 犯罪・非行が繰り返される背景

犯罪や非行の原因については、心理面や社会面等における様々な要因が複雑に関連し合っていると考えられるが、家族や地域社会とのつながりが希薄であり、孤立しているといった問題を抱えている者も少なくない。

こうした問題から、自立した社会の一員として暮らしていくために必要な仕事や、安心して暮らせる居場所を得ることができない者も少なくなく、例えば、再犯により刑務所に収容される受刑者の約7割が無職であり、また、仕事に就いていない者は、仕事に就いている者と比べて再犯率が4倍と高いことが明らかになっている。また、毎年約6,400人の受刑者が帰るべき場所がないまま刑務所を出所し、そのうち3人に1人は2年以内に刑務所に戻っている。

このような犯罪・非行の繰り返しを食い止めるためには、犯罪や非行をした者を社会で孤立させな

いことが肝要であり、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会での受け入れをいかに進めていくことができるかが大きな鍵となっている。

3 再犯防止を支える社会の変化

我が国において、犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えようとする取組は、明治中期に静岡県において生まれた。

それから現在に至るまで、我が国の再犯防止は、地域において犯罪や非行をした者の指導・支援に当たる保護司、刑務所や少年院等の矯正施設を訪問して受刑者や非行少年の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員を始め、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用する企業である協力雇用主、帰るべき場所のない刑務所出所者等を受け入れて「居場所」を提供する更生保護法人、犯罪や非行をした者の改善更生を支援する幅広い活動を行っている更生保護女性会、BBS会（BBSとは、Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体である。）など、多くの民間の篤志家と国が手を取り合って進められてきた。また、少年の居場所づくりを通じた立ち直り支援に取り組んでいる少年警察ボランティアは、都道府県警察の少年サポートセンターの少年補導職員と連携した活動を進めている。このような民間篤志家の存在、そしてその活動を直接、間接に支える日本国民の和の精神は、世界に誇るべき我が国の宝である。

しかし、人口減少時代を迎える中、都市化、高度情報化といった社会環境の変化も相まって、地域社会における人と人のつながりも弱まりつつある。こうした中で、民間の篤志家による活動は難しさを増しており、保護司のなり手も近年、減少傾向にあるなど、再犯防止を支える社会的土壌は危機に瀕していると言っても過言ではない。

再犯防止を支える我が国の良き社会的土壌を将来にわたって持続可能なものとするためには、こうした活動の輪を更に広げ、社会全体から理解され、国民一人一人の立場に応じた協力を得るための取組を進める必要がある。

II 立ち直りをみんなで支える社会に向けた取組の方向性

立ち直りを支える明るい社会の構築に向けた取組を進めるために必要なことは、国としてまず何を行い、その上で地域の関係機関や企業等の団体、ひいては広く国民に何をお願いしていくのか、その方針を明確に打ち出した上で、相互にその取組を積極化していくことである。

ここでは、自立のために必要な「仕事」と「居場所」の確保に向けた国の取組の方向性を示した上で、次項から、それぞれ取組について、具体的な数値目標と取組の内容を明らかにし、国民に一層の理解と協力を求めることとした。

【取組の方向性】

- 1 犯罪や非行をした者がより円滑に社会復帰することができるよう、矯正施設入所中から出所後に至るまで、これまで以上に社会とのつながりを持ちながら指導や支援を行える体制づくりを、地域社会の理解や協力も得ながら進めていく。
- 2 立ち直りに関わる国や地方の関係機関が連携を密にし、犯罪や非行をした者が健全な社会の一員として定着するまで、シームレスな指導・支援を行っていく。
- 3 犯罪や非行をした者の立ち直りを支える民間ボランティアや企業等が地域社会で活動しやすい環境をつくり、犯罪や非行をした者を受け入れることが自然にできる社会の実現に向けた活動の輪を広げていく。

Ⅲ 再犯防止につながる仕事の確保

【数値目標】

2020年までに、犯罪や非行をした者の事情を理解した上で雇用している企業数を現在の3倍にする。

【取組の概要】

犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず、粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか、前歴そのものによる就労上の制約があるなど、様々な課題を抱えている。そのため、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに、これらを活かして出所後直ちに就労できるよう、矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携し、具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

また、社会における就労先の開拓のため、協力雇用主による雇用及びその継続が円滑に行われるよう、物心両面の支援を推進するとともに、広く企業への情報発信に努める。

このような取組を総合的に推進することにより、犯罪や非行をした者を実際に雇用している協力雇用主の数を現在の約500社から3倍の約1,500社にまで増加させ、犯罪や非行をした者の自立に向けた就労の機会を大幅に増加させることを通じて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ。

【具体的な取組】

1 社会のニーズに合った矯正施設における職業訓練・指導の実施

受刑者や少年院在院者の中には、社会人として求められる意識や態度に欠ける者も少なくないことから、就労支援が必要な者を早期に把握した上で、就労意欲の喚起、働く上で求められる基本的なコミュニケーションスキルやビジネスマナーの体得等を目的とした指導を行うとともに、ハローワーク等の関係機関や民間協力者、企業等と連携した就労支援を実施する。

また、矯正施設における職業訓練・指導については、社会における担い手が不足していることから、雇用ニーズが高まっている業種を積極的に実施するなど、就職につながる職業訓練等の取組を推進する。

2 求人と求職のマッチングの強化

矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携して就職先の確保から就職後の職場定着支援までを一貫して行う就職支援の強化、民間のノウハウを活かした更生保護就労支援事業の推進等の求人と求職のマッチングに向けた取組を一層強力に推進する。

3 犯罪や非行をした者を雇用しやすい環境づくり

(1) 国等の公的機関における雇用の促進

国（法務省、厚生労働省）における保護観察対象少年の雇用事例を参考に、国及び地方公共団体等において、犯罪や非行をした者の雇用を積極的に検討する。

(2) 犯罪や非行をした者を雇用した企業に対する支援の充実

犯罪や非行をした者を雇用して指導等に当たる協力雇用主に対する経済的支援策等を拡充する。また、競争入札（総合評価落札方式）において、犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に対しポイントを加算する取組等、犯罪や非行をした者が雇用されやすくするための取組の推進に向けて、このような取組を進めている省庁及び地方公共団体における取組内容について、情報の共有を図る。

犯罪や非行をした者を雇用しようとする企業の不安を軽減させるため、雇用上のノウハウや成功事

例、雇用主に対する支援メニュー等の情報を広く事業主等に提供する。

(3) 安心して雇用し続けるためのサポート体制づくり

企業が安心して継続的に犯罪や非行をした者を雇用できるよう、雇用する中で生じる様々な問題等を相談し、支援を受けられる体制を構築する。

IV 再犯防止につながる社会での居場所づくり

【数値目標】

2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。

【取組の概要】

犯罪を繰り返すにつれて、親族等との関係が疎遠になり、社会で支える人がいないために社会で孤立しやすくなることが知られている。

受刑者に頼ることができる親族等が存在している場合には、刑務所から出所した後、当面の生活を支援してもらえるよう、個々の問題や関係性を踏まえながら、粘り強く調整を行う必要がある。

また、刑務所から出所した後に帰るべき場所がない者に対し、更生保護施設を始めとする一時的な居場所等につなぐ取組についても、一層の推進を図る必要がある。

他方、社会の高齢化等に伴い、高齢者・障害者といった自立が困難な受刑者の割合が増えている。近年、刑務所や保護観察所、地方公共団体が連携して、刑務所収容中から出所後速やかに適切な福祉サービスを受けることができるようにする仕組みが整備され、年間約1,000人の帰住先の調整が行われるなど、相応の実績を挙げつつある。しかし、福祉的な支援を必要とする潜在的な対象者は年間約2,000人に上るという調査結果もある中、こうした者に対する関係機関がシームレスに連携した医療・福祉的支援を更に強化することが必要となっている。

このような取組を総合的に推進することにより、帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を現在の約6,400人から3割以上減少させること、将来的にはこのような状況が解消されることを通じて、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ。

【具体的な取組】

1 出所後のスムーズな社会適応に向けた指導の充実

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所において、福祉や年金に関する基礎的知識の付与、対人スキルの向上等、出所後の生活へのスムーズな適応を目指した指導の充実を図る。

また、疾病等の健康上の問題を抱える者に対しては、矯正施設において必要な治療等を実施できるよう、矯正施設で勤務する医師の確保を含む医療体制の充実に向けた取組を推進する。

2 自立が難しい者の帰住先の確保に向けたシームレスな支援

高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対しては、刑務所、保護観察所、地域生活定着支援センター、更生保護施設、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所後直ちに福祉サービスにつなげる体制の充実を図るとともに、帰住先確保に向けた調整を強化する。

また、地域生活定着促進事業の対象とならない者に対しても、個々の必要性に応じた指導・支援、医療・福祉のサポート等を、刑務所に収容中から出所後に至るまでシームレスに実施できるよう、支援体制を強化する。

3 社会における様々な居場所の確保

(1) 一時的な居場所の確保

矯正施設から出所したものの、帰るべき場所がない者の一時的な居場所を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、更生保護施設の受入れ機能の強化・施設整備の促進、自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保等の取組を推進する。

(2) 犯罪や非行をした者の相談体制の充実

犯罪や非行をした者やその家族等が、生活上の悩み等の相談・助言、公的支援に関する情報提供を受けられる体制の充実を図る。

(3) ソーシャルビジネスとの連携

犯罪や非行をした者の新たな居場所の確保に向けて、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等との連携やこうした団体等の普及方策等について検討を進める。

V 再犯防止を支える社会の強化

再犯防止は、広く国民に理解され、支えられて初めて成り立つものである。

しかし、犯罪や非行をした者が、刑事裁判や少年保護手続を経て刑務所や少年院・保護観察所等によりどのような処遇を受けているのかについては、これまで注目されることも少なく、また、政府全体として広く国民に伝えるといった努力も十分効果的ではなかった。

犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えてきた民間協力者が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、「犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会」の構築に向けたメッセージを政府一丸となって国民に発信することにより、国民の関心を高め、直接・間接に再犯防止に協力してもらえる社会的土壌の一層の醸成に努める必要がある。

1 社会を明るくする運動の強化

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した者たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”の一層の推進を図る。

そのため、従来、法務大臣を委員長、関係省庁及び関係団体を構成員としている中央の推進体制について、全ての省庁を構成員とするとともに、一層多くの関係団体の参加を得ること等により、地方公共団体、民間と一丸となった広報啓発活動を積極的に推進する。

また、活動を進めるに当たっては、再犯防止活動に取り組む保護司や協力雇用主といった地域の民間協力者とも有機的に連携を取りつつ、刑事司法に限らない幅広い分野における関係者が相互に情報を交換し、交流すること等を通じて、再犯防止に関するネットワークが広がるような取組を推進する。

併せて、国民各層に関心を持ってもらう一つのきっかけとするため、様々な分野において再犯防止活動に取り組む人やその活動内容を分かりやすく発信する取組を推進する。

2 立ち直りを支える民間協力者が活動しやすい環境づくり

社会を明るくする運動など再犯防止に関する広報・啓発活動や犯罪や非行をした者の立ち直りを社会で支えている保護司、更生保護女性会、BBS会を始め、居場所づくりを通じた少年の立ち直り支

援活動に取り組んでいる少年警察ボランティアなどの民間協力団体がより効果的な活動が行えるよう支援を強化する。

特に、犯罪や非行をした者の立ち直りを中心的に担っている保護司が、活動しやすい環境をつくるため、保護司候補者に関する情報提供、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの円滑な設置運営、保護観察対象者等の社会復帰支援の連携等に向けた取組を、地方公共団体、経済界と手を携えて推進する。

また、更生保護女性会やBBS会、少年警察ボランティアといった民間協力団体がより有機的に連携し、効果的に活動が行えるよう支援する。

Ⅵ 再犯防止のため、国民にお願いすること

政府における上記の取組に加えて、社会における様々な分野において再犯防止に向けた取組を進めよう、政府一丸となった働き掛けを行う。

1 経済界

我が国の企業の中には、社会貢献の一環として、受刑者に対する職業訓練から刑務所内の作業の提供、出所後の雇用まで一貫したプログラムを提供している例も一部ではあるが存在する。こうした取組は諸外国に多くの例があり、特に英国では、企業による受刑者等への就労支援が社会貢献活動として評価され、積極的に行われている。

経済界に対し、犯罪や非行をした者の立ち直りを支える雇用先の拡大に向けて、政府と緊密に連携を図りながら、経済界を挙げて、犯罪や非行をした者を雇用することの社会的意義や支援策等について周知を図るとともに、積極的な雇用の推進に取り組んでもらえるよう働き掛ける。

2 地方公共団体

地方公共団体に対し、団体における独自の活動として進められている犯罪や非行をした者に対する就労・住居支援を始めとする再犯防止に向けた取組や、一部の都道府県警察において進められている非行少年の居場所づくりを通じた立ち直り支援、少年補導等非行少年を生まない社会づくりに向けた新たな取組を参考に、各地方において、犯罪や非行をした者の雇用、支援体制の構築、国の活動と連携した広報・啓発体制の強化に取り組むとともに、再犯防止のために地域で活動する民間協力者に対する支援を充実してもらえるよう働き掛ける。

3 国民

あまねく国民に犯罪や非行をした者を社会で受け入れる必要性等について理解を求め、一人一人の立場に応じて、再犯防止に向けた活動に直接・間接的に参加・協力してもらえるよう働き掛ける。

Ⅶ おわりに

再犯防止は簡単ではない。しかし、絶対にあきらめてはいけない。

「犯罪に戻らない・戻さない」という決意の下、「世界一安全な国、日本」の実現に向けて、犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れること（RE-ENTRY）が自然にできる社会を目指し、国民各位の御理解と御協力を切にお願いする。

宣言: 犯罪に戻らない・戻さない ～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を成功させるためには、「世界一安全な国、日本」の構築が不可欠。
刑務所出所者等の再犯防止対策は重要な課題。

出所者等の「仕事」と「居場所」の確保は再犯防止のカギ。政府一丸となった取組と国民の理解・協力が不可欠。

目標 犯罪や非行をした者を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れる(RE-ENTRY)ことが自然にできる社会にする

1 2020年までに出所者等の事情を理解した上で雇用している企業の数を3倍にする。

➡ 犯罪や非行をした者がより多くの企業で雇用され、立ち直れる社会へ



2 2020年までに帰るべき場所がないまま刑務所から社会に戻る者の数を3割以上減少させる。

➡ 犯罪や非行をした全ての者の社会での居場所が確保され、立ち直れる社会へ



※ 従前よりも、1により700人の再犯が、2により300人の再犯がそれぞれ防止される(試算)

現状 一部の中小企業や保護司等の民間協力者が、社会で出所者等を受け入れ、支えている

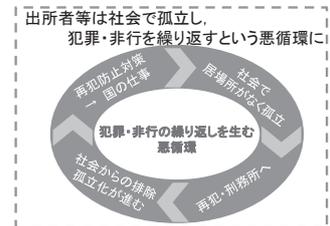
■ 出所者等の事情を理解した上で雇用している企業の伸び悩み

314社(H22.4.1) → 472社(H26.4.1)

保護観察終了時、無職だった者の再犯率は、仕事に就いていた者の4倍

■ 刑務所等から出所したものの、帰るべき場所がない者が6,368人

再入者のうち、出所時に適当な帰る場所がなかった者の約55%は1年未満で再犯



「宣言: 犯罪に戻らない・戻さない」に基づく取組の概要

受刑者や非行少年が抱える問題 (保護司アンケート(平成24年版犯罪白書を基に作成))

仕事	居場所
<ul style="list-style-type: none"> 粘り強さや対人関係能力等の資質に問題がある 求人・雇用情報や自分の問題に合った公的支援を見つけない 基礎的な学力や仕事上求められる技能・技術が不足している 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の資質に問題があり家族のもとに住み続けられない 家族の側に問題があり家族のもとに住み続けられない 保証人や契約時に必要なお金がないため入居を断られる
<p>社会復帰に向けた指導・訓練</p> <p>社会のニーズに合った職業訓練・指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材不足が顕在化している業種において求められる技能・資格等を習得させるための職業訓練・指導の充実 基礎学力や高等学校卒業程度認定試験の合格率向上に向けた教科指導の充実 <p>職業観や社会常識の付与</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業観やマナー等社会人として求められるスキルの習得 <p>出所後のスムーズな社会適応を目指した指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 刑事施設等における高齢・障害のある受刑者等に対する身体機能や生活能力の維持・強化のための指導及び支援の充実 	<p>求人・求職のマッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ハローワークを通じた求人・求職のマッチングの更なる強化 刑務所等収容段階では、1人1人の特性に応じて、就労に向けた支援を行うとともに、出所後も職場定着に向けた支援を行うなど、寄り添い型の援助を行う体制整備 <p>自立が難しい受刑者等のシームレスな支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 矯正施設・保護観察所・地域生活定着支援センター等が連携して、生活環境の調整、支援を刑務所等収容中から社会復帰後まで切れ目なく実施できる体制の整備・充実
<p>国・地方公共団体における雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 国(法務省、厚生労働省)における保護観察対象少年の雇用事例を参考に、国・地方公共団体における雇用の展開 <p>社会での一時的な居場所の確保・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 更生保護施設の機能強化や自立準備ホーム等の拡充 <p>出所者等の相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 出所者等に対する公的支援に関する情報提供や、生活上の悩み等の相談・助言を受けることができる体制の充実 <p>ソーシャルビジネスとの連携</p>	<p>社会における居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 出所者等を雇用しやすくなるための経済的支援策等の拡充 企業が安心・継続的に出所者等を雇用できるサポート体制の構築

広報・啓発 ～社会を明るくする運動の強化～

社会を明るくする運動(主唱・法務省)を政府全体の活動として力強く展開する。

- 再犯の実態や対策の必要性等に関する広報・啓発活動を戦略的に進める。
- 再犯防止活動の関係者が相互に情報交換し、交流する。活動が広がる。

経済界

出所者等の雇用先の拡大

政府と緊密に連携を図りながら、経済界を挙げて、出所者等を雇用することの社会的意義や支援策等について認識の共有を図るとともに、出所者等の積極的な雇用の推進に取り組む。



地方公共団体

出所者等の円滑な社会復帰に向けた支援体制

出所者等に対する就労・住居支援を始めとする再犯防止に向けた独自の取組を行う地方公共団体の先進事例や関連施策等に関し、全国的に情報を共有し、それぞれの支援体制や広報・啓発体制を強化する。

国民

再犯防止活動への理解・協力

出所者等を社会で受け入れる必要性等について理解をした上で、再犯防止活動に直接・間接的に参加・協力する人が増える。

8. 薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策

～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～

〔平成28年7月12日〕
犯罪対策閣僚会議決定

1 はじめに ～直面する2つの課題～

平成26年12月、犯罪対策閣僚会議において、宣言「犯罪に戻らない・戻さない」を決定した。

犯罪が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」を実現するため、ひとたび犯罪や非行をした者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会の構築に向けて、様々な取組を進めてきた。

宣言決定から1年半が経過した現在、犯罪や非行をした者を実際に雇用いただいている協力雇用主の数は大幅に増加し、また、長い間減少傾向にあった保護司の数が増加に転じるなど、犯罪や非行からの立ち直りを支える民間の方々の支援の輪は着実に広がりつつある。

しかしその一方で、立ち直りに様々な課題を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の多くは、刑事司法と地域社会の狭間に陥り、必要な支援を受けられないまま再犯に及んでいる。

○安全・安心な暮らしを脅かす薬物犯罪

覚せい剤取締法違反による検挙者は毎年1万人を超え、近年、検挙者数が増加している。薬物使用者による重大な死傷事故等も発生しており、薬物犯罪は安全・安心な暮らしを脅かすものである。

薬物事犯者の多くは、犯罪者であると同時に薬物依存の問題を抱える者でもあり、薬物事犯で受刑した者については、毎年6,000人以上の者が刑務所で薬物依存離脱指導を受けている。他方、社会の中では、4,000人以上の薬物事犯者が保護観察を受けているものの、指導に当たる保護観察官が不足しているため、薬物再乱用防止プログラムを受けた者は、およそ1,400人と、その4割にも満たない。また、薬物依存に関する治療や専門的支援を行う医療・保健・福祉機関の数が大幅に不足していることなどから、薬物事犯で保護観察を受けている者のうち、医療機関等による治療や支援を受けた者は、わずか207人とどまっている。

薬物事犯者の再犯率は高く、薬物事犯により受刑した者の約半数は出所後5年以内に再び刑務所へ戻ってきている。

○高齢者犯罪の増加と受刑者の高齢化等

高齢社会の進展とともに65歳以上の高齢者による犯罪も最近20年間で増加しており、平成26年には、4万7千人以上の高齢者が検挙されている。刑務所に収容される受刑者の数が近年減少傾向にある中で、高齢受刑者の数は増加を続け、平成26年には、受刑者の高齢者率が初めて10%を超えるなど、受刑者の高齢化も急速に進んでいる。また、高齢受刑者の約55%は万引き等の窃盗によるものであるが、その多くは再犯者でもある。

全国の刑務所では、高齢受刑者を始め、身体能力・知的能力・理解力の低下や障害により、刑務作業や日常生活上の指導に多くの時間と労力を要する者や歩行・食事等の日常的な動作全般にわたって介助、リハビリ等を必要とする者等^{※5}が増える一方、バリアフリー化等の最低限の環境も十分に整っていない中、刑務官が、こうした医療・福祉的な処遇を担っている。また、高齢受刑者や障害のある受刑者の中には、親族等との関係が疎遠であるなどのため、帰るべき場所のない者が少なくない。

※5 高齢受刑者のうち、認知症傾向のある者はおよそ17%で、1100人程度収容されていると推計される（平成27年・法務省調査）

こうした者の再犯を防止し、社会復帰を支援するには、刑務所に限らず、刑事手続の各段階において、支援を必要とする者を病院や福祉機関等につなげることが重要であるが、刑事司法関係機関と福祉機関等との連携は十分とはいいがたく、適切な支援を受けられないまま、万引きなどの罪を犯して再び刑務所へ戻る者が跡を絶たない。

2 立ち直りを支えるネットワーク構築の必要性

立ち直りに多くの困難を抱える薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の再犯防止を一層進めるためには、従来の対策を加速するとともに、刑事司法と地域社会をシームレスにつなぎ、官民が一体となって“息の長い”支援を行うことが必要である。

そこで、次の3つの柱からなる取組を進め、2020年を目途に、全国各地に薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の立ち直りを支えるネットワークが構築されていることを目指す。

I 薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療等を一貫して行う

【取組の概要と目指す姿】

薬物依存の問題を抱える者の再犯防止と社会復帰に向けて、刑務所や少年院、保護観察所による指導と地域の依存症治療拠点機関等の医療機関による治療等とを一貫して提供する地域支援体制を全国に構築する。

このような取組により、薬物依存の問題を抱える全ての保護観察対象者等が、個々の状況に応じた必要な専門的指導や医療機関による治療等を受けられるようにする。

【具体的な取組】

(1) 矯正施設及び保護観察所による一貫性のあるプログラムの実施

全国の矯正施設と保護観察所において、海外でも一定の効果が認められている認知行動療法に基づく薬物依存離脱指導・薬物再乱用防止プログラムを実施するとともに、矯正施設におけるプログラムの受講状況等に関する情報について適切に保護観察所と共有を図るなどして指導内容を一貫させ、その充実を図る。

また、矯正施設や保護観察所における指導者の育成・確保、教材の開発等を外部専門家等の知見も活用しながら進める。【法務省】

(2) 薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備

- モデル的に実施している依存症治療拠点機関における成果をもとに、薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備を図るとともに、全国拠点機関を中心とした調査研究を推進する。【厚生労働省】
- 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターや関連学会における研修を通じ、認知行動療法の手法を用いた回復プログラムを実施することのできる医療従事者を増やすとともに、各自治体の精神保健福祉センターにおいて当該プログラムを実施し、その普及を図る。【厚生労働省】
- 精神保健福祉センターや保健所による相談支援、依存症回復施設職員に対する研修や、家族向けの心理教育プログラムを実施するとともに、依存症に関する普及啓発を始めたとした依存症者の生活を支える支援を行う。【厚生労働省】
- 保護観察所が薬物依存症の治療拠点となる医療機関と連携して医療と一体的な指導をすることができるよう、必要な体制の整備を推進する。【法務省】

Ⅱ 地域社会とつながった指導・支援を刑事司法の各段階において行う

【取組の概要と目指す姿】

犯罪をした高齢者・障害者等の再犯防止と社会復帰に向けて、福祉サービスや医療等の支援を必要とする者については、警察、検察、矯正、保護といった刑事司法の各段階において、適切にこれら支援を受けることができるよう福祉・医療機関等につなげる取組を推進する。

さらに、より円滑な社会復帰のため、刑事司法関係機関が、地域の安全・安心を守る拠点であることへの地域社会の理解と協力を得ながら、地域社会とつながった指導・支援を充実させる。

このような取組により、立ち直りに福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者・障害者等が、刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に必要な支援を受けられるようにする。

【具体的な取組】

(1) 刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実

- ・ 犯罪をした高齢者・障害者等のうち、福祉サービス等の支援が必要な者を適切な時期に福祉サービス等につなげられるよう、刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実を図る。【法務省】

また、矯正施設に収容されている高齢者・障害者等のうち、特に自立が困難な者については、引き続き、特別調整（矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して、釈放後の福祉サービスの受給に向けた調整を行うこと）を着実に実施する。【法務省・厚生労働省】

- ・ ストーカー加害者について、個々の問題性を踏まえ、警察官が地域精神科医療等から加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等と連携しながら、更生に向けた働き掛けを行う取組を推進する。【警察庁】

(2) 高齢化等の環境変化に対応した刑務所等の処遇の展開

- ・ 高齢化等の環境変化に対応した刑事司法関係施設の環境整備を推進する。【法務省】
- ・ 矯正施設において、出所後のスムーズな社会適応に向けた指導等を、地域の企業・関係団体と連携して実施する“地域支援のネットワーク”の構築を進める。【法務省】
- ・ 健康上の問題を抱える高齢受刑者等に適切に対応できるよう、地域の医療機関との連携強化や、矯正施設で勤務する医師の確保を含む医療体制の充実を図る。【法務省】
- ・ 矯正施設収容段階から地域社会での作業に従事させることなどを通じて、社会適応に必要な技能等を修得させる“地域に学び、地域を支える”場の創設を進める。【法務省】
- ・ 矯正施設が、地域社会から理解され、支えられる存在となるため、地域社会の安全・安心を守る施設として、地域の防災拠点及び地域住民の避難場所となり得る矯正施設の耐震化を実現するとともに、防災設備・資機材の整備を含む防災対策を推進する。【法務省】

Ⅲ 立ち直りに向けた“息の長い”支援に取り組む民間の活動を推進する

【取組の概要と目指す姿】

薬物依存者や犯罪をした高齢者・障害者等の立ち直りのための継続した支援を官民一体で推進するため、帰るべき場所のない者の社会復帰の拠点となる更生保護施設の体制等の強化を図るとともに、地域において再犯防止や立ち直り支援のための活動に取り組む保護司、協力雇用主、少年警察ボランティア等の民間協力者に対する支援を強化する。

このような取組により、刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現する。

【具体的な取組】**(1) 更生保護施設の人的体制の強化と通所による“息の長い”処遇の実施**

- ・ 全国各地の更生保護施設において、薬物依存者や高齢者・障害者を始めとする帰るべき場所のない出所者等の受入れや処遇機能を強化するため、人的体制を強化する。【法務省】
- ・ 更生保護施設からの退所後も通所により必要な指導・支援を受けられる取組など“息の長い”処遇の全国展開を推進する。【法務省】

(2) 再犯防止や立ち直りのための“息の長い”支援に取り組む民間協力者への支援の強化

- ・ 地域社会における保護司の活動拠点となる“更生保護サポートセンター”の円滑な設置運営のために必要な支援の充実を図る。【法務省】
- ・ 犯罪や非行をした人をその事情を理解した上で雇用している協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度や更生保護就労支援事業等の各種支援制度の充実を図る。【法務省、厚生労働省】
- ・ 居場所づくり等を通じた少年の立ち直り支援活動に取り組んでいる少年警察ボランティア等について、“立ち直り支援ボランティア・リーダーシップ研修会”の開催等その活動を支援する取組を推進する。【警察庁】
- ・ 再犯防止の重要性や民間協力者の方々の活動の意義に対する社会的な理解、評価を高めるため、“社会を明るくする運動”など再犯防止や立ち直り支援に関する広報・啓発活動及び表彰を積極的に推進する。【法務省】

3 対策の目標

本対策に掲げる取組を総合的に推進することにより、「刑務所出所者等の2年以内再入率を平成33年までに20%以上減少させる」^{※6}という数値目標の達成を確実なものとし、犯罪が繰り返されない、国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な国、日本」の実現に寄与する。

※6 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月・犯罪対策閣僚会議決定)による

薬物依存者・高齢犯罪者等の再犯防止緊急対策

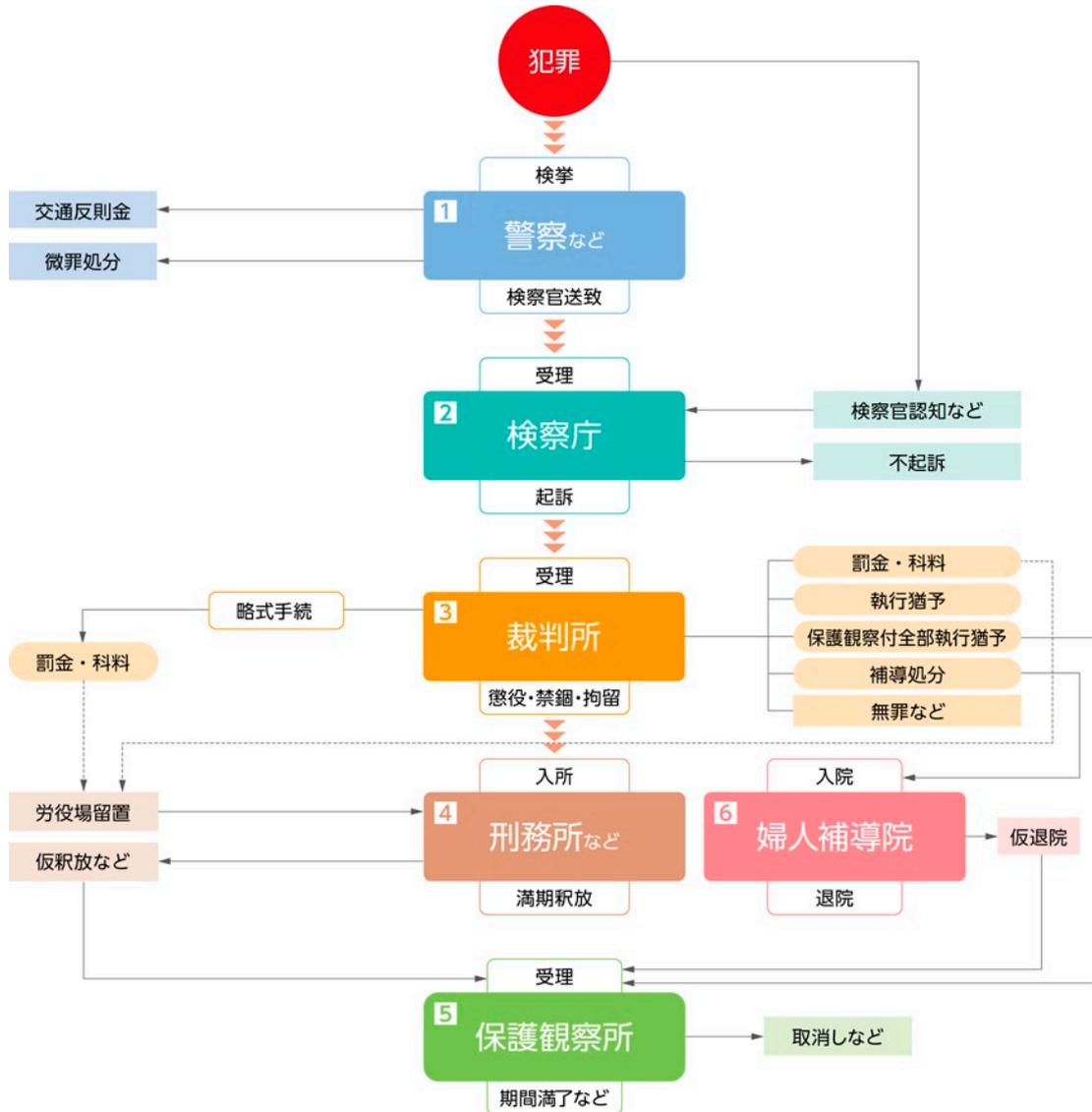
～立ち直りに向けた“息の長い”支援につなげるネットワーク構築～

安全・安心な暮らしを脅かす薬物犯罪の増加、高齢者犯罪の増加と受刑者の高齢化。刑事司法と地域社会の狭間で、必要な支援を受けられないまま再犯に及ぶ者の存在。

2020年を目途に、全国各地に薬物依存者や高齢犯罪者等の立ち直りを支えるネットワークを構築

<p>薬物依存者</p>	<p>薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療等を一貫して実施</p>
<p>矯正施設・保護観察所による一貫性のあるプログラムの実施</p> <p>認知行動療法に基づく薬物依存からの回復に向けたプログラムの実施、処遇情報の共有等による指導の充実、指導者の育成・確保を推進。保護観察所の指導体制の整備を推進。</p>	<p>薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備</p> <p>依存症治療拠点機関等におけるモデル事業の成果をもとに、薬物依存症の治療拠点となる医療機関の全国的な整備を推進。</p>
<p>▶ 薬物依存の問題を抱える全ての保護観察対象者等が、薬物依存からの回復に必要な専門的な指導や医療機関による治療等を受けられるようにする。</p>	
<p>高齢犯罪者等</p>	<p>地域社会とつながった指導・支援を刑事司法の各段階において実施</p>
<p>刑事司法関係機関における福祉・医療機関等との調整機能の充実</p> <p>犯罪をした高齢者・障害のある者等を、適切な時期に福祉サービス等につなげられるよう、警察、検察庁、矯正施設、保護観察所等の刑事司法機関と福祉関係者の連携を強化。</p> <p>高齢化等の環境変化に対応した刑務所等の処遇の展開</p> <p>高齢化等に対応した刑事司法関係施設の環境整備を推進。矯正施設と地域の企業・関係団体とが連携した指導・支援等を行う地域支援ネットワークを構築。刑務所等収容段階から地域社会での作業等に従事させ、社会適応に必要な技能等を修得させる場の創設を推進。</p>	<p>▶ 立ち直りに福祉サービスや医療等の支援を必要とする高齢者・障害者等が、刑事司法のあらゆる段階を通じ、適切な時期に支援を受けられるようにする。</p>
<p>民間活動</p>	<p>立ち直りに向けた“息の長い”支援に取り組む民間活動の推進</p>
<p>更生保護施設の人的体制の強化と通所による“息の長い”処遇の実施</p> <p>更生保護施設の人的体制の強化による受入れや処遇機能の強化 施設退所後も、通所により必要な指導・支援を受けられる“息の長い”処遇の全国展開</p> <p>再犯防止や立ち直し支援の活動に取り組む民間協力者への支援の強化</p>	 <p>更生保護施設を視察し、入所者に声を掛けられる安倍総理大臣（H27.12）</p>
<p>▶ 刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現する。</p>	

9. 成人による刑事事件の流れ



① 警察など

警察などが犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則としてすべて検察官に送致されます。

② 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。

また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

③ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、懲役、禁錮、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

④ 刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤ 保護観察所

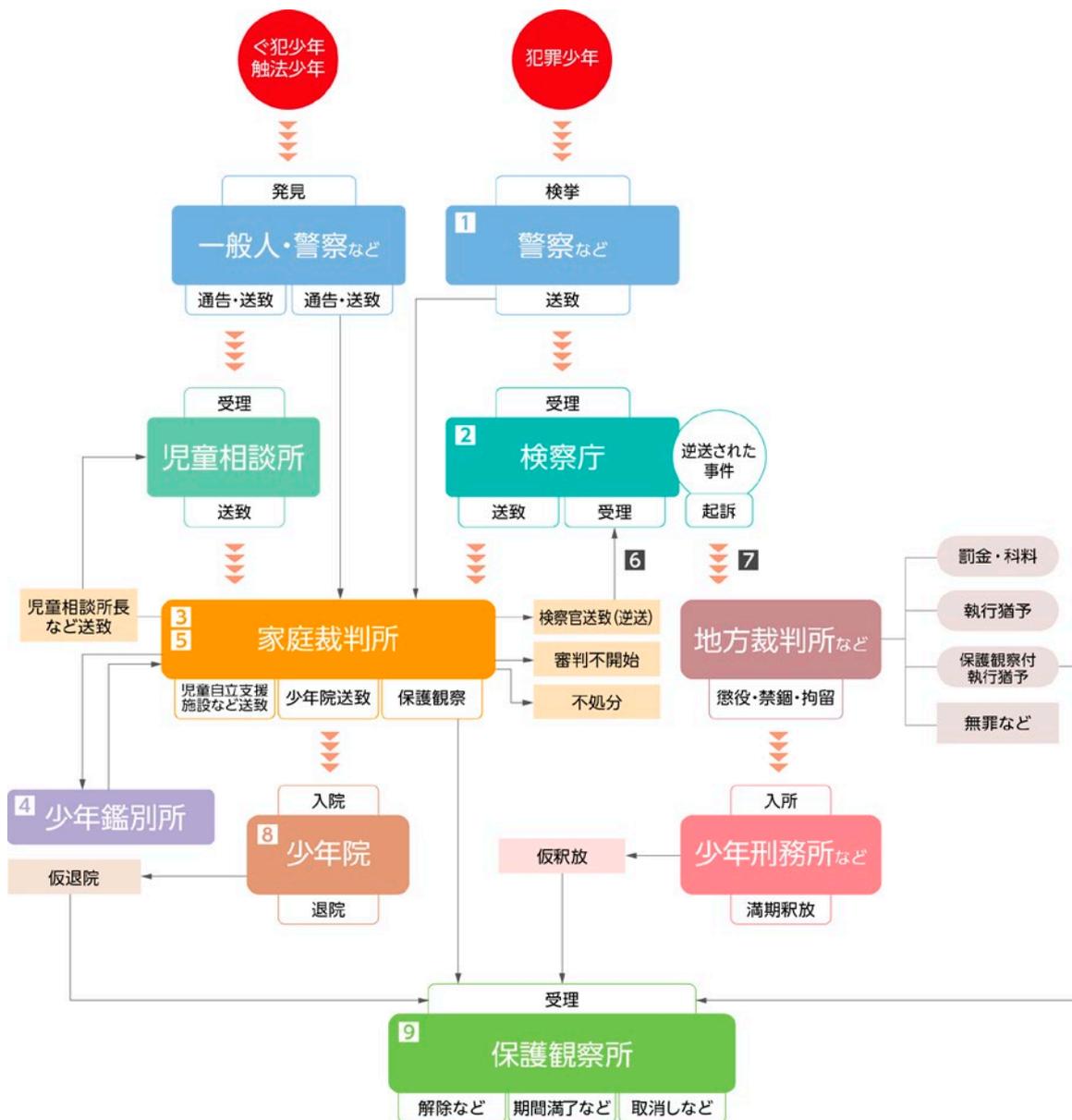
受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

⑥ 婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

10. 非行少年に関する手続の流れ



① 警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

② 検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があって、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③ 家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

⑤ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認めないなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

⑥⑦ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧ 少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

⑨ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

令和元年版再犯防止推進白書を
手に取ってくださった皆さまへ

あなたの“声”をお聞かせください！

再犯防止推進白書をご覧いただき、ありがとうございます。



法務省公式Twitterでは、
白書を読んだご意見・ご感想などについて
アンケートを実施しています。
ご協力をよろしくお願いいたします。



【法務省twitter】

皆さまの“声”は、貴重なご意見として
今後の取組の参考にさせていただきます。

法務省公式Twitterでは、法務省のさまざまな取組をご紹介したり、
再犯防止に関するイベントの開催情報などをご案内しています。

この機会に、ぜひフォローしていただき、
「いいね」やリツイートをするなど、
情報発信にもご協力ください。



また、皆さまから、ご家族やご友人にも、
協力の輪を広げていただきますよう、
お願いいたします。

安全・安心な社会の実現に向けて
皆さまのご協力をお願いいたします



更生ペンギンのサラちゃん
(更生保護マスコットキャラクター)

保護局Twitterも見てね♪



更生ペンギンのホゴちゃん
(更生保護マスコットキャラクター)

